

令和元年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和元年11月25日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和元年11月25日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第100号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第101号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第102号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第103号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第104号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第105号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第106号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第107号 損害の賠償について
- 日程第11 議第108号 損害の賠償について
- 日程第12 議第109号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第67号 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算
の認定について（継続）
- 日程第14 議第68号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及
び決算の認定について（継続）
- 日程第15 議第99号 平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）
- 厚生
決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番 松村 太君
2番 徳川 禎郁君
3番 池田 芳隆君
4番 牛塚 孝浩君
5番 西 洋子君
6番 宮原 将志君
7番 塩見 寿子君

8番	高瀬堅一	君
9番	宮崎保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西信八郎	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人	君
副	市長	松田知良	君
監	査委員	井上祐太	君
教	育長	末次美代	君
総	務部長	迫田浩二	君
企	画政策部長	早田吉秀	君
市	民部長	丸本縁	君
健	康福祉部長	告吉眞二郎	君
経	済部長	廣田五浩	君
建	設部長	山下正純	君
総	務部次長	小澤洋之	君
財	政課長	植木安博	君
秘	書課長	永田勝巳	君
会	計管理者	瀬上雅暁	君
水	道局長	水野二郎	君
教	育部長	小林敏郎	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美	君
次	長	栗原亨	君

庶務係長 井上京子君
書 記 青木康德君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和元年12月第6回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。また、報告事項4番目の、教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付しております。この件につきましては、教育長から発言の申し出がっておりますので、議事終了後、発言を許可することといたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る11月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和元年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月18日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月25日開会、あす26日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、27日から12月2日まで休会、3日、4日一般質問、5日一般質問及び委員会付託、6日予算委員会、7日、8日休会、9日、10日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、11日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、12日から16日まで休会、17日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は11月28日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席において行い、質問時間は50分以内とし

ております。

なお、継続審査となっておりました議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に9番、宮崎保議員、10番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第3 議第100号から日程第12 議第109号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第100号から日程第12、議第109号までの10件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和元年12月第6回人吉市議会定例会の開催に当たり、発言の機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

全国的に子供たちを取り巻く諸問題が取り沙汰される中、本市におきまして心温まる出来事がございました。それは、10月中旬に、下林町の国道219号で起きた自動車事故に遭遇した下校途中の中学生数人が、年配の運転手を救助して後部座席へ移し、救急車を待つ間、事故車両周辺の安全誘導を行ったというものでした。このことは、後日、中央消防署から学校へのお礼の連絡で、第二中学校の3年生5人であったことが判明したのですが、大人でもためらうような事故現場において、人命を守ることと道路交通への配慮を瞬時に判断し、5人で適切な行動に至ったことをお聞きし、とても感動をいたしました。これまで、地域学校協働本部事業等を通して地域の皆様に長年見守っていただいた子供たちが、このように成長し、自分たちが暮らすまちに貢献をしてくれたことに、この子供たちにはもちろんのこと、日ごろから温かい眼で子供たちを見守りいただいている全ての地域の方々にも心から感謝を申し上げたいと存じます。

この秋、日本で開催されましたラグビーワールドカップ2019日本大会は、世界最高峰のプレーを間近に楽しむだけではなく、勝利に向けた飽くなき闘争心とボールをつなぐひた向きのプレー、そして、試合終了後に激しくぶつかり合った者同士が健闘をたたえ合う姿に多くの方が感動されたものと思います。特に日本代表には、さまざまな文化を持つ選手たちが、ワンチームとして厳しい練習で磨いてきた戦術と高い精神力をもって強豪国に挑み、堂々と競い合った末につかんだ勝利に、誰もが魂が震え、惜しめない拍手を送ったのではないでしょう。

私たちは、日ごろから職場や地域といった組織やコミュニティの中で暮らしながら、難しい課題や困難な問題に直面することがありますが、心を一つにして考え、行動するならば、可能性が無限に広がることに改めて気づかされるなど、日本中が、夢と感動を与え、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するという、スポーツが持つ意義に包まれた1カ月半でありました。

そのワールドカップが開催されている最中、10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方において、記録的な豪雨災害と甚大な被害をもたらしました。福島県を初め6県では、140カ所にわたり河川の堤防が決壊し浸水被害が、また、宮城県ほか19都県では、950件を超える土砂災害が発生するなど、人的被害や住家等の物的被害が各地で拡大する中、98人の方々の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々の安らかなる眠りをお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々へ、心からお見舞いを申し上げます。

国におきましては、早急に激甚災害、非常災害の指定を行い、被災者生活再建支援法が、千葉県を初め8県に適用されるなどの対策が講じられたところでございますが、一刻も早い復旧・復興と、被災された方々の生活再建が進むことをお祈りいたします。

風水害における防災対策は、球磨川が流れる本市におきましても重要な課題であり、本年度から球磨川水害タイムラインの運用を開始しているところでございます。

しかしながら、全国各地で、本川はもとより支川の氾濫や土砂災害に伴う大規模災害が発生している現状から、球磨川本川、支川においても、同時に起こり得る複数の災害に対する行政の事前行動計画を策定する必要性を強く認識しておりまして、今月1日に、人吉市マルチハザードタイムラインの策定に向けた第1回検討会を開催いたしました。

この検討会は、東京大学大学院客員教授松尾一郎氏を座長とし、国土交通省八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、熊本地方気象台、熊本県及び本市で構成しておりまして、今回は万江川など防災上の重要箇所を視察し、本市の現状と課題等を確認いたしました。全国で初めての取り組みではありますが、今後、検討や協議を重ね、来年2月をめどに、人吉市マルチハザードタイムライン試行版を完成させ、来年度からその運用を開始し、風水害等におけるさらなる防災体制の強化を図ってまいります。

市庁舎移転建設関係でございますが、前年度から新市庁舎建築本体工事等の入札不調・不
落が続いておりましたが、本年度に実施した3回目の入札手続を経まして、三井住友・丸昭
特定建設工事共同企業体との仮契約の締結に至ったところでございます。市議会並びに市民
の皆様には、入札等のおくれにより御心配をおかけし、市庁舎機能が分散する期間をさらに
延伸するなど、大変御不便をおかけすることになりました。今後は、本契約を締結し、災害
対策機能を十分に発揮できる防災拠点としての総合庁舎の実現を強力に推し進めてまいりま
すので、市議会におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

第6次人吉市総合計画関係でございますが、去る10月11日、本計画の策定について、人吉
市総合計画策定審議会に、また、第2次人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につ
いては、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会にそれぞれ諮問いたしました。

総合計画策定審議会においては、「都市基盤・産業」、「教育文化・行政」、「福祉健
康・環境安全」の3部会を設置していただき、本計画の策定方針、本市の人口動態や社会潮
流についての現状認識、まちづくりの理念や目指すべき将来都市像といった基本構想部分か
ら基本計画に至るまで、さまざまな角度から活発に議論していただいております。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会では、本計画における、本市に仕事をつ
くり安心して働けるための施策や本市に新しい人の流れをつくる施策などについて、深く議論
をいただいているところでございます。今後は、さらに多くの意見を反映するためパブリッ
クコメントを実施し、市民の方々の御意見を集約した後に、来年2月をめどに、それぞれの
審議会から答申をいただくこととしております。

川上哲治生誕百年記念事業でございますが、今月23日、石野公園において、蒲島郁夫熊本
県知事にも御出席いただき、川上イヤーの幕開けを飾るオープニングセレモニーを開催し、
あわせて記念事業の第1弾となる「川上哲治氏の偉業を伝える企画展」を開始しました。

企画展は、背番号「16」のユニフォームやトロフィー、写真などを展示し、郷土の偉人でも
ある川上氏の生い立ちからプロ野球選手及び監督としての往年の活躍とプロ野球史にさん
然と輝く足跡を、本市の魅力と織り交ぜながら紹介することとしており、当日から多くの皆
様に御来観いただいたところでございます。また、来月8日には、人吉市カルチャーパレス
にて、往年の巨人軍選手である王貞治氏、末次利光氏などをお招きし、V9戦士記念トーク
ショーの開催を予定しており、川上氏の監督像や人柄から、現代にも通じるお話が聞けるこ
とを私も楽しみにしているところです。

そのほか、小学生から社会人までの各クラスによる記念野球大会、少年野球教室や、シニ
アを対象とした生涯野球大会の創設など、盛りだくさんのイベントを開催する予定としてお
り、県や読売グループ各社の御協力を賜りながら、郷土が生んだ「打撃の神様」川上哲治氏
の偉大な功績を顕彰するとともに、川上イヤーを通してにぎわいを創出してまいります。

球磨川流域の治水対策でございますが、球磨川治水対策協議会の第4回整備局長・知事・

市町村長会議が今月13日に開催されました。今回の会議では、引堤、河道掘削等、堤防かさ上げ、遊水地、ダム再開発、放水路の中心対策案と補完対策案を組み合わせた10案が示されたところです。本市といたしましては、今回示された10案の内容について、関係各位と議論を深めていくとともに、引き続き、国、県、流城市町村と一体となって球磨川流域の治水対策に取り組んでまいります。

ふるさと納税でございますが、本年度は、返礼品を出品されている生産者や事業者等とともに連携を深め、モノだけではなくヒトを通して本市の魅力を伝えるべく、内容を大幅にリニューアルしたパンフレットを作成し、東京織月会総会などの機会を捉え、これまで以上にPR活動を行っているところです。現在の状況については、11月20日現在で、寄附件数が6,428件、寄附額は1億3,364万円となり、前年度の同時期と比較して、寄附件数では55%の増、寄附額では25%の増で推移しております。ふるさと納税は、これから師走にかけて一年で最も寄附がふえる時期を迎えますので、昨年度寄附をいただいた方に寄附金の使途に関する報告書の送付を行うなど、全国の自治体の中から本市を選んでいただけるよう、さらにPRに努めてまいります。

マイナンバーカード関係でございますが、国は、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用に向け、円滑な取得、更新の推進を図ることとしています。本市では、今月から来年2月までの間、毎月1回、日曜日に開庁し、マイナンバーカードの取得やオンラインによる申請手続の支援などを実施することにしております。今後もマイナンバーカードの円滑な取得促進に向け、計画的な取り組みを進めてまいります。

高齢者福祉関係でございますが、地域包括支援センター業務の委託につきましては、委託基本方針、公募型プロポーザル実施要領を定め、10月1日から公募を行いましたところ、社会福祉法人人吉市社会福祉協議会の一者から参加申込書及び運営計画提案書の提出がありました。審査の結果、同協議会を受託候補者として決定したところでございます。今後は契約に向けた協議を行い、12月上旬には委託契約を締結したいと考えております。

契約締結後は、高齢者との信頼関係を維持しながら、専門性を活かし、地域に密着したきめ細やかな支援を実施するセンター機能を円滑に移行できるよう、来年4月の業務委託に向けて、準備を進めてまいります。

農業振興関係でございますが、今月9日、10日の両日、第70回ひとよし産業祭が開催されました。今回は、初めて人吉クラフトパーク石野公園で開催しましたことから、出店ブースの配置、御来場者の動線や駐車場の確保などさまざまに心配しておりましたが、会場が道の駅ということもあり、市内外から多くのお客様に御来場いただき、これまでとはまた違った会場のにぎわいを感じたところでございます。開催に際し、実行委員会の皆様を初め、御協力いただきました企業や市民の皆様へ心から感謝申し上げます。

人・農地プラン関連事業でございますが、永野地区におきましては、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の拡大を抑制し、農地を保全するための受け皿となる営農改善組合の設立に向けた協議を、昨年から、地元農家の皆様とともに行ってまいりました。その結果、永野地区の農家の皆様の御尽力により、去る10月24日には永野地区営農改善組合を設立されたところです。今後は、同組合において県の農地集積等交付金を活用し、地域の中心となる担い手に農地の利用集積が進められますので、本市としましても、引き続き、球磨地域農業協同組合など関係機関と連携しながら持続可能な農業を推進してまいります。

畜産関係でございますが、平成30年8月以降、ASF（アフリカ豚コレラ）がアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入が警戒されております。国は、野生イノシシを介したウイルスの感染経路遮断対策として、野生動物侵入防護柵の整備を支援するASF侵入防止対策緊急支援事業を発表し、家畜伝染病の発生の予防を実効あるものにするために家畜伝染病予防法で定める飼養衛生管理基準を改正したところです。そのため、本市においてもその対応が急がれるところであり、市内の養豚農場への支援として、国や県の緊急支援事業に合わせて、農家負担分の一部を補助することで家畜伝染病の予防対策に努めてまいります。

商工振興関係でございますが、中心市街地活性化につきましては、さまざまな立場や考え方を関係者が互いに理解し合い、みずからの問題として捉え、地域住民や不動産オーナー、民間事業者などが一体となって解決策を導き出す視点が重要であると認識しております。この視点に基づき、本年度は、空き家、空き地等遊休不動産の有効活用による活性化手法として全国的にも注目されておりますリノベーションまちづくりを推進していくため、株式会社ワークビジョンズの西村浩氏をお招きし、人吉TMO主催による「リノベーションまちづくり実践ミーティング」を、3回にわたり開催します。今月18日に開催されました第1回目では、当事者意識を持つ実践人材によるチームが、今あるものを活用してエリア価値を高めることを目標に定め、まずは小さなエリアからスタートすることが大事であるとするリノベーションまちづくりの考え方について講演され、多くの参加者に共感いただきました。本年度は、実践ミーティングを通して、参加者とともに実践計画を作成してまいります。

観光振興関係でございますが、日本百名城人吉お城まつりにつきましては、去る10月31日の実行委員会全体会議におきまして、これまでの事業検証を踏まえ、平成20年度から本年度まで11回にわたり開催されました人吉お城まつりの歴史に幕を下ろすこととし、実行委員会の解散の決議がなされたところでございます。来年以降の人吉お城まつりにかわるイベントにつきましては、あす26日に、民間の方々を中心に新たに立ち上げられる予定の準備組織におきまして、市民の満足感やまちなにぎわいが創出できる手法を検討されることとなっております。本市としましても地域経済に寄与する「持続可能なイベントの創造」について、官民協働で取り組んでまいります。

土木関係でございますが、曙橋補修工事につきましては、事業の最終年度として、今月14

日に、下部工の補修工事に着工したところでございます。この補修工事は、インフラ施設である橋梁の長寿命化に資するものとして、本市の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の大規模修繕・更新補助事業を活用し実施しているところであり、工事終了後は、本市の球磨川上流部における道路運行の安全に大きく寄与するものと捉えております。

都市計画関係でございますが、街路事業として取り組んでおります都市計画道路下林願成寺線につきましては、平成29年度から工事に着工しております。本年度は一部水路の布設工事、歩道及び一部車道の舗装工事を実施しております。周辺にお住まいの方々や当該道路を利用される皆様には御不便と御迷惑をおかけしておりますが、事故のないよう安全に努めてまいりますので、さらなる御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

社会教育関係でございますが、来年5月6日に本市で開催されます東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、来月、組織委員会において聖火リレールートを発表することとされています。これを受けまして本市では、聖火リレーの準備に本格的に取り組むこととしており、今後、東京オリンピック開催の機運の高まりと合わせ、本市における聖火リレーが盛大に実施できるよう、組織委員会を初め熊本県実行委員会や実施市町村との連携を強化してまいります。

熊本県で今月30日から開催されます2019女子ハンドボール世界選手権大会につきましては、急遽、本市がキューバ共和国チームの事前キャンプ地として選定されました。キューバ共和国チームは、今月22日に本市に入り、29日までの間、本市及び山江村を会場として、大会に向けた最終調整を行うこととしております。対応としましては、歓迎行事やエクスカージョン等も予定しておりますが、大会直前の合宿ということで、選手のコンディション等に最大限配慮することをおもてなしの第一としていただいております。キューバ共和国チームの受け入れにつきましては、準備期間が短い中、県を初め人吉市ハンドボール協会、人吉商工会議所など多くの団体、関係者の方々に御支援と御協力いただいております。この場をおかりしまして心からお礼を申し上げます。

上水道事業関係でございますが、発掘調査のため事業を延期しておりました原城配水池の造成工事につきましては、現在、原城配水池敷地と市道城内原城線の境界のり面を補強する擁壁工事を実施しております。そのため、同市道の一部区間で片側交互通行を実施しており、近隣住民の方々や当該道路を利用される皆様には御迷惑をおかけしておりますが、工事の早期竣工に努めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。また、来年度から実施します上下水道料金徴収事務等に係る業務委託につきましては、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式による公募を行い、業者選定委員会の意見を踏まえ、委託先を決定したところでございます。今後は、来年4月からの料金徴収事務等が円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

次に、令和2年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

国は、人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩みなど、我が国が直面するさまざまな課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標とした「経済財政運営と改革の基本方針2019」を、去る6月21日に閣議決定をしています。令和2年度予算は、この基本方針を踏まえ、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

また、県は、平成30年8月に公表した「中期的な財政収支の試算」において、令和3年度から5年度までの間に、毎年度83億円から95億円の財源不足が生じることが見込まれるとしております。令和2年度の予算編成要領によると、予算の収支見通しについて、一般行政経費を対前年比95%で要求した場合でも10億円が不足するとしており、熊本地震からの復旧・復興に加え、熊本のさらなる発展につながる必要不可欠な取り組みを推進する中、熊本地震関連事業の県債償還が本格的に始まることも踏まえ、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めるとしてあります。

一方、本市におきましては、令和2年度は、現在策定しています第6次人吉市総合計画前期計画の初年度となり、新しいまちづくりを計画的に推進していくためにも重要な年度と捉えております。

しかしながら、ここ数年、財源不足を財政調整基金、減債基金で補う予算編成が続いており、この状況が続いていくなれば、1年先には基金がほぼ枯渇し、新しい事業の推進だけではなく、教育、福祉、子育てなどの市民生活を支える既存の基礎的な行政サービスさえも確保することができなくなることを危惧するところであります。そのためにも、人吉市行財政健全化計画に基づき、徹底した事務事業等の見直しを行うとともに、さまざまな地域課題の解決については市民団体や企業等との協働を推進し、事業構築に当たっては民間活力の活用を積極的に検討していくことが、引いては本市の新しいまちづくりに向けた基礎にもつながるものと考えています。そのようなことから、令和2年度予算編成に当たっては、人吉市行財政健全化計画のもとに大変厳しい状況下で進めることとなりますが、これまでの概念に捉われない抜本的な業務の見直しや歳入の最大限の確保、事業の圧縮を視野に入れ、この厳しい財政状況を乗り切らなければ本市の将来はないという強い覚悟を持って取り組みを進めてまいります。議員各位を初め市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

それでは、提案しております予算案、案件議案について概要を御説明いたします。

議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億8,412万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億4,244万9,000円とするものです。

議第101号令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、保険給

付費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億2,049万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,050万3,000円とするものです。

議第102号令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、平成30年度後期高齢者健康診査経費の精算に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,665万円とするものです。

議第103号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、人件費に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億5,809万2,000円とするものです。

議第104号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、上下水道料金徴集業務事務室改築事業業務委託料に伴う補正を行うものです。収益的収入及び支出について、支出の営業費用を200万円増額し、支出予算総額を4億9,493万5,000円とするものです。

議第105号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人吉浄水苑等運転管理業務委託について、令和2年3月31日で契約期間が終了するため、令和2年度から3年間の複数年契約を行うための債務負担行為を設定するほか、上下水道料金徴収業務事務室改築工事などに伴う補正を行うものです。収益的収入及び支出については、収入の下水道事業収益を376万5,000円増額し、収入予算総額を11億1,848万5,000円とし、支出の下水道事業費用を383万3,000円増額し、支出予算総額を10億2,975万8,000円とするものです。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費を2万9,000円増額し、支出予算総額を4億8,849万7,000円とするものです。

議第106号工事請負契約の締結についての案件は、人吉市庁舎建設工事につきまして、条件付一般競争入札の結果、三井住友・丸昭特定建設工事共同企業体が40億6,890万円で落札しましたので、工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決をお願いするものです。

議第107号損害の賠償についての案件は、平成30年11月7日午後8時5分ごろ、人吉市総合福祉センターにおいて開催された高齢者虐待防止に関する研修会の参加者が、研修会終了後、駐車場に向かって市有地内の通路を歩行中、通路横の側溝に転落し負傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

議第108号損害の賠償についての案件は、令和元年8月30日午前11時45分ごろ、人吉市立大畑小学校内において、刈払機を使って花壇周辺の雑草処理を行った際に、来客用駐車場に駐車してあった乗用車のバックドアガラスに飛び石が当たり、ガラスを破損した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

議第109号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての案件は、丸本縁氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、案件議案について概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、8款土木費、2項道路橋梁費、地方道路等整備事業（青井西間線用地取得費）1,113万2,000円は、新市庁舎建設事業の環境整備として取り組みます道路改良における用地補償費でございますが、土地価格及び工作物等の補償費に関する交渉に不測の日数を要し、年度内での用地補償契約の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助（農業用施設災害復旧事業）1,700万円は、矢黒地区における農道災害復旧工事でございますが、災害査定後の工事施工となりますことから、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助（公園施設災害復旧事業）1,002万5,000円は、村山公園及び石野公園における災害復旧工事でございますが、先ほどの農道災害復旧工事同様に、災害査定後の工事施工となりますことから、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

その下になります。第3表債務負担行為補正の追加でございますが、市議会会議録作成等業務委託料から、6ページになりますが、学校給食配送等委託料までの14件につきましては、令和2年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為・入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。なお、5ページの上から3件目の、広報配布等行政事務委託料につきましては、令和2年度から実施予定の会計年度任用職員制度に伴い、町内嘱託員が廃止されるため、広報配布等の行政事務について委託を行うもので、その準備作業を含め債務負担行為を設定するものでございます。

また、6ページの上から5行目の、小学校プログラミング教育用タブレット端末リース料につきましては、来年度からの小学校におけるプログラミング教育完全実施に向けたタブレット端末リースに要する経費でございますが、この経費につきましては5年リースで取り組むこととしており、債務負担行為を設定するものでございます。

その下でございますが、東京2020聖火リレー出発式会場設営委託料につきましては、令和2年5月に予定をされております東京2020聖火リレーにおいて、本市が熊本県における第1

日目の出発地となっておりますことから、会場設営等の入札準備を令和元年度中に進めるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下でございます。債務負担行為補正の変更でございますが、福祉総合システムリース料につきましては、入札に伴います金額の確定により、限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正は、追加が1件、変更が4件の合計5件でございます。

まず、追加でございますが、自然災害防止事業債は、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業における県営事業負担金に対する起債でございまして、充当率が100%の130万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。農業基盤整備事業債から現年発生補助災害復旧事業債までの4件は、事業費の増減に伴い、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。一番上からになります。1款市税、1項市民税、1目個人1,924万3,000円の増額補正は、市民税（個人所得割）の令和元年度現年課税分の決算見込みによる増でございます。1つ飛びまして、一番下のところになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,240万1,000円の増額補正は、1節社会福祉費負担金における自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金の増などがございます。

11ページをお願いいたします。中ほどからになります。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,795万8,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業などに対する子ども・子育て支援交付金の増が主なものでございます。

1つ飛びまして、4目土木費国庫補助金945万円の減額補正は、公園施設改修に対する社会資本整備総合交付金の内示に伴う減でございます。

12ページをお願いいたします。中ほどのところになります。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,559万円の増額補正は、国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金の増などがございます。

その下になります。2項県補助金、2目民生費県補助金1,589万6,000円の増額補正は、13ページの一番上のところになりますが、2節児童福祉費補助金の、市内10カ所の学童クラブに対する放課後児童健全育成事業費補助金の増が主なものでございます。

1つ飛びまして、9目災害復旧費県補助金1,105万円の増額補正は、本年7月の梅雨前線豪雨により被災いたしました矢黒地区の農道災害復旧事業に対するものでございます。

一番下になります。16款財産収入、2項財産売却収入、3目有価証券売却収入645万円の増額補正は、本市が保有しております株式会社人吉球磨林業機械センターの有価証券129株の売却によるものでございます。

14ページをお願いいたします。一番上からになります。18款繰入金、2項基金繰入金、4

目応援団基金繰入金200万円の増額補正は、来年度からの小学校におけるプログラミング教育完全実施に向けたタブレット端末リース等に対し、人吉応援団基金からの繰り入れを行うものでございます。その下でございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金に1億円を増額補正いたしております。その下でございます。20款諸収入、4項、2目雑入3,249万5,000円を増額補正は、2節民生費雑入における後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の平成30年度精算に伴う返還金が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第4表地方債補正で御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。なお、各款、項、目の中の職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費160万6,000円を増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金における人吉市予約型乗合タクシー運行補助金の令和元年度最終見込みによる増が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。中ほどからになります。3項、1目戸籍住民基本台帳費23万2,000円を増額補正は、個人番号カードの取得促進を図るための出張申請受付や申請サポートに要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。中ほどからになります。3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費6,944万6,000円を増額補正は、歳入でも御説明いたしましたが、一番下になりますが、障害児通所支援事業給付費、また、19ページの一番上になりますが、自立支援給付費などの扶助費の増が主なものでございます。

引き続き、19ページをお願いいたします。中ほどからになります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費8,064万7,000円を増額補正は、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などでございます。

21ページをお願いいたします。下から2番目のところになります。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費300万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、昨年8月以降、アジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入が最も警戒されておりますASF（アフリカ豚コレラ）対策として、野生動物侵入防止用の柵の整備について一部助成をするものでございます。

少し飛びまして、23ページの一番下のところから24ページにかけてでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費3,014万1,000円を増額補正は、24ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の負担金で、国道445号における側溝整備事業及び、

井ノ口町における急傾斜地崩壊対策事業に対する県営事業負担金のほか、新市庁舎建設事業における環境整備として取り組む市道青井西間線の用地補償費などがございます。

25ページをお願いいたします。上から3番目になります。4項都市計画費、3目公園整備費1,769万4,000円の減額補正は、令和元年度社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額でございます。

一番下のところになります。9款、1項消防費、2目非常備消防費69万3,000円の増額補正は、消防団設備整備費補助金を活用して取り組む、チェーンソー14台の購入経費でございます。

26ページ、一番下のところから27ページにかけてでございますが、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費242万円の増額補正は、来年度からの小学校におけるプログラミング教育完全実施に向けたタブレット端末リース等でございます。

28ページをお願いいたします。中ほどのところになります。5項保健体育費、1目保健体育総務費1,226万9,000円の増額補正は、令和2年度に、熊本県内13市町村において実施予定の東京2020聖火リレーに伴う人吉市の負担金などがございます。

29ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費1,720万円の増額補正は、本年7月の梅雨前線豪雨により被災しました矢黒地区の農道災害復旧工事でございます。その下になります。3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費1,002万5,000円の増額補正は、本年7月の梅雨前線豪雨により被災いたしました村山公園及び石野公園の災害復旧工事でございます。

30ページをお願いいたします。最後に、14款、1項、1目予備費を1,985万9,000円増額いたしております。

以上で、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）についての補足説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第100号から議第109号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第13 議第67号及び日程第14 議第68号

○議長（西 信八郎君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第13、議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第14、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 令和元年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第13、議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が10.0%増の5億6,818万5,617円（税抜額）に対し、総費用が2.1%増の4億6,369万9,290円（税抜額）で、純利益が前年度より68.3%増の1億448万6,327円となっております。総収益が増額になった主な理由として、平成30年4月から新料金体系に移行したことによる給水収益の増、退職給与金一般会計負担分繰入金等の営業収益の増等によるものです。投資された事業の主なものとしましては、井ノ口第二水源地自家発電施設整備工事、中神町配水管改良工事等が実施されています。

給水戸数は前年度より94戸減少、給水人口は274人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.6%となっております。年間総配水量は前年度より2.1%減少、年間総有収水量は2.1%減少しております。有収率は85.54%で、前年度より0.03ポイント上昇しております。

審査では、各委員から、老朽化した管路の改良について、収納率が向上した理由について、生活困窮者に対する対応について、などが質問されました。

これに対し執行部からは、老朽化した管路の改良については、水道の更新事業は事業額が決まっており、予算を立てて管路台帳の中から古い順にその年度に施工できる範囲で実施している、収納率が向上した理由については、開栓の連絡があった際に、随時、口座振替の推奨をしていることを伝えたり、開栓依頼者に対し、口座振替依頼書を直接手渡ししたり、さらには滞納者に向けた臨戸訪問を行ったことから、収納率の向上につながったのではと考えている、生活困窮者に対する対応については、上水道課では調査権がないので直接他課に状況等を確認することはないが、滞納整理で本人から生活困窮の状況を聞いた場合は、生活保護や社会福祉協議会等相談窓口を紹介し、生活改善につながるように取り組みを実施している、などの説明がありました。

全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想され、本市でも喫緊の課題となっております。また、費用の面では、施設の維持管理、給水開始から約60年を迎えた老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営については、人吉市水道事業ビジョンに基づき、引き続き公営企業原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されることはもちろんのこと、本市

の将来を見据えた計画的で確実な事業の実施、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、引き続き職員の技術力向上・維持及びIT化に伴うスキルアップに努めるとともに、職員の適正配置に配慮すること。また、近年全国で多発している大規模な地震や異常気象による大規模災害、水道管の漏水、それに伴う道路陥没など不測の事態に起因する断水等に対し、迅速な対応に努められ、安心・安全な市民生活への復旧に向けて、マニュアルの整備も含め、速やかに対応できる体制の強化を図ること。
- 2 水道料金の収納率については改善傾向にあり、その努力は認めるところである。引き続き口座振替の推進により市民の利便性を図り、それを周知徹底して、さらなる収納率向上に努めること。また、水道料金の債権管理については、民法、地方自治法及び人吉市水道条例を十分認識して適正管理に努めること。
- 3 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、人吉市水道事業ビジョンに基づき計画的に行い、今後も国庫補助等の有利な制度を活用するなど財源の確保に努め料金の適正を図るとともに、財源不足に起因する料金の改定等市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。また、同様に老朽化している宅内の給水管や設備に関しても、不測の事故やトラブルが危惧されるため、引き続き広報やホームページ等を活用した多岐にわたる啓発活動を実施すること。
- 4 将来にわたって衛生的な水源を維持するため、今後も、より一層の水源の涵養に取り組み、水源地一帯の環境保全・保安に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

引き続き、令和元年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第14、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が6.1%減の10億6,473万844円（税抜額）に対し、総費用が4.3%減の9億9,397万9,785円（税抜額）で、純利益が25.3%減の7,075万1,059円となっております。減額の主な理由は、退職手当の減などによるものです。投資された事業の

主なものは、下水道施設の設備改善においては小永野第一雨水幹線付替工事、公共樹設置工事及び人孔蓋等修繕工事、ポンプ場事業費では平成29年度から30年度の2か年事業として矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事が実施されています。

接続済世帯数は前年度より70戸増加、水洗化済人口は5人減少し、下水道普及率は74.7%、水洗化率は91.3%となっております。年間汚水処理水量は前年度より0.69%増加、年間有収水量は1.48%減少しております。有収率は70.93%で、前年度より1.56ポイント減少しております。

審査では、各委員から、県下の類似都市における下水道使用料の違いについて、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況について、接続済世帯の増と有収水量の減についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、県下の類似都市における下水道使用料の違いについては、人口密度や管渠の延長などが影響すると思われ、下水道整備区域が本市では広域であることに對し、他市ではコンパクトに整備してある場合等、本市と状況が違うためではないかと考えている、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況については、下水道使用料で賄っていない部分を一般会計の基準外繰り入れで補てんをしている状況で、汚水処理原価に係る経費の削減の努力が必要になってくると考えている、接続済世帯の増と有収水量の減については、明確な分析は難しい部分であるが、下水道区域内に新しいアパート等が建設されると世帯数としてはふえる状況で、人口減少はもちろんのこと節水意識の高まりなども影響があり有収水量は減少傾向にあると考えている、などの説明がありました。

水道事業と関連性が深い公共下水道事業においても、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などによる下水道使用料収入の減少、また費用の面における課題として、終末処理場やポンプ場の経年劣化に伴う更新費用の増加等が懸念されます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、公営企業の原則である独立採算制の趣旨のもと、今後の公共下水道事業の経営については、自主財源の根幹をなす下水道使用料の適切な債権管理に努めるとともに、経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図りつつ、持続可能な事業運営に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 下水道使用料の徴収については上水道課との連携を密にされ、また各種調査も継続的に実施されており、その努力は認めるところである。今後もさらなるチェック体制の強化により適切な事務処理に努めること。
- 2 下水道使用料及び受益者負担金の納付については、引き続き口座振替の推進や収納方法の周知徹底により、さらなる収納率向上に努めること。過年度を含めた未収金については、改善傾向にあるが、負担の公平性の観点から、早期の臨戸徴収による未収金の回収を図る

とともに、安易に不納欠損の措置をとることがないように、引き続き債権の適正な管理を行い、早期解消に向けて特段の努力をされること。

3 下水道管やマンホール等の管渠施設において、ポンプ場に負荷のかかる雨水や浸透水の浸入対策として経年劣化の把握に努められるとともに、財源確保にも留意され、引き続き長寿命化計画に基づき施設等の適正な維持管理、及び計画的な改築・更新等を推進されること。

以上、厚生委員会に付託されました議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第67号及び議第68号については、討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

7番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成30年度に水道料が約10%値上げされました。その結果、使用水量が20立方メートルの標準世帯では2,386円から2,635円になり、14市のうちでは一番安い水道料金が、7番目の料金になりました。値上げ前の平成29年度の当年度純利益は6,207万円、これが平成30年度には1億448万円となっています。前年度より68%ふえています。当年度未処分利益剰余金、つまり、累積黒字は6億3,751万円で、前年度よりふえています。

一方で、市民の暮らしはどうでしょう。アベノミクスで貧困と格差が増大し、生活が厳しくなっています。年金は引き下げられ、消費税増税を初め国保税や介護保険料や下水道使用料など公共料金の引き上げ、本当に大変になっています。暮らしが厳しくなっている中、市民の負担を重くする水道料金の値上げをするべきではなかったと思います。この累積黒字は、もとはといえば市民の納めた水道料金なのだから、その一部を市民に還元すべきではないかと私は思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成26年度に下水道使用料が10.85%値上げされました。その結果、20立方メートルの水を使用した場合の使用料は3,780円と、県下14市で一番高い下水道使用料となりました。また、平成26年度には消費税が5%から8%に上がり、年金は引き下げられる中、市民の生活はさらに厳しくなっています。下水道使用料は14市で一番高くなりましたが、市民の所得は1番ではありません。下水道使用料の負担は重く、大きくなっています。

その一方、平成30年度当年度純利益は7,075万1,059円となり、当年度未処分利益剰余金、つまり、累積黒字は4億4,710万2,307円で、前年度よりふえています。地方自治体の一番の仕事は、市民の暮らし、福祉を守ることです。市民の生活が厳しい中での下水道使用料の値上げは避けるべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して起立採決といたします。

まず、議第67号について採決いたします。議第67号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第67号は原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、議第68号について採決いたします。議第68号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第68号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第15 議第99号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第15、議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 令和元年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました日程第15、議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成29年度においては3億2,855万4,000円の赤字でありま

したが、平成30年度においては3,706万4,000円の黒字となっております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、11億4,661万1,000円となっております。

普通会計において、財政力指数は0.439で、前年度とほぼ同じであり、実質公債費比率は5.7%で、前年度に比べ0.8ポイントの減、経常収支比率は98.8%で、前年度に比べ2.0ポイントの減となっております。

歳入面については、市税のうち市民税において回復基調が見られるものの、評価見直しによる固定資産税の減収が大きく、全体的には前年度決算額よりも落ち込む結果となっております。また、長期的には生産年齢人口の減少に伴い市税の減収が見込まれるほか、このまま人口減少が続くならば地方交付税等への影響が懸念されます。また、歳出面については、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、新市庁舎建設事業の確実な進捗及び経年劣化等による老朽化施設への対応が急務であることはいまでもなく、今まで以上に財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、新市庁舎建設における後年度負担について注視しつつ、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳入における最大限の確保はもとより、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金の徴収については、ほとんどの税目等において前年度を上回る成果が見られるところであるが、成果の上がらなかった項目については、十分な調査分析を行うとともに、口座振替の推進に力を入れるなど、より一層の収納率の向上に努め、歳入の確保に万全を期されたい。また、収納未済額については、税負担の公平の見地から滞納者の追跡調査、実態調査に力を入れることで、安易な不納欠損処理に移行しないようさらなる歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により、今後も1人当たりの医療費等に係る支出の増大が予想されることから、市民健診及び特定健診受診率の向上や介護予防事業を推進するため、関連する各種事業の周知徹底と受診率の低い若年層の対策を講じること。また、関係機関との連携を密にし、引き続き市民に対するジェネリック医薬品の利用促進等の周知とあわせてさらなる医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。
- 3 工業用地造成事業については、今後本市の企業誘致に大きな影響を与える事業であり、特に中核工業用地への企業誘致については地域再生計画期間の満了が迫っており、喫緊の課題であることを十分認識して、関係機関等との調整を密にし、課題解決につなげ、適切に対処していかれることを強く要望する。
- 4 任意団体への補助金交付については、人吉市補助金等基本条例の基本原則に則り、人吉

市補助金交付規則に沿って事務処理を心掛けられたい。

あわせて、人吉市補助金審査委員会から出されている意見を踏まえ、繰越金の状況等内容を十分に精査し、補助金ありきとならないよう事業に対して助言・指導を徹底されることを強く要望する。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第99号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

この決算は、松岡市長1期目の締めくくりの決算です。この決算の中には、不調・不落のために繰り越しになりましたが、市庁舎建設事業費が含まれています。また、平成31年度になった直後の6月に行財政健全化計画が示されましたので、平成30年度の財政運営が行財政健全化へとつながる一端を担っていることは明らかだと思います。市長は、新市庁舎建設のコストダウンを訴えて1期目の当選を果たされました。ところが、今、計画されている新市庁舎は、本体工事費が47億8,000万円と、熊本地震で被害を受けて建設が進められる自治体の中でも高いものになっていると思います。実施設計と基本設計の違いがありますが、人吉市より人口が多い宇土市でも、本体工事費は40億7,000万円と、人吉市よりも安くなっています。災害対策は考えながらも、財政的に身の丈に合った新市庁舎を考えて、安くなっているのだと思います。そして、本年6月に行財政健全化計画が示されましたが、その内容は、あらゆる分野にわたって、市民に3億円の負担増とサービス減などを行うものとなっています。

このように、公約と全く逆の高価な庁舎建設を進めながら、市民への負担増とサービス減を押し進める市政運営に対して、市民の納得が得られるものではありません。

以上のような見地から、私はこの決算に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第99号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第99号は認定することに決しました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（西 信八郎君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、全ての教育委員会は、毎年、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、点検及び評価を行うこととなっております。さらにその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念、教育目標のもと、平成30年度に実施しました主要な8つの事業を選定し、学識経験者3名からの御意見を参考にしながら、教育委員会会議におきましてAからDまでの4段階の評価基準に基づき評価し、最終決定をしたところでございます。

学識経験者の方々からは、各事業の現状や必要性について、多角的かつ市民の目線に立った大変貴重な御意見をいただいております。検討すべき部分や創意工夫の勧めなど、具体的な御指摘もさまざまにいただいております。改めて、本市の教育行政に対する御理解や、子供たちへの温かい、真剣な思いを実感しております。

なお、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。今後は、この評価結果を重視し、事業の方向性と事業展開の指標とするとともに、報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様の御意見をいただきまして、PDCAサイクルを活用しながら、教育振興基本計画を初め、本市教育行政の推進に生かしていくように努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも、議員各位におかれましては御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上をもちまして、本日の会議を散会いたします。

午前11時24分 散会

令和元年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月3日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和元年12月3日 午前10時 開議

- 日程第1 議第100号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
日程第2 議第101号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第3 議第102号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議第103号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議第104号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議第105号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議第106号 工事請負契約の締結について
日程第8 議第107号 損害の賠償について
日程第9 議第108号 損害の賠償について
日程第10 議第109号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 一般質問

1. 宮原将志君
 2. 西洋子君
 3. 本村令斗君
 4. 豊永貞夫君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・追加日程
 会議録署名議員の追加
 - ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|----|----|-----|
| 1番 | 松村 | 太君 |
| 2番 | 徳川 | 禎郁君 |
| 3番 | 池田 | 芳隆君 |
| 4番 | 牛塚 | 孝浩君 |
| 5番 | 西 | 洋子君 |
| 6番 | 宮原 | 将志君 |
| 7番 | 塩見 | 寿子君 |

8番	高瀬堅一君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君
欠席議員 (1名)	
9番	宮崎保君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

○議長（西 信八郎君） 議事に入ります。

本日は、さきに決定しましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。
議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

会議録署名議員の追加を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 会議録署名議員の追加

○議長（西 信八郎君） 本件につきましては、開会日に指名しております9番、宮崎保議員が、その後、病気療養のため入院されたことから、必要な署名議員数を確保するため、追加して指名するものでございます。

それでは、会議録署名議員の指名をいたします。署名議員に、11番、犬童利夫議員を追加して指名します。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。6番議員の宮原将志です。初めて、一般質問初日のトップバッターを務めさせていただきます。若干緊張しておりますが、次にしっかりとバトンタッチできるよう質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、2項目。まず、1項目めは、市政運営、行財政健全化計画から、令和2年度予算編成について、行財政健全化計画の推進体制について、 Manifestoの推進について。2項目めは、防災対策から、乳児用液体ミルクの備蓄について質問してまいります。

それでは、1項目めの、令和2年度の予算編成について質問を行ってまいります。

我が国の経済動向は、経済財政運営と改革の基本方針2019によると、アベノミクスを推進し広く展開したことにより、名目GDPと実質GDPが、ともに過去最大規模に達し、雇用・所得環境も大きく改善しており、所得面では過去最高水準の企業収益が続き、最低賃金は、平成28年度以降3年連続で3%程度の引き上げが実現される中、平成30年度の国・地方の税収は、景気回復の継続等により過去最高となった、と報告されております。一方で、本市の状況を見てみると、平成30年度一般会計決算においては、ふるさと納税の積極的な取り組みによる寄附金の増や、人件費が減ったことにより経常収支比率がやや改善されたものの、今後も、少子高齢化の進行による扶助費などの社会保障関係経費の増や、新市庁舎建設工事、教育施策、防災対策、インフラ整備、企業誘致、地方創生関連事業など取り組むべき課題が山積しており、引き続き、厳しい財政運営を強いられることが見込まれております。

そのような状況の中で、現在、令和2年度の予算編成が進められていると思いますが、近年の当初予算の編成においては、不足する財源を、財政調整基金及び減債基金を取り崩し補填財源として活用せざるを得ない状況が続いております。この状況が続くと、令和2年度末には、財源調整のための基金が枯渇するおそれがあるため、本年9月に、行財政健全化に向けた取り組みを推進していくための人吉市行財政健全化計画が策定されました。内容については詳しく述べませんが、来年度の予算編成に当たっては、この行財政健全化は避けて通れない課題であり、最小の経費で最大限の効果を生かすべく、全職員挙げて取り組んでいることと思います。

そこでお尋ねですが、来年度の予算編成は、人吉市行財政健全化計画のもとで進めることになるとと思いますが、令和2年度の予算編成の方針、また、来年度は本市の予算編成の指針となる第6次人吉市総合計画の初年度であり、今後の成果に影響する重要な年度であることから、予算編成において、新総合計画がどのように反映されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

令和2年度の予算編成方針でございますが、施政方針の中でも述べておりますように、現在策定をいたしております第6次人吉市総合計画前期計画の初年度となり、新しいまちづくりを計画的に推進していくためにも重要な年度と捉えております。

行財政健全化の取り組みを推進していかなければ、1年先には基金が枯渇するおそれがあり、まずは財源の確保、安定的な行財政の運営を図るためにも、人吉市行財政健全化計画の推進に力点を置き、これまでの概念にとらわれない業務の見直しや歳入の最大限確保、事業の圧縮を視野に入れ、厳しい財政状況を乗り切るといったことが、最大の使命であると存じております。

そのようなことから、次期総合計画における予算への反映につきましては、第5次人吉市総合計画後期計画における事業検証を行いつつ、事業見直し等による財源確保を図った

上で、実施計画及び中期財政計画に位置づけを行いながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 総合計画の反映については、今、第5次人吉市総合計画の検証をされているということで、それをしっかりと検証して、しっかりと財源の確保ができた上で進めていくということになるということですが、来年度の予算編成は、どちらかというも行財政健全化計画に基づいて編成されるということになると思います。

そこで、もう少し詳しく聞いていきたいと思いますが、まずは歳入についてお尋ねしたいと思います。財政に対する心構えの言葉として「入るを量りて出ざるを為す」という言葉があります。これは、読んで字のごとくですが、収入を計算して、それに見合った支出を心がけるという意味で、予算編成においても、まずは歳入を確保し、その歳入に応じた歳出を決めることが大事になってくると思います。その歳入ですが、国においては、令和2年度の一般会計の概算要求額が過去最高の約105兆円となっておりますが、本市への影響がどれくらいあるかもわかりませんし、税収においても、平成30年度の決算を見る限りでは、税収の増はそこまで見込めないんじゃないかなと私は思っております。

そこで、お尋ねしますが、来年度の予算編成における歳入の見通しについて、また、歳入の最大限の確保と言われましたが、財源の確保策として、何か考えられているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず、歳入の見通しでございますが、直近の状況といたしましては、国の制度改正といたしまして、来年度からは、法人税の税率が引き下げられることとなっており、令和2年度から法人税が減収するとなることが明らかとなっているところでございます。また、中長期的な視点といたしましては、市税におきましては3年に一度は固定資産の評価替えがございますので、その点において、今後も減収が見込まれるところでございます。また、普通交付税におきましては、現在示されております地方財政の見通しの中では、令和2年度は、総額といたしましては4%程度の増が見込まれておりますが、多くの項目で算定の基礎として使用されるものが国勢調査人口でございますので、令和2年度は国勢調査の年となっており、令和3年度からは、令和2年度の国勢調査人口により影響が生じることとなります。

このように、市税、交付税につきましては、今後、減収となることが想定をされますことから、その他の財源確保はもとより、歳出における事業等の見直しによる歳出総額の圧縮を図り、歳入に見合った歳出としていく必要があるものと存じております。また、そのほかの財源確保策でございますが、現在、好調を維持しておりますふるさと納税につきましては、今後も積極的に取り組みを進めてまいりたいと存じます。

さらに、人吉市行財政健全化計画の取り組み項目の1つにも掲げております遊休資産の

処分等につきましても、積極的に進めていくことにより、維持管理経費の節減とあわせまして、売却等につなげ、できるだけ基金の積み増しを図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 市税、交付税は減収が想定されるということで、厳しい予算編成になるのかなと感じております。また、財源確保策として、ふるさと納税を積極的に取り組んでいくこととあわせて、遊休資産の処分等も積極的に進めていくということでありましたので、この遊休資産、公共施設の考えについては、また、後ほど質問をしてまいりたいと思います。

それでは、次の質問ですが、ここ数年、歳入の中で不足する分、約2億円から3億円ですが、基金を取り崩して予算編成をされておられました。しかし、来年度は、基金の取り崩しはしないでスタートしたいと言われておりますので、業務の見直しや事業の圧縮によって、全部ではないかもしれませんが、この2億円から3億円分という歳出を削減していくことになると思います。

そこで、財源不足を補うための業務の見直しや事業の圧縮などの歳出の改革について、具体的にどのようなものに取り組むのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の中でも答弁をさせていただきましたが、歳入の減収が見込まれる中では、当然、いかに歳出を抑えていくのが課題でございます。令和2年度の当初予算の編成要領の中で、会計年度任用職員制度導入に伴い、費用負担の増が見込まれますことから、業務体制の見直しや、委託等への切りかえの検討、また、事務費、これは、例えば普通旅費における研修や追録等の見直しについての徹底的な見直し、補助金に関しましては一律10%の削減、また、事業検証を行った上で、多額の一般財源を伴います事業の見直しや継続事業として実施してきたもので、費用対効果の薄れてきている事業の見直しを積極的に行うよう指示をいたしたところでございます。

現在、人吉市行財政健全化計画の事業見直しに掲げた項目を中心に、各部において精査を行い、見直しを行った上で、令和2年度の当初予算要求がなされているところでございますので、今後の当初予算査定を踏まえ、詳細につきましては明らかにしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 詳細については、今後、明らかにするということですが、財政が厳しいのはわかっています。ただ、補助金の10%カットや、費用対効果が薄れている事業の見直しなど、行財政健全化を進めていくことは、やはり市民生活に多少なりとも影響が出てくると私は思っております。ですので、今後行っていく行財政健全化計画においては、やはり市

民の皆様が理解をし、協力をしていただけるように、市民の方々への積極的な情報公開が必要であると思っております。

そこで、市の厳しい財政状況を知っていただく、また、行財政健全化計画の内容を知っていただくために、どのように市民の皆様へ説明を行っていくのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

業務の見直しや事業の圧縮を行うには、市民の皆様の御理解も必要なことと、十分に認識はしているところでございます。現在まで、職員への財政状況の周知徹底を図り、令和2年度当初予算に向けた事業見直し作業を行ってきた段階でございますので、細部にわたってはこれから詰めていく部分もでございますので、詳細な内容を詰めた上で、また、時間をかけなければならない取り組みもでございますので、今後、市民の方々へは丁寧な説明に心がけ、公表・周知を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 現在、詳細な内容は詰めているということですが、やはり、説明を行う際には、数値化だったり可視化にも努めていただいて、わかりやすく、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、これから、各課の予算要求ヒアリングやとりまとめ作業へと進まれると思います。それぞれの課で事業の見直し等を行って、優先順位をつけられていくと思いますが、その中で、令和2年度における重点施策は、具体的にどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

現在、第6次人吉市総合計画、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、それぞれの審議会において御議論をいただいておりますが、来年度の重点施策は、この両計画の示すまちづくりの方向性に沿うものでなければならないと思っています。この2つの計画には、教育や福祉、子育て、防災対策などの市民生活を支える基礎的な行政サービスから、時代に応じた仕事創出などの、これからのまちづくりを進めるための事業が含まれているものと思います。

お尋ねの、来年度の重点施策取り組みにつきましては、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について諮問をいたしておりますことから、私が、今、申し上げてしまうのもいささか影響を及ぼしますので御理解をいただきたいと思いますが、一例として申し上げるならば、国の補助金——地方創生推進交付金などでございますが——をいただいて実施をしている事業、例えば起業創業に係る事業や、道の駅に伴います石野公園の今後のあり方等につきましては、一定期間継続していく必要がございますので、重点的に進めていく必要があるものと思っております。これから進めます行財政健全化は、現在の収支のバランスを見直

し、市民生活を守る施策と、このまちに新たな価値を生み、育むための攻めの施策を推進していく体制を整える取り組みであると捉えておりました、財政健全化を進めつつ、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる政策を、時機を逸することなく、優先順位を選定し、進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 重点施策については、これからということですが、一例として、起業創業の事業だったり、道の駅、石野公園については重点施策になってくるということですが、重点施策の実現、活性化に結びつくような予算編成にしていきたいと思っております。

予算編成について質問しましたが、詳細については、次の議会に出てくるのかなと思っております。ただ、今後の予算編成に当たっては、事業の見直しや圧縮ということもわかりますが、これまでの仕組みにこだわることなく、創意工夫をしながら、柔軟な発想で予算編成を行っていただき、市民サービスの維持・向上につなげていただきたいと思っております。

それでは、次に、行財政健全化計画の推進体制について質問してまいります。

行財政健全化計画が9月に策定され、計画期間が令和2年度から令和4年度までの3年間となっております。重点事項として、投資的経費の抑制、公債費の平準化、公共施設の管理コストの縮減、事務事業の見直し、歳入の最大限の確保、人件費の圧縮が定められております。いよいよ来年度から、この計画が本格的に実施されていくこととなりますが、現在は、行財政健全化計画を進めていく上での推進体制を整えられていることだと思っております。

そこで、まず、初めに、9月の計画策定から今日に至るまで、どのような取り組み、経過をたどってこられたのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

人吉市行財政健全化計画につきましては、9月3日に、全員協議会において御説明をさせていただき、一般質問においても御答弁をいたしているところでございます。

9月議会以降の経過でございますが、まずは、職員内における財政状況及び取り組みの必要性についての共通認識を図る目的といたしまして、職員説明会を9月27日から10月1日にかけて、計5回実施し、職員に対しても、見直し項目など説明を行ってきているところでございます。さらに、令和2年度当初予算要求説明会におきましても、再度、取り組みの重要性を説明し、まずは各課において経常的な経費、これは旅費や消耗品費等の需用費、こういったものの削減を初め、事業の見直しを積極的に行うとともに、行財政健全化計画の取り組みの1つであります補助金の一律10%削減について、関係団体に説明を行うよう指示をしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 計5回、職員の方に対して説明を実施してきたということですが、私も、行財政健全化計画の取り組みを実行するに当たっては、やはり職員一人一人が行財政健全化計画の意義を十分に理解し、自覚と責任をもって積極的に取り組む必要があると思っております。また、このような取り組みを着実に進めていくためには、やはり推進体制をしっかりと整えておくことが必要だと思います。行財政健全化計画の中においても、計画全体を把握し、関係部署と積極的にかかわり、取り組みを推進していく部署も必要となる。今後の組織見直しと合わせ、部署については検討するものとする、と記載されております。

そこで、今後、どのような組織体制で行財政健全化計画を進めていくのか、具体的な考えをお示ししていただきたいと思っております。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

行財政健全化計画の進行管理におきまして、計画全体を把握し、関係部署と積極的にかかわり、取り組みを推進していくためにも、全体的な進行管理を行う部署が必要と考えております。現時点では、行政改革の業務は、総務部財政課財政係内におきまして所掌しておりますが、やはり、さまざまな視点から幅広く携わっていく必要があることから、その設置の必要性を認識し、感じているところでございます。

そこで、昨年度から、庁内におきまして組織機構改革検討プロジェクトを設置し、これまでさまざまな内容の検討をしてきたところでございます。今年度におきましては、特に、来年4月の組織機構改革にかかわる部分につきまして重点的に検討を進めてきているところでございます。このプロジェクトの現在の進捗状況につきましては、今のところ、明確にお答えできる内容とまでは至っておりませんので、現時点におきまして詳細をお答えすることはできませんが、いずれにいたしましても、行財政健全化計画を推進していく部署の設置につきましては、現在、慎重に検討を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 部署の設置については、必要性を感じていらっしゃるって、設置も検討しているということですが、私は、行財政健全化計画を推進していくためには、やはり全庁的、横断的な取り組みを行っていかねばならないと思っておりますので、部署の設置は、ぜひ行っていただきたいと思っております。

次に、重点事項の1つでもある公共施設管理コストの削減を進めるための推進体制について質問をしていきたいと思っております。先ほどの、来年度の予算編成の財源確保策の答弁の中でも、遊休資産の処分等について積極的に進めていく、と言われました。行財政健全化計画の中には、遊休資産となっているもので売却が検討されているもの、今後のあり方検討次第では売却等が可能な施設、その他（官民連携を含め、施設のあり方を検討するもの）として、幾つかの公共施設が記載されております。しかし、本市が抱える公共施設は、記載された施

設以外にも多くございます。その全ての施設において、管理運営を効率的に進める必要があると、私は思います。そこで、公共施設の長期的な保全や利活用を目的とした、総合的な施設の管理手法であるファシリティマネジメントの考え方を取り入れていただきたい。そして、全庁的、統一的な視点から、市有財産の効果的な利活用を、より一層進めていただきたいと、思います。本市においては、平成29年3月に、公共施設等総合管理計画が策定されて、各施設の具体的な運営方針については個別施設計画が施設を主管する担当課で策定されていることだと思っております。しかし、これから、公共施設の管理運営についても縦割りの管理体制を見直して、担当課の垣根を越えて横断的な取り組みを行わなければなりません。

そこで、行財政健全化計画を進める上で、公共施設におけるファシリティマネジメントを導入すべきだと思いますが、この考えについてどのようにお考えなのか。また、ファシリティマネジメントを推進していく場合、固定資産台帳の整備や、施設の担当課以外でも誰でも施設の情報が得られるように、データの一元化などシステムの構築が必要であると考えますが、この2点についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

公共施設の管理につきましては、議員がおっしゃるとおり、ファシリティマネジメントの視点が重要だと考えております。企業等では、早くから、保有する土地・建物・構築物・設備等、全ファシリティを、経営戦略的視点から、総合的かつ統括的に企画・管理・活用が行われており、近年、公共施設の管理におきましても、この考えが広く取り入れられてきております。

本市におきましても、公共施設等総合管理計画や行財政健全化計画及び総合計画等におきまして、ファシリティマネジメントの重要性を示しているところでございます。

次に、固定資産台帳整備についてでございますが、現在、契約管財課におきまして、土地・建物の財産台帳に関する基本情報のシステム管理を行いながら、施設マネジメントに係るデータを集約、並びに整備を進めているところでございまして、将来的には全ての行政財産管理所管課での利用を目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 客観的に評価するには、やはり、公共施設に係るデータの一元化は必要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。公共施設を有効活用する場合には、民間の活力が重要になってくると思います。例えば、現在、整備が進んでいるくまればですが、私は、コワーキングスペースをちょくちょく利用させていただいております。そこでお会いする方は、地域の方もいらっしゃるけれども、県外の方とか、県内の方もいらっしゃるけれども、県外の方ともよくお会いいたします。そういった意味では、コワーキングスペースは民間の

団体に業務委託されていますけれども、行政と民間がうまく連携してやっているなど、私は感じております。ほかの施設も、民間と連携することで有効活用できると思いますし、公共施設だけでなく、イベント等においても民間と連携してやっていくことが必要だと、私は思っております。施政方針の中でも、「民間活力の活用を積極的に検討していく」と言われましたが、私も、何でもかんでも行政がやる時代は終わっていると思っていますし、これからは行政と民間が連携してやっていくことが重要だと思っています。

そこで、公民連携での行財政健全化に向け、行政と民間が連携して事業を行っていく、また、民間と担当課をつなぐハブ的な機能を持つといった、公民連携を担当する課とか窓口といった部署を設置できないか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、これからの施設管理やイベント運営等には、民間活力、いわゆるPPP/PFIの活用が重要と考えており、公共施設等総合管理計画などにおきましても積極的に活用することといたしております。

公共施設等総合管理計画におきましては、現在、財政課、企画課、契約管財課で連携をとりながら推進をしているところでございまして、現時点では、この体制を維持していきたいと考えているところでございます。民間活力につきましては、議員の御指摘のとおり、今後、さまざまな業務、分野で活用していくことが必要であると考えますので、その受け皿となる組織機構につきましては、全体の組織機構改革の中で検討を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今後は、行政全体としての業務量がふえていく一方で、職員数はふやせないという状況が出てくると思います。ですので、これからは公民連携、アウトソーシングが行政の基本となってくると思いますので、これは課なのか、係なのか、窓口かわかりませんが、ぜひ、民間と連携する部署の設置について検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、行財政健全化計画を推進していくに当たっては、全体の進捗管理を行ったり、公共施設においても横断的に施設管理を行っていくなど、何度も言っておりますが、全庁的に取り組んでいく必要があると思います。そのような中で、やはり、まとめ役が必要であると思います。もちろん、市長には、リーダーとして先頭に立って取り組んでいただきたいと思いますが、市長とは別に、やはり実務的に全体をマネジメントする方が必要であると思っていますし、私は、それが副市長の存在であると思います。公共施設の件だけでも、人吉市の公共施設等総合管理計画では、副市長をトップとした全庁的な取り組み体制を構築するようになっております。じゃあ、現在、副市長は不在ですが、公共施設の運営管理のトップは誰が担っているのか、まず、これを1点お尋ねいたします。また、

私は、行財政健全化計画を推進していくには、副市長の存在は必要であると思っております。ですので、市長は、行財政健全化計画を推進していく上で、副市長の必要性についてどのように感じているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の推進に当たりましては、副市長をトップとした全庁的な取り組み体制が重要だと認識をしております。現在不在となっております副市長の役割につきましましては、総務部長が代理を務めているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、公共施設の管理における行財政健全化の推進につきましましては、全庁的にかかわる取り組みでございますので、着実に実行できるよう牽引すべく、副市長の存在は大変重要だと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 公共施設の運営管理については、総務部長が副市長の代役をされているということでしたが、総務部長も総務部の業務もありますので大変忙しいと思います。ですので、なかなか全庁的なマネジメントを行うことが難しいと思いますし、そうすると、やはり次長だったり、課長、また、ほかの職員の方にしわ寄せが来て、それぞれの負担も大きくなると私は思います。今市長も、副市長は全庁的な牽引役で重要だ、と言われましたが、私も、行財政健全化を推進していくには副市長は必要であると思います。今回は行財政健全化計画の質問ですので、副市長の人事の件については、今後、一般質問があるみたいですので、その際に、市長の副市長についての考えを聞かせていただきたいと思います。

それでは、次に、マニフェストの推進について質問してまいります。松岡市長は、4月に行われた市長選挙において、新たに108の施策を示したマニフェストを掲げられ、再選されました。多くの市民の方が、そのマニフェストの実現に期待をされていると思います。しかし、今回策定された行財政健全化計画に取り組むことは、市長のマニフェストの推進に大きな影響を与えるのではないかと考えております。行財政健全化計画は、令和2年度から4年度までが計画期間となっておりますが、この期間は市長の在任期間でもあります。もちろん、財源が伴わない、必要ないものはどんどんしていただいて問題ないかと思いますが、例えば、マニフェストの中で、引き続き給食費の無償化に取り組みます、と掲げられていますが、行財政健全化計画の中では、給食費助成については計画期間中は拡充を凍結する、となっております。ほかにも、派遣職員の見直しだったり、福祉タクシー助成の見直しなど、市長がマニフェストで掲げられた施策において、任期期間中に、全て実現することが難しくなったんじゃないかなと思っております。

そこで、市長にお尋ねですが、今回策定した行財政健全化計画に取り組んでいく中で、どのようにマニフェストを推進していくのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私が市長として、そして、1人の政治家として常に思っておりますのは、この人吉市にお住まいの方々が心豊かに暮らすことが、市民の幸福向上につながっていくということでございます。私は、市長2期目の公約として、新108の施策を掲げさせていただきましたが、これは全て、市民の幸福向上につなげていくための大きな指針を示したものでございます。しかしながら、現在、市の財政状況は基金の減少など、早急に手を打たなければならない状況にあることは、議員も御承知のとおりでございます。

私の2期目の公約につきましても、すぐに取りかかれるもの、財源の調整を含め、慎重な対応が必要なものなどさまざまにございますが、私の公約と行財政健全化の取り組みを、車の両輪として同時に進めていくことで、将来にわたって市民の幸福向上につなげていく、このことを強く認識し、今後の市政運営に当たってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 行財政健全化計画と市長のマニフェストを一緒に進めていくということはわかりますが、やはり、市長のマニフェストでも、実現が厳しいものが出てくると私は思うんですね。もちろん、財政の健全化が進んで財政に余裕が出てきたら、全ての施策の実現に向けて御努力いただきたいと思いますが、財政が厳しい中においては、やはり選択と集中が必要であると思っておりますし、地域経営を進める上で重要な、今後3年間の具体的な施策を明らかにする必要があると私は思います。

そこで、残りの任期期間中に、市長がマニフェストで掲げられた施策、事業の中で、財政が厳しくてもこれだけは成し遂げたいというものは何なのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

全国的に少子高齢、人口減少が進んでいる中、九州の一地方都市である本市も例外ではなく、人口減少に歯どめがかからない状況が続いております。

そのような中、今後、人口減少が進む中であっても、これまでのように、また、これまで以上のサービスを提供するためには、私は、人口減少を前提とした仕組みづくりを進めていく必要があると思っております。と同時に、人口が減少していくのを、ただ指をくわえて見ているだけではなく、当然、興味人口、関係人口、交流人口、移住人口を増加させる必要があります。具体的には、2期目の公約として108の施策をお示ししており、可能な限り、全ての施策を実現したいというのが、私の市長としての思いでもございます。

その中でも、特に取り組んでまいりたいと考えておりますのが、ひとよしスマートシティ構想でございます。これは、IoTやAIといった近未来技術を広く活用することで、地方が抱えるさまざまな課題を初め、行政や市民の困りごとの解決につなげていくという取り組みでございます。市内外の多くの方々のお力を賜りながら、このスマートシティ構想を進

めていくことで、農業、観光、健康、防災などあらゆる面において、市民の皆様の日々の暮らしにおける利便性の向上や、安全・安心に暮らせるためのまちづくりの実現につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） スマートシティ構想を実現したいということでありましたが、私も、この構想はぜひ実現していただきたいと思います。国においては、補正予算と来年度の当初予算で経済対策を打つといわれております。その補助メニューの中にも、ICTインフラと利用環境の整備であったり、スマート農林業の推進といったものも検討されているみたいですので、もちろん市の持ち出しもあるかもしれませんが、取り組めるものは、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

行財政健全化計画を中心に質問してまいりましたが、一番きついのは職員の方じゃないかなと、私は思っております。財政が厳しい中で予算編成を行い、また、市民の方に補助金カットの説明を行う際は、多分、市民の方に怒られて、自分たちの給与の削減も計画に入っているということで、本当に大変だろうなと感じております。ですので、1日も早く行財政健全化が成し遂げられるよう、本当に、今、ワンチームになって、みんなで力を合わせて頑張っていきましょう。

それでは、次の質問に移りたいと思います。防災対策から、乳児用液体ミルクについて質問してまいります。毎年言っているように感じますが、ことしも災害が多い1年でありました。1月3日に、和水町で震度6弱を記録した地震から始まり、2月の北海道胆振地方中東部で発生した地震、8月の九州北部豪雨、そして、9月、10月に発生した台風15号、19号と、自然災害は全国各地に大きな爪痕を残しました。改めて、被害を受けられた地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

このように、災害は、いつ、どこで起きるかわからない状況であり、私たちはいつ起きてもおかしくない災害にしっかりと備えをしておく必要があります。家庭で災害用備蓄を準備することはもちろんであります。やはり、災害時には、身の安全を確保したり、情報や物資を得るために避難所に行かれる方も多くいらっしゃいます。そういった意味でも、自治体としては、避難所の運営体制や物資の備蓄などしっかりと整えておかなければなりませんし、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児といった災害弱者に向けた対策も、平時から行う必要があります。

そこで、今回は、乳幼児への対応、液体ミルクについて質問してまいります。乳児用液体ミルクは、2016年に発生した熊本地震の際、フィンランドから支援物資として送られたことがきっかけで注目をされました。日本においては、液体ミルクに関するはっきりとした規格がなく、長く製造販売ができない状態が続いておりました。しかし、国内での販売を求め

る声の高まりにより、2018年8月に、液体ミルクの制度改正により国内でも液体ミルクの製造販売が解禁、そして、2019年3月から、江崎グリコと明治の2社が販売を開始し、現在はドラッグストア等でも購入可能な状態であります。また、雪印も、2020年度から製造販売開始を目指して、国への申請に向けた手続を進めているとも聞いております。

このようにニーズが高まっている液体ミルクですが、ニーズが高まっている要因としては、やはり常温保存が可能で、断水や停電でお湯が使えない災害時においても、乳幼児にミルクを飲ませることができることが挙げられると思います。先日発生した台風15号、19号で被災した千葉県の自治体でも液体ミルクが役に立ったと言われておりますし、また、災害以外でも日常の子育ての負担を減らす商品として需要が高まっております。

そこで、乳児用液体ミルクの備蓄についての考えについて質問してまいります。まず、現状について確認したいと思います。災害時における乳幼児避難の対応と、乳幼児に対する備蓄品等の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

乳幼児の避難について、市は、まず、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令し、災害が発生する前の段階で予防的避難を行っていただくよう呼びかけております。避難していただく際には、食事や着がえ、乳幼児であればミルクやおむつなどについては持参いただくよう広報をいたしております。

大規模災害時など、避難が長期化する場合は、現在、最も乳幼児を受け入れる設備が整っております指定避難所、人吉市保健センターに御案内することといたしております。市の備蓄品として、保健センターに粉ミルクや紙おむつを備蓄しており、それぞれ数量について、粉ミルクはスティックタイプのゼロカ月から1歳児用を20本、キューブタイプを80袋、1歳から3歳児用のキューブタイプを80袋備蓄いたしております。おむつにつきましては、Sサイズを102枚、Mサイズを896枚、Lサイズを122枚備蓄し、おむつ交換台も2台用意をいたしております。これら備蓄品は、長期避難ではなく、梅雨の時期や台風接近時に緊急的に避難し、ミルク等を準備できなかった場合に供出することを想定いたしております。

また、大規模災害等に伴う長期的避難の際は、国・県や他の自治体からの物資支援、災害協定による民間企業からの供給等を想定いたしております。そのほか、授乳補助用の授乳用椅子を1脚と、授乳スペース確保のため、屋内テント3基も用意をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今の答弁を聞いてちょっと気になったのが、粉ミルクは備蓄されているけれども、哺乳瓶が備蓄されていないんですね。やはり、ミルクとあわせて哺乳瓶も備蓄しておいたほうがいいと思いますし、電気や水が使えない場合は、洗ったり、消毒ができないということもありますので、できれば、使い捨ての哺乳瓶の備蓄も検討していただきたい

と思います。

ただ、今の答弁でちょっとよかったなと感じたのが、授乳スペース確保のためのテントが用意されていたということです。というのも、事前にいただいた栄養状況統計の資料を見てみると、平成30年度の出生数は217名なんですけれども、母乳のみで赤ちゃんを育てられた保護者が、生後1カ月と3カ月では5割弱、約半数となっています。さらに、母乳と人工乳の混合栄養で育てられた保護者を加えると、生後1カ月で約9割の方が、生後3カ月で約7割の方が母乳で育児を行っているという結果が示されております。

そこで重要になってくるのが、災害時においても母乳育児を継続できる環境をどう整えていくかということなんです。災害時に、よく、ストレスで母乳が出なくなったと聞いたことがあります。これはストレス等で一時的に母乳の出が悪くなったということで、お母さんがリラックスして授乳をできるようになれば、もとのように母乳が出ると言われております。ですので、プライベートを確保するために、事前にゾーニングを決めておくとか、このテントの活用というは、災害時において母乳育児を継続していく上で非常に大切になってくると思います。もし、テント等が不足する場合は、くまりばのコワーキング内にテント等もありますので、こういったところでの連携も、今後、検討していただければと思います。

それでは、次の質問に入りますが、大規模災害時などは避難が長期化するケースも考えられ、そういった場合には乳幼児の健康状態が大変心配になってまいります。特に、乳幼児の栄養リスクにつきましては、単純に栄養が足りないというだけではなくて、衛生環境の悪化等も心配され、避難所の状況によっては乳幼児の命にかかわるようなリスクも想定されるかと思っております。

そこで、災害時における乳幼児の栄養リスクについて、どのように認識をされているのか、また、そのような場合、乳幼児の栄養支援について、どのような対応を想定されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

災害が長期化した際のリスクでございますが、乳幼児本人のリスクといたしましては、環境の変化等による食欲の低下、体水分量が多いことによる脱水、母親のリスクといたしましては、環境の変化等による母乳分泌量の低下等が考えられます。また、ミルク使用者につきましては、ミルク用の水の確保、哺乳瓶の確保といった課題がございます。

本市では、人吉球磨圏域の行政栄養士と共同で、災害時の栄養管理マニュアルを策定いたしております。この中には、乳幼児に対し、ミルク、食事の与え方、水分や離乳食、食物アレルギー食品等について支援ポイントなどを示しております。このマニュアルをもとに、支援が必要となられる方々への相談対応者として、本市の管理栄養士、保健師等が行います。

大規模災害による長期化の場合には、全国の自治体等から協力をいただき、管理栄養士、

保健師、看護師が当たることになるものと存じております。これらの対応に加えまして、平常時から、栄養・食生活支援のための連携体制の整備や、ミルク、哺乳瓶、紙おむつ等の備蓄、各家庭におきましては、ミルクや離乳食など、日ごろ食べ慣れている嗜好にあった食品の備蓄の必要性について、その啓発を行うことも必要だと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 災害時の乳幼児の栄養リスクという部分で、非常にデリケートな対応が求められてくる部分があると思います。

災害時の栄養管理マニュアルを作成しているということでありましたが、ちょっと話を聞いたときに、まだまだ詳細に詰めなくちゃいけないところもあると言われておりましたので、もちろん、これは、災害時における乳幼児の栄養という国際ガイドラインなんですけれども、国際ガイドラインはもちろん把握されていると思いますが、国際ガイドラインに基づいて、見直しだったり、体制づくりを行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、先ほども話しましたが、現在、液体ミルクの需要が高まっております。そこで、本市の乳児用液体ミルクに対する認識について、どのように捉えているのか、また、10月25日に、厚生労働省から都道府県宛に、災害時における液体ミルクの活用や育児ミルク——これは粉ミルク、液体ミルクを指しますが——を備蓄するよう通知が送られております。その中で、管内市町村に対して広く周知を行うように、という記載もありますが、熊本県から液体ミルク等の備蓄についての通知等があるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

液体ミルクは、現在、当市にて備蓄しておりませんが、熊本地震の際に活用され、全国的に注目を浴びたことで、当市においても、その性質について検討した経緯がございます。

液体ミルクの大きな特長といたしまして、粉ミルクと比べ、授乳時の準備や手間が少ないことが挙げられます。これは、粉ミルクの場合に必要な、お湯で溶かし、人肌に冷ますという過程を省き、直接哺乳瓶に入れることで、常温のまま授乳することができるためです。災害時に、水と燃料を用意する必要がないことや、早急に、かつ安全に用意が可能な点は、被災し、体調が万全でない保育者の手間や心理的負担を軽減することが期待されると捉えており、液体ミルクの有用性については理解をしているところでございます。

また、国からの通達につきましては、関係課に確認をいたしましたが、届いていないという状況でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 本市においては、液体ミルクの有用性については理解しているという

ことでありましたが、まだまだ、世間一般には液体ミルクへの認識が広まっていないんじゃないかなと感じております。

昨年の北海道胆振東部地震では、液体ミルクの輸入品が支援物資として被災地に届けられましたが、液体ミルクへの認識不足から、配られなかったということもあったようです。ですので、災害時には液体ミルクが支援物資として送られてくることも考えられますので、避難所の運営に当たられる職員の方には、液体ミルクについての知識は持っていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問ですが、県から、まだ通達が来ていないということでありましたが、国においても液体ミルクを災害用備蓄品として準備することを勧めており、現在、多くの自治体が乳児用液体ミルクの備蓄について検討され、実際に災害に備え、備蓄する自治体も、少しずつですがふえてきております。

熊本県内においては大津町が液体ミルクを備蓄され、道の駅「阿蘇」でも備蓄されておられるようです。国内製品が、現在、安定供給されている状況でもありますので、災害発生に備えて液体ミルクを備蓄品として導入すべきと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

液体ミルクは、先ほどの答弁にて申しましたように、災害時に有用な商品であると認識をしているところではございますが、メーカーにもよりますが、粉ミルクよりも、哺乳瓶1本分の単価が割高であることや、保管に広いスペースを必要とするという点について、また、賞味期限が1年ほどで、毎年更新が必要となる液体ミルクを、長期的避難時における市内乳幼児の必要数量分を備蓄することは、現時点では困難であると考えております。しかしながら、実際に使用してみないと、その効果がわからないこともございますので、試験的に、一部を粉ミルクと合わせて備蓄し、今後、検証してまいりたいと存じます。

また、長期的避難の際は災害協定等を結ぶなど、必要量が確保できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今後、試験的に、一部粉ミルクと合わせて備蓄を検討したいということでありましたが、私も、市内の乳幼児の必要分全てを備蓄する必要はないと思っております。大量の液体ミルクを備蓄するという点に関しましては、答弁でもありましたように、賞味期限の課題や費用の面などさまざまなハードルがあると思っております。

そこで、重要なポイントとなるのが、液体ミルクを備蓄する上で必要最低量を把握するという点だと思います。必要量を把握するため、例えば、これは、液体ミルクの普及活動をされている乳児用液体ミルクプロジェクトでいわれている必要備蓄量の計算式を、人吉市

に当てはめて計算すると、人吉市の平均的な出生数は、3年間のデータを見ると約200人として、人工乳の使用比率が、母乳混合も含めると約50%で、200人の半分ですので100人。そこに、1日の哺乳回数が大体8回とすると800本。さらに、避難する日数を3日とした場合に2,400本、そこに避難所に来る方の割合の想定を10%ぐらいとしたときに240本ですね。先ほど言われたように、半分以上を粉ミルクにするということで120本とすると、大体100本から120本が、人吉市において必要な最低限度の備蓄量になるのかなということが把握できると思います。ですので、備蓄量についても、今後検討していただきたいと思います。

液体ミルクがあることで救われる命があるということは、十分に可能性として考えられます。災害発生当初のセーフティネットとして、液体ミルクの備蓄をしていただきますことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君）（登壇） おはようございます。5番、西洋子です。前回、前々回、最終日でした。初めての初日ということで、思った以上に緊張しておりますけれども、頑張っ
て進めてまいりたいと思います。

今回は、2つのことについて質問をいたします。1つは、記録的豪雨発生時の対応についての確認。9月の一般質問の避難についての補完の意味で、災害対策についてです。もう1つは、楽しく過ごせる高齢者生活、これは、高齢者の生活スタイルの確認、また、孤立化させず、楽しみながらの長寿化を図り、それを通じて、医療費、介護費の削減の方向を市に求めるものです。

1995年1月17日、年が明けると25年前になるとと思いますが、阪神・淡路大震災が発生いたしました。それから、9年前には東日本大震災、3年前に熊本地震、去年は北海道胆振東部地震が発生しております。火山列島に住む私たちは、常に地震に対して緊張感を持っています。また、それと同時に、ことし、台風15号、19号、10月豪雨を初めとする、雨による甚大な被害を目の当たりにし、現在は雨に対しての社会的関心は集中していると思います。

そこで、質問です。施政方針で、全国初の試みとしてマルチハザードタイムラインに触れられました。また高齢者に大変わかりづらい片仮名が並んでおります。そこで、できるだけ端的な日本語に変換をした上での説明を求めます。また、今回対象となっております6河川は、どの川なのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、タイムラインについて御説明をさせていただきます。タイムラインとは、事前の防災行動計画のことでございますが、災害時に、各機関に求められる対応について、時間軸に沿って、いつ、誰が、何を実施するかを定め、計画したもので、先手を打った災害対応を行い、遅滞なく避難勧告等を実施し、被害を最小限にとどめる手段でございます。現在、球磨川に特化したタイムラインを運用しておりますが、昨年、土砂災害の警戒対応をしている最中に、短時間のうちに、胸川、万江川が氾濫危険水位を超え、防災対応の課題が生じたことを受け、同時に、または段階的に多発する球磨川及び中小河川の氾濫、土砂災害に対応したタイムラインの必要性を感じ、国——これは気象台を含みますけれども、国・県・市が連携したマルチハザード型のタイムラインを策定することに至ったものでございます。

そこで、このマルチハザードタイムラインで取り組む県管理河川6カ所の内訳は、との御質問でございますが、内訳といたしましては、胸川、万江川、福川、出水川、御溝川、山田川の6河川でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） いわゆる豪雨時に、同時多発的に発生する災害に対しての行動計画と、私は解釈いたしました。それで間違っていないでしょうか。

そこで、万江川のほか5河川と、土砂災害危険箇所270カ所——これは県の指定だそうですが——の調査状況だけで、市内の全域をカバーできるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、複合的に災害が想定されるわけですので、それに対応した各関係機関の事前の防災行動計画ということで、議員がおっしゃいましたとおりの内容でございます。

人吉市内を流れる球磨川水系の県管理河川は、13河川ございまして、そのうち、1回目で答弁いたしました6河川を、マルチハザードタイムライン策定の対象河川としたところでございます。

理由といたしましては、熊本県作成の浸水想定区域図において、想定最大規模の浸水想定区域図は胸川と万江川のみ策定されておまして、そのほか11河川は、おおむね30年に1回の大雨を想定したものとなっており、田畑等への影響は見られるものの、住宅地への影響が少ない河川もございましたので、胸川、万江川、及び氾濫の危険が大きい河川、及び、例年水防活動を実施しております河川といたしまして、出水川、福川、御溝川、山田川を対象としたものでございます。また、マルチハザードタイムラインで対象とする土砂災害警戒危険箇所は、現在、熊本県が指定をしております土砂災害警戒区域268カ所と、新たに追加調査をされ、追加指定に向けて準備をされております261カ所の、合計529カ所を対象とすることを検討会の中で確認をいたしております。

これから、本格的にマルチハザードタイムラインの検討に入ってまいりますので、できる限り、市内全域を対象となるよう取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 万江川ということで、ちょっと気になることがございますのでお尋ねさせていただきます。それは、第二放水路のことです。いつ完成して、それが運用できるようになるかというのは、県のほうでも見通しがまだできていないところではございますが、現在、既に工事は始まっております。これは、御溝川の水の氾濫を防ぐために、山江川からの打ち出しと、山から下りてくる水を万江川のほうに放水するという溝です。これは、放水先が万江川ですので、今回のタイムラインの検討課題の中には入っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回つくるタイムラインにつきましては、あらゆる災害、気象情報、そういったものを想定して策定してまいりますので、議員が今おっしゃいましたように、万江川につきましては御溝川の放水路として計画がございますので、今後、そういったことで、水位の状況等もこのタイムラインの中に織り込みながら、当然、計画としては策定していかなければならないということと考えておりますので、そのような方向で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。ちなみに、この第二放水路なんですけど、延長が1,300メートルございまして、高低差が87センチしかないんです。水が通る部分が3.6メートルありまして、のり面まであわせると7.4メートルという巨大なものです。今使っている田んぼの排水路に沿ってつくりますので、田んぼの排水というものに対しては、確かにこれも活用するわけですけども、あくまでも、これは御溝川の氾濫、治水工事です。

この周辺住民にとっては、例えば、今回ありました、半日で1カ月分の雨とか1日で2カ月分の雨とか、命の危険を感じるような雨が降ったとき、目の前に、または家のすぐ側に巨大なプールができるのと同じようなことではございますので、ぜひ、この点については、近隣住民の不安がないように取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、施政方針では、マルチハザードタイムラインの試行版を、来年2月までに完成を目指したい、とありました。3月17日付、西日本新聞社の記事では、「梅雨前までには完成を目指す」とありました。2月は試行版で、6月には完成版ができるということで理解してよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在の計画といたしましては、人吉市マルチハザードタイムライン行政版の試行版を、来年2月の完成を目指したいと考えております。運用の開始時期といたしましては、来年の梅雨の時期からと考えているところでございます。また、マルチハザードタイムライン行政版の完成版につきましては、その運用検証を繰り返し、検討会において、その時期は決定していくことになろうかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 行政版の、ということで、これは市民向けではなく、行政の職員向けだと理解いたしますが、タイムライン完成後、まずは職員が理解していないと活用はできないと思います。職員が理解を要するまでの時間は、どのくらい見ておられますか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

職員への今後の周知計画という形で答弁をさせていただきたいと存じます。職員への周知に関しましては、2月をめぐりに、マルチハザードタイムライン試行版の完成を目指しておりますので、3月以降に、職員へ周知を図っていく計画でございます。4月には人事異動等もございまして、それに伴い、災害対応の配置もかわってまいりますことから、3月には、策定したマルチハザードタイムラインをグループウェア等で周知し、4月以降に、職員に対しての説明会を開催してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） それの基本中の基本になるのは、ハザードマップだと思います。ハザードマップの浸水想定区域図における想定雨量と、それから、時間雨量何ミリとか言われますが、東京ドームに行ったことがない私が東京ドーム何個分と言っても、面積が一切想像できないのと同じように、なかなかこれはわかりづらいと思います。

そこで、もう少しわかりやすい表現でお答えいただくことは、また、市民の皆さんにお知らせをいただくことはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

ハザードマップにおける浸水想定区域は、一定の条件をもとに河川が氾濫したと想定して、どの区域にどれくらいの深さの水が流れ込むかを示した地図でございます。現在、全戸配布をしております、冊子型の人吉市総合防災マップ、ハザードマップにおける国管理河川の球磨川の浸水想定区域の想定雨量は、昭和40年7月洪水の雨の降り方として、おおむね80年に1回程度起こる規模の降雨量とし、人吉地点上流域において2日間の総雨量を440ミリと設定したものでございます。

時間雨量という表現ではわかりにくいところがございますので、ちょっと表現をかえて

みますと、例えば、この2日間における総雨量440ミリは、1時間に換算しますと時間雨量おおむね約10ミリ程度となります。時間雨量10ミリがどれくらいの雨の降り方かと申しますと、気象庁のホームページに、雨の強さと降り方が掲載されておりまして、これは、10ミリ以上20ミリ未満の区分で説明がなされております。人の受けるイメージとしては、ザーザーと雨が降る、人への影響は、地面からの跳ね返りで足元が濡れる。屋内では、雨の音で話し声がよく聞き取れない、屋外では、地面一面に水たまりができる。このような状態が2日間続くということになります。

しかしながら、これは押しなべた時間雨量での換算でございますので、実際の災害では激しい雨が短時間で降り、河川が氾濫することも考えられますので、一概に表現することは難しいところでございます。こういった気象関係の用語に関しましては、広報ひとよし等でわかりやすく、今後も説明してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 表現が難しいというのは、私も思っているところではございますが、先ほども申しましたが、半日で1カ月分とか、1日で2カ月分とか、命を脅かすような、そういうふうに感じるような雨が短時間に降ることが一番の関心事です。防災無線などで、できるだけ身近に感じる言葉で伝えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、次の質問ですが、現在のマップなんですけど、実際と違う箇所や、地域防災計画書との矛盾が見られると思います。それについての認識はありますか。地盤高とかが反映されていなかったり、浸水区域内に避難所があったりというところが見受けられるように思っております。答弁をお願いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現行のハザードマップにおける浸水深の設定につきましては、八代河川国道事務所で作成されました球磨川の浸水想定区域図と、熊本県で作成されました県管理河川の浸水想定区域図を重ね合わせた上で、浸水深がより深いほうを採用する形でハザードマップを作成いたしております。ベースとなります浸水想定区域図の浸水深の設定におきましては、国によりますと、住宅の1軒ごとに浸水する深さを示したのではなく、平均的な地盤の高さをもとに算出したしておりまして、球磨川の浸水想定区域図を例に申し上げますと、100メートルメッシュで氾濫シミュレーションを実施し、25メートルメッシュごとに浸水する深さを計算したものでございます。したがって、個々の住宅のかさ上げ等を網羅したものではないということでございます。

次に、浸水想定区域内の避難所の指定についての御質問でございますが、具体的な説明を例に挙げますと、上林町1区地域学習センターと、上林町2区公民館、及び西瀬コミュニ

ティセンターは、浸水想定区域内に立地している施設でございます。上林町1区地域学習センターと上林町2区公民館は自主避難所で、西瀬コミュニティセンターは市指定避難所となっております。人吉市地域防災計画書において、両自主避難所は、洪水時の避難所としては好ましくないと表記をし、西瀬コミュニティセンターは、洪水時の避難場所として使用可としているところでございます。

市指定の避難所におきましては、さまざまな事由をもって選定をしているところでございまして、通信機器の有無であったり、畳部屋があるなどの避難所の快適性・利便性などを考慮しており、市指定避難所には職員を配置しておりますので、状況に応じて避難場所を移すことなどが可能であることから、現在のところ、西瀬コミュニティセンターを洪水時においても使用可能としているところでございます。ただし、この市指定避難所におきましては、環境の変化に伴い見直しも行ってきておりますので、今後、検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 指定避難所をつくりたくてもつけれない、場所がないという現状があるのは私もわかっておりますが、今の指定避難所というのはほとんどが浸水想定区域内にあるのではないかと感じております。新幹線の車両置き場が浸水した写真は、皆さんの記憶にも新しいかと思いますが、あそこももともと、ハザードマップ上は浸水想定区域だったところだそうです。今までなかったから、あそこにつくられたということだそうです。残念ながら、今回そういうことが起こってしまいました。

私がこれを言ったのは、林地区で上林1区というのは、高低差でいくと一番高い場所なんです。1区、2区がだめで、中林とか、浸水の色がもっと濃くなっていく場所、温泉町とかそういう町内公民館は丸になっているんですね。だから、そういうものを見られた方が、まず言われるのは、「あのマップはおかしかもんね」とおっしゃるんですよ。おかしいもんね、と市民が感じているということは、信憑性がないということにもつながろうかと思っておりますので、その辺のところをきちんとしていただきたいと思います。その地域ならではの課題などは、地域住民の方から聞き取りをされて反映はされているのでしょうか。今までと、今後どうするかということをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

ハザードマップの作成におきましては、最初に全戸配布をいたしましたのが平成18年でございます。その後、2回にわたりマップの更新を行っております。現在の冊子型のハザードマップは、平成29年3月にお配りをしているところでございます。

議員からの、地元住民の皆様から地域の危険箇所等についての聞き取りを行っているのか、との御質問でございますが、ハザードマップをごらんいただくと、地図上に、地域で注

意されている箇所、土砂災害などの表記をしております、地域説明会でいただいた情報を地図に反映しているところがございます。今後も、地域住民の皆様の御意見を反映しながら作成してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地域住民の意見を反映させながら、ということございまして、地域説明会などで聞いていらっしゃるということでしたが、この地域住民の皆様というのはどういった立場の方を想定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

ハザードマップを作成しましたときには、各校区ごとに、全住民の方ですけれども、地域住民の方に説明会をしているような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地域説明会ですね、なかなか人が集まらないということで、執行部も頭が痛いことではないかと思えます。

熊本市では、行政が発行したハザードマップに、地域住民みずからが地域の实情に合わせて作成した地域版というのがあります。本市も検討されてはどうでしょうか。何でもかんでも行政が、という時代ではないと思えます。官民一体、官民連携ということは、まずは人と人のつながりが一番ではないでしょうか。住民みずから地域の課題解決に参加することによって、地域力の向上にもつながると思っております。地域力の強さは、いろいろな災害に対しての対応にも比例していくと思えます。これから、行政はいろんなことをやるということももちろんですけれども、地域で何かを検討するとか、そういうことに参加してもらったりとか、参加しやすい環境、そういう地域力のつく、そのようなお手伝いをさせていただきたいと思っております。

次は、逃げ遅れのことなんです、県の永松河川港湾局長も、今回のタイムラインが目指すものの1つとして、「逃げ遅れゼロ」に意欲を示していらっしゃいます。すばらしい形が整っても、市民の皆様へ周知がないと活用ができないと思えますが、市民の皆様への説明の時期、また、周知方法をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回策定をいたします人吉市マルチハザードタイムラインは、行政版として作成をいたします。国交省、気象台、熊本県、人吉市が、どのタイミングで、どのような情報を発信していくのか、どのタイミングで、どの機関がどう行動するのか、住民への情報発信のタイミングは、など、今回のマルチハザードタイムラインは、行政を中心としたものとなっております。

行政版、試行版をつくった後、早ければ次年度から、市民の避難体制を構築するための地域コミュニティタイムラインを策定する予定としておりますので、市民への説明等につきましては、次の段階で対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 先ほども申しましたが、市民に対して、地域版ハザードマップの作成は不可欠だと思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

それから、紙媒体で周知を行うということに対しては限界があると思います。何にしても、3割強ぐらいの周知度しかないのではないかと感じておりますので、ここは、やはり地域の力をつけていくということが一番大事になってくると思います。皆さん、けさ、お隣の方と挨拶を交わされましたでしょうか。私は誰にも会わなかったのですが、していませんけれども、そういう時代にはなっているんですが。私たち行政に携わる者から、向こう三軒両隣り、お金が出せないんですから、知恵と心と出して、向こう三軒両隣りを、私たち行政に携わる者から初めていくことが大事かと思えます。

次の高齢者問題のことに関連もしてくるんですが、近年は、スマホを中心とする連絡が主流になっています。災害時に充電ができない状況が発生した場合、安否確認などができず、著しい不安と混乱が生じます。

そこで提案です。独居老人の方にも、モバイルバッテリー、いわゆる充電器ではなくて、充電機です、ソーラー式が、今一番の人気だそうです。これの交付はできないでしょうか。検討をお願いしまして、災害対策についての質問を終わります。

次の質問に移ります。私も高齢者と呼ばれる年にだんだんと近づいてまいりました。老後は、ぜひとも楽しく過ごしたいと思っております。高齢者の数は、ふえることはあっても減ることはありません。単に、シルバーライフのあり方というだけでなく、冒頭に申しましたとおりに、社会保障費の削減を含むことを申して添えます。

まず、初めに、基礎的な数値を確認させてください。本市の平均寿命と健康寿命は何歳でしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず、平均寿命とは、ゼロ歳の者が、あと何年生きられるかを示した年齢で、健康寿命は、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義づけられています。平均寿命と健康寿命の差が、医療や介護が必要となる期間であり、この期間が長くなることは、医療費や介護給付費など社会保障費の増大にもつながることから、健康寿命の延伸が、国の健康増進施策の基本的な方向性や目標の中に位置づけられています。

健康寿命の計算方法は、健康と不健康をどのように定義するかによりさまざまな算出方法がございますが、今回は、第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画に記載しております

数字でお答えをさせていただきます。平成26年、熊本県は、男性の平均寿命81.10歳、健康寿命79.60歳、その差が1.50歳でございます。女性の平均寿命は87.60歳、健康寿命は84.24歳で、その差が3.36歳となっております。同じ評価の方法での本市は、男性は平均寿命79.78歳、健康寿命78.18歳、その差が1.60歳でございます。女性は平均寿命86.02歳、健康寿命83.00歳で、その差は3.02歳となっております、本市は、県の年齢よりも、不健康な期間が若干長い状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 今の市の数字を聞く限りには、思ったよりも格差が少ないのかなと思います。これは、全国的な厚労省の発表では、男性の場合、健康寿命72.4歳、女性の場合は74.79歳ということで、大変開きがありますが、これは地域によるものだと思います。人吉市というところは、高齢者にとって住みやすいところかなとも思います。

ただ、この3年間の差というのは、3年間に生じる社会保障費というものは莫大な数値になるのではないかと考えます。

そこで、平均寿命と健康寿命の格差を圧縮する具体的な施策は、どのようなことをされておりますでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、平均寿命と健康寿命の期間の差が、個人と家族の生活の質や、医療費、介護給付費など社会保障費に大きく影響いたしますことから、本市におきましても健康寿命の延伸に関するさまざまな取り組みを実施しております。

まず、保健センターにおきましては、生活習慣病予防対策に重点を置きました特定健診、保健指導を中心に事業を実施しております、疾病の早期発見・早期治療のため、受診率向上対策に力を入れております。健診では、自分の健康状態を把握することができますので、その後、必要に応じまして病院受診勧奨や生活習慣病の発症予防、重症化予防の取り組みなど、健康づくりを進めております。また、高齢者支援課におきましては、筋力維持向上のための運動や、社会参加の機会として、デイサロン、ゆるりんサロン等のサロン事業、ころばん体操など、通いの場づくりなどで、介護予防の観点から平均寿命と健康寿命の差を縮める取り組みを行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） さまざまな取り組みをされていることはわかりました。それでも、毎回、顔ぶれが同じなのではないかなとも思います。広報は読みません、老人会には、まだ若いので加入しません、地域団体には参加いたしません、こういった方が結構、大多数、一定多数いらっしゃることは確かだと思います。こういう方へのフォローが、これからの大きな

課題だと思えます。

社会参加というのは、心身の健康を保つには大変重要だと考えております。また、こういう傾向は若年層には、さらに強まっているのではないかと考えております。

そこで、高齢者と呼ばれる年齢者以前の方についても確認させていただきます。65歳未満の方の死亡率はいかほどでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

平成28年、人口動態調査による65歳未満の死亡者数を、全死亡者数で割った数値でございますけれども、全国は10.5%、熊本県9.1%、人吉市8.2%で、全国、熊本県と比較した場合、低い状況でございます。

死亡原因につきましては、65歳未満についての統計がございませんので、全年齢で答えをさせていただきたいと思えます。第1位、悪性新生物、第2位、心疾患、これは高血圧の方を除く分でございます、第3位、肺炎、第4位、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） それでは、次に、壮年層のコミュニティーへの参加という点でお尋ねをいたします。65歳以上のひきこもりの実態はどうでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

昨今、よく耳にされるかと思えますけれども、「8050」という数字は、80代の親が50代の子の生活を支えるという問題でございますが、その背景の1つに、ひきこもりがあるといわれております。ひきこもりに関しましては、その定義が複雑で、家族以外の者——近隣の住民の方などでございますけれども——に見えづらい状況にありますことから、その実態把握をすることは困難な現状にあります。現在は、地域包括支援センターへ、御家族、民生委員・児童委員などから相談等により、生活支援や医療など、その方に必要な支援を、ケアマネジャーや保健師など多職種の連携で個別に対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） ひきこもりの中でも、御家族がいらっしゃる場合には別なんですけれども、コミュニティーへの消極的な態度は孤独死へとつながりかねません。先ほども申しましたが、私たち一人一人が知り合いから声をかけていくということが大事ではないかと思えます。

それに関してでございますが、今、人吉市はSOSキーホルダーをされております。SOSキーホルダーの申請資格と普及率をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

SOSキーホルダーは、万が一の緊急事態に備え、自身の情報を事前に登録していただき、必要な医療や支援を受けやすくするもので、平成24年3月から取り組んでおります。

本市にお住まいで、おおむね65歳以上の方であれば、どなたでも申請可能でございます。申請時に、かかりつけ医や治療中の病気、緊急連絡先等の必要事項を御記入いただき、御本人には、個別の番号と地域包括支援センターの電話番号を記載したキーホルダーをお渡ししております。令和元年10月末日現在、65歳以上の人口1万1,599人に対し、キーホルダーをお持ちの方が4,261人で、36.7%の普及率でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） SOSキーホルダーは緊急時に役に立つということですが、キーホルダーの実際の活用事例等はどのようなものがございますか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

具体的な活用事例につきましては、外出先での気分不良や転倒などで緊急搬送された方や、自宅がわからず徘徊されている認知症の方の発見や保護など、キーホルダーが目印となり、地域包括支援センターへ連絡をいただくことにより迅速に住所や氏名が判明し、御家族と連絡がとれ、無事、自宅に帰られた事例などがございます。

事例として最も多いのは、キーホルダーを鍵などとともに拾ったとお知らせいただくケースです。このような事例につきましては、センター職員が、後日、御自宅を訪問し、運動機能や認知機能低下など、生活の困りごとがないかを確認し、介護申請など必要なサービスにつなげております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 落とし物の場合に、ただ連絡をして、来てくださいではなく、訪問して様子を伺っていらっしゃるということはとても素晴らしい取り組みだと思います。

素晴らしい取り組みなんですけど、普及率が36.7%ということでしたが、今後の課題と目標をお尋ねいたします。キーホルダーの普及に向けた具体的な取り組みはございますか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今後、高齢者の増加が見込まれる中、安心・安全な生活を確保するために目標としております普及率は、50%でございます。広報ひとよしへの掲載や、70・75歳到達者への健康保険証交付説明会時、民生委員への周知等は行っておりますが、今後は、地域からの依頼による健康教室等の機会も利用し、さらなる普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 70歳と75歳、これは保険証の切りかえということなんだろうけど、高

齢者の5年間というのはとても長いと申しますか、何が起きていても不思議ではないなという期間だと思います。

先日、キーホルダーそのものを手にする機会があったんですが、1つ気になったのが、連絡先が22の2111、市役所の代表番号になっております。来年度から、包括支援センターが社協のほうに業務委託ということでございますが、書いてある電話番号の書きかえはどのようにされるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、令和2年度から委託する予定でございまして、先月末に、人吉市社会福祉協議会を委託先として選定をしたところでございます。今後、契約後、正式に委託先として決定することとなりますので、契約締結後、現在キーホルダーをお持ちの方へ、連絡先の変更に伴うキーホルダーの交換手続の通知を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 交換手続をされるということで、また、交換手続の際の周知ということでも細心の注意を払っていただきたいと思います。

それと、もう1つ気になることが、閉庁している時間、8時から5時以外、それから土日・祭日、このような場合には、今は恐らく守衛室のほうで対応されていると思いますが、これから先はどういうふうになるのでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

勤務時間外、また深夜、土日・祝祭日の対応につきましては、現在、市直営の場合と同様に、社会福祉協議会でも24時間体制で対応していただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 安心いたしました。

次の質問です。高齢者世帯は、誰が、どのように把握していらっしゃるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

定期的な調査といたしましては、全国的に実施されます5年に1度の国勢調査において、高齢者世帯数を把握しておりまして、平成27年の調査では、本市の全世帯数1万3,849世帯のうち、単身高齢者世帯が3,728世帯で、全世帯の26.9%、高齢者夫婦のみの世帯は1,643世帯で、全世帯の11.9%となっております。しかしながら、どこにどなたが暮らしているという個別の把握につきましては、民生委員・児童委員、くらし見守り相談員の活動、及び、町内における小地域ネットワーク活動など、住民の皆さんによる見守りの中で把握す

るのが主なものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 大変失礼いたしました。高齢者世帯の把握ではなく、独居老人の把握でございました。単身高齢者世帯ということで数値を教えてくださいましたので、これについて話したいと思います。

高齢者単身世帯が約4分の1、ただし、この中には世帯分離も含まれていると思いますので、この数字がそのままお一人暮らしということにはならないのではないかとはいえますが、御夫婦お二人の世帯が1,640世帯ということですので、いずれお一人になられるということでございますので、独居老人の方の把握というものは重大になってくるのではないかと思います。

地域住民の見守りとおっしゃいましたが、独居老人の方の安否確認はどのようにされておりますか。そして、その実情はどのようになっていますか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

私ども、独居老人のことをひとり暮らしの高齢者ということで申しておりました。申しわけございません。

ひとり暮らしの高齢者の安否確認につきましては、民生委員、くらし見守り相談員の活動、地域によっては小地域ネットワーク活動での声かけが主なものでございます。何か変わったことがありましたら、地域包括支援センターに御連絡いただくこともございます。また、介護認定を受けていらっしゃる方につきましては、介護支援専門員——ケアマネジャーのことですけれども、介護支援専門員やサービス事業所が、介護サービスの中でも安否確認を含め、支援を行っていただいております。

これらの活動の中で、ひとり暮らし高齢者の異変に早急に対応でき、医療機関受診やサービスの利用につながったケースがございます。しかし、これら見守りや声かけ、医療機関受診やサービスの利用を拒否される高齢者がいらっしゃることも事実でございます。

今後も、地域包括支援センターを核として、地域にお住まいの皆様、介護関係者、行政等が密に連携し、本市にお住まいの高齢者の方が安心して御生活いただくための体制の構築に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 拒否される高齢者がいらっしゃるということは、私も感じております。ただ、きょう拒否したからといって、1週間後に気が変わるかもしれません。それと、きのうまで元気に踊っていた人が倒れるということもありますので、継続的なお声かけをお願いしたいと思います。

心身ともに豊かな老後を送るためには、地域の力が欠かせないと思っております。豊かに暮らすということの要素の1つに、「楽しい」があります。「楽しい」は、人によりさまざまですから数値化はできませんが、最も重要です。一例として、ボウリングの話を取り上げさせていただきます。御存じのとおり、人吉スターレーンが47年間にわたる営業に幕を下ろします。どのくらいの皆様が、ここに、コミュニティーと健康と楽しさを求められていたのか御存じですか。ここに、それを数値化したものがありますので御紹介させていただきます。

登録してある競技団体、クラブ、サークルは30団体、年間利用者は4万9,500人、子ども会の利用は年間116団体、夏休みのキッズボウリングには延べ2,000人が来たそうです。利用地域は、人吉球磨はもとより、伊佐、芦北、水俣、えびの、小林、八代、出水など多方面にわたっております。登録している会員数は602名、このうち60歳以上は353名です。高齢者の方は、唯一の楽しみだったボウリング場がなくなる、俺はひきこもりになるぞ、と言われる方もいらっしゃるぐらいで、ボウリングは個人競技でいいものですから、なかなかコミュニティーとか老人会とかが嫌な方が集まりやすい場所であったということも、1つの要因だと思います。楽しめる場所が人吉市にはだんだんなくなっていっています。子ども会も、来年の春のお別れ会はどうしようと、頭を抱えていらっしゃいます。そんな地域に、子供に「残れ」と言えますか。球磨工業のボウリング部は廃部にはならないそうですが、月に一、二回、よそに行って投げるんだそうです。そのほかの日は筋トレだそうです。そういう若者が人吉市に残ってくれるのでしょうか。

1企業の方針ですので、市が口を挟めることではございませんが、この1つのことが、ひきこもり、不健康とつながり、社会保障費の増大につながるのではないかと危惧しております。映画館がなくなって、一気にまちが寂しくなった記憶がございます。1つがなくなることが悪循環となることを大変危惧しておりますので、発言をさせていただきました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）
15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

1点目は、行財政健全化計画で、市民生活への影響について、また、新市庁舎建設の見直しについてという点から。2点目は、災害に強いまちづくりで、水害における市民の防災

力の向上について、大規模災害における避難所運営について。また、3点目に、市民の声より、産業祭の会場について質問をしてみたいと思います。

では、1点目の、行財政健全化計画です。行財政健全化計画は、あらゆる分野で市民に3億円の負担増とサービス減などを行うものであり、市民生活への影響が避けられるものではありません。ですから、市民への情報公開はしっかり行うべきだと思います。

本年9月3日の全員協議会の議事録を見てみますと、このとき示された行財政健全化計画に対して私が、市民全体に知らせる必要があると私は思うんですけども、と質問すると、迫田部長は、「市民に対する周知、これも当然必要になってくると思いますので、方法といましては広報とかホームページとかそういったものでも出していただきたいと思ってます」と回答をしています。これまで、既に広報ひとよし10月号、11月号、12月号が発刊されていますが、いまだにこの行財政健全化計画の内容が掲載されていませんし、ホームページにも掲載されていません。なぜ、掲載されなかったのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

人吉市行財政健全化計画につきましては、全員協議会の場におきまして、市広報及びホームページで市民に周知するとの説明を行ったところでございますが、本日1番目の宮原議員の質問の中で、9月以降の経過について説明をさせていただきましたが、現時点では、職員内での財政状況を含む情報共有を図り、令和2年度当初予算に向けた事業見直し作業を行ってきた段階でございますので、細部にわたってはこれから詰めていかなければならない部分もございますので、この時点での人吉市行財政健全化計画の、市広報やホームページによる市民の方々への周知までには至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、詰めていく段階だということなんですけれども、でも、市民の中では、やっぱり計画段階であっても知らせてほしいという思いだと思うんですね。声としては、「もっと早く知らせるべきだ」、「いまだに知らせていないのはおかしい」という声が、私のところにも届いています。早急に、広報とかホームページで市民に知らせるべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、令和2年度の当初予算編成作業に取りかかっているところであり、当初予算編成要領におきまして、事務費等の経常経費10%削減や、任意団体補助金の一律10%削減などの方針を掲げており、このことにつきましては、本市の財政状況を含め、御理解をいただけるよう各種団体への説明を各部から行っているところでございます。

また、町内会長囑託員連合会の市政懇談会や、未来カフェ等において、本市の財政状況等につきまして御説明を申し上げているところでございます。しかしながら、先ほど申し上

げましたように、事業の見直しにつきましては、細部にわたっては詰めていかなければならない部分もございますので、詳細な内容を詰めた上で、また、時間をかけなければならない取り組みもございますので、今後、丁寧な説明に心がけ、公表・周知を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、いろいろ調整段階と、さっきの答弁でもありましたけれども、そういう段階でということなんでしょうけれども、どこだったか忘れたんですけども、今までいろいろ行政視察とか私どもは行きますけれども、こういうことを計画段階から発表する自治体が確かあって、議員としても、そういう段階でいろいろ発表したら、市民からもいろんな問い合わせが来るし、言われるんじゃないかという質疑が行われたことがあったと思うんですけども。最終的にそういう自治体と言われることは、ずっと段階が来て話し合いが行われて、最終的には、逆に自治体の信用は深まっていくんだという話をされたことをちょっと思い出すところがあります。

今後、防災について、まちづくりを質問していきますけれども、その中ではやっぱり人吉市と市民の信頼関係が非常に重要だと思いますので、そういった面で私は早い段階で、こういうことは市民に知らせていくべきだと思うということを言っておきたいと思います。

それから、次に、行財政健全化計画の中身そのものについて質問していきたいと思います。まず、敬老祝い金の見直しについてです。9月議会において、私は、高齢者のささやかな喜びを奪うという認識はないのか、と質問いたしました。今回は、敬老祝い金を貰ったときの喜びの声を聞き取って質問しようと思ったところなんですけれども、考えてみれば、敬老祝い金を高齢者に手渡す市職員は、高齢者の喜ぶ姿を間近に見ていることと思います。

そこで、敬老祝い金は、市民に大変喜ばれていることを、市の担当者も実感しているのではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

敬老祝い金は、当該年度内に88歳の米寿をお迎えになる方を対象に、お一人2万円のお祝い金を交付するもので、平成30年度で283人、令和元年度において280の方が受領されています。対象の方々には、お受け取りできる日と場所を御案内し、本年は9月13日、カルチャーパレスにおいて、その後は西間別館の高齢者支援課窓口でお渡しをしております。

カルチャーパレスでの交付日には、複数名の方々が早い時期から待っておられ、待ち時間に、職員に対し、「家族でこれから昼ご飯を食べに行く」とか、「自分の足で歩いて受け取りに来られてよかった」などのお話を聞かせていただくこともございます。

米寿という88歳の節目の年齢を迎えることができたお祝いということで、対象者の方々や家族の方々は喜んでおられると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今の答弁でも、本当に喜ばれているのが目に映るように感じます。やはり米寿というときは、そこまで長生きされたことは本当にめでたいと思います。そういうお祝いをするという意味でも、ぜひとも、これは続けるような施策ではないかと思うと、私は言っておきたいと思います。同じ額でですね。

それから、次に、ゼロ歳から2歳児の保育料の値上げについてですけれども、本年10月より、3歳以上の保育料が無料になりました。本年3月12日付の産経新聞インターネット版を見てみますと、その日の衆議院本会議の様子が書かれています。安倍首相は、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案の審議入りに当たって、子育てや教育に係る負担を大幅に軽減し、日本を、子供を生みやすい国へと大きく転換する、と強調したことが書かれています。

ある保育園の園長に話を伺うと、このように言われました。「球磨郡では、各町村が申し合わせをして副食費の補助を行おうとしていると聞いた。そんな中で保育料を上げたら、子供を持つ世代はみんな郡部に行ってしまうのではないかと心配だ。」と言われました。市長に、保育料の値上げは、少子化対策を進める国やほかの自治体の取り組みに逆行するという認識はないのかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

9月議会でもお答えしましたように、保育料は、国基準と比べ安価な設定によりまして、本来保護者負担となるべきところを市の一般財源で補填してきており、その負担も年々増加傾向にあります。

そのような経過を踏まえまして、保育料の見直しにつきましては、行財政健全化計画の中で、歳入の最大限確保、負担金、手数料の見直しの項目の1つに位置づけているところでございます。

幼児教育・保育の無償化がスタートして、まだ間もない時期でもありますし、今回の無償化が、市の財政にどのように影響するのか、まだ不透明なところでございますので、詳細に、制度、財源を詰めた上で、本市の財政状況を見ながら、保護者の御理解をいただけるよう、これから慎重に検討していかなければならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） いろいろ状況を見ながら検討、ということでしたけれども、やはり、少子化対策はどこでも、国も地方自治体もみんな考えることですので、ぜひ、これについては、市の取り組みとして軽減しているということはいいいことだと思います。ですから、ぜひ、これは引き続き、値上げはしないようにしていただきたいと思うということ、私は言って

おきたいと思います。

それから、次に、各種健診委託料の見直しについてです。各種健診委託料の見直しというものはどういうことなのか、改めて担当課に聞いたところです。市民健診におけるがん検診について、受けられる検診の種類を減らすか、もしくは、それぞれの検診料を上げることだと説明されました。そこで、市民健診を受け入れている病院のお医者さんに話を伺うと、このように言われました。「健診は気軽に受けられるようにしておいてほしい。症状が出る人は、それに関する検診をすればよいが、怖いのは症状が出ない人。気づかずに悪化して、わかったときには手おくれということもある。行政が金の問題で、人の命を軽んじるのはいかがなものか。」と言われました。このお医者さんの言葉を、市長はどのように受けとめられるかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

健康づくりや予防施策の1つとして実施しております各種健診につきましては、血圧や血糖値など健康状態を検査する特定健診のほか、各種がん検診も実施しているところでございます。

がん検診につきましては、国は、がん予防重点健康教育、及び、がん検診実施のための指針の中で、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診を推進していますが、本市におきましては、その5つのがん検診に加えまして、前立腺がん、若年層の乳がん、腹部超音波検診を実施しております。また、健康づくり健康実施体制における医師会との連携につきましては、毎年、人吉市医師会検診部会と意見交換会を実施し、検診部会長である先生とは、機会あるごとに御相談をしながら取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、「自分の健康は自分で守るまち ひとよし」を基本理念としまして、市民の方々が生き生きとした生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸に向け、市民、行政、関係機関・団体等が連携して健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 健康づくりに対する意識は、市長は高いのは、私も思っていますので。私もびっくりしたんですね、医者の方に会って、命に直結する問題でもあるんですよと、そこを認識してほしい、ということですので。人吉市が基準以外の検診をやっていることは、私はいいことだと思いますし、ぜひとも、そのような検診を今後も受けられるようにしていただきたいと思いますということをおきます。

それで、先ほど述べたお医者さんですけど、「市民健診の予算を削るくらいなら、無駄な事業を削るべきだ。」と言われました。行財政健全化計画が出された今日、市庁舎建設については、より経費削減を図り、行財政健全化計画は中止、あるいは縮小していくべきだと思います。

新市庁舎建設工事について、10月29日に開札が行われ、約88%の落札率で落札されたことが報告されています。市民に対する情報公開の責任を果たすためにも、議会で適切な論議がなされるためにも、この落札価格で建設した場合に、総工事費、本体工事費、人吉市の実質負担額は幾らになるのか公表されるべきだと思います。それぞれ幾らになるのか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

これまで総事業費57億円、本体工事費47億8,000万円、市の一般財源の持ち出し額は約11億円と説明をしているところでございます。今後、分離しました工事の実施の有無等については、議会にお諮りして決定してまいりますので、現時点で総事業費等の金額についてはお示しができないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今後いろいろ検討するところがありますということで、その理由としてはわかるものでもあります。

それで、一応見通しとしては聞いておきたいと思いますので、今言いました新たな総工事費、本体工事費、人吉市の実質負担額が、見通しとしていつごろ明らかにできそうなのかをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本議会での契約案件の議決をいただきましたら、分離しました工事等の実施の有無等につきましては、事業の進捗に合わせて、できる限り早目に、議会にお諮りしていくことといたしております。

ただ、その方針を決定するには一定の期間も必要と存じておりますので、全体の工程から鑑みますと、令和2年度中には全体事業費等の見込みについてお示しをさせていただければと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 大体その辺で明らかになっていくということで、実質負担額あたりも、また、その辺で落とせたら落として、行財政健全化計画もぜひ縮小していくべきだと思いますので、その辺もまた、令和2年度中と言われましたので、その辺も見越して論議していかなければならないのかと思っているところです。

次に移りますけれども、本体工事については、契約締結を最優先とするため、大型車を入れる公用駐車場や職員用の喫煙所、新市庁舎と別館を結ぶ通路屋根などが分離されて、入札が行われています。大型車の公用車駐車場には、マイクロバス、議会ワゴン、トラックなどを置くようになっています。また、車の保守を考えればあったほうがよいかもしれません

が、ないのならないもので済むものだと思います。喫煙所は、職員の方が来庁者用の喫煙所で一緒に吸うようにすれば、なくても済むのではないのでしょうか。そのほうが、職員と市民の交流も深まりますし、冷房・暖房代などのランニングコストも下がると思います。庁舎の配置がわかる図面を見てみると、新市庁舎と別館を結ぶ通路屋根があっても、ほとんどの来庁者は、雨の場合には傘を差して庁舎に入らなければならないことがわかります。通路屋根がなくても、新市庁舎と別館の間を行き来するときに、傘を差すようにすれば、なくても済むと思います。この点、どのようにお考えか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、市庁舎建設工事から切り離しております附帯施設は、大型公用車の屋根付駐車場、2カ所ある喫煙所のうちの1カ所、その他、新市庁舎と市役所第一別館、通称西間別館を結ぶ屋根付歩廊がございます。これらの附帯施設に関する工事につきましては、市庁舎建設工事の入札に先立ち、現計予算内での発注、契約締結を最優先とするため切り離したところでございます。

新市庁舎建設に関する特別委員会でも説明してまいりましたが、分離した附帯施設につきましては、事業全体の予算状況を踏まえ、市民サービスの向上、事業費の圧縮など、総合的な観点から議会にお諮りした上で、その方針を決定していくことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 議会に諮っていくということですので、市庁舎建設特別委員会でもいろいろ論議はしていかなければならないと思いますけれども。市長にも質問しておきたいと思っておりますけど、このような大型車を入れる公用車駐車場や職員用の喫煙所、新市庁舎と別館を結ぶ通路屋根の建設は見直すべきだと思いますが、いかがお考えかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市庁舎建設事業においては、一般単独災害復旧事業債という国からの財政支援が約束されておりますが、これらの附帯施設の工事の実施につきましては、予算状況を踏まえながら、費用対効果や他の市庁舎建設関連事業との優先順位などを検討の上、先ほど総務部長が申しましたとおり、議会にお諮りしながら方針を決定させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 同様の答弁ですが。議会で、やはり、私たちも大いに論議していかなければならないと思ったところです。

また、別の部分についてもちょっと質問したいと思います。家を新築した場合に、家中の家具まで、ほとんど新しいものにかえてしまわれた方がいるそうです。私も家を新築したことがありますので、気持ちの上ではよくわかります。しかし、新庁舎に対しては、行財

政健全化計画も出されています。我慢するところは我慢すべきであると思います。机や椅子、ロッカーなど、職員が使う什器についても、まだ使えるものは、新庁舎でも使うべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

新市庁舎等での什器整備に関しましては、平成30年9月の第29回、11月の第30回市庁舎建設に関する特別委員会、並びに、平成30年9月議会、大塚議員の一般質問での議論も踏まえ、既存什器等の併用を前提とした人吉市新市庁舎等什器整備基本計画を取りまとめたところでございます。

現在は、この基本計画に基づき実施計画を策定することとしておりまして、既に、既存什器の現況調査を終え、実施計画の取りまとめに着手したところでございます。使用できるものは使用していくという考えのもと、今後におきましても、議会に御相談しながら実施計画を策定してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） これについても、いろいろ見直すべきところは見直しだけれども、一応、委員会での論議を考えてということですので、これもまた、私どもも委員会で大いに論議していかなければならないと思っています。

最後に、私たち議員が使う机や椅子、ロッカーなども同様だと思います。私としては、まだ使えるものは、新庁舎でも使うべきではないかと思いますが、この点はいかがお考えかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

令和元年11月26日、第7回新市庁舎建設に関する特別委員会にて、議会関連の既存什器に関しまして、現況調査に基づく転用例を御説明させていただきました。什器整備に係る経費につきましては、現時点で一般財源となりますことから、事業費の圧縮を図るという考え方は重要な視点であり、議員の皆様の総意ではなかろうかと認識しているところでございます。

これまでの答弁の繰り返しとなりますが、議会関連の什器に関しましても、古いものや使いにくいものもございしますが、使用できるものは、新市庁舎でも、引き続き使用していくという考えを基本としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） これにつきましても、また、委員会のほうで論議していかなければならないということで、その方向で私も考えていきたいと思っています。

では、この質問は終わります。2点目の、災害に強いまちづくりについて質問してま

いりたいと思います。

まず、水害における市民の防災力の向上についてです。私は、昨年10月に防災士の資格を得ました。そのおかげで、この1年間で数回、防災士に対して行われる研修に参加することができました。そこで、防災においては、自助、共助が大切である場面が多いことを学びました。行政においては、住民の自助、共助を行うことができる力をつけることや、活動の支援を行うことが求められていると思います。本年も、8月の佐賀の豪雨、9月の台風15号の暴風雨、10月の台風19号や21号による豪雨などが起こっていますが、この観点から災害対策を考えてみる必要があると思います。

そこで、この質問を行います。台風19号について、ウィキペディアを見てみますと、死亡した際の状況が判明した64人を、毎日新聞が分析したところによると、住宅内で水や土砂に襲われ死亡したのは27人で、4割超を占め、少なくとも3割近い17人が車での移動中に死亡したとされている、となっています。台風19号で千曲川決壊による長野市の浸水地域では、洪水ハザードマップのとおり浸水したといわれています。ところが、インターネットで調べてみますと、10月16日のテレビ朝日の「大下容子ワイド！スクランブル」などでは、被害に遭った地区の方々によると、ハザードマップの存在は知っていたが、よく見ていなかった、ということが報じられているようです。私は、このような水害における死者を減らすために、市民がハザードマップを見て、自宅や職場にどのような水害が起こるか想像し、どの経路で避難するか考える力をつけることが大切だと思います。その点、どのように考えているかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

最近では、令和元年8月の前線に伴います大雨で、8月27日から、佐賀県と福岡県、長崎県を中心とする九州北部で集中豪雨が発生し、甚大な被害が発生しております。人吉市においても、いつ、そのような災害が発生するかわからない状況と、危機感を持っているところでございます。

議員御質問の、どのように避難するか、市民みずからが考えること、防災意識を持つことは、自助・共助・公助の自助の位置づけになり、大変重要なことと存じております。自助につきましては、自身の身は自分で守ることであり、現在、人吉市ハザードマップを平成29年3月に作成し、全戸配布を行っておりますので、自宅や職場の浸水状況や土砂災害警戒区域に位置していないか、また、指定避難所の場所、及び避難経路についても確認いただき、災害時に備えての準備を平常時から行っていただけるよう、機会を捉え、市民に周知してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 市も同様に考えておられるということが、今のでわかったところです。

近年の水害においては、川の曲線部分の外側や、川幅が狭くなったところの上流、支流の水が本流の増水によってはけきれなかったところなどで起こっていることがニュースなどでも報じられています。どこで、どのような水害が起こる可能性があるのかは、ある程度予測できるように思います。人吉市は、専門家などに調査をしてもらって危険箇所を把握し、住民の意識向上などの対策を図っていくべきだと思いますが、その点、いかがお考えかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在把握をしております危険箇所といたしましては、市内の土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所268カ所でございます。熊本県におきまして、土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所の追加を行っております。急傾斜箇所数187カ所、土砂災害箇所数71カ所、地すべり箇所数3カ所、合計261カ所の追加と聞いているところでございます。今後、このように警戒区域指定箇所が増加することにより、危険箇所の把握が必要になってくると思われれます。

そこで、本年度から、国土交通省、熊本県、人吉市、東京大学大学院情報学環・総合防災情報研究センターの松尾一郎教授の指導のもと、あらゆる災害を想定し、それらに対するマルチハザードタイムライン検討会を行っておりますので、このマルチハザードタイムライン検討会の中で、支川の危険箇所の検討や、市内の土砂災害の危険性がある箇所について検討し、助言をいただきながら危険箇所の確認を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） マルチハザードタイムラインがちょうどいいときに検討されるということで、ぜひ、そのように危険箇所を把握されて対策を図っていきたいと思いますけれども、できれば、私が思うには、例えば急傾斜地とか地すべり地帯とか、市民にも公表されていると思うんですけども、これに関しても、やはりできる限り、市民に公表する。国交省とか大学の先生方とかの判断もあると思いますけれども、公表できるものは市民に公表していくということも含めてやっていただきたいと申しておきたいと思っております。

次に、人吉市は、水害ハザードマップを各家庭に配布していますが、その実効性を高めることが大事だと思います。インターネットで、自治体通信の、ハザードマップの活用と対策における自治体の課題と取り組み事例、自治体事例の教科書には愛媛県松山市の事例が載っており、このように書かれています。「松山市は全国の過去の災害の教訓から、水害ハザードマップなどの活用方法や想定外に備えた、より実践的な避難行動の普及を図る防災講演会を積極的に行っています。この防災講演会では、防災マップの活用方法のほか、地区ごとの水害履歴や浸水の深さに応じた避難方法を周知し、避難の際に住民が個々の判断で行動するための知識を広く提供しています。避難中の災害を避けるため、既に浸水している避難路

を利用して避難場所へ避難するよりも、建物の2階以上に避難する垂直避難でよい場合もあるという考え方も周知しています。」というものです。このような防災講演会を人吉市も行うべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

愛媛県松山市の防災講演会は、防災士の一人一人が防火防災の意識をさらに高め、地域の防災リーダーとして、それぞれの地域の防災力を充実し、強化する目的で、講師に、特定非営利活動法人日本防災士会理事の横山恭子氏を迎え、講演をされております。

議員御質問の、人吉市としての取り組みについてでございますが、平成30年11月17日に、水防災タイムラインカンファレンスを開催し、防災講演会を行ったところでございます。また、今後は、市内にも防災士の資格をお持ちの方がおられますので、議員もそのお一人でございますが、現在、職員が行っております出前講座、防災講話等で、防災士としてその経験したことを、市民に対し講演できる場をつくってまいりたいと存じております。その節は、どうぞよろしく御支援をいただくようお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今のような答弁をされると、私も身の引き締まるような思いなんですけれども。私も、大いに勉強をしてみたいと思います。

あと、私は研修をする中で、県内に、大学の先生方とか防災について結構話される方もおられますし、地域の防災体制も、熊本市の黒髪かどこかでつくられているので、先進的に活動されている、そのように県内にいっぱい事例があるみたいですので、ぜひ、そういうものも含めて防災の学習会を行っていただきたいと思います。

次に、放送大学客員教授で、国土問題研究会副理事長の磯部作教授は、「ハザードマップはどのような状況のときに、どのような被害が起きるかを明らかにして、どのように避難をすべきかを明らかにしなければならない。」と述べています。熊本市は、地域版ハザードマップ作成手引書をつくっています。先ほど質問であったものと一緒なんです、こういうものをつくっているんですよ。その内容を見てもみますと、地域の住民が危険箇所などを確認しながら町を歩いて、最終的には、危険箇所や避難ルートを書き込んだ町内自治会水害手づくりハザードマップを作成する手引書になっています。

先ほど述べました自治体通信には、岐阜県可児市の取り組みも紹介しており、このように書いてあります。「市では、住民の防災意識を喚起し、適切な避難行動についての普及活動を行うとともに、市民から「豪雨災害の記憶を記録として残したい」という要望があったことを受け、市内の各自治会と連携して作成したのが、「わが家のハザードマップ」です。これは、各自治会がまち歩きやワークショップを行い、過去の災害や豪雨時の地域の状況について収集した情報に基づいて自治会ごとに危険な箇所を記入した地図を基礎データとして

市が作成したもので、市内全戸に配布しています。市はまた、岐阜県統合型GIS（地理情報システム）を利用して、水防法や土砂災害防止法などに基づいて国や県が定めた浸水想定区域、危険箇所などの情報を「わが家のハザードマップ」と同時に閲覧できるように設定し、「インターネット版わが家のハザードマップ」を作成し、公開しています。」というものです。

人吉市でも、市民と協力して、このような避難ルートを記入したハザードマップをつくるべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

岐阜県可児市のわが家のハザードマップにつきましては、岐阜県統合型GISシステムを利用し、インターネット版のハザードマップも作成され、また、各戸にも配布されているようでございます。

人吉市におきましては、平成24年度に、水害に強いまちづくり事業を行い、「まるごとまちごとハザードマップ」作成を行っております。このハザードマップは、避難所の位置や避難経路、避難誘導掲示板の位置、浸水表示等を載せて作成したマップでございます。また、平成26年から、総務省のG空間技術を活用した、地域連携型防災まちづくり実証実験で構築いたしましたG空間システムがございます。現在では、災害掲示板の利用、これは災害対策本部と支部及び下球磨消防本部との連絡手段と、情報収集システム、これは災害対策支部からの被害状況の報告、こういったものを利用し各支部との情報共有を行い、災害対応を行っているところでございます。

今後は、G空間システムを利用し市民に対して情報提供ができるか、こういったことも検討を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 人吉市では、確かに今、G空間システムを利用した活用を研究していますので、大いに使うようにしていただきたいと思えます。人吉市の特徴としてそれがあることは、大変いいと思えますけど。熊本市の例を見ても、可児市の例を見ても、このマップをつくる時に住民参加は要るだろうと考えるところです。そうでないと、自分たちが見た防災マップがつくられるべきだと思うし、やっぱり市民参加によって、これは自分たちのマップだと意識することによって、これがよく使われることになると思えますので、ぜひ、それを進めるに当たっては、その辺も考えながら進めていただきたいと申したいと思えます。

それから、次は、次のテーマであります大規模災害における避難所運営についてです。災害時には、行政が避難所の設置を行い、住民の世話をやっておられます。しかし、東日本大震災や熊本地震のような大規模災害が起こった場合には、行政の職員も被災してしまうかもしれないし、国や他自治体との連絡調整、支援物資の受け入れや配布、罹災証明書の発

行、被災者への支援制度の検討、仮設住宅の用地確保や建設など多忙をきわめ、避難所運営は手薄にならざるを得なくなると聞いています。

そこで、大規模災害における避難所運営は、地域住民の自主的運用が重要になってくるのではないかと思います。そのことに関する認識をお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

大規模災害が発生すれば、自治体に対応しなければならない緊急的な業務が一気に大量に発生し、早急な対応を迫られることは、近年の多発する大災害の状況から、当然予想されているところでございます。このことから、議員御質問のとおり、自治体職員による避難所運営ができない可能性があることも十分想定しておかなければならないと考えております。

現在は、自治体が避難所を運営する体制でございますが、大規模災害時には、実際に避難されている住民の方に参加していただいて、避難所運営を自主的に行っていただくことが非常に重要になってくると考えております。今後は、地域の防災力強化のため、平常時から、町内会の地域住民の皆様における自主防災組織の強化を目指したり、施設管理者、学校関係者などの皆様と協議を行い、防災訓練の中で実際に運営をしていただくことなども必要ではないかと考えているところでございます。

大規模災害時は、避難所運営は避難者自身が行うことの必要性を啓発したり、避難者のための避難ルートを整理しておくなどが必要になってくるのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今のと、認識は大体一致していると思うんですけど。そういう場合に備えて、自治体は準備をしておくということが必要だと思うところでありますし、その中で、避難所の設営は、初めの設定が大変重要だと聞いています。避難所運営を地域住民で行うためには、避難所初動運営キットがあれば、地域住民の大きな支援になると思います。

避難所初動運営キットは、避難所の開設と初期の避難所運営支援を目的に、最低限の道具25点をまとめたものです。熊本大学の竹内裕希子研究室が企画開発したもので、熊本地震のときに避難所運営を行った自主防災組織等へのヒアリング調査をもとに、必要なものを集めたものです。例えば、熊本地震のときに、避難所の体育館内でたばこを吸っていた人がいたので、当たり前のマナーとして「ここでは吸わないでください」と言ったところ、「どこにだめと書いてあるのか」と言われて、心が折れそうになった、という話があったそうです。そこで、このキットの中には、「禁煙」のカードや、「避難所」のカードが入っていて、それを必要なところに置けばいいようになっています。このように、避難所の運営を助けるものになっています。この避難所初動運営キットを、人吉市でも配置すべきではないかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員お尋ねの、避難所初動運営キットでございますが、熊本大学のくまもと水循環・減災研究教育センターから、平成29年度に、避難所の開設と初動の運営支援を目的に、最低限の道具をまとめた避難所初動運営キットを8セット配布があったところでございますが、運営キットの中身といたしましては、文房具用品、懐中電灯、ブルーシート等の、議員が申されたように、25点の道具がまとめてあるものでございます。

また、従前から、災害発生時に、災害対策本部会議で指定避難所の開設が決定した場合は、速やかに職員へ連絡を行い、避難所運営に当たる体制をとっているところでございますが、避難所開設の際には、日ごろから救護部で準備をしております物品を避難所へ運び、運営に当たっているところでございます。

避難所へ持参する物品の中身についてでございますが、懐中電灯、ボールペンなどの文房具、靴入れ用袋、可燃ごみ袋、不燃ごみ袋、資源ごみ袋などを常時準備しております。そのほかにも、避難者受付簿、避難行動要支援者名簿、血圧計、聴診器、救急箱、洗浄用の消毒液、トイレトーパー、無線機など、必要に応じ物資を準備しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今の答弁で、このキットを既にも買われているということで、非常に早い対応で非常に感心したところです。また、それ以外にもいろいろそろえられていることはいいことです。

避難所初動運営キットですけれども、基本的に8割方必要なものを入れていて聞いていますけど、あとは自治体のほうで必要なものをそろえてくださいということらしいんですけれども、それは、今の答弁を聞くと、かなり積極的にそろえておられると感じたところであります。

このキットについて、もう1点は、日ごろ、地域の人たちに防災の話をされるときに、どんなものが入っているか知っておくことが肝心だと言われていまして、そうするとイメージできて、いざ地域住民でも避難所運営をしなければならないときに速い動きができるということで、ぜひ、こんなものがありますよということを市民の方にも知らせていただきたいと申しておきたいと思っております。

もう1点ですけど、災害が起こる前の平時のときに、通路をどのようにとるのかを決めておくことが大事であることを、防災士の研修で学びました。障がい者が車椅子で移動することや、避難物資の配布などのためには、避難所内に通路を設ける必要があります。しかし、多くの避難者を受け入れた後で通路を設けようとしたら、苦情が出ることは間違いありません。ですから、避難所を開設するとき、すぐに目印のテープを張って通路を確保する必要があります。また、避難所では、1人当たり縦2メートル、横1.5メートルの広さをとっても

らうことが基礎だそうですが、これは人数がふえた場合は変わってくるそうですが、一応これは基礎だそうです。どのように通路を配置したほうが、より多くの避難者を受け入れることができるのか考えておく必要があります。そのためにも、平時のうちに、通路をどのように設けるか決めておく必要があると思います。その点、どのようにお考えかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難所となる場所につきましては、コミュニティセンターの中の会議室であったり、体育館など広いフロアであったりと、避難所ごとに広さやつくりが違っております。避難所が開設された際には、それぞれの避難所ごとに大まかな避難場所を設定し、運営しているところでございますが、高齢者や家族の状況などにより、できる限り、避難者の状況に合わせた避難場所の配置を行っているところでございます。

市で作成している避難所運営マニュアルにおいて、避難所を開設する際には、避難所担当者が設備を把握すること、例えばAEDの場所をきちんと把握しておくこと、避難者の区分けや通路の確保などについては、過去の防災訓練で実施したHUG（ハグ）訓練を参考に、各避難所において検討するように記載しているところでございます。

近年、本市では、避難所で避難者が身動きできないほどの大災害は幸いにも発生しておりませんが、避難者が安心して生活できるよう、避難所の通路確保や避難者の状況に応じたレイアウトを決めたりしていくことは非常に重要なことでございますので、マニュアルに掲載し、職員間で共通認識を持つなど、検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 検討されるということで、そのようにしてほしいと思います。これも、地域住民の方にも知らせておかないと、設営するときに、こういう配置図で計画しておりますということを知っておってもらおうと、一緒に協力してやれますので、その点も考えながら計画していただきたいと思います。

次に、市民の声からで、産業祭についてです。11月9日、10日に、石野公園で産業祭が行われました。私は、2日間とも、ボランティア連絡協議会のテントでバザーを行っていましたが、出会った何人もの人に、「何で、今回は城内ではなくて石野公園なのか」と尋ねられました。産業祭は、これまで、毎年、人吉城跡ふるさと歴史の広場で行われており、市民の意識には、その会場が定着しています。場所を変えるには、それなりの理由があつてしかるべきだと思います。

実行委員会の中で、どのような話し合いがなされて、会場が人吉クラフトパーク石野公園になったのか、お伺いします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

今回のひとよし産業祭は、なぜ、人吉クラフトパーク石野公園で開催されたのか、との

御質問でございますが、平成31年、本年1月から開催されてきましたひとよし産業祭実行委員会におきまして、祭り会場も含め、事業内容などについて検討・協議がされてまいりました。

祭り会場といたしましては、ふるさと歴史の広場を初めとしまして、カルチャーパレス及びスポーツパレス、そして人吉クラフトパーク石野公園の、この3カ所が候補地として検討されたところでございます。その結果、ふるさと歴史の広場での開催は、隣接します相良神社沿いの石垣の膨張や崩落があり、万一事故が発生した場合の来場者への安全確保が担保できない状況にあること、また、産業祭の事業費につきましては、ここ数年、繰越金を取り崩しながら開催されており、会場設営費等に多大な経費を必要とする中、支出超過が懸念される厳しい状況にあること、この2点が会場変更の大きな要因になった次第でございます。

そのことを踏まえまして、人吉クラフトパーク石野公園は、人吉球磨スマートインターチェンジの開通、道の駅「人吉」の開駅、さらに、石野公園開園30周年という大きな節目に当たり、その知名度アップと、ステージやトイレ等の既存施設の有効活用という観点から、実行委員会におきまして場所が決定され、今回、試験・試行的に、初めて開催されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、答弁をいただいたところで、例えば、相良神社沿いの石垣の膨張の問題は、その理由はわかります。そういった面で、市民の方もその辺はわかられると思うんですけど。

あとは、市民の声としてあったことは伝えておきたいと思いますので質問しますが、会場について尋ねられた方の思いは、人吉市内から、徒歩や自転車で来ることができるので、やはりふるさと歴史の広場でやってほしい、ということでした。ですから、来年は相良神社沿いの石垣の安全対策などを行い、会場はふるさと歴史の広場で行うように話し合えないか、お伺いします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

来年は、安全確保をした上で、ふるさと歴史の広場で開催できないか、との御質問でございますが、現在、御承知のとおり、相良神社側の石垣が膨張していることと水ノ手橋側の石垣の崩落がありますことから大型土のうが設置されており、歩行者の安全のために、歩道がふるさと歴史の広場側へつけかえがなされている状況でございます。

議員がおっしゃいましたとおり、祭りを開催するに当たりましては、安全確保が第一で不可欠であると認識いたしております。年度内に予定されておりますひとよし産業祭実行委員会におきまして、今後の祭りのあり方や目的も含め、行財政健全化計画の対象となっているイベントでもございます。共催いたしております球磨地域農業協同組合や人吉商工会議所

を初め実行委員会、関係団体の皆様と十分に検証いたしまして、ひとよし産業祭のあり方、目的、方向性等もあわせて検討・協議の上、決定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 実行委員会ですから、引き続き検討となると思うんですけども、安全確保が必要ということは、私も重要であることはわかります。ただ、祭りは市内の中心部で行えることはどこでもやっていますよね。できるだけなんですけれども、できるだけ多くの方が、やっぱり徒歩や自転車で気軽に来られるというところでやってほしいという思いは当然だと思いますから、そういう思いも、ぜひ、かみしめながら実行委員会で話していただきたいと申しまして、質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。

通告に従いまして、早速一般質問を行います。

今回は、3項目。1番目に、自転車保険加入の促進を求める取り組みについて。2番目に、避難所の災害時備蓄品について。最後に、市民の声からであります。

それでは、まず、1番目です。誰もが気楽に乗れ、日常生活に欠かせない乗り物である自転車ですが、近年、自転車による事故の裁判で高額の賠償を命じられるケースが相次いでいます。環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人々が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。全国的にも最近多く見かける自転車は、スポーツ車を初めママチャリや折りたたみ式、電動アシストなど、多岐にわたり多くの種類があります。電動アシスト自転車などは、高齢者の方の移動手段として、買い物などへ出かける方もふえているようであります。

国土交通省の自転車活用推進本部が出している「自転車事故の損害賠償に係る現状について」では、自転車がかかわる事故は、総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で、横ばいが続いています。事故を起こした年齢層を見ると、19歳以下の事故件数が、全体の4割を占めている現状です。

まず、1点目の質問ですが、本市の自転車事故は、毎年何件ほど発生しているのか、また、自転車事故対策と、その周知についてはどのような取り組みをされているのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、人吉市内において、自転車がかかわる事故が毎年何件発生しているのかとの御質問でございますが、熊本県警察本部がホームページで公開しておりますデータによりますと、平成29年4件で、負傷者が4名でございます。平成30年が8件で、負傷者が8名、令和元年は10月末時点でございますけれども、3件で負傷者3名となっております。この3年間については、自転車がかかわる交通事故での死者は出ておらず、発生件数、負傷者数とも、県内14市の中では少ない状況でございます。

次に、一般市民、高齢者に対する自転車事故対策と啓発の状況についてでございますが、毎年、春と秋に実施される全国交通安全運動の中では、自転車乗用中の交通事故防止といった自転車にかかわる運動重点が例年入っており、これらの運動に合わせて、参加団体へポスター掲示、チラシ配布や市広報紙での情報発信などを通して啓発活動を行っております。そのほか、町内会や老人会からの要望に応じて実施する交通安全講話の際には、自転車ルールやマナーの遵守についてお願いをしているところでございます。そのほか、人吉地区安全協会のほうでも、老人会からの要望に応じ、毎年、数多くの交通安全教室を開催しているとのことですので、そちらのほうでも、自転車事故防止、万一の事故に備えて自転車保険への加入に関するお話をさせていただいているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。件数については若干、私が考えたよりも少なく感じております。都会に比べると、人口減少の中で、そういった意味では少ないんじゃないかと思った次第であります。

道路交通法上では、自転車は車両の一種、軽車両になっています。法律違反をした事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われることとなります。また、相手に怪我を負わせた場合やものを壊した場合は、民事上の裁判、損害賠償責任を負わなければならないこととなります。自転車が加害者になった場合、高額な賠償金を支払うケースがふえています。

平成25年、神戸市で、小学5年生の男児が、夜間に自転車で帰宅中、歩いていた女性、当時62歳の方と正面衝突し、女性は頭を打って意識不明となりました。被害者家族らが、男児の母親を提訴し、平成25年7月、神戸地裁は、事故の原因は、自転車の安全走行に対する児童への十分な指導をしていなかった保護者にあるとして、約9,500万円の損害賠償を命じました。また、平成20年には、自転車運転中の男子高校生が、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳会社員男性と衝突し、会社員は言語機能の喪失等重大な障害が残り、東京地裁は9,266万円の支払いを命じました。熊本市でも、ことし6月に、高校生の自転車と、歩行者の79歳の男性が衝突し、その方は死亡されるという事故が発生しており

ます。高校生は、午後7時50分ごろ、ロードバイクタイプの自転車で帰宅途中で、歩道を歩いていた被害者と正面衝突をしたという状況でありました。その自転車については、ライトは取りつけておられず無灯火で走行していたという状況だったようであります。これ以外にも事例は多数ありますが、自転車事故により相手を死亡させたり、意識が戻らないなどの重症を負わせた自転車事故で民事裁判となり、数千万円に上る賠償を求められるケースが相次いでいます。

本市で自転車の利用が一番多いのは、通学に使用する学生だと思いますが、学校での安全教育の取り組みについてお尋ねいたします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

小中学校及び高等学校におきましては、学校保健安全法に基づき、学校ごとに学校安全計画を作成し、安全管理面、安全教育面、そして関係機関との連携を深めた組織活動の、この3つの項目ごとに取り組みを計画的に行っております。

実践例としましては、小学校では、関係機関と連携をして交通教室を開催し、自転車の乗り方などの実践を通じた交通安全教育が展開されております。中学校におきましては、文部科学省が作成した「安全な通学を考える～加害者にもならない～」というDVD教材を活用したり、熊本県教育委員会が作成しました「学校安全教育指導の手引」を活用したりした安全指導を行っております。高等学校では、各種教材を活用した安全指導のほか、J A共済が主催し、熊本県警察が共催をしている、スタントマンによる自転車交通安全教室を実施したところもございます。それぞれの学校、校種において、児童・生徒の実態に合わせた交通安全教育が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 13番。豊永貞夫議員。

○**13番（豊永貞夫君）** さまざまな安全教育をされているようであります。加害者にならないための教育もされているということでもございました。

また、通学に使用する自転車については保険加入をされているとは思いますが、今現在の保険加入の状況、取り組みについて、今の現状をお尋ねいたします。

○**教育部長（小林敏郎君）** お答えいたします。

本市の小中学校におきましては、自転車保険について、PTA総会時や交通教室時に、これまでの自転車乗用中の事故に係る損害賠償事案等の紹介を含めて加入の奨励を行っております。実際の加入状況につきましては、各学校でも確認把握はできておりません。

中学校におきましては、自転車通学生徒への保険加入の義務づけについて検討を行っている学校もありますが、今のところ、3校とも、自転車通学許可の条件として保険加入を義務づけている学校はございません。各学校とも、小学校と同様に、年度初めに、自転車乗用中の事故に係る損害賠償事案等の紹介を含めて加入の奨励を行っているところでございます。

が、実際の加入状況につきましては、中学校においても確認把握はできておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 学校では確認把握はされていないという答弁でしたけれども、推奨はされているのですよね。でも、その確認がされていないということは、保険に入っていない方もいらっしゃる。そういった意味では、私は、保険加入は必要だと思っております。先ほども、事故の事例を紹介しましたがけれども、保険加入は、自分が加害者になる可能性もあるということで、備えておく必要があると思います。安全教育の取り組みとともに、自転車通学許可の条件として、この保険加入はぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、この件については強く要望しておきます。

学生についてはわかりましたけれども、一般の市民の自転車保険加入状況と、その周知についてはどれぐらい把握されているのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

一般市民の自転車保険への加入については、本市を初め、人吉警察署や熊本県等の関係機関でも集計したことがなく、把握できていないというところがございます。したがって、周知の状況についても把握できておりませんが、市内にある自転車販売店において、自転車の販売時、故障修理時などのタイミングで、自転車保険への加入を勧めていただいているものと捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 市民の方の把握というのは、やはり難しいものがあるかと、私も思っております。一応確認のために、質問させていただきました。

自動車事故の場合は、加入が強制されている自賠責保険があるため、事故で相手を死亡させた場合、3,000万円までの損害賠償を備えることができます。しかし、自転車には、そのような強制加入の保険制度はありません。保険加入は、学生だけではなく、一般の市民にも加入の必要性があると考えます。しかし、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、2017年に、歩行者が死亡、または重症を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。

自転車保険は、加入した保険の種類によって保障額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償を得られるのが特長であります。しかし、保険に未加入だったために、高額の賠償金を払えなければ被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。

そこで、自転車保険の加入を促す条例を制定する自治体が出てきました。先ほどの事故を受けての兵庫県は、2015年、全国で初めて、自転車利用者に保険加入を義務づける条例を

制定しました。罰則はありません。現在、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえて、国は、ことし1月、国交省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させ、全国一律で保険加入を義務づけるかを検討しておりましたけれども、当面は、全国の自治体による条例制定を後押ししていく方針となっております。国も動いたようでございますけれども、義務化まではなっておりませんでした。

自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せていますが、現在、自転車保険加入の義務化や促進について、国や熊本県の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

国におきましては、これは議員申されましたように、国土交通省が自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会という名称の有識者会議を、平成31年1月と3月の2回にわたり開催し、自転車保険加入の義務化の是非について検討を重ねた結果、一律の義務化を見送るとの結論に至っております。今後は、自治体による民間保険への加入促進の動きを後押しすることとさせていただきます。

また、熊本県におきましては、平成27年4月1日に、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を施行しております。この条例では、自転車保険への加入を促進することとし、自転車利用者や事業者などさまざまな立場での責務や、相互の連携、協力をうたい、自転車が加害者となる交通事故での高額な賠償に備えることなどが盛り込まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、熊本県の現状でお聞かせいただきました。このような自転車事故の状況の中で、自転車の安全で適正な利用促進を目指し、自転車保険の義務化や促進を求める条例を制定する自治体が実際ふえてきておりますが、全国的には、義務化の条例を定めたところが9府県と6政令市、努力義務が13都道府県と4政令市です。熊本県は努力義務となっております。

そういった自治体が実際ふえておりますけれども、人吉市での条例の制定についてはどう考えておられるか、松岡市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

近年、自転車を利用される方が加害者となる交通事故に関する民事訴訟が起こされ、非常に高額な賠償金を支払うような判決がふえてきております。その際、自転車保険に加入していないため、賠償金を支払うことができず、被害者側も加害者側も両方が、その結果に苦しむという状況が起こり得ることを承知しております。

こうした状況を受けて、都道府県や一部の政令指定都市では、先ほど御紹介がありましたように、自転車保険への加入義務化に関する条例、または保険加入の促進に関する条例を

制定しており、また、都道府県に条例制定の動きがないところでは、市町村が独自に保険加入義務化に関する条例を制定しているところもあるようでございます。

先ほど、総務部長が答弁いたしましたように、熊本県では、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、市町村等と連携し、自転車安全利用促進施策の計画的な推進を行うことを定めておりますので、本市におきましては、現段階では条例化までは行わず、県条例に基づき、自転車保険への加入を促進、後押しする施策を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 条例の制定は、やはり、まだ難しいかもしれませんが、学生も含めて、市民の方への自転車保険の加入については、本市としても取り組むべきだと考えておりますので、促進の取り組みについては要望しておきます。この件については終わります。

次に、避難所の災害時備蓄品についてであります。この項目の中に、液体ミルクの備蓄についてもありますけれども、この件については、午前中の宮原議員の中で質問もされておりました。重複する部分がございますので、その辺については割愛しながら、私なりに質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

ことしも、全国で多くの災害が発生し、被災者の多くが避難所生活を余儀なくされました。特に台風19号では、犠牲になられた方が100名に迫る大災害となりました。亡くなられた方に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

毎年のように発生する災害、本市としましても、各家庭においても、さまざまな災害を想定しながら、常に備えておく必要性を改めて感じました。今回の質問は、避難所の災害備蓄品についてであります。その中でも、飲み物、食べ物の飲食料品についてお尋ねいたします。

避難所で備蓄されている水や食料の備蓄状況として、本市としては、どのようなものを何日分備蓄されているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市における災害対応用の飲料水及び食料品につきましては、まず、飲料水の水については、2リットルペットボトル6本入りの段ボール161箱、計1,932リットルを備蓄しております。食料については、乾パン24缶入り段ボール38箱、計912缶、これはいずれも、市内各所の指定避難所であるコミュニティセンター、スポーツパレス、市所有の防災倉庫などに分散備蓄をいたしております。

市は、大規模災害時における長期避難においては、国・県や他の自治体からの物資支援、災害協定による民間企業からの供給を行うことを想定いたしており、本市の備蓄体制は、そ

の物流ルートが整うまでの期間、市民が個人で備蓄していた飲食料だけでは対応できない場合の補助的役割を想定しているところでございます。

災害時備蓄物資につきましては、熊本県が策定しております避難所運営ガイドラインに基本的な考えが示されており、災害発災後24時間経過時点では、流通備蓄や支援物資の供給が見込めることから、1日分の備蓄を前提といたしております。また、その1日分のうち、3分の1を自助・共助で備蓄、これは避難されている方が自分で備蓄品を持って避難されることということでございます。また、3分の1を市町村で備蓄、残りの3分の1を県が備蓄する、と示されております。

人吉市の避難者生活者人数、これは大規模地震を想定した場合でございますけれども、約5,000人を想定しておりますので、最低限必要とされる備蓄数は5,000人の3分の1、約1,700人の1日分となり、現在の本市の備蓄は、必要数を満たしていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 避難者数が5,000人を想定して、1,700人分の備蓄の1日分が市の備蓄に必要だと、今、答弁がありましたけれども、その数は満たしていないという答弁でありました。であるならば、現在の備蓄では、何人分の1日分に相当するのか。また、1,700人分を満たすために、本市としては、年次計画なり立てて備えていく考えがあるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在の飲食料の備蓄数は、何人分の1日分になるのかとの御質問でございますが、まず、飲用水、水の備蓄についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたように、水の備蓄は1,932リットルございまして、1人当たり必要とされる1日の水の量を、最低2リットルと考えておりますので、現在のところ、966人分の1日分を備蓄していることとなります。また、食料でございますが、現在、乾パンを912缶備蓄いたしております。乾パン1缶を1食分と考えますと、1日3食必要でございますので、約300人分の1日分を備蓄していることとなります。

次に、1,700人分を満たすための備蓄の年次計画はあるのか、との御質問にお答えいたします。現在、物資等を備蓄する保管倉庫が不足しておりまして、大量の物資を調達することが困難な状況でございますので、現時点では備蓄の年次計画は立てていないところでございますが、備蓄において不足する飲食料につきましては、それを補う対応といたしまして、市内の企業、それから災害協定を締結しております。有事の際には、優先的に供給していただくよう取り決めを行っているところでございます。

備蓄の充実につきましては災害対応の重要な部分でございますので、倉庫の保管等も含めまして、今後検討を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 人数分がわかりましたけれども、1,700人の1日分というのは足りないけれども、市内の企業と提携しながら足りない分は補っていきたいと、また、備蓄倉庫についても、今後検討していきたいということでございます。

今の質問はわかりましたけれども、備蓄されている水、食料には保存期限がありますけれども、その期間が間近になって、言うなれば買いかえなくてはいけない時期、これが必ず来ます。この辺について、期限間近なものについての取り扱いはどうされているのか。食品ロスが大きな問題となっていますけれども、本市では、何らかの場面で消費されるのか、あるいは廃棄されるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

保存期限が切れた食料備蓄品につきましては、現在、社会福祉協議会を通じて、必要とされる世帯へお配りをさせていただいております。直近では、11月14日に、カップヌードル189個を提供いたしました。飲料水につきましては、昨年度から配備を進めておりますマンホールトイレ倉庫に、手洗い用の水として保管をしているほか、イベント等において、飲用以外で利用しているところでございます。また、食料備蓄品につきましては賞味期限の管理を徹底しておりまして、賞味期限が来る前に有効活用を行い、廃棄は行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 廃棄はされていないということで、安心はしました。必ず保存期限が来る状況でございますので、毎回、今の対応をよろしく願いいたします。

さっき、カップヌードルの提供をされたと言われました。市の備蓄品は、水と乾パンだったと思うんですけれども、このカップヌードルの備蓄はされているのでしょうか、その辺、ちょっと確認でお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） カップヌードルは、災害対応等で大量に保管しておりまして、大量というか災害対応用ということで持っておりまして、要するに避難所のために使うということで保管しているわけですが、それが結局使われなくなったときに備蓄をしておりまして、期限が切れたらば、社協等にやっているところでございます。

いろいろ災害が起きますと、当然、自主避難所とかもされているところがございますので、そういったときに、一応数量を確保しております。それが、備蓄といえば備蓄というような状況になりますけれども、早い時期にそういったものは社協を通して配っているということで捉えていただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） カップヌードルも、備蓄はされているということで理解をしておきます。今、本市の備蓄の内容についてはわかりました。

次に、液体ミルクでございます。これは、先ほど申しましたとおり、午前中の宮原議員が質問されておりますので、内容的には重複する部分もございましたけれども、私も、ぜひ備蓄をお願いしますと質問する予定でございましたが、宮原議員の答弁の中で、試験的に備蓄をしていくという答弁をいただきました。しかしながら、何点か質問させていただきたいと思っておりますので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

この液体ミルクは、昨年8月に製造販売の許可が出され、ことしの春から、2社のメーカーが製造販売をされております。乳児用液体ミルクの導入までの経過としましては、平成16年、中越地震、そして平成19年7月に起きた中越沖地震、この地震以降に、乳児用液体ミルクの必要性について関心が高まっております。それ以降、さまざまに審議会も開かれておりました、平成23年3月に起きた東日本大震災、このときには、乳児用液体ミルクは救援物資として輸入されております。そして、平成28年4月に起きた熊本地震では、宮原議員も紹介されておりましたように、フィンランドより、液体ミルクが救援物資として輸入をされております。そして、それ以降、また、さまざまに審議会等開かれまして、昨年8月に製造販売の許可が得られたという状況でございます。

この液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯に溶かすことなく、開封して哺乳瓶に移しかえれば、そのまま赤ちゃんに与えられる、便利なミルクであります。この液体ミルクが、国内での製造が認められ、ことしの3月11日から販売が開始されました。液体ミルクは、赤ちゃんにとって必要なビタミンやタンパク質など、母乳に近い栄養素が含まれており、常温で約半年から1年間保存が可能で、液体ミルクが注目された熊本地震からわずか3年で、国内での製造販売が認められました。2019年1月、公益社団法人日本栄養士会の日本栄養士会災害支援チームが、「赤ちゃん防災プロジェクト」と題して、災害時における乳幼児の栄養支援の手引を作成されております。その中には、「赤ちゃんにとって最良の栄養源は母乳です。災害大国の我が国にあって、災害のときに大事なことは、母親と赤ちゃんが元気であることです。母乳代替食品である粉ミルクや液体ミルク、使い捨て哺乳瓶や乳首等を、災害時のために備えておくのは、特に生後6カ月未満の乳児の命を守るために大変重要なことです。避難生活では、水分・食事が制限され、偏った食生活を強いられます。この状況が長期化すると、さまざまな健康問題を生じます。高齢者、乳児、妊婦、病者には特段の食事の配慮が必要です。実際に、東日本大震災から1カ月後の避難所では、栄養の配慮が必要な避難者の中で最も多かったのが乳児でした。乳児、妊婦・授乳婦には、優先して栄養をとってもらふことが重要です。」と書かれておりました。

それで、国からも事務連絡として、必要性について各都道府県に届いておりましたけれ

ども、先ほどの赤ちゃんプロジェクトでも、液体ミルクの必要性は書かれております。本市として、液体ミルクについて、どのような認識を持たれているのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

赤ちゃん防災プロジェクトは、平成30年11月19日に、日本栄養士会災害支援チームが発足した計画で、災害時の乳幼児の栄養確保と保護の観点から、授乳婦や乳児に対する避難所の環境整備、及び、粉ミルクや液体ミルクの備蓄・提供について、国等の関係機関が、団体等と連携し推進しているものでございます。

これまでの認識についての御質問でございますが、平成30年8月に、液体ミルクの国内製造販売が可能になり、今年度から、中央防災会議、これは事務局が内閣府でございますけれども、防災基本計画の災害予防の物資の調達・供給活動関係内に液体ミルクを記載したことや、男女共同参画の視点から、防災・復興の取り組み指針に、乳幼児が早期に必要な物資の代表例として液体ミルクが明記されたことについては、情報を得ていたところでございます。

液体ミルクにつきましては、1番目に質問されました宮原議員の答弁でも申しましたように、有用性は認識しております。ただ、長期的な避難時における、市内乳幼児の必要数量分を備蓄することは困難であると考えており、長期的な避難の際は、災害協定により必要量を確保する方針をとり、試験的に、一部を粉ミルクとあわせて備蓄し、今後、検証をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） けさの宮原議員の答弁で、必要性があるという答弁をいただいておりますけれども、確認のために、済みません、質問させていただきました。

全国的には、液体ミルクは広がりつつあります。発売以降、災害時の備蓄品として導入する自治体がふえております。紹介しますけれども、全国に先駆けて、東京都文京区や千葉県山武市、そして群馬県渋川市、大阪府箕面市、高知県土佐清水市が導入を決定されております。ことし7月には、三重県が都道府県では初めて、備蓄物資の粉ミルクを液体ミルクにかえるなど、導入が広がっております。ただ、液体ミルクはまだまだ認知度が低いと思われ

ます。そこで、本市の子供の行事の際や、保育園の給食などでの配布などして啓発を行ってはどうか、その考えをお尋ねしたいと思います。また、液体ミルク使用については幾つかの注意点がありますが、どういった注意が必要なのかもお尋ねいたします。それから、液体ミルクの1本当たりの値段は幾らになるのかもお尋ねします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 15 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 時間をとらせてしまいました。大変申しわけございませんでした。それでは、私のほうからは、液体ミルクの啓発方法、また、使用時の注意事項などについて御答弁をさせていただきたいと思えます。

ミルクを利用して育児をしておられる方へ、液体ミルクについて情報をお伝えする時期としましては、できるだけ早い時期としまして、生後一、二カ月の間に行います赤ちゃん訪問時が適切ではないかと思えます。訪問時に、液体ミルクの活用と災害備蓄について、チラシ等の資料を配布するなど啓発に取り組むことは重要であると存じております。なお、保育園、幼稚園等での配布につきましては、現在のところ、考えてはいないところでございます。

また、次に、使用時の注意点でございますけれども、液体ミルクにつきましては、1つ目といたしまして、消費期限は製造日から、議員から御紹介のありましたように、半年から1年で、期間が短いため消費期限に気をつける必要がございます。2つ目といたしまして、液体ミルクは、開封してしまったものは作り置きと同様、短い時間でも雑菌等の繁殖で、乳児の飲料には適さないため、作り置きはせず、開封時に飲みきってしまい、残りは廃棄することが原則となります。3つ目といたしまして、粉ミルクと比較して、同量のミルクを用意するため、費用の点では液体ミルクは高価になります。このような注意点もお伝えした上で、災害用のみならず、通常の生活におきましても手軽に保存使用できる特長を生かし、状況に応じて活用できれば、御家庭でも常備することが可能となります。

乳児期のお子さんをお持ちの御家庭が避難された場合、停電・断水等が原因でミルクがつかれない状況が発生しないとも限りませんので、手軽に利用できる液体ミルクを、通常の授乳時に一定量を利用しながら備蓄していただくことで、災害時の備蓄品としても準備できるのではないかと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 時間をとらせまして、大変申しわけございませんでした。

御質問の、液体ミルクの価格でございますけれども、現在、国内2社から発売をされており、容器が紙パックのものが、容量125ミリリットルで定価が200円、保存期間が半年の液体ミルクとなっております。それから、容器がスチール缶のものが、容量240ミリリットル、定価215円で、保存期間1年の液体ミルクとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 粉ミルクに比べると非常に高価なものでありますので、備蓄の際には、宮原議員も言われたとおり、数量については必要最低限の備蓄なり、また、各家庭においては、それぞれに備蓄をしていただきたいと思います。その辺についての啓発もお願いしておきます。

最後に、松岡市長の見解をお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどより総務部長が答弁しており、重複いたしますが、試験的に、一部を粉ミルクとあわせて備蓄し、検証してまいりたいと存じますし、長期的避難の際は、災害協定等により必要量が確保できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） この件については、終わります。

次、最後でございます。市民の声からです。市民の方から、相良町と灰久保町のイチョウの木の剪定についてお尋ねがありました。これから、イチョウのきれいな黄色い葉を楽しみにしていた、という内容でしたが、現在、剪定しているので、その理由について何点かお尋ねします。

12月に入りますと、紅葉の季節も終わりになり、落ち葉が目立ち始めていますが、人吉市で黄色い絨毯できれいなのが、相良町のイチョウの木の街路樹だと思っているのは、私だけではないと思います。天気の良い日には、空の青空と黄色とのコントラストがきれいで、写真撮影に来られている方を何度か見かけたこともあります。人吉橋から永国寺交差点までの区間も、この時期は黄色い落ち葉がいっぱいになっていました。ただ、きれいな半面、地域住民の方の清掃作業は大変苦勞されているのも、毎年のように聞いておりました。「掃除しても、翌日にはまた落ち葉でいっぱいになり、切りがない。どうにかしてほしい」という相談を、以前から、各議員も受けておられるんじゃないかと思います。今回は、落ち葉がピークになる前に剪定されていますが、本市の剪定期、何年周期に実施されているのか、そういう基準があるのかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

まず、イチョウの剪定期でございますが、一般的には11月ごろから2月までが適正な時期とされております。剪定の周期につきましては、建設部内で街路樹剪定計画を定められておまして、本市の街路樹は、都市計画道路の施工済区間11路線に13種739本の植栽があり、剪定期は、年に3路線から4路線を対象に、4年を周期として計画をしております。

相良町と灰久保町のイチョウは、ことしその剪定の計画時期に当たっていたということでございます。当地区におきましては、これまで、沿線住民の方々が落ち葉を集められ、市から配布した可燃物の袋に詰めていただいております。しかしながら、高齢になられ、

回収作業が困難ということで、昨年度、市のほうで回収処分ができないか、との御要望がありまして、一部の回収処分を、市のほうで行っているところでございます。

落ち葉の回収処分を行い、その後、剪定を行うとなりますと効率が悪いこともありまして、イチョウの葉が大量に落ちる前の剪定となったところでございます。ちなみに、令和元年度、本年度は、もう1路線、下林柳瀬線、これは青井神社の北側付近から東小学校プール西側付近でございますが、クロガネモチ165本の剪定を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 計画どおり、ことはやったと。剪定の周期と時期については、一定の理解ができました。ただ、西瀬橋までの未剪定の区間のイチョウは、例年のように、落ち葉が、毎日のように道路と歩道を埋め尽くした状態になっています。

先週の火曜日に現地確認に行ったときに、ちょうど御婦人の方が、その落ち葉を集めてごみ袋に入れておられました。話を聞いたところ、やはり毎日の掃除が大変だと。特に、雨の日の次の日の掃除は、葉っぱがくっついて取れなくて大変だ、という声がありました。

「こちら側の剪定はできないんでしょうかね」ということを言われておりました。そしてまた、そちらの街路樹の中には、何本か根元から伐採されている箇所もありました。この伐採の理由としては、枯れたためなのか、安全対策のためなのか、どういった理由で伐採されたのかお尋ねいたします。また、この路線は、県の管理だと思いますが、本市の管理区間を剪定されたことで、この未剪定区間の地域住民の方は、ことしも清掃をしなければなりません。公平性の観点から見ると、同じ市民として不公平な感じがしますが、剪定期間は合わせられないのでしょうか、その2点についてお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

西瀬橋から国道219号までは県道人吉水俣線でございます。おっしゃるとおり、熊本県の管理となっておりますので熊本県球磨地域振興局にお尋ねをしましたところ、剪定伐採を行う場合は、車両の安全な通行の支障になったとき、信号や標識が見えづらいつきに剪定伐採を行う、とのことでございましたので、議員お尋ねの一部伐採は、そういう理由からだと思えます。また、市と、剪定の時期を合わせられないかというお尋ねでございますが、議員の御指摘のとおり全く同じ通りでもございますので、剪定期間を合わせることができないか、例えば、次の剪定期間の令和5年度に合わせることができないかなど、熊本県と協議をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） きのうち現場を見てきましたけれども、日曜日の夜の雨と、また、強い風が吹いたということで、ほとんどの葉が、今は落ちている状態でございます。先ほど

答弁がありました、県と協議して、令和5年であればできるかもしれないと、協議の結果でしようけれども、ということでありましたけれども、できるなら、今年度中に葉は落ちると思いますので、剪定していただければ、その次の令和5年の市の剪定の時期と同じ状態で成長もして、葉がそういう感じになると思いますので、できるならば、今年度中の剪定を協議していただければと思いますので、この件については要望しておきますのでお願いしておきます。

答弁で、11路線に13種類739本の街路樹が植栽されている、との答弁でございました。その中の幾つかの路線では、樹種転換をされております。このイチョウの木の路線も含めて、ほかの箇所でも、ほかの路線でも、課題のある街路樹があると思いますが、落葉樹から常緑樹のような葉が落ちにくい樹種への転換については、本市の考えをお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

落葉樹から常緑樹に変更できないか、との御質問ですが、本市の街路樹は高木と低木の組み合わせで、うち、高木の約7割を落葉樹が占めております。

今後の方針でございますが、高木から中低木への樹種の転換の方向で検討しております。議員お尋ねの、常緑樹の樹種の選定や成長の遅い樹種など、検討・研究を行い、市民の皆様のお意見も伺いながら樹種転換を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁で、今、樹種転換の方向で検討しているということで、イチョウのあの路線も、その中に入っていると理解しました。一步踏み込んだ答弁だったと受けとめました。すぐにできることではないと考えますけれども、樹種の検討・研究、そして、市民とのコンセンサスをとりながら進めていただきたいと思います。

最後に、もう1点、確認しておきます。ことしの10月に、人吉市景観計画が策定されました。その中の第4章の7に、景観重要樹木の項目があります。「景観計画区域内にあって、景観形成上重要な価値があると認められる樹木で、次の指定基準に該当するものについて所有者等の同意の上、景観重要樹木として市が指定します。」ということで、その指定基準の中に4つほどあります。「景観資源として市民の評価が高く、樹容（樹高、枝張、幹などの木の形）が景観上の特徴を有し、良好な景観形成の核となっているもの。」2つ目が、「歴史文化的意義をもち、消失すれば本市または地域の歴史文化に多大な影響を与えると認められるもの。」3つ目が、「道路その他の公共の場所から容易に望見され、ランドマークとして機能しているもの。」最後に、「文化財保護法の規定により保護の対象とされていないもの。」とあります。

今回剪定されたイチョウの木などを含めた街路樹は、景観条例での位置づけはどのような位置づけになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市内において、良好な景観を形成している街路樹は幾つかございますが、街路樹は、道路内に存在する以上、その樹木の成長に応じて、道路や歩道の維持・保全や安全確保のために剪定や伐採、及び植えかえ等を定期的実施する必要があります。したがって、現時点では、街路樹を景観重要樹木の指定対象とすることは想定しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 想定はしていないということでしたので、明確な答弁をいただきました。

これで、私の一般質問は全て終了しましたので、私の一般質問は、これで終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 33 分 散会

令和元年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月4日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和元年12月4日 午前10時 開議

- 日程第1 議第100号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
日程第2 議第101号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第3 議第102号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議第103号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議第104号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議第105号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議第106号 工事請負契約の締結について
日程第8 議第107号 損害の賠償について
日程第9 議第108号 損害の賠償について
日程第10 議第109号 固定資産評価員の選任につき意見を求めることについて
日程第11 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 塩 見 寿 子 君
 3. 池 田 芳 隆 君
 4. 徳 川 禎 郁 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|---------|-----|
| 1番 | 松 村 | 太 君 |
| 2番 | 徳 川 禎 郁 | 君 |
| 3番 | 池 田 芳 隆 | 君 |
| 4番 | 牛 塚 孝 浩 | 君 |
| 5番 | 西 洋 子 | 君 |
| 6番 | 宮 原 将 志 | 君 |
| 7番 | 塩 見 寿 子 | 君 |
| 8番 | 高 瀬 堅 一 | 君 |
| 10番 | 平 田 清 吉 | 君 |

11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員（1名）

9番	宮崎保君
----	------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

今回の一般質問は、行財政健全化計画の観点から、人吉鉄道ミュージアムと一井正典「青雲の志」育成事業の2項目についてを通告しております。

9月3日の全員協議会で、人吉市行財政健全化計画を説明され、基本的な方針として、近年取り崩している基金不足約3億円程度の解消を目指し、令和2年度から令和4年度の3年間で財政健全化を目指す、とされました。その中で、もろもろの事業の見直しや事業費の削減、そして職員の給与削減にまで踏み込まれ、財政健全化の決意を述べられました。また、9月議会で、財政健全化と副市長選任を同列で論議され、採決の結果、副市長の任命案が否決されたことに、財政健全化と副市長選任を同時に論じることはおかしい、地方自治法から見てもおかしい、と市民から猛烈な意見が出ています。採決方法も、市民にわかりにくく、特に無記名投票になったこともあり、誰が賛成で、誰が反対したのかよくわからない、なぜ、そういう採決方法をとったのか、堂々と自分の意見を言うべきではないかと、私のところにも何度も抗議の声がありました。私も、行財政健全化と副市長の選任を同時に論じることは反対であります。同時に、市民の間で、行財政健全化と議員定数削減を同列に論じる声がありますが、これも、議会制民主主義のルールを揺るがすものであることを、冷静に御判断いただきたいと思います。

このように、市民の間にもいろいろな形で関心を持たれた、今回の行財政健全化計画であります。私は、説明されました事業の見直しや事業費の削減については、まだまだ見直すべき事業があり、事業の曖昧さや計画の不確実性が見てとられるとっております。

そこで、財政健全化の観点から、人吉鉄道ミュージアムと「青雲の志」育成事業の2項目についてお尋ねいたします。

人吉鉄道ミュージアムについては、計画当時から、市民の間で、事業計画の甘さ、運営費の不確実さを危惧する声があり、計画当時より今日まで、議会でも何度となく取り上げられ

てきた経緯があります。平成26年12月の議会では、人吉鉄道ミュージアム建設に関し反対する市民の間からは、住民監査も辞さないという厳しい声もある、という一般質問もあっております。そのように、当時から心配された人吉鉄道ミュージアムでございますが、その運営費が、今年度予算ベースで約1,733万円を一般財源からの補填をしていることが、ことし6月議会の平田議員の一般質問で明らかになっております。大変な驚きと、これからの運営に不安を感じたところでございます。

開館当時、5年間は、国から運営費が年1,200万円を支援されます、と説明されましたが、5年目となる今年度は、国からの交付金がなくなり、今年度の予算ベースで、さきに申しましたように、一般会計からの持ち出し分が1,733万円と、大幅な運営費のアップとなっております。この運営費は、これから先、大きくなっても少なくなることはないでしょう。施設の老朽化に対するコストも膨らみます。このことは、5年間もたたないうちに、既に外壁の塗装劣化、デッキ部分の床の劣化について、ことし3月の宮原将志議員や、それに、6月議会での平田議員の一般質問でも指摘されておまして、それに対して、平成30年3月に、2階から3階に上がる階段及び3階デッキの床の張り直し、平成31年2月には、デッキの外壁の塗り直しを行ったことが明らかになっております。

そこで、行財政健全化計画の中で、鉄道ミュージアムはどのような位置づけをなされているのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、明治時代から100年以上にわたって現代に、その姿を残す肥薩線の世界遺産登録を目指し、鉄道遺産としての歴史的・文化的価値を広く情報発信するための施設であり、JR人吉駅やくま川鉄道の人吉温泉駅に近接する地の利を生かした観光拠点としての施設、また、地域の連携を図る民間連携の拠点としての施設を目的として、建設されております。平成27年5月30日にオープンして以来、先月末で4年半が経過し、鉄道ファンや親子連れのお客様など、本市内外を問わず、これまでに約45万人の方々に御来館いただいております。

人吉鉄道ミュージアムの人吉市行財政健全化計画での位置づけといたしましては、公共施設の収支状況等を検証した中で、取り組み項目の1つとして掲げております指定管理者制度、民間委託等の導入の検討施設の1つとして位置づけしているところでございます。また、行財政健全化計画の3年間という時間的制約の中での計画の具体性については、現在、鉄道ミュージアムの管理運営を委託しております一般社団法人人吉温泉観光協会と協議を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） これから、3年間の計画は聞くところでございますので、よろしくお

願います。

次に、行財政健全化計画で、3年間という時間的制約がございますが、この計画の具体性はどうかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

行財政健全化計画の3年間ということで、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、そういった時間的制約の中での計画の具体性についてでございますが、現在、一般社団法人人吉温泉観光協会に管理運営を委託しておりますが、来年度以降の運営委託の内容につきまして、協議等を行っているところでございます。今後につきましては、指定管理を初め民間委託等、あらゆる可能性を模索しながら、より効率的な運営を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、開館当時から、無料を前提にオープンされてきた鉄道ミュージアムでございますが、運営費の赤字縮小の手段として、今までに、それぞれの議員が、過去の一般質問の中で入館料の徴収を提案しています。

そこで、最初5年間の年度ごとの附帯施設の収入額と累計収入額をお願いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

5年間の附帯施設使用料の各年度の収入額と累計収入額についてでございますが、鉄道ミュージアムの附帯施設は、ミニトレインとレイルバイクがございまして、どちらも、開館から昨年9月までは1回100円、また、同年10月に使用料の改定を行い、現在は1回200円で運営しております。

附帯施設の使用料収入額でございますが、年度ごとに申し上げますと、平成27年度が525万8,400円、平成28年度が532万3,600円、平成29年度が653万円、平成30年度が772万2,000円、平成31年度が、10月末現在で612万3,000円。累計で3,095万7,000円でございます。

内訳でございますが、ミニトレインにつきましては、平成27年度が471万9,300円、平成28年度が491万7,700円、平成29年度が591万2,600円、平成30年度が695万2,400円、平成31年度が、10月末現在で553万3,300円。累計で2,803万5,000円でございます。

次に、レイルバイクでございますが、平成27年度が53万9,100円、平成28年度が40万5,900円、平成29年度が61万7,400円、平成30年度が76万9,600円、平成31年度が、10月末現在で59万円。累計で292万2,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 黒字はともかく、赤字を出さないために必要な入館者はどれくらい必要なのか。また、入館料の設定は、それと附帯施設利用について、シミュレーションしたこ

とがあるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

赤字をなくすために必要な入館者数と入館料設定、附帯施設の利用者数についての関係につきましての御質問でございます。今年度の鉄道ミュージアムに係る費用の当初予算額が、一般社団法人吉温泉観光協会への運營業務委託費やシルバー人材センターへの清掃委託費など、全てあわせまして約1,700万円でございます。昨年度の附帯施設使用料の収入実績約700万円を差し引きますと、残りが約1,000万円でございます。類似施設としまして、北九州市でございます九州鉄道記念館の入館料が、大人300円、中学生以下4歳までが150円でございます。仮に、大人のみから300円を徴収するとした場合は、約3万3,000人の方に御来館いただくという計算になります。

入館料や附帯施設使用料について、シミュレーションを行ったのかとの御質問ですが、シミュレーションを行い、入館料徴収か、附帯施設使用料の改定かを検討した結果、昨年10月に、附帯施設使用料の改定を行い、JR博多シティは200円でございます、そのほかJR大分シティ300円でございますが、そういった他の類似施設を参考に、附帯施設使用料を設定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、無料で運営してきた鉄道ミュージアムを、入館料を徴収した場合、どのようなことが想定されるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

入館料を徴収した場合に、どのようなことが想定されるかという御質問ですが、平成30年度末までの来館者アンケートによりますと、「妥当な入館料は幾らか」との質問に、大人料金で31%、子供料金で41%の方が、「無料がよい」と回答されています。また、ミニトレインとレイルバイクの附帯施設につきまして、値上げ前の昨年4月から9月までと、値上げ後のことし4月から9月までを比較しますと、入館者数はほぼ横ばいですが、附帯施設の利用者は69%に減少しています。

以上のことから推察いたしますと、入館料が有料となった場合には、入館者数が大幅に減少することが予想されます。また、複数の箇所から出入りが可能な現在の施設の構造や、館内と外とを結ぶミニトレインの運行形態を考慮しますと、仮に入館料を徴収する場合は、入場口の改修、及び、入場券の確認のための人員配置が必要になるものと思われま

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、赤字をなくすために必要な入館者数と入館料の設定、また、入館料を徴収した場合の想定されることでお尋ねしたわけですが、入館料を徴収で

きる大人を300円と設定した場合、大人だけでも3万3,000人の入館者が必要である、しかも、入館料を徴収した場合、入館者数が大幅に減少するという答弁でございました。本当に、答弁を聞いていまして、このままでいいのか、早く手を打たないと、赤字が大きく膨らむ、と誰もが心配したのではなかろうかなと思っております。

この鉄道ミュージアムは、工業デザイナーで有名な水戸岡鋭治さんのドーンデザイン研究所の設計監修で行われましたが、随意契約と高い設計料に対しても、建設当時から批判があったところがございます。

そこで、お尋ねしますが、入場者の中に、水戸岡鋭治さんのネームバリューで来館される人もおられると、過去の一般質問の答弁の中にもあっておりますが、そういう入場者もいたのか。おられたとすれば、どんな反応があったのかもお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

水戸岡鋭治さんのネームバリューで来館された方もおられるのか、との御質問ですが、実際のところ、水戸岡さんのデザインを目的として来館されるお客様がいらっしゃるかどうかにつきましては、具体的な数字は把握しておりません。

しかしながら、現場のスタッフによりますと、館内の、水戸岡さんのデザインの数々を見て、「すごいですね」と、驚かれるファンの方はおられるとのことでございます。また、SNS上では、鉄道ミュージアムを「水戸岡ワールド」として紹介していただける方も多数おられます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） また、肥薩線が、2017年に、ユネスコ世界文化遺産の諮問機関であるイコモスの国内委員会によって「日本の20世紀遺産20選」に選定されましたが、それ自体は大変文化的な意義のあるものと思っておりますが、そのことが、鉄道ミュージアムの入館増につながっているのかもお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

肥薩線の「日本の20世紀遺産20選」選定が、鉄道ミュージアムへの来館につながっているか、との御質問ですが、根拠となるデータはありませんが、選定された施設の中には、鉄道ミュージアムに隣接しています人吉機関車庫も含まれておりますし、また、3県にまたがる16市町村で組織しています肥薩線利用促進・魅力発信協議会の主催によります、肥薩線日本の20世紀遺産20選選定記念フォトコンテストの入賞作品10点を、ことし3月から9月末まで、館内に展示を行い、来館者の方々にごらんいただいております。このことから、一定の効果はあったのではないかと存じ上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、水戸岡鋭治さんのネームバリューの件、そして、日本の20世紀遺産20選で、入館者数の増につながったのかとお尋ねしましたが、あくまでも、答弁からは、希望的観測、希望的数値としか思えません。恐らく、市民の皆さんもそう思っておられるのではないのでしょうか。

次に、ことし3月の宮原将志議員の質問で、鉄道ミュージアムの外壁の塗装、デッキ部分の床の劣化の指摘がっております。それに、6月議会での平田清吉議員の一般質問の中にもありました木造建築の施設の老朽化の問題に対し、平成30年3月に、2階から3階に上がる階段及び3階デッキの床の張り直し、平成31年2月には、デッキの外壁の塗り直しを行った、と答弁されております。開館して3年目で、早くも修理箇所が出ていたことを、初めて、平田清吉議員の一般質問の中で知ったところでございます。まず、その修理の内容と、修理代は幾らだったのか、どこの業者が修理したのかをお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

デッキ部分の修理の内容と、修理代の額、修理した業者はどこか、との御質問ですが、平成30年3月に行った、2階から3階へ上がる階段及び3階デッキの床の張り直しが24万6,240円、平成31年3月に行った2階デッキの外壁の塗り直しが16万2,000円で、どちらも、施工業者は速永工務店でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 建設から三、四年での修理が発生したということは、これは瑕疵担保の期間であります。そういう範疇で処理されたのかをお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

瑕疵担保の範疇で処理したのかとの御質問ですが、工事の契約書によりますと、瑕疵が受注者の故意、または重大な瑕疵により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする、とありますが、それ以外の石造、土造、レンガ造り、コンクリート、及び、これらに類するものによる建物、その他、土地の工作物、または地盤の瑕疵2年、設備工事及び前号に掲げる瑕疵以外の瑕疵、1年とあります。先ほどの修繕につきましては、屋外で風雨にさらされ、また、人の上り下りが多い階段の床板の修繕や、南向きのため、日焼けして色あせた外壁の塗装でございますので、瑕疵が受注者の故意、または重大な瑕疵により生じた場合には該当しないと思われまして、どちらの修繕も、完成から2年以上経過しており、瑕疵担保の範囲に当てはまらなかったものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） デッキの床の張り直し、デッキの外壁の塗り直し、これは、設計業者、施工業者、どちらの瑕疵かお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

デッキの床の張り直しや外壁の塗り直しは、設計業者と施工業者のどちらの瑕疵か、との御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、経年劣化による修繕でございましたので、どちらの瑕疵にも該当しないものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 雨漏りにつながるかもしれないような修理、いずれも3階デッキの床の張り直しされたということは、これは、私は、設計上、構造的な重大な欠陥があったと思われませんが、このことについてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

設計上、構造的な重大な欠陥があったのではないかと御質問ですが、現在のところ、施設に雨漏りの被害はなく、3階デッキの床の張り直しにつきましては、屋外で風雨にさらされたことにより劣化したものであり、小さなお子様も利用されますことから、安全のために修繕を行ったものでございます。また、本市の意向としまして、なるべく地元産木材を使用した、温かみのある施設にしたいとの要望により、地元産を含め、木材を多用している施設となっておりますので、設計上の欠陥ではないものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、今後の対応と、水戸岡鋭治ドーンデザイン研究所との協議は、どう行っていくのかをお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

今後の対応と、ドーンデザイン研究所との協議についてでございますが、建設当時から、ドーンデザイン研究所からも、木材を使用しているため修繕が必要になることは、説明があったものでございます。しかしながら、今後の施設の維持管理につきましては、財政的な面から修繕費用を抑えるため、ドーンデザイン研究所と協議の上、材質の変更なども視野に入れて検討していかなければならないと存じ上げております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今までの答弁をお聞きしまして、再質問でございますが、瑕疵担保の解釈の答弁をされましたが、民法上、あるいは住宅の品質確保促進法等から、ただいまいただいた解釈でよいのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

瑕疵担保について、民法上、住宅の品質確保の促進等に関する法律などから、瑕疵担保の範囲に該当しないとの解釈でよいのか、との御質問でございますが、まず、民法第634条第

1項におきまして、「仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。」とあります。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条におきまして、「住宅を新築する建設工事の請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち、構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。」とあります。

いずれにおきましても、先ほどの答弁と同じく、屋外で、人の上り下りが多い階段の床板の修繕や、日焼けによる色あせた外壁の塗装でございますので、瑕疵担保の範囲に当てはまらなかったものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） また、3年ぐらいで、木材使用のデッキが経年劣化したと答弁されましたが、普通ではあまり考えられない現象だろうと思います。ただいま、答弁の中で、市の意向で、なるべく地元産木材の使用をお願いしていると、また、ドーンデザイン研究所からは、修繕が必要となると説明があったと答弁されましたが、これを証明することも難しいのではないのでしょうか。いずれにしても、雨に対する防護設備、あるいは防護策もなく、風雨にさらされるデッキに木材を使用するとは、明らかに設計者の瑕疵ではないのか、お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

雨に対する防護設備や防護策もなく、デッキに木材を使用したのは、設計者の瑕疵ではないか、設計上、構造的な重大な欠陥があったのではないかと、このことではございますが、繰り返しになりますが、発注者である本市の、木材を使用した施設の要望を受けて、デザイン及び設計が行われておりますので、設計者に対する責任は問えないものと存じますが、議員御指摘のとおり、当時、雨に対する防護策等について、もう少し踏み込んで協議がなされておくべきだったかと存じます。

今後の対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり、材質の変更なども含め、ドーンデザイン研究所と協議しながら、対策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの答弁を受けまして、私は、ドーンデザイン研究所に瑕疵があるのではないかと考えております。解釈の違いということで、これ以上質問しませんが、個人の住宅なら、二、三年で劣化した場合、施工業者や設計業者に瑕疵の範囲で修理してもらおうのではないのでしょうか。また、私は、建築基準法も疑義があると言わざるを得ないと思

っております。

いずれにしても、プロの設計者なら、風雨にさらされるような場所にわざわざ、市から要望があったとしても、二、三年で劣化するような場所に木材を使用することはしないと思います、それがプロというものだろうと思います。こんなものがSNS等で拡散したら、水戸岡鋭治さんの名が廃れ、ドーンデザイン研究所にとっても恥であろう、と私は思っております。いずれにしましても、これからも同じような修理が出てくるとは思いますが、市民の皆さんが、このような修理の実態を知られたらどう思われるか、また、どう説明していくのかも含めて、ドーンデザイン研究所と、今後の協議をお願いしておきます。

次に、JR九州が、ことしの7月に、平均利用者数が、鉄道を維持するのが困難とされる4,000人を下回ったと発表しており、今後、維持するかどうかの議論が浮上するものと思っております。また、人吉市も、乗客の減少が著しいことに危機感を覚えると言っておられます。こういうJR九州の認識と、世界遺産登録を目指した肥薩線を未来につなぐ協議会も、負担金抛出や世界遺産登録に対する考えについて、もともと各市町村にあった思惑の違いと温度差が明確になったことにより、世界遺産への道筋がつかず、協議会が解散したことで明らかなように、人吉市民の間にも、もうすっかり建設当時の世界遺産登録の熱も冷めて、言葉さえ出てこなくなりました。果たして、これで、鉄道ミュージアムが観光振興の起爆剤として機能しているのか、鉄道遺産のガイドンス施設として機能しているのか、甚だ疑問であります。また、施設内の展示品が、4年間もの間、入れかえもないところを見ますと、当事者である市も、もてあまし気味の施設と思っておられるのではなろうかなと思っております。

そこで、財政的に負担の大きい鉄道ミュージアム、もてあまし気味の施設を、行財政健全化の観点から、よき運営方法が見つかるまで、しばらく休館されてはどうかお尋ねします。また、私は、鉄道ミュージアムの廃館も、選択の1つであろうと思います。国の交付金の縛りとの関係で、もし廃館となったときは、どういう状況が考えられるのかお尋ねします。それに、有償、無償の譲渡という方法もあろうかと思えます。このことについてもお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

よい運営方法が見つかるまで、鉄道ミュージアムを休館してはどうか、また、廃館した場合、国の交付金の縛りでどのような状況が考えられるか、有償、無償の譲渡はどうか、との御質問ですが、施設の改修などによる短期的な休館の場合を除き、長期的かつ全面的な休館及び廃館、譲渡につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、事業の目的を果たさなければならず、また、補助対象財産の処分が禁止されていることから、大変難しいものと存じております。

仮に、休館、廃館、譲渡を行った場合は、国から交付金の返還等が求められることが考え

られ、さらに、今後、同様の事業に本市が該当しないなどのペナルティーがあることも予想されます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 聞き漏らしましたが、国の交付金の縛りは何年でしょうか。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ということになりますが、10年でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） そもそも、鉄道ミュージアムの建設時、国から人吉市に、5年間、毎年約1,200万円の運営費が交付されると、当時の田中信孝前市長が、議会にも、市民にも説明された経緯がございます。

当時、事業計画の曖昧さや、5年後の国からの運営費が切れる、5年後の運営費の心配から、市民から、あるいは一部の議員から、鉄道ミュージアム建設に反対の意見がありました。しかし、私も含め、人吉市議会も、田中信孝前市長の説明に対して、鉄道ミュージアム建設に賛成した経緯がございます。今思えば、私を含め、人吉市議会がフェイクニュースに踊らされたのかなと思っております。私は、ここに、当時の田中信孝前市長の後援会報を持ってまいりました、これでございます。ここにもはっきりと、国が1,200万円を支援する、とうたっております。この後援会報に書いてあることは、何だったんでしょうか。ほかにも、この後援会報には、企業誘致も決定しました、と大きく掲げられております、裏面でございます。漆田地区の中核工業用地のことではありますが、この問題も、来年度以降、大きな問題となってくるのではないのでしょうか。

話がそれましたが、先ほど来、述べましたように、鉄道ミュージアム建設当時から、この問題に対して、市民の中には強い疑念がありました。

そこで、改めてお聞きしますが、説明どおりだったら、5年間の1,200万円でございまして、計算すると、5年間で6,000万円の交付が国よりなされているところでございまして、説明どおり交付されているのか、改めてお聞きします。そこで、5年間の各年度の交付額と累計交付額と、5年間の各年度の運営費と累計運営費をお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

鉄道ミュージアムの各年度の交付額と累計交付額についての御質問ですが、鉄道ミュージアムの管理運営費につきましては、平成27年度に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）として1,200万円、平成28年度から平成30年度までは、地方創生推進交付金として、各600万円の計1,800万円、総額3,000万円の交付となっております。運営

費につきましては、平成27年度につきましては、初年度の備品購入費等を除いた運営費のみで1,337万9,661円、平成28年度が1,587万4,755円、平成29年度が1,569万2,059円、平成30年度が1,623万3,199円、令和元年度は、当初予算で1,710万8,516円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁いただいて、交付累計額が、4年間で3,000万円。結局、5年目の交付はなく、建設当時説明されました6,000万円ではなく、3,000万円と、半分の交付額ということでありました。

今年度予算ベースで、鉄道ミュージアムに係る費用の当初予算が1,700万円、昨年度収入実績が約700万円で、1,000万円の赤字という答弁でございます。今の答弁で、市民の皆さんが納得されるでしょうか。建設当時、5年間は1,200万円ずつ入るが、6年目からどうなるんだろうか、という心配があり、その心配が現実のものとなっているところでございます。本当に、心配された当時よりも状況が悪くなっているのではないのでしょうか。なぜ、こういうことになったのか。過去にも総務部長の答弁があったと思いますが、再度、市民の皆さんに、わかりやすく答弁をいただきます。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

当初、毎年1,200万円ずつ、5年間交付されると説明されていた交付金が、平成27年度に1,200万円、平成28年度から、600万円ずつ3年間の交付となったのはなぜか、との御質問でございますが、平成26年当時におきまして、地方創生の先行型交付金につきましては、地方創生の総合戦略等を策定する自治体について交付金制度ができたところであり、当時は、総合戦略等計画が継続するうちは、1,200万円の交付金が、5年間継続して交付されるものといった判断がなされていたところです。しかし、実際は、平成28年度に、地方創生関連の補助制度が改正され、新たに創設された地方創生推進交付金においては委託料の2分の1補助となり、600万円が、平成28年度から平成30年度までの、最高3年間交付されたものでございます。

このことにつきましては、当時の総務部長から、「継続的な補助を確約するものでなく、考えてみれば、平成26年当時の解釈が少し拡大解釈というか、拙速すぎたとか、そういうところは、今となっては言わざるを得ないと存じているところでございます。」という答弁をなされており、結果的に、市議会を初め市民の皆様にご迷惑を与えてしまうことになりましたことにつきましてはおわび申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで、Jアラート練習放送のために暫時休憩をとります。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 休憩前に、過去の総務部長の答弁の内容の説明があったところがございます。ただいまの答弁も、市民の皆さんが納得されるでしょうか。

ただいま、いろいろ説明をいただきました。しかしながら、それもお役所答弁で、責任逃れの感じしかしません。途中から交付税の仕組みが変わった、と説明されても、市民の皆さんは、何が何だかよくわからないし、当時の心配が現実になったと、あるいは、だまされたと思われる人もおられるのではないのでしょうか。また、田中信孝前市長が現役のときの、統一地方選挙前の平成27年3月議会答弁では、「鉄道ミュージアムの委託料のほとんどであります1,200万円を交付金で充てるよう補助申請を行っており、国との事前協議におきましては、内諾を得ているところがございます。現在のところ今後5年間は委託にかかわる部分につきましては、ほとんど持ち出しがないものと見込んでいるところがございます。」このようにはっきり、1,200万円の交付が、5年間交付される、と答弁されております。私たち、当時の市議会も、議会でそのように説明されております。それが、統一地方選挙後の松岡新市長体制の平成28年「6月議会では」、平成26年当時は、国の説明を拡大解釈した、拙速であったとの、福屋法晴議員の議会での一般質問に対する答弁がなされております。

慎重かつ優秀な執行部の皆さんが、本会議で、自分の考えでもって、トップの意向を超えて答弁される、そういう越権行為、失態を起こすとは誰も考えておりません。議会での執行部の答弁は、すなわちトップの意向である。私が能書きを垂れる前に、これが地方公務員法のルールということは、皆さんのほうがよく御存じだと思います。どう考えても、鉄道ミュージアム運営費の問題は、さきに田中信孝前市長の、年間1,200万円で、5年間の交付ありきで、それを繕っての、当時の部長の苦しい説明、答弁だったろうと思われるのではないのでしょうか。そういう答弁を、世間ではそんなくしたと、何年か前は流行語にもなりましたが、明らかな事実は、田中信孝前市長は、国から人吉市に、5年間、毎年運営費約1,200万円の支援、という公約で、市民、議会を欺いたという結果だけが残ったということでしょう。そのことが、一般会計からの赤字補填、つまり、市に損害を与えたという事実が残ったということではなかろうかと思えます。

どうでしょうか、この問題は、今となって、田中信孝前市長の当てもなき大風呂敷、答弁にもありますように拡大解釈、先走り、そして、ある議員さんの好きな言葉で、議会無視、市民無視から出た問題ではないのでしょうか。でなければ、国がうそをついたと言われるのでしょうか。

そこで、この問題の発端と原因はどこにあったと考えているのか、市民にわかりやすく答弁をお願いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

問題の発端と原因はどこにあったのか、という御質問ですが、繰り返しになりますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の制度に対しまして、当時の市長を初めとする執行部の解釈の違い、及び、平成28年度の地方創生関連の補助制度の改正が発端と原因であり、市民の皆様へ、混乱を招く情報を与えてしまうこととなったものと存じます。

今後は、こういったことが起きないように、各種制度への正しい理解と適切な運営を心がけていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、奥歯にももの挟まったような答弁をいただきました。

答弁では、当時の市長を初めとする執行部の解釈の違いにより、結果的には、市議会、市民の皆さんに間違った情報を与えてしまうことになった、ということですが、市民感覚からすると、うそをつかれたととられても仕方がないと思います。繰り返しになりますが、田中信孝前市長ははっきりと、国から人吉市に、5年間、毎年運営費約1,200万円の支援という公約で市長選を戦われたわけです。結果的には、市民、議会をだましたということになるわけです。このことは、大変重要なことだろうと思います。また、その原因と責任は、当時の市長を初めとする執行部にあると言われましたが、市民の中にも、この問題の真相を解明しろと、あやふやにしてはいけない、と厳しい意見がございます。

再度、質問しますが、この問題、行政運営上、誰に責任があるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

責任は誰がとるのか、との御質問ですが、一般的には、行政は組織として運営しておりますことから、組織のトップである首長と認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま答弁をいただきまして、責任の所在は、組織のトップである首長である、と答弁をいただきました。このことは、なおさら、当時のトップ、田中信孝前市長の責任ということで、市民の皆さんも、この点については納得されたと思います。私は、この問題を含め、トップというものは、自分の思い、あるいは構想を実現できる立場におられると思います。しかし、それには重い責任が伴わなければならないと思っております。そして、公約を違える、間違った情報で市に損害を与えるとなると、これはもう、何をか言わんやであろうと思います。そうやって責任を追及されたほかの自治体の首長もおられるのも、

皆さんよく御存じのことと思います。また、失敗した場合の責任の所在を明らかにすることは、私は議会の務めと思っております。

そこで、松岡市長にお尋ねします。議員当時、鉄道ミュージアム建設に反対された立場、また、現在、行政のトップとしての責任はどうあるべきか、この問題の責任の所在はどこにあるかも含めて、考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

私自身、議員時代には、鉄道ミュージアムが、肥薩線の世界遺産登録のための歴史的・文化的な鉄道遺産の情報発信、JR人吉駅やくま川鉄道の人吉温泉駅に隣接する地の利を生かした観光拠点、そして、お子さんを初めとした地域住民の方々の触れ合いの場としての施設であるという目的は理解しつつも、運営費等安定経営という面におきましては、将来は大変厳しい状況に陥るのではないかと疑念を抱いておりました。

その後、私が市長に当選したときには、既に施設が完成しており、このまま開館していいものかとの悩みもありましたが、市議会におかれて、この事業に関連する条例や予算を議決した重みと、当時の市政における行政の継続性といった観点から、開館に至った経緯がございます。

これまでの約5年間で、鉄道遺産の情報発信、鉄道利用者の観光拠点、地域住民の連携施設といった当初の目的につきましては、一定の成果はあったものと考えておりますが、国からの交付金が終了した現在、施設の運営そのものを抜本的に改善していかなければならないと存じます。このことは、行財政健全化の枠の議論だけではなく、公共施設の今後のありように及ぶ問題と認識をしておきまして、議員からのさまざまな御提案も参考にさせていただきながら、市長としての責任を果たすべく、この課題にも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 立場上、大変答弁しにくい質問であったろうと思いますが、是は是、非は非、常に、トップとして責任が問われる立場ということをお覚し、今後、市政に邁進していただくようお願いをしておきます。

次に、一井正典「青雲の志」育成事業についてお尋ねしますが、以下は、「青雲の志」育成事業と呼ばさせていただきます。今年度も、この「青雲の志」育成事業の予算化もされておりまして、来年3月ごろ、渡米されると聞いております。参加される高校生の皆さんには、それぞれ、人生の中で大きな収穫を得られるものと思っております。こういう事業は大変すばらしい事業と思っておりますが、現在の財政状況の中で、「青雲の志」育成事業よりも、もっと要望が多い給付型奨学金事業に予算を振り向けたほうが、より高校生の福祉向上、高校生の進学への意欲を高めるためになるのではないかとおの思いで質問いたします。

きょうは、ここに、ことしの市長選挙で、松岡市長の後援会「チームひとよし」の広報紙

も持ってまいりました。この広報紙の中の④の柱の、子育て支援のところに、「子供たちの可能性を支援するために、給付型奨学金制度を創設します」とあります。これが、その広報紙でございます、④のところでございます。恐らく松岡市長も、市民からの要望が大きかったから、給付型奨学金制度を掲げられたと思います。

そこで、初めに、行財政健全化計画では、「青雲の志」育成事業はどのように位置づけられているのかをお尋ねします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

一井正典「青雲の志」育成事業につきましては、平成25年度からスタートいたしました。次世代を担う高校生の海外派遣国際交流事業でございまして、事業検証を行う中で、事業効果の高いもの、田中議員からは、人生の中で大きな収穫、と言っておられました。具体的には、他地域における同世代との交流など、人生観に寄与する事業として、今回の人吉市行財政健全化計画における事業の見直しの中では位置づけがなされていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** ただいま答弁いただきまして、私は、事業効果の高い、低い、相対的なものであろうと思っております。厳しい財政状況のもとでは、本事業も、行財政健全化計画の俎上に乗せるべきであったと思っております。その思いから、例えば教育的観地から、一方ではパワーアップ教室、花まる教室、草木山川学校の事業の廃止をうたっておりますが、これらの事業の廃止と「青雲の志」育成事業との整合性はどうなるのかをお尋ねいたします。

○**教育部長（小林敏郎君）** お答えいたします。

現在、本市の重要課題としまして、行財政健全化計画に基づき、教育委員会内におきましても、放課後パワーアップ教室、夏休みパワーアップ教室、花まる教室、草木山川学校も含めまして、各課の事業見直しに関する検証と検討を行っている段階でございます。

「青雲の志」事業は、2年に一度の隔年の事業になっておりますが、このような見直し等の位置づけが行われていない事業についても、同様に行財政健全化の観点から、経費節減、事業の効率化について努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** 次に、「青雲の志」育成事業は、年間どのくらいの経費で、今年度までどのくらいの予算が計上されてきたのか、また、どれくらいの高校生の参加があったのかをお尋ねします。

○**教育部長（小林敏郎君）** お答えいたします。

本事業につきまして、過去の実施分も含めました年間の事業費と参加者数についての御質

間でございますが、本事業は、平成25年度から取り組んでおりまして、2年に一度の隔年の事業として、これまで3回実施し、今年度が4回目となります。過去3回実施しました経費につきましては、実績額でお答えをさせていただきます。

平成25年度が、生徒7人、男子2名、女子5名でございます、引率者2人で、実績額が241万8,000円、うち、参加者負担金として、1人当たり10万円をいただいておりますので、7人で70万円。よって、市の持ち出しは171万8,000円となります。平成27年度が、生徒5人で、男子2人、女子3名で、引率者2名で、実績額が237万円、うち、参加費負担が5人分の50万円でございますので、市の持ち出しは187万円でございます。平成29年度が、生徒6人、男子2人、女子4名となっております、引率者2名で、実績額が242万4,000円、うち、参加者負担が6人で60万円でございますので、市の持ち出しは182万4,000円でございます。本年度につきましては、生徒5人、男子が2人、女子が3人の予定でおりまして、引率者2人で、予算額は312万3,000円、うち、参加者負担が5人の50万円となりますので、市の持ち出しは262万3,000円を予定しているところでございます。

今年度、事業を完了いたしますと、4回の渡航で、生徒23人の派遣、事業費が約1,000万円程度、うち、市の持ち出しが800万円程度の実績額になると算定をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 答弁いただきまして、ほかの事業からみますと、決して大きい予算とは言いませんが、財政健全化に取り組んでおられる状況の中において、「青雲の志」育成事業を、ここで発展解消する考えはないのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

本事業は、次世代を担う高校生を、グローバルな人材として育成することを目的としており、アメリカでの現地高校生との交流や、シリコンバレーなどでの企業訪問、起業家との交流など、さまざまな経験をすることで視野を広げ、派遣後も、さまざまな交流や活動が継続して行われるなど、事業効果も高く、「まちづくりは人づくりである」という市長の政治理念の上で、本事業はその根幹をなすものであると理解をしております。

また、本市高校生にとって関心の高い事業であると同時に、渡航した参加者自身の成長はもちろん、その後のまちづくりへの取り組み、他の生徒へのふるさとづくりの誘発、地域間の交流など、さまざまに成果や波及する相乗効果を生み出しております。実際に、事業への問い合わせも含め、実施年度を心待ちにする声も届いており、今回も、定員予定に対し4倍近い応募がまいております。まちづくりにおける未来への投資の1つとして、継続をしてまいりますことに御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 私は、派遣高校生の選抜に対して思いがございます。ただいま、次世代を担う高校生を、グローバルな人材として育成することを目的として、この事業を継続していく、と言われたわけですが、考えてみれば、次世代を担ってくれるのは高校生ばかりではございません。事業を継続されると言われるのならば、高校生ばかりでなく、社会人等の同世代の参加の方法もあってよいのではないのでしょうか。このことについて、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

事業の継続につきましては、高校生と同世代の参加もあってよいのではないかと、この御質問でございますが、一井正典「青雲の志」育成事業の高校生派遣の背景といたしまして、当初は、世代ごとの派遣、体験事業を展開したいと着想しておりまして、小学生は、現在も、指宿市との交流を、人吉市子ども会育成連絡協議会を中心に行っていただいております、また、中学生、高校生につきましては、過去に、人吉市国際交流協会を中心に、本市の姉妹都市であるポルトガルのアブランテシユ市への訪問や、本市主催として、友好都市である静岡県牧之原市への派遣をした経緯から、教育委員会といたしましては、最終的には、外国の派遣については、教育的見地から、体力面、語学力面も考慮し高校生、専門学校生を対象として実施したものでございます。

議員御質問の、同世代という点では、例えば、高校生と同世代で、既に社会人となっておられる方などが想定されるかと存じますが、確かに公平性の面での課題はあるかと存じますが、ただいまお答えいたしましたとおり、本事業は、教育的な見地と語学留学的な意味合いも含めてあり、募集の方法について、当初から、高等学校、専門学校との連携を重視したことから、現在のような形となっております。御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、松岡市長にお尋ねでございます。松岡市長が掲げられております給付型奨学金、この奨学金はどういう奨学金なのか。対象人数、対象世帯、給付金額、既存の奨学金との違いをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供たちの将来に対する可能性を広げるための施策であり、子供を取り巻く環境によっては人生設計を左右するものですので、限られた予算の中で、薄く広いほうがいいのか、手厚く少数を支援するべきなのかは、非常に難しい判断だと存じますが、まず、他の奨学金との併用はできないものと考えております。

数値的な精査をしたものではないので具体的な数字を挙げることはできませんが、県内で既に取り組みされている先進市の事例に倣いますと、年間の枠が5人から15人程度、家族収入が低い家庭を想定しております。給付金額には幅がございますが、県内の状況に加えて、国

の奨学金制度も勘案しますと、月額2万円から4万円というのが平均的なところだと捉えております。また、入学準備金、あるいは入学一時金という名目で一度限りの給付や、月額と併用して給付されている自治体もあるようです。

既存の奨学金との違いでございますが、まず、貸与型——貸し付けですね——である現奨学金に対し、返済の必要のないところでの制度設計でございます。その財源につきましても、市費を投じるのではなく、個人や民間の御協力によって確保したいと考えております。そして、もう1つ、これは、違いというよりは新たな視点の付加とも言えるのですが、本市における最大の課題の1つでもある、若手人材等の確保につながるような制度設計ができないかということを考えております。市が、民間に力をおかりして事業を行う上でも、地域に還元をするという意味でも、今後は、新たな奨学金制度の事業展開において、「まち」と「しごと」を支える、最大の資源である「ひと」、つまり人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） そこで、松岡市長にお尋ねでございますが、「青雲の志」育成事業の経費を、いわゆる教育の面でもっと要望が強い、切実な事業に充てる。例えば、松岡市長が掲げられております子育て支援の給付型奨学金制度に充てるというのはどうでしょうか、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

「青雲の志」事業は、回を重ねるたびに新たな可能性を見出す事業だと捉えており、そういった意味では、発展の途上であると認識をしております。

この事業は、渡航した子供たちにとって大きな財産になることはもちろんですが、行くことができなかったほかの子供たちに、その貴重な体験を伝え、還元をしてもらうことで、さらに波及効果を求めていけるものと考えております。

そういった広がりを求めるという点では、本議会でも御提案をいただきましたように、多くの高校から体験いただくことも、1つの手法であると考えております。今回御質問いただいております給付型奨学金の財源は、基本的には、個人を含め、民間からの御協力によって確保したいと考えておりますので、「青雲の志」事業につきましては、継続をし、給付型奨学金につきましては、実現のため、引き続き努力してまいりたいと存じます。

この2つの事業は、内容こそ違いますが、子供たちの未来を切り開くという部分では共通するものでございますので、議員の皆様にも御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、松岡市長の答弁をいただきまして、「青雲の志」育成事業

は続けたいと、給付型奨学金制度は別の形で努力すると。どうも、あれもする、これもすると。私は、もっと、やっぱり予算にメリハリをつけたほうがいいのではないかと考えております。それも、子育ての予算内で、あるいは教育面の予算の組み替えでどうですかということ、今回、提案したところでございます。それも、給付型奨学金制度のほうが、より切実な市民の声、あるいは進学を目指す若者の要望ということの思いで質問いたしました。

「青雲の志」育成事業については、「まちづくりは人づくり」であると、松岡市長の政治理念の根幹をなすということで答弁をいただいておりますが、先ほども申しましたように、一方では、パワーアップ教室、花まる教室、草木山川学校の事業廃止との整合性も、もうひとつはっきりしないと。また、「青雲の志」育成事業の選抜方法にも、私は少し違和感があると思っています。

もう一度お尋ねしますが、松岡市長、「青雲の志」育成事業の発展解消はないということでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

田中議員におかれましては、本市の財政状況等々を御心配いただき、そして、貴重な御提案をいただき、大変ありがたいものと思っております。

この「青雲の志」事業に関しましては、先ほど教育部長からも答弁をさせていただいておりますとおり、本人は当然のことながら、帰ってきた後に、その周りの子供たち、さらには、アメリカでつながりができた他の地域の高校生との交流、加えまして、民間との交流へ、最近では広がっております、大変事業効果の大きいものだと捉えているところでございます。

今後、そういった、世界で活躍する人材、または、地域に戻ってきて地域のために活躍していただけるような人材、こういった人材を、我々は育成していくのが最大の使命だと思っておりますので、その1つの事業といたしまして、引き続き、ぜひ続けさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 市民の間には、「青雲の志」育成事業の発展解消の声も多いということ、松岡市長に届けておきます。

最後に、給付型奨学金を期待しておられる学生の皆さんもおられると思いますが、市長の今期の任期中に、実現可能でしょうか。また、これもできないとなれば、当然、松岡市長に対する批判も出てくると思いますが、市長の思いをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、給付型奨学金につきましては、民間資金の活用を想定しており、幅広くお力添えを得る方法を検証したいと考えております。また、奨学金の給付条件等につきましても、協力をいただいた地域社会の課題解決に関連づけたいと、策をして

おります。具体的には、病院奨学金のように当該病院での一定期間の勤務など、一定の条件をクリアすることで有利な奨学金を得るもので、地域にとっては、医師や看護師の確保に直結する形や、企業版ふるさと納税の中で取り組まれている地方創生と連動した、U・J・Iターン者への奨学金返還の助成など、参考にできるような事例の研究や、本市のふるさと納税などでの取り組みも検討してまいりたいと存じます。

議員御指摘のように、給付型奨学金を心待ちにしている御家庭の存在や、さまざまな格差が指摘されている社会の中で、少しでも子供たちの未来が広がるように、実現に向けて、引き続き努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 最後の最後に、松岡市長、今期中で、給付型奨学金の実現ができるのか、できないのか、その辺の御回答をお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたが、現在、調査・研究を重ねているところです。今期中に、ぜひ実現をしたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） あまりにいい回答をもらったものですから、ちょっと興奮しました。

ぜひ、今期中に実現していただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了します。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、16番、田中哲議員から発言の申し出がございますので、これを認めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・」

○議長（西 信八郎君） 「・・
・・」

それでは、一般質問を続けます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は1項目で、西間上町に設置が計画されている場外車券発売施設、いわゆる場外車券売り場について質問します。

市民の方から、敬老会の席上、業者から、町内に場外車券売り場をつくらせてほしい、と。了解したら、年間200万円を町内会に寄附する、という話が出ているとお聞きしました。いろいろ調査をしたところ、確かに、西間上町では、説明会、そして住民に賛否を問うアンケートが行われていることがわかりました。

そこで、お尋ねします。そもそも、場外車券売り場とはどんな施設か、どこに、どのようなものが計画されているのか、施設の概要をお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まず、場外車券発売施設とは、地方自治体が運営する競輪事業の車券を、競輪場以外で購入できる施設でございます。現在、全国で71カ所、うち、九州は18カ所、熊本県内では、熊本市と「宇城市」の2カ所に設置されております。また、来年2月には、八代市内にも設置される予定とのことでございます。

次に、今回、西間上町に設置を計画されている場外車券発売施設の概要は、とのお尋ねでございますが、去る8月19日に、設置を計画されている株式会社K T 21から、場外車券発売施設の建設計画があるので、地元において説明会を行いたい、とのことで来庁されました。しかしながら、設置許可申請に際しては、地元自治会等の同意書があれば自治体の同意は必要ないことから、具体的な事業計画等については、地元の合意がおおむね得られた後に、改めて説明に伺うとのことございましたので、今日まで、具体的な概要について、直接は伺っていないところでございます。

したがって、今回の塩見議員の質問を受けまして、事業者に情報提供をお願いしましたところ、現行計画の資料を御提供いただきましたので、それに基づき説明申し上げます。

まずは、施設の名称でございますが、（仮称）サテライト人吉。施設所在地は、人吉市西間上町2460-1。現在営業されているパチンコ施設コア21人吉店を閉鎖し、その建物を利用されるとのことございまして、施設建物730坪のうち、300坪程度を使用し、駐車場は450台収容とのことでございます。

次に、設置会社でございますが、宇土市に本社を置く株式会社K T 21。事業の管理施行者は、熊本市の熊本競輪及び飯塚市の飯塚オートを予定されております。

来場者予想人員は、1日当たり180人を想定されており、開催日数は、年間360日程度。営業時間は、午前10時から午後5時、また、ナイター開催時には午後10時30分までを予定されております。また、1日当たりの売り上げは約360万円で、年間では約13億円程度を見込んでいるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 西間上町のパチンコ店跡に計画されている場外車券発売施設、これは競輪とオートレースの車券売り場ということです。宇土にある車券発売施設に行ってきました。そこでは、レースの中継があっていて、そして車券を購入して、予想が的中したら払い戻しもできる施設でした。

熊本市の競輪場や飯塚市のオートレース場まで出かけなくても、人吉市でギャンブルができるようになるんです。驚いたことに、年間360日程度、ほぼ毎日営業して、10時から17時まで開いている。ナイターのときは、22時30分まで営業することになっています。

既に、西間上町では、町内の方を対象に説明会が開かれたということです。その説明会についてお聞きします。説明会は、いつ、どこで、何人の参加があったのでしょうか、お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

地元説明会についての御質問ですが、この点につきましても、設置事業者の株式会社KT21から資料を提供いただきましたので、その資料に基づきお答えさせていただきます。

まず、開催日時は、令和元年9月29日日曜日午前10時から、場所は、西間上町公民館でございます。次に、参加者でございますが、町内の住民12人、事業者から5人の計17人であったとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 町内からは12人ということでしたが、西間上町の世帯数、そして人口を教えてください。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

市内の町内別の世帯数及び人口につきましては、四半期ごとに公表されておりますので、直近の令和元年9月末現在の世帯数及び人口でお答えさせていただきます。

外国人を含む世帯数は450世帯、人口は953人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 参加者は、450世帯で12人、仮に1世帯から1人参加されたとして、12割る450、わずか2.66%の参加です。しかも、説明会があったことを知らない方もおられるようです。

その説明会ではどんな説明があったのでしょうか、説明会の内容をお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

事業者から提供いただいた議事録、及び、町内説明会に参加した市職員から話を伺ったと

ころによりますと、まず、全体説明として、事業者である株式会社K T 21の金沢代表取締役から掲示されたパネルを参照しながら、まず、1番目、場外車券発売施設設置までの手順について、2番目として、公営競技事業の管理監督者について、3番目、公営競技における収益の活用について、4番目、施設の有効利用について、5番目として、施設の健全運営の基本構想について、6番目、交通安全教室の開催など地域貢献についての各項目について、現在経営されている宇土市の施設の例を交えて説明があり、その後、質疑応答があったとのことでございます。

質疑応答の内容でございますが、営業日数及び営業時間、施設の規模や営業規模、どこの競輪場のレースを取り扱うのか、オープンの時期は、など。また、西間上町の町内会長から、事前に、災害時の避難場所としての利用や、施設の出入り口の見直し改善、従業員の地元雇用、子供の登下校時の見守りなど、7つの項目について要望がっており、その全ての項目において、対応を約束する旨の回答があったとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 確認ですが、オープンの時期についても説明があったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時17分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

オープンの時期についての質疑応答の中では、事業者のほうから、宇土市の場合では最低2年ほどかかったと。今回、人吉市の場合では、最短でということであれば、現在の建物の居抜きを予定しているところで1年程度はかかるだろう、というお答えがっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 私が調べたところ、説明会では、こういったものをパネル化したものを使ってパネルで説明して、参加者には、宇土の場外車券発売施設の新聞記事が渡されただけでした。そういう具体的な手元資料がないまま、説明をされた。具体的な説明に不足していると思います。これで、地元に対する十分な説明と言えるのか、私は疑問を感じました。

次に、場外車券発売施設の設置までには、どのような手続が必要なのか、その手順についてお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

設置までの流れでございますが、まずは、設置される地元及び周辺町内会からの同意、地元自治体及び議会からの反対がないことの確認、地元自治体及び地元町内会等との環境整備協力に関する協定の締結、管理施行者との協定の締結。今回の管理施行者は、熊本競輪を運営されている熊本市、及び、飯塚オートを運営されている飯塚市。所轄の警察署と警察協議書の締結、及び、地元消防署と消防計画の承認。ここまで、地元との調整を完了の後、経済産業省に、設置申請、審査、許可、施設オープンという流れのようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 手順を聞くと、現在は最初の段階で、町内会の同意をとっている段階です。では、同意が必要な町内会とは、どの範囲の町内会ですか。それは、具体的にどの町内会になりますか、お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成25年4月1日付20130321製局第14号により、施設設置の許認可庁である経済産業省製造産業局長から発せられました「場外車券発売施設の設置に関する指導要領について」によりますと、「場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該車券施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分に行ったことを証する書面を提出するよう求めること」と記されており、この中で地元町内会等の範囲は、施設設置場所からおおむね半径1キロメートルのエリアに属する町内とされているようでございます。

つきましては、今回、同意が必要とされる町内会は、設置場所である西間上町のほか、南寺町、田町、西間下町、東間上町、東間下町、浪床町、蓑野町の計8町内が対象になるのではないかと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今、聞いたところによると、西間上町を含む8町内の同意が必要と、明らかになりました。

そこでお尋ねします。これらの町内会が、そのうち1つでも反対したら、場外車券発売施設の設置はできないということでしょうか。お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

対象町内のうち、1つでも反対があれば、設置は難しいのではないかと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 8町内のうち、1つでも反対があれば、場外車券発売施設の設置は難しくなると、明らかになりました。

経済産業省から出された場外車券発売施設の設置に関する指導要領によれば、自転車競技法第5条第1項の規定に基づく場外車券発売施設の設置許可申請に当たっては、地域社会との十分な調整が行えたことを証する書面の提出が求められています。

そこで、この指導要領の理解に関して伺います。市長や市議会が反対を表明すれば、地域社会の十分な調整ができたとは認められず、設置はできないという理解でいいでしょうか。お尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、場外車券発売施設の設置に関する指導要領によりますと、「場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該車券施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分に行ったことを証する書面を提出するよう求めること」とされており、地元自治会等の同意があれば、地元自治体の同意は、必ずしも必要はないとのことでございます。

しかしながら、自治体の長である首長が、公人として反対を表明される、もしくは、同自治体の議会により反対の決議がなされるなど、自治体の総意として反対が表明されれば、地域社会との調整が図られているという項目に合致しないこととなり、許認可を得ることは難しいのではないかと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今、答弁があったように、市長や市議会が反対を表明すれば、地域社会の十分な調整ができたとは認められず、設置はできないということが明らかになりました。ですから、市長がノーと言うか、あるいは市議会がノーと言えば、場外車券発売施設は設置できないのです。

私が持っている、業者がつくった説明会資料、ここにも、市や市議会の反対がなき場合、と明記してあります。社長も、市長が反対すれば、経済産業省が許可しない、と私に言われました。これまで、人吉球磨には幾度となくギャンブル場誘致の計画が起り、そのたびに住民の皆さんやPTAの反対があり、中止されたと聞いています。最近では、錦町のポートピア、場外舟券発売施設が中止になりました。ですから、人吉球磨の世論は、ギャンブル場はノーである、と私は理解しています。

では、ここからは、ギャンブル場である場外車券発売施設の設置についての市民の不安の声を紹介し、市長の認識をお聞きしてまいります。

市民の方に話を聞いて回ったところ、「ギャンブル依存症になる人がふえるのではないか」、「自分の知り合いに、パチンコで借金して、家屋敷を売って、とうとう何もかもなくした人がいる。助けてと電話がかかってきた。そのことが忘れられない。」、「自殺した人もいる。」、「今でさえ、パチンコで悲惨な目に遭っている人がいる。ギャンブルは、本人だけでなく、

家族も巻き込んでしまう。」「お金をかけるのは健全な娯楽と思えない。」「ギャンブルは底なしだから、ギャンブル依存症が心配。」などの声がありました。

そこで、1点目です。場外車券発売施設ができると、ギャンブル依存症の人がふえるのではないか、という市民の不安について、市長はどうお考えですか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回計画されている場外車券発売施設の開設と、ギャンブル依存症の増加という点につきましては、既に類似施設が開設されているほかの自治体においても、住民のギャンブル依存症の罹患率といった数値的なものは示されておりませんので、その相関関係については、現状ではわからないというのが私の認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 場外車券発売施設とギャンブル依存症の増加の相関関係がわからないとおっしゃいましたが、今でさえギャンブル依存症の人がいて、そして、それが社会的に問題になっている。それは、例えばNHKの「クローズアップ現代」でも、そして、病院の先生の講演でも、私たちの会話でも、そういう話はよく聞かれます。ギャンブル場ができると、客がギャンブルを繰り返し、ギャンブル依存症になる可能性は否定できません。のめり込むと、借金漬け、家庭崩壊、ひどい場合は犯罪に手を染めることにもなりかねません。

3年前、身近なところで、公金を横領した事件が発生しました。千葉市が、2018年3月に発表したギャンブル依存症実態調査によると、インターネットによる市民アンケートでは、ギャンブル依存症の疑いがある人は、男性で7.8%、女性で1.2%の結果でした。それが、競輪場内で実施した調査では、ギャンブル依存症の疑いがある人は、男性で14.5%、女性はゼロという結果でした。特に男性では、来場者の14.5%にギャンブル依存症の疑いがあり、その割合が高くなっています。ギャンブル場ができると、ギャンブル依存症になる割合が高くなるとは言えませんか。ギャンブル依存症の人をふやすギャンブル場を、人吉市につくっていいのでしょうか。今までは、人吉球磨になかった場外車券発売施設ができることで、新たな被害者が生まれることはあってはならないと私は考えます。

続いて、市民の方の声を紹介します。「人吉市のイメージが悪くなる。観光客なら歓迎するが、場外車券売り場に来る人は、競輪の券を買いに、ばくちを目的にやってくるのだから」、「人吉市は、歴史・文化のまちははずだ。目先の利益だけではだめだ。子供たちに残すものは何か考えるべきだ。ギャンブル場は人吉市にはふさわしくないと思う。」「人吉市を訪れた方ががっかりするかも。ギャンブル場があることは恥ずかしい。」というものでした。

そこで、2点目は、場外車券発売施設は、観光都市人吉市のイメージダウンにならないかという市民の不安について、市長はどうお考えですか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

場外車券発売施設の設置は、本市の観光振興にマイナスとなるのではないかと、この御質問でございますが、現状において、既に市内にさまざまな娯楽施設が点在している中、本施設の設置が、本市の観光振興にどのような影響を与えるかということのを推しはかることは、現段階では困難なものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今、市長は、娯楽施設が人吉市にあると、ギャンブル場と、その娯楽施設——パチンコ場のことを指すのかもしれませんが、同じようにお話になりました。私は違うと思います。

市長は、平成29年6月議会で、錦町の場外舟券売場についての笹山議員の質問に、「日本遺産人吉球磨は、人吉球磨地域の持つ文化や自然、人々の営みなど、相良700年の歴史の中で、そこに住む人々や風土が培ってきたものであると認識しています。それゆえに、私たちは、後世にこの財産を引き継ぐ責任があり、その価値を損なわないように努力していく必要があります。」と答弁されています。せっかく、日本遺産の構成文化財や豊かな自然を生かして観光客をふやそうと努力をしているのに、ギャンブル場ができたらどうでしょう。相良700年の歴史で培われた有形無形の財産を壊すことになりませんか。日本で最も豊かな隠れ里のイメージ、人吉城址や青井阿蘇神社の落ち着いたたたずまい、九州の小京都人吉、そこにギャンブル場は似合うのでしょうか。人吉市にはギャンブル場は似合わない、私は思います。

さらに、市民の方からは、「子供たちによくない環境だと思う。つくってほしくない。」「かけ事でお金が手に入るギャンブルをせず、子供にはまじめに働いてほしい。ギャンブル場が身近にあってほしくない。できるだけ遠ざけておきたい。」「ギャンブル場にいろんな人がやってきて、子供たちの環境が悪くならないか心配。」という声もありました。

そこで、3点目は、場外車券発売施設は、青少年の健全育成にとって問題ではないかという市民の不安について、市長はいかがお考えですか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この点につきましても、既に市内にさまざまな娯楽施設が点在している中、場外車券発売施設の設置によって、青少年育成に問題が発生するかどうかについては、現状では、その相関関係についてはわからないというのが私の認識でございます。

なお、先に施設が開設されております宇土市におきましては、地元イベントの際に、場外車券発売施設内において交通教室を開催されるなど、事業者と地元PTAとが連携した取り組みを行っておられるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） そもそもギャンブルは、勤労の美風を害する、怠惰浪費の弊風を生む、国民経済に重大な障害となるといわれ、犯罪として刑法で罰せられることになっています。ただし、公営ギャンブルという形で、それに関してだけは限定的に認めるということになっております。東間小学校は、半径1キロメートル以内にあります。そこに、ギャンブル場が来るとは信じられません。幾ら公営ギャンブルとはいえ、ギャンブルはギャンブル、賭博です。子供たちの教育上、その環境から遠ざけることが大人の責任ではないでしょうか。

他市の状況として、宇土市の例を紹介されましたが、私は、直接、宇土市の場外車券売り場に行って、現地を見てきました。宇土市の場外車券売り場は、新しく開発された商業地にあり、近くに住宅も小学校もありませんでした。宇土市で認められたからといって、人吉市では認められません、近くに小学校があるんです。青少年の健全育成に問題があると言わざるを得ません。また、場外車券発売施設で交通安全教室が開かれていたという事例をおっしゃいましたが、私は、場外車券発売施設に、子供が抵抗なく行けるような環境は、問題だと思います。

最後に、市長に伺います。私は、こういう問題がある、3点申し上げました、ギャンブル依存症をふやすかもしれない、そして、観光都市人吉市のマイナスイメージ、青少年の健全育成にとって問題だ、これらの問題がある場外車券発売施設の設置はきっぱり反対すべきだと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

いまや、全国に場外車券発売施設を含む類似施設が数多く設置されておりますが、その開設に際しましては、いずれも賛否両論があるということは、私も聞き及んでいるところでございます。この件につきましては、まずは、施設設置の許可要件でもございます地域にお住まいの、住民の方たちの判断を見守りたいと存じますし、所管する企画政策部にも、情報収集に努めるよう指示しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 確かに、全国に数多くあり、そして、賛否両論ある。つまり、賛成をすることもあれば、反対をすることもある。そういう、判断が分かれるような施設を人吉市につくっていいのか、と私は思います。また、地元の判断を見守ると言われましたが、この問題は、人吉市政全体にかかわる問題です。人吉球磨地域で考えた場合は、まさしく人吉市が地元にはかなりません。市長も、私たち議員も、しっかり考えなくてはいけない問題だと思います。

最後に、市民の方の声を紹介します。70代の女性です、「ギャンブルを覚える人がふえたら大変。町内会費が安くなるといっても、市民が安心して暮らせるまちが一番だと思う。議会でまとまって、反対してほしい。」50代の女性です、「ばくちで入ったお金、人を不幸にし

たお金で、町や市が潤ったとしても、それは違うのではないか。私は嫌だ。」こういう市民の声をしっかり受けとめて、市民の代表にふさわしい判断をしていただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時44分 休憩

午後 1 時57分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、執行部から発言の申し出がございましたので、これを認めます。

○企画政策部長（早田吉秀君） 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

先ほど、塩見議員の御質問の中で、1 番目の、場外車券発売施設の状況を御説明する際に、「熊本県内では、熊本市と宇土市の2カ所に設置されております」という発言をすべきところを、熊本市と「宇城市」と発言をしてしまいましたので、「宇土市」に訂正方をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることといたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員、池田芳隆でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回は、防災対策について、教職員の働き方改革についての2点について、質問を行います。

まず、防災対策についての質問を行います。

ことしも、全国各地で風水害の被害がございました。被害に遭われました皆様にはお見舞いを申し上げます。

人吉市内では、内水排除ができずに危険な場所があったと聞いています。また、避難行動の指示が出て、相変わらず濁りすくいをされている住民の方を見かけたところがございます。しかも、その方は、小学校高学年か中学生ぐらいの子供を補助者として、行われていました。さすがに、その日は警戒レベル3が発令されておりましたので、危ないですよ、とお声かけをさせていただいたところございました。自分は大丈夫、今までなかった、という考えから、危機感の薄さが問題なのかと思っております。

人吉市でも、過去、1階の軒下まで浸水したことや、時間雨量100ミリを超えたこともございました。

ここで、質問です。市民に、ハザードマップを配布するなど、防災意識の向上に向けて努力をされているところがございますが、ほかに、意識づけの向上についての対策はどのよう

にとられているのでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

政府は、平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドラインを改定いたしました。これは、平成30年7月豪雨、いわゆる西日本豪雨で、死者・行方不明者をあわせ230人以上の犠牲者を出したことを受け、これらを教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策を強化するため、ガイドラインの改定がなされたところでございます。

平成30年7月豪雨では、さまざまな防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であったことから、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなりました。

今年度から、本市におきましても、警戒レベルに基づき、防災行政無線やRKKデータ放送によるデタポン、消防団積載車による広報等で、市民への避難行動の呼びかけを行ってきたところでございます。

警戒レベルにつきましては、これまで、広報ひとよしや災害対策支部会議、また、全国的にもテレビや新聞等の各種媒体で周知を図っているところです。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、実際には川に近づかれている方もいらっしゃるようですので、今後も、機会を捉え、住民の方に災害の恐ろしさ、避難の重要性を周知してまいりたいと存じます。また、市の取り組みではございませんが、上青井町周辺に、過去の洪水の痕跡として、昭和40年、それから昭和46年、昭和57年に発生した水害の浸水水位が、電柱に掲示してあります。これは、当時の建設省、現在の国土交通省でございしますが、これが設置したもので、現地を確認いたしましたところ、全体的に色あせており、中には、浸水の痕跡を示すラインが消えている看板も見受けられたところでございます。現在、国土交通省は、地域が一体となって洪水に備えるべく、水防災意識社会の再構築に向けて、社会全体の意識変革を目指しているところでございます。

過去の水害の水位表示についても、球磨川流域市町村を中心に構成される球磨川水系水防災意識社会再構築会議におきまして、水害リスクの周知に関する事項として、今後取り組む予定とされております。市民のみならず、観光などで訪れる方々に対しても周知が図られることから、市といたしましても、引き続き、国土交通省に対し要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 市長のおひざ元、青井町も、過去、かなりの浸水地とお伺いしております。実際、青井神社が、過去から移っていませんよね。だから、実際は青井神社まではつかることがないのかなと思うんですけれども。私も、過去、青井支部に、災害支部では配置

されたこともありますので、実際、球磨川まで見に行ったこともあります。ですから、やはり、ここまでは分かるんだという意識づけを、本来でしたら、青井に限らず、堤防がなかったときにつかっていた地域がありますので、そういうところも、できる限り示しておいていただければ、地域住民の方の安全につながってくるものかと思います。

啓発活動につきましては、防災訓練も毎年行われているようでございますが、どんどん、関係者中心になってきているようで、後々のあり方についても考える時期なのかなと。実際に、よその地域の状態を見てくると、これだけ災害がひどいと、地域の住民の意識改革が必要になってくると思っています。今後、どのような改革についてお考え、予定はあるのでしょうか。お願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

人吉市の防災訓練は、発生の予測ができない大規模災害に備え、地域住民及び防災関係機関等が、防災体制の確立、並びに防災意識の向上を図ることを目的として、平成20年度から実施してきております。当初は、主に、出水期の風水害や土砂災害対策を中心に、水防工法や倒壊タンク、車両からの救助訓練、炊き出し訓練など、いわゆる実働的な訓練を実施してきておりましたが、平成24年度からは、地震と風水害の複合型による災害を想定し、さらに、例えば、負傷者を重傷度等により分類し、治療や搬送の優先順位を決めるトリアージ訓練を取り入れながら実施しております。いずれも、対象校区や町内を指定し、地域住民が参加しやすい環境を整えてきたところでございますが、現状では、議員御指摘のように、町内会長や民生委員・児童委員を中心とした参加となっているところでございます。平成27年度からは、訓練実施後に、関係機関による反省会を実施しており、いただいた意見をもとに、よりよい訓練に反映させているところです。

議員が申されるとおり、住民の防災意識を高めるためにも、地域住民が参加しやすい、参加したいと思う住民参加型の防災訓練など、今後も、テーマを設けて訓練に取り組みたいと考えているところでございます。

令和元年度総合防災訓練でございますけれども、下球磨消防組合所有のはしご車や、自衛隊の車両を展示し、多くの地域住民の来場を期待したところでございますが、あいにく、天候の影響により車両展示は中止となったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 前回の防災訓練も参加させていただいたところでございます。一番最初の訓練のときに、市長がおっしゃったせりふ、堤防が決壊して、避難レベル4を発令しますと言われたと思うんですけども、実際、避難が始まった場合、決壊して被害が起きた場合には、災害レベル5の発令じゃないと、レベル4じゃ低いんじゃないのかなと思いつつながら、担当者にはお話をしたところでございました。訓練が訓練のために終わってしまうことが、

これは何の目的でやっているのかということが重要になってくるかと思います。私も、一番よかったなと思ったのは、トイレの設置です。あのときは一中でしたので、下水道を使った簡易トイレの設置があったし、今、スポーツパレスもつくられたみたいですので、避難所としての機能は十分あった。もちろん、部屋で使うポータブルトイレであったりとか、そういう展示があったので、本当はもっと地域住民の方に参加していただいて、見ていただければよかったのかなと思っていますところではございます。

今度は大規模災害を設定して訓練等々されているんですけども、実際に災害が発生した場合というのは、災害の救助の主となるのは市職員にはなるんですけども、実際、市職員や消防団員が被災している場合も多くなるかと思っています。そのために、いろいろなところと事業協定や防災協定を結ばれていると思うんですけども、企業であったりとかボランティア団体とか、どういう形で、どれくらいの規模で防災協定を結ばれている状況なんでしょうか。お願いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市における災害時の応援協定につきましては、人吉市地域防災計画書に掲げておりますが、令和元年5月現在におきまして、人吉市建設協会を初めとする災害時応急復旧・支援協定を9件、指宿市を初めとする各自治体との応援協定を8件、コカ・コーラウエストを初めとする企業と物資供給協定3件、熊本県トラック協会を初めとする、その他の団体との協力協定としまして5件の協定を締結しております。

また、本年11月には、人吉市内郵便局と協定を締結しておりまして、今後も、災害時における協定締結に向けて調整をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） いろんなどころと協定を結ばれているということで、いいかと思いません。実際に、役所の職員は災害時には支部配置とか、下手をすれば現場のほうに動いて、いろんなどころと協定ができないということで、大変になっているかと思えます。

その中で、例えば全国規模のボランティア団体、ライオンズクラブであるとか、ソロプチミストとか、そういうところとの締結は結ばれているのでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

ライオンズクラブや国際ソロプチミストなどの社会奉仕団体、ボランティア団体との協定についての御質問でございますが、人吉球磨青年会議所との大規模災害時における協力協定を、平成29年に締結をいたしております。

全国規模の団体であれば、議員御指摘のとおり、ネットワークを活用した全国からの応援が期待される場所です。大規模災害の被災時には、職員や関係者の負担増も大きな課題となっております。現在策定を進めております人吉市受援計画や人吉市業務継続計画との整合

性を踏まえつつ、相手方の意向もお聞きしながら、可能であれば、今後、協定締結に向けて取り組みを進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 私も、先日、ライオンズクラブの方とお話をする機会がございました。今回、九州北部、佐賀でかなり被害があったということで、その方も、ボランティアで行ってきまして、もちろん、全国各地のライオンズクラブの仲間が来られたということなんですけれども。一番言われていたのは、混乱に混乱をしているので、自治体にしろ、被災者、ばたばたしていたと、ボランティアが入ってこられても、今度はボランティア自体もさばけなかった、ということをおっしゃっていました。そういうところに、ライオンズクラブの皆さん、どんどん参加されていて、結局、ボランティアを支援するボランティアみたいな形で動けるんですよ、ということをおっしゃっていました。実際、人吉市が被害に遭ったときに、その方が動けるかどうかはわからないんですけれども、ただ、連絡がついて対応はきくんだと。例えば、いろんな寄附、物資が送られてきても、そういうもののさばき方ということも十分わかっているつもりなので、おっしゃっていたのは、今後、協力を求められれば、対応はできるんですけども、その中に入っておかないと、現実的には、いきなり行って参加させてくれと言ったところで難しいということをおっしゃっていたらっしゃるみたいでしたので、そういう声を上げていただいているときにお話し合いをして、少しでも思っているところでございます。

ボランティアセンターの話になりますと、台風の時ですね、千葉では、被災から1週間かかって動き始めた。台風というものは二日、三日には抜けているわけなので、実際、翌日から、動けるならば動きたいと。ところが、御存じのとおり、あのときも、役所の職員から全て動けなくなった状態でしたので、外部からの動きを、利用という言い方は変なのかもしれませんが、もちろん、そういう方々が被災された場合には私たちがお手伝いに行かなきゃいけないんでしょうし、また、人吉市が被災した場合にはお手伝いに来ていただけるような連携を、どんどんどんどん構築していく必要があるのかなと思っているところでございます。

昨日も、本村議員から防災士の質問があったところでございます。災害時の地域リーダーとして、防災士の方がいろいろあるという話にはなっているんですけれども、実際、人吉市には何人ぐらいの防災士がいらっちゃって、そして連携状況、きのうちちょっとお話も上がっていましたが、連携状況について再度確認をさせていただければと思います。お願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、防災士は、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十

分な意識、知識、技術を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した者に与えられる民間資格でございまして、阪神・淡路大震災を契機として誕生した資格でございます。

11月末現在の防災士は、県内2,610人で、市内は21人となっております。市内には、社会福祉協議会が主催いたします災害ボランティア養成講座を受講された方々で構成されます、災害救援ボランティアの会「やませみ」が組織され、防災士の資格を持たれた方も所属されているとでございます。これまで、社会福祉協議会が主催いたします災害ボランティア養成講座や、9月に開催された人吉球磨災害ボランティアセンター設置訓練においても、ボランティア受け入れや土のうづくり等で御指導をいただいたと伺っております。今後、市の防災訓練や啓発活動、消防団の防災サポーターとも連携した、地域のリーダーとして活動をしていただくことで、防災意識の向上のみならず、本市の地域防災力を高める上でも極めて重要であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ボランティアの方々は大事にさせていただいて、連携をとっていくことは重要なことだと思っております。

次の質問で、水害時の避難場所として適切か、と質問をしておりましたけれども、この質問に関しては、昨日、西洋子議員から同じような質問をされておりましたので、割愛をさせていただきます。要は、風水害と地震災害で同じところというのは、ちょっと問題があるのかなと思います。ですので、きちんといろんな情報収集をされて、ハザードマップに合った形で、また、災害の目的に合ったところで避難所の確認をしていただければと思います。これが負担にならないように、地域住民に、どっちに逃げなければいけないのとかわからないような形ではなくて、わかるような形で御検討いただいて、新たな避難所の設定等々をしていただければと思いますので、これについては質問を割愛させていただきます。

今回の台風では、あれだけ気象庁が命を守る行動をとってくださいと言われたにもかかわらず、とうとい命が亡くなったところでございます。消防署の方ともお話をしていたんですけど、対岸の火事ではなくて、実際何が足らなかったのかということをおっしゃっていました。災害時には、自助・共助が早くできている地域は復興が早いそうです。というのが、自治体が手を差し伸べていけば、そちらのほうに手間取ってしまって、全体的なインフラの整備であつたりとか、そちらのほうに手が回らなくなってしまうと。もちろん、しなければならぬ部分もあるんですけれども、地域の自助力が強いところが必要になってくるのかなと思っております。

災害時に、地域の共助のリーダーとしてお願いしているのは、先ほどの防災士の方もいらっしゃるんですけども、実際、消防団の方もたくさんいらっしゃると思っております。ただ、現在、消防団員の確保も難しくなってきているとお伺いしております。消防団自体の再編

についても、今後は考えていかなければならないのかなと思っているところです。実際、消防団として活躍されている方で、役所の職員も多くいらっしゃいます。私も24年間、消防団員として活動させていただきました。火災の場合には、すぐに活動できるんですけども、風水害になった場合、支部に配置になった場合には、やはりそちらのほうを優先しなければならない。地域の共助・自助の手伝いができなくなってしまうことがありました。だから、そういうところを踏まえたところで、市職員が消防団として活動していくあり方というのは、また考える時期になってきた中、そのためには消防団の再編も視野に入れなければならないのかなと思うところがございます。そうなってくると、地域の方であったり、消防委員会の御意見であったりとかするかと思いますので、そこは適切な御判断のもと、進めていただければと思います。本当は、消防団員の確保につきましては、地域の町内会の方々の御協力、町内会長を初めとしたそういう方の御協力があることによって消防団の活力につながってくるかと思しますので、地域住民と一緒にできればと思っているところがございます。

防災に関しては、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、教職員の働き方改革について質問をさせていただきます。

教職員の働き方改革につきましては、9月議会で松村議員から、時間外の状態であるとか聞かれておりましたので、その付近の答弁も参考にさせていただきながら、今回、御質問をさせていただこうと思っております。前回、月80時間以上、超過勤務者が、小学校教職員で約13.6%、中学校職員で35.9%に上ると答弁されていると思います、これはかなりの数字なんですけれども。教職員の方々の勤務時間の確認は、今現在、どういう形でされているのでしょうか。以上、質問いたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

教職員の勤務時間管理につきましては、厚生労働省において、平成29年1月20日に定められました「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」におきまして、学校における働き方改革を進める上で、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教職員みずからの専門性を高めるための研修、子供たちと向き合うための時間も十分に確保し、教職員が日々の生活の質や、教職員の人生を豊かにすることで、みずからの人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるように、適切に対応することと示されております。

勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることを踏まえ、極力学校現場に負担がかからないよう、厚生労働省ガイドライン、及び、文部科学省事務次官通知に基づきまして本市では、従来の自己申告方式を見直し、平成30年度の第2学期から、各学校に勤務時間管理用のパソコンを設置して、本市独自の勤務

時間管理ソフトを導入しております。このシステムを構築したことにより、月の途中でも、教職員一人一人の累積勤務時間を集計することが可能となり、超過勤務の実態を速やかに把握することができております。また、各学校からは、1カ月ごとの超過勤務者、いわゆる45時間以上、及び、80時間以上の人数と、主な理由について御報告をいただいております。

今後も、教育委員会、管理職はもちろんのこと、同僚の教職員による声かけや業務支援等を行い、勤務時間に関する意識の改革と、超過勤務の抑制に努めてまいりたいと存じます。ただ単に把握するだけではなく、改善に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 自己申告はものすごく怖い確認方法でしたよね、過去。結局わからない。逆に言えば、本当は80時間以上勤務されていたのか、100時間以上勤務されていたのか、本人の申し出、夜中だろうが何だろうがいてという、今考えてみれば怖い話だと思います。実際、体を壊された方はいっぱいいらっしゃったでしょうし、1週間、日曜日を含めて100時間って言われたのかな、結構な時間働かれた先生がいらっしゃって、寝ていないという方がいらっしゃったという話も聞いたことがあります。ですから、必ず勤務状況の把握は、入力というのも若干怖いところではあるんですけども、指示をしていただいで少しでも正しい勤務時間の確認をとっていただければと思います。

よく知らなかったんですけども、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」にうたってあるんですよ、教育職員については時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。要は、ちょっと増しということじゃないんですけども、パーセンテージが若干つくことでそれを時間外勤務に充てる——たしか4%と僕聞いております。ですから40万円の方が1カ月働いたとして、4%で1万6,000円。100時間働こうが1万6,000円。この数字というのは先生たちのかなりの負担、実際の時間単価にしたときにはどれぐらいになっていたのかなと考えるところでございます。ですので、昔はそれでよかったのかもしれないけれども、悪法ですね。これはちょっと考えていかなければならないのかなとは思っているところです。

働き方改革といわれますけれども、管理職の方々も、先生方に早く帰りなさいと指示をされているようなんですけれども、今から先の問題ということで重要になってくると思っております。先生方の意識改革が一番必要なのかなと。どんどんどんどん悪くなっているんだよ、そういうことも考えられる状態じゃないということもよくいわれるんですけども、管理職を含めた教職員全体の意識改革を図る研修は、現在行われているのでしょうか。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革への取り組みにつきましては、本年9月の定例市議会におきまして松村議員の御質問に答弁いたしましたとおりでございますが、現在も、教職員の業務負担軽

減を図るために、学校と一体となって業務改善策を鋭意模索しており、今お話がありましたように、管理職からの声かけであったり、また、定時退勤日の設定等を各学校でしていただいたり、できることから実現するよう取り組んでいるところでございます。

学校におきまして、業務改善を図っていくためには、やはり教職員の組織管理や勤務時間管理、健康・安全管理等を初めとした管理職のマネジメント能力が必要不可欠であると理解しております。このような能力を養成する観点を盛り込んだ研修は、都道府県教育委員会が主催して行うこととなっておりますが、本市では、市内校長会だったり、教頭会を開催するたびに学校の教職員全体に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透するよう要請しているところでございます。また、熊本県教育委員会では、本年11月25日——新聞等にも掲載されておりましたように——教職員の働き方改革検討委員会におきまして、月45時間以内、年間360時間以内などを柱とする改革推進プランの骨子案が示されました。そして、この骨子案は、来年7月には決定を目指しておられますので、その内容を精査した上で、教職員全体の意識改革を図る研修の開催の必要性を判断してまいりたいと存じます。

やはり授業の業務の内容だったり、時間だけではなくて、そういうことも含めまして研修の機会を捉えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 月45時間以内という数字、実際、先ほど言った4%の数字だったならば10時間もならないような時間外ですよ。それで、45時間だったらオーケーというのも、僕は結構乱暴な話だと思っております。一応、県のほうが施策を出した上でということですから、そこは十分把握されたところで学校側に伝えていただければと思うんですけども。

現在、人吉市では、人吉市学校安全衛生委員会がございますよね。この規程の中で、学校職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、学校職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする、とございます。これはほかの自治体にはない委員会だったと思うんですけども、実際の活動状況についてお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

学校における労働安全衛生管理体制の整備につきましては、労働安全衛生法におきまして、学校の設置者が講ずべき措置が義務づけられております。議員から御指摘がありましたように、どこにでもできているという組織ではございません。熊本県でも、たくさんできているとは言いがたいと、人吉市は、早くからこれをつくっているという状況でございます。

本市におきましては、全小中学校に、安全衛生部会というものを設置いたしまして、各学校の部会の中で、安全面・勤務面等について、毎月のように協議が行われております。また、本市では、平成22年に、人吉市立学校職員安全衛生管理規程を制定し、産業医、教育委員会、

各学校の安全衛生部会の代表者で構成する人吉市学校安全衛生委員会を発足して、学期に1回の会議を開催しております。このときは、各学校における健康管理、労務管理等の取り組み状況の報告や、教職員健康診断、また、産業医との面接であったり、ストレスチェックを実施したり、施設設備の点検、メンタルヘルス等の研修等を実施しております。

学校の設置者として、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保は責務でございますので、今後も、人吉市学校安全衛生委員会を核として、課題等を共有したり、快適な職場環境の形成を目指し、学校教育全体の質の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） こういう委員会は大切な委員会だと思います。ほかの自治体ではない、数少ない、いいものだと思っております。

ただ、これが長くなれば長くなるほど、形骸化してしまっただけの会議とかになってしまう、もったいない話でございます。子供を預ける親として、先生が壊れてしまったならば全く意味がないと思っております。神戸でしたか、先生同士でのいじめがあって、いい先生が学校に行けなくなってしまったという悲しい事件がっております。こういう委員会の中でそういうことがないように、ストレスは誰にでも存在するんですけども、そういうものが少しでも減るようにしていただければと思っております。

小学校は社会体育への移行ということで、部活動がなくなった分、超過勤務の状態が若干落ち着いてくるのかなという意見を述べられております。私も同感に考えておりますけれども、小学校は、今度は英語教育が始まってまいります。そして、あと一つ、先日、ニュースがありましたけれども、1人1台、小中学校の子供たちにパソコンを無償で渡すと政府発表であったようにも思いますが、この予算措置についてはどうなっているのかなと思うところも正直なところでは、要は、本体は買い与えましたよ、ただ、後のメンテナンスとか、ネットに接続であったりというものに関しては自治体でやってくれと言われたときに、財政課長が頭を悩ませる事案になってくるのかなと思うところでございます。ここは地方の負担になるということで大変なことかなと思っております。あと、プログラミング教育も来年度から始まると。子供は、パソコン教育も、1人1台ずつふやしていくことで、今度は先生方、教える側がついていけるのか。確かにパソコンの得意な先生もいらっしゃるでしょうし、不得意な先生もいらっしゃると思います。これでまた、先生の負担がふえてしまうと、部活がなくなったことで負担が少し落ち着いたものが、またもとに戻ってしまうと。今ですら、先生方の授業の準備不足で大変だと、そのまま教壇に立っていらっしゃる先生もいらっしゃるというお話もお伺いしております。教育の質の担保がなくなってくるのかなと思います。これ以上、先生方の負担にならないような形で、働き方改革に逆行しない形ということをお願いしたいんですけども。

最後に市長に要望なんですけれども、市長は、スマートシティ構想の中でICTを活用した教育の推進であるとか、プログラミング教育による若手IT起業者の育成をやっていきたくていただいております。スマートシティ構想は、松岡隼人でないとできませんといわれています。私もそう思います。市長の心意気一つだと思っております。行財政改革を進めていかなければならないからハードということで、外部から来たとしても、国の事業として行われるわけですから、市長自身が国・県と連携をとって財源確保に努められ、教職員、市職員に負担のかからないように、そして、子供たちが楽しく勉強ができるような環境づくりをつくっていただきますよう、切に要望して今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでした

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時57分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁でございます。本日、最終登壇者となりました。3回目の登壇ですけれども、かなり緊張しております。頑張ります。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、3項目です。1項目めは、災害時の避難所計画について、2項目めは、市民の声より、障がい者への対応とコミュニケーションについて、3項目めは、人吉市環境基本計画についての質問を行ってまいります。

それでは、1項目めの、災害時の避難所計画についての質問を行ってまいります。

防災の質問が続きます。ことしも、全国各地に大規模な災害が続き、甚大な被害がもたらされました。被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。

命より大切なものはない、命より優先されるものはない。これは、私がいつも、私の子供たちに言っている言葉です。災害が起き、避難指示・勧告が出たとき、私たちは、自分の校区の避難所へ行かなければと、まず考えます。避難所へ行けば何とかなる、みたいな安心感があります。しかし、避難所には人が右往左往しており、言葉が飛び交い、情報が飛び交います。そんな中で、耳が不自由だったり、日本語がわからなかったり、人混みが苦手だったり、そのような方々にとっては、どんなにか不安で苦痛な場所でしょう。

9月に行われました防災訓練に参加しましたときに、私は5歳児の母親役、その子には発達障がいがあるという設定でした。訓練として、体育館へ受付に行くと、まず、どの受付に行ってもよいのやらと、少々うろろし、子供の年齢や、その子の様子、おもちゃが必要か、

というような質問があり、人混みが苦手であるということを伝えると、体育館の隅のほうへ案内され、仕切りの壁がつけられ、あっという間に段ボールの部屋ができ、お絵かきセットなどを持ってきていただきました。

訓練のときは、数人の避難者役でしたが、実際に受付に殺到していたらと思うと、ぞっとします。特に聴覚障がいや視覚の障がいをお持ちの方など、また、外国の方など災害弱者といわれる方々にとっての不安は、いかばかりかと思います。

そこで、避難所の入り口の案内板、受付の表示などはどのように設置されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市の指定避難所22カ所のうち、通常開設する避難所につきましては、現在8カ所の指定避難所を開設いたしております。その指定避難所につきましては、コミュニティセンター5カ所、商工会議所、保健センター、人吉スポーツパレスとなっております。議員御質問の、避難所内で案内表示板等は設置をされているのか、という御質問でございますが、各避難所には、災害対策本部救護班が避難所運営を行っておりまして、避難所入り口近くに受付テーブルを設置し、受付表示をしているところでございます。

避難者が来られた場合は、受付を行い、救護班で避難者を部屋まで御案内を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 多分、受付の設置方法といたしましては、訓練のときの受付の様子と、さほど変わらないことだと思います。もっと大きな看板で、「お子様連れの方々はこちら」、「御高齢の方々はこちら」というように、細分化した受付の設置があると、一目でわかり、不安が減るのではないかと考えます。また、耳や目が御不自由な方、車椅子が必要な方、小さなお子様連れの方、発達障がいをお持ちの方、外国の方、さまざまに、それぞれ困りごとが違います。外見ではわかりにくい障がいをお持ちの方もおられます。支援が必要なことに気がつかないことがあるかもしれません。

そのような方々が、人が押し寄せているところに並ぶとしても、戸惑うことだと思います。たとえ順番が来ても、会話が難しい方もおられるでしょう。数人の、障がいをお持ちの方にお尋ねいたしましたら、「どうせ、避難所へ行っても、情報もよくわからないし、もう行かない」と言われることが多いことに驚きました。諦めるということに慣れてしまっているのです。何と悲しいことでしょうか。

受け付け後に、救護班で部屋まで御案内していただけるとのことですが、さまざまな障がいをお持ちの方、その御家族、また外国の方に対し、それぞれに、あらかじめ、避難所または部屋を決めておくことはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

指定避難所となる場所につきましては、先ほど説明いたしました8カ所となっております。指定避難所ごとに部屋の広さやつくりが違っており、また、床につきましても、フローリングや畳となっておりますので、それぞれの指定避難所ごとに、避難者の状況に合わせて指定避難所場所・部屋割りを決定し、救護班で避難所運営を行っているところでございます。

今後も、各指定避難所において、できる限り、避難者の状況に合わせた避難場所・部屋割りの配置を行ってまいりたいと存じます。また、議員御質問の、障がい者の指定避難所を決めておくことができないか、という御質問でございますが、基本的には、お住まいの近くの指定避難所に避難していただきたいと存じますが、仮に特定の避難所とした場合、大規模災害時には、その避難所に行くことによって危険なことも考えられますので、先ほど説明しましたとおり、まずは、お住まいの指定避難所等への避難をお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 新たに避難所を設けることは困難かもしれませんが、支援が必要な方々に、あらかじめ多様な避難所を用意し、周知しておくことで、その場に行けば同じ仲間がいる安心感と、それぞれの方々に必要な支援、例えば手話や外国語で通訳ができたりなどの支援、その方々に必要な物資を届けるということもできます。有事のときだけでなく、ふだんから、この場所へ行けばよいという安心感は、何物にもかえられないものだと思います。

新庁舎完成後は、このカルチャーパレスにはたくさんの部屋が空くと思います。引っ越しの後の使用については、今後、協議されることと思いますが、避難所としての使用も視野に入れていただき、また、それまでに、利用できる施設がないか、1日も早く御検討をいただきますようお願いいたします。

次の質問へまいります。

これは、避難所では絶対に起きてはいけない事件だと思い、余り口にしたくはないのですが、とても悲しいことではございますが、女性や子供への、避難所での被害があっているということは事実です。授乳中の方への対応として、昨日、宮原議員の御質問への答弁で、屋内テントが3基用意されているとのことで、少し安心いたしました。が、広い体育館でパーティションだけでは不安があります。

そこで、パーティションの高さや、トイレや更衣室などの配慮はされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、パーティション、避難所生活用簡易間仕切りにつきましては、352枚の備蓄を行っております。議員御質問の、更衣室やトイレの確保については、指定避難所となる場所につきましては、先ほど説明いたしました8カ所となっております。指定避難所ごとに部屋の広

さやづくりが違っており、更衣室を別に準備することができない避難所もございますので、備蓄品として更衣テントも準備しておりますので、必要時には準備いたしたいと存じます。

また、トイレにつきましては、マンホールトイレ、現在、一中に8基、スポーツパレスに10基の整備をしておりますけれども、マンホールトイレの整備を行っております。また、簡易トイレも備蓄しておりますので、必要時には準備をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ただいまの御答弁で、更衣テントが準備されているということですが、これは、きのうの宮原議員への答弁にありました授乳用の3基のテントとはまた別に準備がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

更衣テントということで独自に用意しているということで、御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 授乳用と更衣用が、別々に準備がなされているということを伺い、とても安心いたしました。

災害という、非日常で起こる人間同士の問題は、日常生活では見えにくい危険性や課題が、より先鋭化してあらわれやすいといわれます。非常時だから、の一言で押し込めることのできない問題を防ぐ上でも、平時から多様性の尊重が必要と考えます。また、非常時だからこそ、不安を少しでも軽減しなければならないと思います。

そして、女性の避難者につきましては、男性職員の方へお願いごとをしづらいものです。必ず女性職員の配置も必要ですし、トイレの配置にも気を配っていただきたいと思います。さらに、長期的な避難生活になれば、洗濯物の干し場などにも配慮が必要です。今後、避難所の検討には、必ず女性職員さんを交えて協議をしていただきますようお願いいたします。

では、次の質問へまいります。先ほども述べましたが、避難所へ行って情報が受け取れないことは、何より不安が募ると思います。

そこで、手話通訳ができる方や、外国語の通訳ができる方を配置するなど、災害弱者といわれる方への対応の準備はされていますか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、市内において、手話サークル「わかぎ」の中に、人吉市に登録された手話通訳の方が3名いらっしゃると確認したところでございます。現在、先ほど申しました8カ所の指定避難所に対し、通訳者を配置することは難しい状況だと考えております。

そこで、本年度、平成29年度に作成いたしました人吉市業務継続計画の、非常時優先業務

の部門別行動マニュアルと人吉市受援計画を策定中でございますので、その計画の中に、避難所の運営が長期化した場合につきまして、人吉市に登録された手話通訳者の協力を得て、必要な指定避難所に配置ができるように、また、外国語ができる通訳の方につきましても配置ができるよう、人吉市受援計画の検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 8カ所の避難所に、それぞれ配置をするということは大変なことだと思います。しかし、手話通訳の方に関しましては3名しかおられません。

だからこそ、先ほど申しました、さまざまな障がいがある方々や外国人の方の避難所を、校区を越えて、あらかじめ決めておくことで、支援する側も、そこへ行けば支援ができる。できることが初めからわかっているならば、不安は取り除くことができると思います。部門別行動マニュアルと人吉市受援計画を策定中のことですが、ぜひとも、1日も早く、この件を盛り込んで策定していただきますよう要望いたします。

それでは、次の質問にまいります。先ほどから何度も出ておりますが、災害は、いつ起こるかわからない怖さがあります。児童・生徒が学校にいるときに災害が発生した場合、保護者への連絡や、子供たちへの対応はどのようにされているか、マニュアルが細かく作成されているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

災害は、いつ発生するかわかりませんので、災害に対するさまざまな備えや行動計画が大切であることは、深く認識をしているところでございます。

御質問にありましたように、子供たちが学校にいるときに災害が発生することも、当然考えられます。東日本大震災においては、学校の判断や行動の指針が明確になっていなかったことが、課題として大きく報じられたこともありまして、石巻市の大川小学校の悲劇や釜石市の奇跡という教訓でございます。

本市の小中学校におきましては、災害の種類に応じた初期対応と、保護者への連絡、児童・生徒の安全確保、そして家庭への引き渡しといった行動計画を定めた、災害対策マニュアルを学校ごとに作成しております。このマニュアルには、子供たちの安全のため、また、保護者の安心のため、平成30年に、特に設置をいたしました防災主任を初め、教職員のとるべき行動等を定めております。毎年行う避難訓練等も、このマニュアルに基づいて実施をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 細やかに災害対策マニュアルが策定されているとのことで、安心いたしました。

先般、子ども防災についての集まりがありましたときに、皆さんが口々に言われていたことは、「子供たちが登下校中に災害が発生することが、一番怖い」との意見でした。

そこで、登下校中に災害が発生した場合の対応はどうされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

各学校で作成されております災害対策マニュアルには、登下校中の対応についても位置づけてございます。地震等が発生したときの身を守る行動の仕方や、その後の避難について、そして、教職員の動き等についても、災害を想定した対処要領が決められております。

これらのマニュアルは、毎年見直しを行い、年度初めには全職員での共通理解を行うことで、より実効性の高いものにしていっております。また、児童・生徒の安全な行動の仕方については、避難訓練等に合わせて、時間を確保して指導を行っております。

測地的な部分でも、昨年、平成30年6月20日に発生しました梅雨前線豪雨のときに、胸川が危険氾濫水位を超えまして、木地屋、古仏頂、蓑野、大塚地区に、避難指示の発令がされました。これが、時間が午前7時30分ということで、ちょうど通学途中の時間でございます。非常に心配をしたところでございます。このときには、教職員が通学路に出まして、子供たちを安全に誘導したところでもございますし、学校も、こういった災害が心配される大雨が心配されるときには、早朝から、危険箇所の確認等も行っているところでございまして、測地的な部分でも対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 早速に、6月の大雨のときにはそのマニュアルが活用されたということで、安心をいたしました。私も、登校中だけとはいいますが、こども王国保安官として子供たちの見守りをさせていただいておりますので、そういう地域の力も一緒になって子供たちを守っていければと思います。

登下校中の連絡方法は、そのときもだったかと思いますが、とても難しいものだと思います。保護者との連絡の方法はどのようになされていますか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

災害が発生したときの連絡や、その他の緊急連絡につきましては、特定の連絡手段が寸断される可能性もあることから、各学校とも、複数の連絡方法、重層的な連絡方法を確保しております。例えばメールによる一斉送信、連絡網による電話での連絡、特に複数の連絡先を把握しております。また、ホームページへの掲載、デタポンなどの周知がございました。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 複数の方法を使って連絡の方法をとられているということです。

ただ、今の弱いところで申しますと、携帯電話に頼り切りなところがありますので、機種

を変えてしまったら、もうメールが受け取れないとかいう場合もございます。また、教職員さんの数が不足しているとも聞きますので、なるだけ、年に何回か、初年度だけではなく何度も、そういう確認のメールをテスト送信するとか、先ほど、Jアラートの試験放送もありましたが、そういうふうなテスト送信などの確認をしていただいて、また、親子で防災訓練などができるような実施をしていただきますと、保護者の方々にとっても、ああ、こういうときにはこういう形式をとっていただけるんだ、避難行動はこうやってするんだ、ということが実際に体験できますと、また、保護者の方の安心も深まると思いますので、親子でのそういう取り組みもまた、今後、協議していただきますようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

市役所別館にあります障がい者支援係窓口が、「利用しづらい」、「行きづらい」、「見られている感じがする」などと、市民の声からの御意見がありました。プライバシーを守るため、工夫や配慮をしていただくことはできますでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

福祉課障がい者支援係の窓口につきましては、西間別館庁舎1階の隅に位置し、西側玄関も近いため人の行き来が多く、窓口利用される方々お一人お一人に対しての配慮が必要だと認識はしているところでございます。

しかしながら、現状といたしましては、西間別館1階全体の執務室内が狭く、パーティションなどが使用できないため、プライバシーの確保ができていく状況でございまして、状況に応じ、筆談にてコミュニケーションを行ったり、個室を使用しての説明や相談を行っている状況でございます。

今後につきましては、これまで以上に、窓口を利用されます方々のプライバシーを守るために、相談内容や利用者の状況に応じて対応するよう、職員への周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 仮庁舎ですので、スペース的には難しいものがあるということは、しっかりわかっております。

私たちが釧路市の市役所に視察研修に行きましたときに、その障がい者支援、また自立支援の窓口、事務室がそれはそれはすばらしい、プライバシーがきちりと守られて、どこからも、誰からも相談者が見えないような仕組みになっていました。全くそのとおりにしてほしいというわけではありませんが、新庁舎を建築される際には、ぜひ、釧路市役所のようなレイアウトも参考にさせていただいて、個々の窓口の仕切、また、職員事務室側からも見えないような個室が、配慮が行き届いた窓口づくりを要望いたします。

先ほどの避難所の件でも触れましたが、障がいをお持ちの方々が住みやすいまちづくりの

ためには、幼少期より交流をし、お互いが触れ合い、認め合い、尊重し合える環境が必要だと考えます。そうすることにより、心のバリアフリーが自然と育つのではないのでしょうか。

そこで、これは、新庁舎完成後の話になるかと思いますが、市民の皆様が多く利用される図書館の近くに、障がいをお持ちの方々の集まる場としての部屋の確保ができないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

幼少期から、機会あるごとに、健常者と障がい者の交流を深めることは、心のバリアフリーを目指すことや、障がいの有無によって分け隔てることのないやさしい地域になることを目指すことは、大切なことであると認識しております。

議員御質問の、部屋の確保についてでございますが、図書館のあるカルチャーパレス仮本庁舎内の会議室等の利活用については、現在、先ほど議員も申されましたように、全庁的に検討中ございまして、現時点では、部屋の確保についてお答えすることは難しい状況でございます。

今後につきましては、他自治体における健常者と障がい者の交流などの取り組みや集いの場について、調査・研究をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） これは、インターネットで調べた情報ではありますが、宮崎市では、宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例が制定されておりまして、冒頭の2行だけ読み上げさせていただきます。

「全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くことは、私たちの願いである。」と、条例が制定されております。

子供から大人まで、福祉に関心を持ち、御高齢の方、障がいをお持ちの方などへの理解を、自然と深めることができるというまちは、全ての人にとっても生活しやすいまちづくりになると考えます。そのような機会、場所の提供をしていただきたく要望いたします。

さきの6月定例議会で、私の一般質問の中で、窓口で筆談の用意をしてほしいという要望をいたしました。その後、当時、窓口には1つだけあった耳マークも、大きなものにかえていただき、全ての窓口に設置していただきました。早速の対応、ありがとうございました。また、その質問の際に、窓口で手話通訳のできる職員さんはいらっしゃいませんか、とお尋ねをいたしましたときに、今のところはいらっしゃらない、という答弁でした。本市では、人吉商工会議所にて、手話奉仕員養成講座が毎週行われています。市職員で、手話通訳のできる人をふやすために、勤務として、手話奉仕員養成講座の研修を受講することはできないでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

手話奉仕員養成講座は、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の養成講座でございまして、入門課程及び基礎課程を履修することになっているようでございます。議員おっしゃいましたように、本市においても、人吉商工会議所を会場に、4月から翌年3月までの毎週水曜日午後7時から9時の時間帯で開催をされており、広報ひとよし等により、養成講座開催の周知を行っているところでございます。

一般財団法人熊本県ろう者福祉協会のホームページによりますと、実際に1年間、手話奉仕員養成講座の講習を終えても、手話通訳ができるレベルに至るものではなく、さらに、手話通訳者養成の講習を2年間受講することが必要であるとされておりまして、したがって、お尋ねの、市職員が、手話奉仕員養成講座を勤務として受講することは、業務としての位置づけを考えた場合に、その位置づけが難しく、困難であると考えております。

しかしながら、手話通訳は、地域の聴覚障がい者の社会福祉の向上に役立つものであることから、今後、職員に対しましても、養成講座の受講について周知を図るとともに、受講しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。また、窓口等の対応につきましては、手話にかえて筆談などにより積極的な接遇を行い、来庁者の皆様の要望に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 確かに、手話でなくても筆談で事足りるのではないかという御意見もあります。難聴の方にとっては、筆談のほうが利用しやすいという場合もございます。

6月の一般質問当時の私は、手話の必要性はわかっておりながらも、まずは筆談の準備、とりあえず紙と鉛筆を置いていただきたい、と思っていました。それから手話の勉強を進めるうちに、筆談に要約筆記というものがあることを知り、勉強会にも参加し、要約筆記の難しさを知りました。手話奉仕員養成講座を受講するという事は、ただ、単に手話を学ぶということだけではなく、聾啞の方々と直接触れ合うことで、見えてくるもの、学ぶことがたくさんあると思います。もちろん、講座が、勤務としての受講は難しいということは承知しております。

さきに述べましたように、なるだけ多くの職員の方に受講していただくことは、それでも必要だと考えます。毎週水曜日はノー残業デーということで、働き方改革でもありますし、受講しやすい環境づくり——先ほど部長にも言っていたいただきましたが——をお願いいたします。

次の質問にまいります。

次に、これは、人吉下球磨消防組合での事業になると思いますが、スマートフォンを活用した、音声によらない119番通報「Net（ネット）119」というものがあります。耳が御不

自由な方にとっては、命のとりでとなるシステムだと思います。平成30年3月30日に閣議決定されました第4次障害者基本計画において、2020年度までに全ての消防本部で導入することが目標と掲げられています。総務省の導入状況の発表を見ますと、人吉球磨では、まだ設置の予定も計画もないようでございます。これは、人吉市としてだけでは設置導入はできないことだと思いますが、そこで、人吉下球磨消防組合の代表副管理者でもあられます市長のお考えをお尋ねします。また、あわせて、先ほど申しました、窓口の手話通訳の職員配置についても、市長の考えを重ねてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

聴覚・言語機能障がいを持たれている方におかれましては、日常生活においても、情報伝達の難しさに悩まれているとお聞きするところでございます。特に緊急時には、なおさらのことと存じますので、情報を正確に伝えるツールとして何らかの方法は必要であると感じております。

現在、人吉下球磨消防組合では、ファクスを活用した119番緊急通報の対応を実施しております。ただいま御提案がありました「Net（ネット）119」緊急通報システムについては、今後、緊急通報体制等の充実を図る上での1つの方法として検討されるものと思っております。

なお、先ほどから御質問をいただいております、窓口での支援におきましても、現在、手話ができる職員がいないということと、あと、手話通訳をされる方の数も限られているという状況もあるかと存じます。ただ、必要性も御要望もいただいておりますので、こういった形が実現できるのか、日にちだったりとか時間だったりとか、そういったものを詳細に御相談をしながら、そういう方々とも、また協議を進めながら、いい方向に進んでいくように我々も努力をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 市長に、とても力強いお言葉をいただきました。今後、どんどん進んでいかれることを要望します。

アプリがたくさん出ているのも、ファクス119があるのも、もちろん存じております。が、しかし、一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁へ要望されたのが、平成24年。総務省より通知が出されるまで、6年を要しております。それだけ、耳の御不自由な方々の願いが強いということだと思います。市長に言っていただきましたが、一刻も早く、人吉球磨への導入が進みますように、どうぞ働きかけのこと、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問へまいります。

本年11月25日の全員協議会におきまして、人吉市環境基本計画年次報告書（平成30年度版）の御報告をいただきました。人吉市環境基本計画書には、155の事業がありますが、その中

の実施事業といたしまして、安全で安心な飲料水を確保できるよう、飲料水供給施設等整備費補助金の交付を行う、とありますが、平成26年度に環境基本計画が始まってから、現在までの補助金の交付状況をお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

人吉市環境基本計画の年次報告につきましては、環境課が担当課の実施状況を取りまとめ、毎年、環境審議会や議会等へ報告を行い、市のホームページに掲載しているところでございます。本年度におきましても、11月25日開催の全員協議会で御報告させていただきましたが、各事業の進捗状況につきましては、環境基本計画掲載事業進捗状況一覧としてまとめ、資料としていたとところでございます。

環境基本計画が始まってから現在までの飲料水供給施設等整備費補助金の交付状況ということでございますけれども、人吉市環境基本計画が始まりました平成26年10月から本年10月までの実績が、補助件数が4件、総事業費が383万2,125円、補助金額が170万6,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 御報告いただきました。今後も、安心安全な飲料水のために、飲料水供給施設等整備事業において、上水道課、環境課、両課で取り組み、連携をとり、安心安全な飲料水のための事業を進めていただきますようお願いいたします。

次に、各事業の進捗状況において、未実施の事業がかなりあるように見えます。計画が始まって5年が経過し、本年度が最終年度となりますが、その未実施の事業について、これまでの対応状況と、現在までの推移をお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

御指摘の、進捗状況欄の未実施への対応状況でございますが、昨年度末の状況で、155の事業中、約9%に当たる14の事業が未実施となっております。この未実施につきましては、例年、その実績のとりまとめの際に、担当課への内容聞き取りでの検証や、働きかけを行っているところでございます。

未実施の理由といたしましては、社会情勢の変化などさまざまな要因により、当該事業の実施に至っていないところでございます。

また、計画が始まってから現在までの推移でございますが、計画当初の平成26年度に、未実施が28事業あったものが、現在まで、半数の14事業まで減少したところでございます。未実施の事業につきましては、今後も検証を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） この計画は、本年度が最終年度ということで、来年度に、また新たに

開始予定の第2次環境基本計画に、先ほど質問いたしました14の未実施事業を、どう反映していられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

第2次環境基本計画に、未実施の事業をどういうふうに反映するかということでございますが、第2次環境基本計画に反映する事業につきましては、未実施分を含め、155の全事業につきまして、今後、関係課と協議を行いながら決定していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今回いただきました報告書には、市民の皆様の参加状況などは書かれておりますが、市民の声といいますか、感想などは反映されているのかが、少々疑問が残ります。

155の全事業において協議を行う、との御答弁をいただきましたが、さらに、市民の皆様の声を反映していただき、また、この環境基本計画の全てが、2015年に国連サミットで採択されました「持続可能な開発目標」であるSDGsに当てはまる事業だと思います。人吉市の未来を守るために、安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然と人間生活がともに輝く美しき千年都市ひとよしとなるよう、しっかりと市民に寄り添った計画を策定していただき、そして、また、もう一度言いますが、SDGsに、「誰一人取り残さない」世界の実現とうたっております。本市におきましても、全ての事業において、誰一人取り残さない人吉市として、課ごとの縦割りだけでなく、各課の横の連携がとれた柔軟な組織力で、ワンチームとなり取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時43分 散会

令和元年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月5日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和元年12月5日 午前10時 開議

- 日程第1 議第100号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
日程第2 議第101号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第3 議第102号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議第103号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議第104号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議第105号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議第106号 工事請負契約の締結について
日程第8 議第107号 損害の賠償について
日程第9 議第108号 損害の賠償について
日程第10 議第109号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 平 田 清 吉 君
3. 牛 塚 孝 浩 君
4. 松 村 太 君

日程第12 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1番 | 松 村 | 太 君 |
| 2番 | 徳 川 | 禎 郁 君 |
| 3番 | 池 田 | 芳 隆 君 |
| 4番 | 牛 塚 | 孝 浩 君 |
| 5番 | 西 | 洋 子 君 |
| 6番 | 宮 原 | 将 志 君 |
| 7番 | 塩 見 | 寿 子 君 |
| 8番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |

10番 平 田 清 吉 君
 11番 犬 童 利 夫 君
 12番 井 上 光 浩 君
 13番 豊 永 貞 夫 君
 14番 福 屋 法 晴 君
 15番 本 村 令 斗 君
 16番 田 中 哲 君
 17番 大 塚 則 男 君
 18番 西 信八郎 君

欠席議員（1名）

9番 宮 崎 保 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	迫 田 浩 二 君
企画政策部長	早 田 吉 秀 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 長	山 下 正 純 君
総 務 部 次 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
秘 書 課 長	永 田 勝 巳 君
水 道 局 長	水 野 二 郎 君
教 育 部 長	小 林 敏 郎 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	井 上 京 子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

○議長（西 信八郎君） 議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、その後委員会付託をいたします。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

ここで、昨日の田中哲議員の一般質問発言に対する訂正の申し出と、その許可の取り消しについて、皆さんにお諮りしたいと思います。

その内容は、「統一地方選挙後の松岡新市長体制の平成28年6月議会では」を「9月議会では」に訂正したいとの申し出発言と、その許可発言でございます。その後、詳細な調査をしました結果、田中議員の当初の発言に誤りがなかったことが判明したところでございます。この件につきましては、執行部からの異議を受けて訂正の申し出をされたものでありまして、田中議員からは精査した上申し出をしてほしいとの要望がっております。

今回の件につきましては、議会事務局を含め、当事者間の確認が不十分であったと反省するところであります。今後このようなことがないよう十分に気をつけてまいりたいと存じております。

よってお諮りをいたします。

昨日、田中哲議員から申し出がされた訂正発言と、その許可の発言について取り消すことに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、取り消すことに決しました。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 皆様おはようございます。17番議員の大塚則男です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、1点目、副市長再任提案について、2点目、行財政健全化計画及び新市庁舎に関する財政問題などについて、お尋ねいたします。

まず、1点目の副市長の再任提案については、9月議会において不同意となりました。マスコミ報道も大きく捉え、市民の皆様、職員の皆様など、さまざまところで大きな衝撃と

なり、さまざまな憶測が流れ怪文書も出回っています。否決された理由が明確でない。何をもちて否決したのかわからないなどの声が多数出ている中、不同意したであろう議員にもさまざまな御意見、忠告、苦情があったことも伺っています。

ただ、今回副市長再任提案否決だけが大きく拡散され、その大きな要因となった人吉市行財政健全化計画の中身——これなんです——そして厳しい財政状況などが、市民の皆様に伝わらなかったことは非常に残念でした。副市長再任案については、一昨日の宮原議員、昨日の田中議員も一般質問の中で触れておられましたが、今回の経緯について、私自身どのような思い、考えでこの2つの案件を捉えたのか述べさせていただきます。少々時間をいただきますが、議長のご許可をいただきましたので、お許しをいただきたいと存じます。

まず、副市長再任提案と人吉市行財政健全化計画がなぜ同時に提案されたのか、提案の方法に疑問を感じました。端的に申しますと、今回示されました人吉市行財政健全化計画が大きく影響しているからです。私は、2つの案件を認めるべきか、市民の皆様に与えるさまざまな影響、最悪の財政破綻などを考えた場合、財政立て直しに重点を置くべきではないか、迷いがあったのも事実です。なぜなら、市が財政調整のために保有する財政調整基金、減債基金、一般家庭でいいますと預貯金みたいなものなんです、これが近年5年連続減少となり、平成25年度は16億6,014万8,000円の基金残高であったものが、この5年間に於いて歳出だけを行い、一度の繰り入れも行わず現在に至っており、平成30年度末で5億6,200万円まで減少し——この減少した理由は社会保障、一般財源の不足ということで伺っておりますが、ただ、さらに平成31年度当初予算に対しましても2億6,000万円の取り崩しをされておられますので、現在の財政状況のままでは一、二年後には枯渇することが報告されました。

今議会の市長発言においても、ここ数年財源不足を財政調整基金、減債基金で賄う予算編成が続いており、この状況が続くなら1年先には基金がほぼ枯渇し、新しい事業の推進だけでなく、教育、福祉、子育てなど市民生活を支える既存の行政サービスさえ確保することができなくなることを危惧していると述べておられます。

私は、この財政調整基金については、財政問題としてことし3月議会において一般質問を行っております。このときも大変厳しい状況であると、答弁をされておりました。このような状況に至るまで財政にも詳しいとお聞きしておりました前副市長は、市長に対してどのような助言をされてきたのか、疑問に感じたところです。

今回、令和2年から令和4年までの3年間の計画として提案されました行財政健全化計画において、近年取り崩している基金3億円の解消を掲げてあります。各事務事業の見直しで縮小廃止、あるいは各公共施設の赤字運営の実態、公共施設管理コストの縮減、市有地売却、事業の縮小、管理職及び特別職、職員の給料削減など、将来において間違いなく市民サービスの低下も懸念される内容が説明されました。これまでの決算特別委員会においても、監査委員決算審査意見書として、毎年度財政状況について、大変厳しい状況にあり、総人件費や

経常的経費の節減・圧縮を図るなど、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、持続可能な財政運営を行うことと報告されています。

行財政健全化計画は市民生活の安定、低下させない市民サービス、将来人吉市が進む方向性を考える上から、大変重要なことであり、喫緊の課題と受けとめています。ただ、投資的経費の抑制、公共施設管理コストの縮減、事務事業の見直し、市有地売却、負担金・任意補助金の見直しは必要としながらも、短期間で実現するにはハードルが高く、いずれも即効性に欠け、近年取り崩している基金額約3億円の解消策として、全ての計画案の実現を前提とするなら、3年間での実現にはほど遠い計画と受けとめざるを得ませんでした。

危機的財政状況の中、早急なる財政の立て直しが必要とするなら、財源の確保を最優先と捉え、大変申しわけないことではありますが、年代に応じた職員の給料削減など、本来ですとさまざまな事業の見直しを行い、最後の最後に職員の給与を見直すというべきではないかと思いますが、今回は一緒に出ておりますので、職員の皆様からも納得いただける対応策、市民の皆様にも危機的財政状況を御理解いただき、しばらくは辛抱していただくことなどの対策を講じていくべきではないかと考えました。

もちろん、私たち議会もしっかりとした対応策を検討していく必要があります。副市長の再任と行財政健全化計画は別と考える向きもありますが、市長も述べておられるように、歳出の抑制、職員の給与見直しなどを考えたとき別物とは捉えがたく、私は市民の皆様が第一と考え、監査委員も述べておられますように、総人件費の節減など歳出抑制の1つとして検討していくものと考えました。

また、一部の皆様の考え方として、副市長の報酬をなくしたところで大した効果はないという意見もあるようですが、例えますと、任意補助金一律10%カット、公共施設などの使用料・手数料の見直しなど大小を問わず、それぞれの見直しを行うことの積み重ねが、ひいては歳出抑制に結びつくこととなりますので、大切であると考えました。それと並行して各事業の見直しについては、この際時間をかけてでも真剣に取り組んでいただき、令和4年までには一定の成果を示していただくことが重要であることと考えました。

今回の行財政健全化計画を打ち出しても、これまでの社会保障、一般財源不足のために取り崩してきた状況におき、大きな変化はなく、あくまで歳出抑制に結びつくための一方策に過ぎないとは考えます。

しかし、将来の人吉市の財政健全化に向けた取り組み、市民の皆様が安心して暮らしていただけるためにも行うべきであり、大胆な対策を講じていく必要があると考えました。

そこで、危機的財政状況にある中、市民の皆様が負担軽減、財政立て直し、財源確保を第一に考えましたとき、市長そして職員の皆様には業務上支障を来すことが起こり得ると思いましたが、副市長を空席にすることで、市民の皆様への直接の影響は薄いと捉え、一定期間副市長を配置せず、歳出の抑制策の1つとして財政健全化に向け、本気で取り組んでいた

だくことはできないものかと考えました。管理職におかれては、職務代理者として副市長の業務を兼務していただく事態も起こり得ることから、負担をかけることとなります。今回提示されています管理職手当50%削減については、再考をお願いしたいところです。

以上が、私が考えた副市長再任同意に対する捉え方です。この捉え方に対してのお考えをお尋ねします。

大変長くなりまして、申しわけございません。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず、副市長についての考え方につきまして、改めて述べさせていただきたいと存じます。

副市長は、その職制上、市長に最も近い存在であり、市長の補助機関が担任する事務を監督することにより、その事務の執行が市長の意図するものと相違することがないように、市長を補佐することとされております。

また、地方公共団体の事務は、一日たりとも停滞することは許されませんが、その事務の大部分を執行している機関は市長でございまして、市長は他の執行機関のように合議体または復任制ではなく、単任制、いわゆる1人でございます。したがって、市長に職務を執行することができないような事態が発生すると市政が停滞することになります。このため、地方自治法は市長に不測の事態が発生した場合は副市長に市長の職務を代理する権限を付与し、かかる事態にあっても市政が停滞することがないように配慮しているものでございます。

加えて、副市長は委任により市長にかわって、その事務をみずから処理できることとされ、地方公共団体としての意思を決定し、それをみずからの名前で外部に表示することができます。

一方で、副市長は常勤の職員との兼務はできないともされてございまして、副市長が本来行う職務を職員が代理して行うことは、適当ではないと考えております。

以上のようなことから、本市におきましては地方自治法に基づき条例で副市長を置くこととしているものと存じますし、私としましては、市政運営を行う上で副市長が必要であるとの考えには何の変わりもなく、また、副市長が不在となることにより市政の停滞につながるおそれがある現在の状況を一刻も早く解消する必要があるという、ある種の危機感も感じており、このことにつきましては、議員各位にぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

さきの9月市議会定例会におきまして、副市長の再任に関する議案が否決され、その否決に至ったことにつきまして、ただいま大塚議員から、その理由、考えをお聞かせいただきました。議案に反対をされた9名の議員におかれましては、政治信条や信念、負託を受けられた市民の考えや意見に基づいて、議員それぞれの考えをもって意思を決定されたものと思っておりますし、その理由も決して1つではなかったのではと拝察しております。

市議会におかれましては、大変厳しい行財政運営の中で、今回打ち出した行財政健全化計

画にさまざまに御心配をいただいていることについて、私自身も真摯に受けとめているところでございます。しかしながら、現在市が実施している多くの事業を賄う財源の確保が困難な中、将来的に安定した市民生活に寄与する事業を展開していくためには、行財政健全化は乗り越えなければならない課題でございます。

今回の行財政健全化の取り組みは、少子高齢、人口減少社会といった厳しい環境の中でも、本市が将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めるために必要な改革であることに、改めて御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、市長のほうから思いを述べていただきました。そこは理解しなくてはいけないと思うんですけれども、私が思いますには、今回1つ気になりましたのが、先ほど述べましたように、どうして財政健全化計画と人事が同時に出されたのかということは、どうしても気になります。私はこれは出し方が別物と思います。そこはもう少し検討してほしかったなという思いと、もう1点は、私自身、副市長を頭から必要ないと言っているわけではないんです。ずっと述べていただきましたように、この3年間で立て直したい。3億円を何とかやっていきたいということなんですよね。私は財源のほうを重要視した考えでありまして、財源をとにかく3年間で立て直すのならば、やはりお互いに痛みを分けなくてはならないという思いがありましたので、やはり3年間は我慢できないかと、お互いに我慢しようと、そういった思いがありましたので、これを捉えたわけです。

例えば、今回3年間でやりたいと言われてはいますが、これが多分市長の任期中だと思うんですね。これが例えば5年間の中でやっていきたい。そしてまずは事業費、事業のほうを見直していく、それから職員の給与に手をつけたいというやり方だったら、また、私も理解しないわけではないんですけれども、これも同時に出されたことが果たしてどうなのかという疑問を持ったのも事実なんです。そうなりますと、やはり相当厳しいと受けとめますので、私は、何で受けとめるかという、私は実は民間の仕事をやってまいりました。実際、会社が倒産するまでおりました。何でそうなったかということなんです。やはり、手持ち資金がなくなってしまうんですね。役所でいいますと財政調整基金、減債基金、なくなってしまうんですね。そういったことの危険性を感じておりますので、行政と民間企業を一緒にできないかもしれませんが、やはり民間の厳しさを経験した私としましては、やはり運転資金といえますか、後ほど述べてまいりますけど、そういったものの確保が大事だろうと思ひまして、何とか我慢できないかという思いから、この3年間ということを出したわけなんです。

それで、全面的に副市長を否定しているわけではなくて、まずは市民の皆さん、または行政あるいは私たち議員も頑張ろうと、何とか立て直そうという思いがあって出した案だった

んですけど、今、市長からお聞きしましたとおりに、確かに必要性というのは理解しないわけではありませんけれども、私自身民間で大変苦勞といたしますか、会社が倒産して、残された従業員の厳しさも十分経験しておりますので、人も切ってきました。人は本当は切りたくないんですね。でも会社を残すためには切るんです。そういうこともやってまいりました。そういったことも経験した一人として、まずは市民を第一に考えた場合には、お互いに我慢していくべきじゃないかということで、今回、そういった結論を出したわけです。

これについては、今後も考えてまいりたいと思います。

次に、行財政健全化計画についてお尋ねします。このことについては、9月議会でも質問させていただきました。また毎年報告されています決算特別委員会においても、毎回監査委員から厳しい財政状況にあることが述べておられます。例えば、平成29年度、平成30年度の監査委員の意見、要望として、「総人件費や経常的経費の節減・圧縮を図るなど引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望する。」と述べておられます。2年続けて同じことを要望されているわけです。

そこで、このような監査委員の指摘事項に対して、今日までの確な対応策は図られてきたのか、図られてきたと受けとめておられるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ここ2年間の決算に関する審査意見書の中では、歳入の根幹となる市税を初めとする収納率の向上を図ること。新たな収入未済額の発生防止と未収額の縮減に向け、全庁的かつ適正な債権管理に努めること。また、歳出面においても、総人件費や経常的経費の節減・圧縮を図るなど、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するよう御指摘をいただいているところでございます。

このことにつきましては、例年、決算特別委員会の御指摘、御要望事項ともなっており、そのことに対しましては真摯に受けとめ、歳入に関しましては収納率のさらなる向上及び収入未済額の減少につながるよう、取り組みを鋭意進めてきており、結果として、平成30年度決算においてもほとんどの税目において、収納率の向上につながっているところでございます。

その一方で、歳出面における経常的経費の節減・圧縮につきましては、これまでの予算編成等における財政状況の説明を通して、また機会を捉えあらゆる角度から積極的な改善、補助金審査委員会からの意見を踏まえた補助金の見直し、こういったことに努めてきたところでございますが、継続している事業を見直すということは非常に難しい課題でもあり、また関係団体等との調整にも時間を要するところであり、事業の見直しを進める中でも、その間に国の制度改正等による社会保障費が増嵩するなど、結果として基金に頼らざるを得ない状

況がこれまで続き、抜本的な改革には至っていなかったところでございます。

そこで、そのような状況を解消するためにも、今回、行財政健全化計画を策定し、取り組みの内容を明確にし、庁内意識を統一し、覚悟をもって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、歳入については、職員の皆様の努力で、税目などにおいては収納率の向上につながっていると。ただ、歳出においては、改善策に努めてきたが、継続事業の見直しや社会保障費の増大など、厳しい状況にあり、結果として基金に頼ってきていることから、解決策が見出せない状況にあるということかと受けとめます。

今回の行財政健全化計画を見ますと、歳出抑制の取り組みが大きく打ち出されています。歳入の確保については、税収収納率の向上、負担金、手数料、使用料、ふるさと納税の取り組みなど掲げてありますが、非常に乏しく、抜本的な解決策になるのか気になるところです。取り組むべきは企業誘致、雇用の確保、若者流出の歯どめ、町なかの活性化などに努め、税収の増に向けた施策に重点を置いていただきたいと考えます。

次に、先ほど述べましたが、財政調整基金、減債基金の減少については、どのような対策を図られたのか。私は3月にもこのことについて質問しております。答弁として、財政調整基金、減債基金が減少していること、固定資産税も減少となることが見込まれていること、普通交付税も国勢調査による人口が基礎数値になることから、これもまた減少するんじゃないかと危惧しているとの答弁が 있습니다。

このことから、大変厳しい危機的財政状況になることは目に見えていたと考えます。そこで、もっと早い段階で行財政健全化計画を示すべきではなかったかと思いますが、このことについて、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

基金が減少し、ここ一、二年で枯渇するといった状況が目の前に迫った状況を考えると、もっと早く行財政健全化計画を出すべきではなかったのかという御質問でございますが、確かに今回、行財政健全化計画というものを策定するのは初めてでございますが、これまで何もしてこなかったのかということではなく、これまでも機会を捉えての事務事業の見直しや事業仕分け等による取り組みなど、行財政健全化につながる取り組みは継続的に示してきたところであり、これまで示してきた取り組みを、より強固に推進するために計画という形として、お示したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 答弁として、これまで行財政健全化の取り組みは継続して示してきた

ということです。それなら、なぜ基金が枯渇目前になるまで取り組みが生かされてなかったのか。この5年間の間に基金への繰り入れなどは考えられなかったのか、再度お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

先ほどの答弁と若干繰り返しになる部分がございますけれども、確かに今回行財政健全化計画というものを策定するのは初めてでございますが、これまで何もしてこなかったということではなく、各年度の当初予算要求説明会を初め、中期財政見通しの説明、この中では基金の取り崩し状況も含んでおりますが、今回計画の中で掲げております取り組み、歳入の最大限確保や事務事業を初めとする事業の見直し等につきましては、行財政健全化計画につながるため、計画書とまではしておりませんが、早くから説明を行ってきている内容でございます。

これまで説明してきた取り組みをより強固に推進するために、具体的な取り組みの明記、いわゆる見える化として計画という形を今回示したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） いろんな方策をされているとは思いますが、私がどうしても心配なのが、この5年間歳出だけで基金の繰り入れがなかった。これは非常に私は大きな問題と思うんです。事情はわからないじゃないんですよ。一般財源不足とか、社会保障費に使うわけですから、でもそれは幾らかでもまた返していくべきじゃなかったのかなとは、今でも疑問に思っております。やはり5年間続けて歳出だけを行っているということは、やはりもう少し配慮が足らなかったのではないかと私は受けとめております。

3月議会において、平成31年度当初予算編成は非常に厳しい状況であったのではないかと。各部各課へはどのような指示をされたのか、お尋ねをしております。改選期ということで、骨格予算としながらも、緊急やむを得ない事業については予算計上を行い、市民生活に不可欠な社会保障関連事業についても予算計上を行った。各部各課に対しては、基金を取り崩さなければ編成できない状況にあり、非常に厳しい財政状況であり、事業の縮小・廃止を含め検討するよう指示したとの答弁がっております。

そこで、平成31年度も厳しい予算編成であった中、令和2年度の当初予算編成に関して、財政調整基金がさらに悪化していく中、予算を組むごとに苦慮されているのではないかと。また積立金が減少してしまった現在、予算組みを行ったとしても、資金繰りに課題があると思っておりますが、その点について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、このまま何も手を打たず令和2年度当初予算編成を行うと、当然昨年同様、またはそれ以上の基金取り崩しを行わなければ、予算組みができない状況となると

いった危機感を持っているところでございます。

そこで、そのような状況に陥らないためにも、あらゆる点からの見直しを、令和2年度の予算編成方針及び予算要領の中に盛り込ませていただいたところでございます。それでも、会計年度任用職員制度導入に伴う費用負担の増や社会保障費の増嵩等による負担増を考えますと、非常に厳しい予算編成になるのではないかと危機感を持っているところでございます。

また、予算編成ができたといたしましても、議員御指摘の資金繰りという課題があることは十分に認識をしているところでございます。予算というものは入ってくるお金と出ていくお金を年間ベースとして積算し計上するわけですが、実際の現金の出し入れにつきましては、時間差があるわけでございます。例えとして申しますと、補助事業などは一旦支払いを行った上で実績報告を行い、その後に補助金が交付をされることとなるわけでございます。そのような状況、いわゆる歳出が先行することから、一時的に現金が厳しくなる時期が生じ、その財源調整をしてきているのが、市が保有をしております基金の繰りかえ運用、いわゆる一時借入れでございます。現状として一時的に現金が厳しくなる時期も、この基金の繰りかえ運用、一時借入れにて対応できているところではございますが、基金が今後も目減りしていくなれば、この資金繰りにも影響を与えかねないものと危惧をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁の中で、会計年度任用職員制度導入あるいは社会保障制度などの負担増があり、予算編成が厳しいということなんですね。ただ、予算の説明の中で、現金の出入りについては、歳出が先行することで当然一時借入れが起こるわけなんですね。そうした場合に、基金残高があるなら問題ないんですが、基金が減少していく中で、資金繰りに与える影響があるとおっしゃいました。

では、影響とはどういったものが考えられるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、資金繰りの中で影響が生じてくるものといたしましては、これまでは一時的に現金が厳しくなる時期が生じた際に、財源調整をしてきているのが、市が保有をしております基金の繰りかえ運用、いわゆる一時借入金でございます。ある程度基金が保有できていれば、その基金を繰りかえ運用、これは平成30年度の例でございますけれども、財政調整基金、減債基金、市庁舎建設基金を1月から4月にかけて繰りかえ運用をしております。資金繰りができるところでございます。このように資金繰りが運用できるところでございます。

しかも、市が保有する基金を繰りかえ運用する際の利息は、国の資金貸付金利を参考として設定されておりまして、平成30年度は利率が0.01%でございます。これを行いますので、

低い利息の支払いで済むことに加え、一般会計と市保有の基金の相互で利息をやりとりすることになり、市会計間でお金が動く、これは一般会計で支払った利息が資金に積み立てになるだけでございます。

しかしながら、市が保有している基金が目減りをし、資金繰りが基金の繰りかえ運用でできなくなれば、当然民間資金からの一時借り入れを行うこととなります。そうした場合、民間資金貸付金利、これは目安でございますけれども、平成30年起債金利が0.5%程度でございます。これが適用されるため、当然金利が基金活用に比べ高くなり、支払利息が生じることとなります。

そのようなこともあり、できるだけ基金を残していくことが、予期せぬ事態の対応だけではなく、効率的な資金繰りの対応につながるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） やはり、今おっしゃっていただいたように、基金残高がいかに大切かということなんですね。だからやはり、これが目減りしていくということは全てに影響を与えるということになります。やはり、この財政調整基金といいますか、こういった基金の残高をとにかくしっかりと把握していただくように、ここはお願いしておきたいと思います。

次に、9月議会において、行財政健全化に向けた方策として、3億円基金取り崩しゼロを目指すこととされ、6項目がバランスよく実施できることが条件とされていますが、3項目の5つの遊休資産の売却、5つの売却可能な施設また4つの施設の官民連携、施設運営の検討は3年以内と限られた時間の中で、見通しを立てることができるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

公共施設の適正管理につきましては、人吉市公共施設等総合管理計画においても、将来の人口減少や財政規模に合った公共施設の適正化、施設の総量圧縮、適正配置を行い、維持管理費用や更新費用等の削減を図ることといたしております。この計画に基づきまして、行財政健全化計画にお示ししております公共施設管理コストの縮減を図り、遊休資産の売却等による収入の確保に取り組む必要があるものと存じます。

行財政健全化計画の公共施設管理コストの縮減項目にお示しをしております5つの遊休資産の売却等の検討、今後のあり方検討次第では5つの売却等が可能な施設、4つの官民連携を含め、施設のあり方の検討について、3年以内に見通しを立てることができるのかという御質問でございますが、指定管理制度や官民連携導入を検討している施設につきましては、時間、労力を要する事項であると認識をしているところでございます。

しかしながら、公共施設の中には多額の費用を要し維持している施設もございますので、今回の機会を捉え、全庁的に行財政健全化計画の実現に向け、各施設を所管しております部署におきまして、公共施設の運営状況、利用状況等を検証し、早急に検討を行い、3年以内

に実現できるものは実施し、困難なものにつきましては、方向性を見出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 答弁の中で、実際には3年以内の実現には無理があるが、できるものは実現に向け、実現困難なものについては、せめて方向性を見出していきたいとのことだと受けとめます。

次に、任意団体への補助金削減については随時説明を行っておられると思いますが、理解していただいているのか。各団体の繰越金など、残高も確認し見直しを進めていかれるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

任意団体に対する補助金10%削減につきましては、人吉市行財政健全化計画職員説明会及び令和2年度当初予算要求説明会の際に、事務事業の見直しの取り組みとして示させていただいたところでございます。その際に、補助している任意団体に対し所管する担当部・課から、市の財政状況等を含め丁寧に説明をするよう指示をしたところでございます。

また、繰越金の状況につきましては、決算特別委員会からの指摘・要望事項でもあり、また補助金審査委員会からの改善事項としても挙げられているところでございます。

そのことを踏まえ、補助金審査結果表とあわせて繰越金等の状況確認を初め、事業の精査を行うよう各部・課に指示を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 丁寧な説明をされていく中で、多分それぞれの団体も今まであったものが減額されるということは、非常に痛いといえますか、何でだろうかという疑問を投げかけられると思うんですね。非常に厳しい状況であるんですけど、そこは市の財政をよく理解していただいて、何とか御理解いただくように進めていただければと思います。

特に、難しいかと思うんですけど、各団体の繰越金、残高等について、しっかり把握していただいて、あくまでも市の財政運営のためにとということで取り組んでいただければと思います。

次に、事務事業見直しの項目の中の短期的な視点として挙げてある15の事業については、予算減額などで対応できるかは考えますが、中・長期的な視点として挙げてある20項目については、近隣町村との協議、市民の皆様の御理解、各団体等の理解が必要になることから、ある程度の時間を要すると考えます。

そこで、6項目の3億円基金取り崩しゼロ項目が挙げてありますが、達成可能と考えておられるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

人吉市行財政健全化計画書における中長期的な取り組みの中には、人吉球磨圏域で取り組む事業も含まれており、議員御指摘のとおり非常に厳しい、また難しい項目であると認識はしているところでございます。しかしながら、このまま維持していくことが困難な状況が迫っており、果敢に挑戦することで、できるだけ、この3年間の中で方向性をとは考えておりますが、まずは議論のテーブルにあげていくこと、人吉球磨圏域を初め、関係者の皆様に議論のテーブルについていただくことが重要なことと存じております。

今回の行財政健全化計画につきましては、毎年進捗状況を確認していくこととしておりまして、中長期視点での取り組みにつきましては、進捗状況を勘案しながら検討を行い、3年間で完結しない場合においても、次の市長任期4年間へ引き継いでいくべきものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今おっしゃっていただいたように、人吉球磨全体で考えていかななくてはならないような項目がたくさんありますので、これはやはり何とか取り組んでいく必要はあるかと思うんですけど、ただ考えてほしいのは人吉市の人口が4万人のときと現在と、あと20年後2万3,000人になることを考えた場合に、やはりこれは早急にしっかりと取り組んでいてもらいたいと思います。

次に、人件費圧縮のための指定管理者制度、民間委託などの導入として検討されている4施設については、実現に向けての年数についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

官民連携を含め施設運営のあり方の検討といたしまして、指定管理者制度や民間委託などが考えられますが、お示しをしております4つの、人吉鉄道ミュージアム、まち・ひと・しごと総合交流館ほか2施設につきまして、所管をいたします各部署において、どのような運営方法が最良であるか、さまざまな検討を行っているところでございます。

4施設についての運営形態の決定・移行までどれぐらいの年数を考えているのかとの御質問でございますが、仮に指定管理の形態の場合は、事業者を公募いたしまして、選定委員会を開催し、議会の議決後に協定を締結しまして移行となります。事業者の移行までの準備期間も必要でございますので、公募の時点から最短でも8カ月程度の期間を要するものと見込んでおります。

行財政健全化計画は令和2年度から3年間の計画となっておりますので、これらの施設につきましては、この計画期間中のできる限り早い時期に施設の運営のあり方を決定しまして、公共施設管理コストの削減に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁いただきました中で、きのうですか、田中哲議員のほうから、鉄道ミュージアム、大変厳しい御質問がっております。やはりもう運営自体が厳しくなってきたと。そういったものを民間委託とする場合に、本当に受ける民間があるのかなということを考えてしまうんです。やはり魅力がないと受けるところはないんですね。魅力度を出しておかなくてはいけないと思いますので、きのう御指摘があったように、休館ということが出ております。人吉市が持ち出しが大きいものですから、そのところは委託もわかりますけれども、今後、市の財政の持ち出しを考えたときに、早目の対策をとられたほうがいいんじゃないかと受けとめております。

次に、職員の皆様には危機的状況については御理解いただいているのか、給与削減なども含めて、どのような状況にあるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市職員に対しましては、宮原議員の一般質問の中でお答えしましたとおり、9月議会以降3日間延べ5回の説明会を実施したところでございます。加えて、令和2年度の当初予算要求説明会におきましても、課長以上の管理職及び各課担当係長、庶務担当者に対しまして、来年度の予算編成方針の説明を行い、職員一人一人が現在の財政状況及び今後の予算編成につきまして、現状を理解するよう周知を徹底してまいったところでございます。

また、職員組合に対しましては、給与削減を含む人件費の抑制について、これまで3回協議を行っておりまして、組合員の理解を得られるよう、今後も継続して協議を続けてまいりたいと存じます。

行財政健全化計画を実効性あるものにするためには、やはり職員一人一人がしっかり現状を認識し、担当する事務及び担当する予算を個々の担当レベルから見直すことが不可欠であると存じております。また、同時に事業の選択と集中を行いながら、市民幸福向上のために、また職員の仕事に対する充実度・満足度向上のために、モチベーションを維持しながら、働ける環境を整えていくことも重要であると存じております。非常に困難なことではございますが、やはりここは職員一丸となり乗り切らなければならない状況にございますので、市役所がワンチームとなれるよう、一丸となってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 職員の皆様にも危機的状況は十分御理解していただきたいと私も思うんですが、きょう、質問の最初に申しましたように、行財政健全化計画を出されるのは、これはいたし方ないかもしれませんが、その中で、職員の給与削減まで一緒に出されるということが私はどうしても腑に落ちないですね。やはりまず、事業の見直しとか事務事業の

見直しとか、あるいは補助金の見直しとか進めていく中で、例えばその後に、どうしてもそれではおぼつかないから職員にもお願いしますという形での提案だったら、私はまだ納得できるかと思うんですけども、セットで出されるのは果たしてどうなのかなと考えます。もちろん職員の皆様には、もう出ておりますので御理解していただかなければならないんですけども、順番としてはそういった出し方はできなかったのかなというふうに、少し疑問を持っているところです。

次に、教育長にお尋ねしますが、昨日、田中議員も触れておられました、パワーアップ教室、花まる学習事業、草木山川学校など廃止対象になっていることについて、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

行財政健全化計画は、本市の重要な課題でありますので、行財政の健全化につきまして最大限の努力をすることは、市組織の一員としての責務として捉えております。放課後パワーアップ教室、夏休みパワーアップ教室、花まる教室、草木山川学校などの各事業につきましては、これまで多くの方々の御支援と御協力をいただきながら実施している事業でございますので、市の説明責任とともに、関係者の皆様の一定の理解の中で、事業の廃止や見直し等については手続を進めていかなければならないものと認識しております。

また一方で、9月の本村議員の御質問に対しても、市長の政治理念である「まちづくりは人づくりである」という思いに照らしても、発展的方向性等を見出す必要を感じていると答弁をさせていただいているところでございます。

このようなことを踏まえ、昨日の田中議員の御質問に教育部長がお答えをしましたが、これと同様に、現時点では教育委員会内部での検証の段階ですけれども、行政の継続性と事業趣旨という観点では、新たな財源の確保や経費の大幅な抑制ということが大きな前提条件にはなりますが、市の財政になるべく負担をかけない形で実施できるものであれば、存続の可能性を模索していくことも1つの選択肢ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 厳しい財政状況ということから事業の廃止対象になったと考えますが、次世代を担う児童たちが集団で、あるいは個々の学習意欲向上に少なくとも貴重な体験、支えになってきたものと捉えています。

そこで、そもそもパワーアップ教室導入のきっかけは何だったのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

ちょうどこのパワーアップ教室が始まる前に、言葉としてはリテラシー教室という事業で、平成20年度に施行、そして平成21年度から小学校3年生を対象に夏休みに実施されておしま

した。この時期ちょうど私も学校現場におりましたので、この事業の趣旨というものは十分理解しているつもりでございます。やはり基礎基本の定着ということ、それから教育の機会均等という意味も含めて、子供たちに基礎基本の定着を目指すという意味で始まった事業、さらに平成23年度からパワーアップ教室という名を変えて小学校の4年生、5年生、6年生と、現在は4年生と5年生となっておりますけれども、そういう形でこの事業は進められてきたと思っております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、教育長が述べていただいたように、当初はリテラシー教育、読み書き能力や理解力、そういったものを身につけるということで、3年生から取り組んでこられたものと理解しています。先生方におかれましても、日ごろから熱心に御指導いただいておりますが、それには十分感謝しながらも、さらに学習意欲向上につながるべきものとして、夏休みのリテラシー教育だったと思います。現在はパワーアップ教室として行われてきましたが、ここで原点に返り、人材確保など難題もあるかとは思いますが、児童のためにも学習の基礎基本を理解していく1つの場所としてパワーアップ教室を今後も続けていただくことを強くお願いしたいと思っております。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）
17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） それでは、次に新市庁舎建設に関する財政問題などについて、お尋ねします。

工事落札額が36億9,900万円と低廉な価格でありました。このことは大変ありがたく捉えています。今後気になることとしまして、たびたび追加工事が発生するようなこととなりますと、新たな工事費が発生することになります。そうなりますと、低価格での落札の意味がなくなってきます。このことについての考え方、また仮に追加工事が発生した場合は一般単独災害復旧事業債の対象になるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回の入札につきましては、競争性が担保された中、低廉な価格での落札という結果となったと認識をしているところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり今後もむやみに追加工事などによる増額が生じることにならないように進めてまいります。

本工事のみならず、工事全般に言えることですが、応札者は入札時に示された仕様や条件

を理解し、全て満たすことを前提とし、工事価格を算出し入札に臨んでおりますので、安易にその仕様や条件を変更し、新たな費用が生じ増額するといったことはできませんし、工事請負契約約款や国・県のガイドラインにおいてもそのような行為は現に慎むよう明記をされております。

しかしながら、工事を進めていく上では特に地盤などの見えない部分に多いのですが、設計条件と現場条件が一致しなかったり、予期せぬ状況が生じるなど、設計段階において想定できなかったことなどが生じることもしばしばございます。もしそのような事実が見られた場合は、直ちに現場サイドから監督職員に対し、その事実が確認できる資料等を提出させ、現場を確認し、双方の合意を図った上で対処への指示を出すこととしております。

その内容を精査し、当初の仕様・条件を変更し対処しなくてはならないと判断した場合は、設計変更を行い、それに係る費用を計上、増額する必要がございますが、当初条件の範囲内であると判断した場合には、変更対象としないこととしておりますので、その判断については、工事管理の技術者とともに、厳格に精査し、安易な変更増額とならないようしっかりと対処してまいります。

また、当然ながら、金額等の契約変更を行う場合には、議会の議決を必要といたしますので、議会にその必要な理由を説明しながら事業を進めていくことといたしております。なお、やむを得ないと判断し、設計変更し増額した金額につきましては、明確な根拠のもとに、適正性が認められたものであれば、一般単独災害復旧事業債に該当するものと判断をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） せっかく低廉な価格で入札できましたので、しっかりと現状把握をしていただきたいと思います。

次に、財政健全化を進めていく中、今回、本体工事から分離した附帯施設の工事などの取り組みについては、一昨日、本村議員に答弁されましたので理解しますが、今回の入札結果から、地元業者がどのような形でどれだけの業者が参入できるのか気になるところです。事業費の圧縮は必要としながらも、これまで新市庁舎建設に関する特別委員会でも、地元業者の参入については議論を重ねてきた経緯もあり、また陳情書も趣旨採択している中、地元企業の活性化を考えていかなければならないのかとも思います。分離した附帯施設工事については、今後の議論になるかとは思いますが、どのような考えでおられるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本村議員の一般質問の答弁でも申し上げましたが、分離した附帯施設の工事につきましても、議会にお諮りした上で、その方針を決定していくことといたしております。なお、そのときは地元の建設業者の受注機会確保の観点からも議論が必要ではないかと存じているとこ

ろでございます。仮に実施することが決まりましたら、市内業者が施工可能な工事については市内業者の育成を図るため、受注の機会を確保するよう努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 先ほど申しましたけれど、やはり事業費の圧縮はもちろん考えていただきたいんですけど、それも含めた中で、やはり地元の業者の活性化というのも大事ですので、それをすることによって町なかの活性化も考えられますので、ぜひこのことはお互い議論をしていくべきではなかろうかと思っております。

次に、新市庁舎建設の入札は36億9,900万円、これは実は税抜きなんですけれど、三井住友・丸昭建設様の企業努力のおかげで落札できましたが、危機的財政状況にある中、人吉市の人口動態並びに職員数削減、AI時代を迎えることなどについての考え方、また市民負担増などを考えた場合、行政努力としての一部見直しなどについての考え方をお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、人口動態、職員数減並びにAI時代への対応などを考えますと、将来の負担増を不安視する市民の方々の感情も当然であると承知をしているところでございます。しかしながら、新市庁舎建設事業の抜本的な見直しにつきましては考えてはおりません。

その主な理由といたしましては、これまでの説明と重なる部分もございますが、次のように考えているところでございます。1つは、現在進めております市庁舎建設事業につきましては、国が認可の条件としておりました公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約といった趣旨に沿いまして、これまで国・県との協議を重ね、一般単独災害復旧事業債の適債性をお認めいただいたところでございます。現在、現行計画に基づきまして認可手続をしておりますので、基本計画の再検討や一からの設計となりますとその作業に1年以上の期間を要することになるため、災害復旧事業債の基本原則でございます、できるだけ迅速に原形に復旧するという考え方からこれは逸脱し、合理性に欠けるとともに、本庁舎を縮小し、既存施設で一部代替をするということ自体、施設を集約する目的の公共施設等総合管理計画の趣旨に反するものでございますので、熊本地震における特例措置と照らしても、国・県への説明や起債申請は困難であると考えております。

2つ目に、平成26年度に実施した市民アンケートの結果でも、新市庁舎に求める一番の機能が防災拠点でございました。新市庁舎は人吉盆地南縁断層帯による大地震や局地的な豪雨災害に備えた防災機能を強化した設計としているところでございます。災害時には、被災者の一時受け入れ、支援物資・食糧・飲料水の仮置場、職員待機スペース、罹災証明書の申請受付スペースとしての転用を図るなど、安心・安全を図り、行政サービス、福祉の向上という市民の負託に応えるためにも現在進めてきている設計方策が最善であるものと確信をして

おります。

3つ目に、規模縮小の見直しを行うにしましても、設計の見直しに1億数千万円、また工事費につきましても今回と同様に低廉な価格での落札がなされるかは不明ですので、必ずしも事業費の圧縮になるとは言い切れないこととございます。

最後に、何より重要な視点は、行政機能が分散し市民の皆様に変な御不便をおかけしている状況を、これ以上先延ばしにできないということとございます。我々は常に市民に対し、質の高いサービスの提供という重要な責務を負っておりますので、現行の行政機能の改善が何よりも急務であり、市民にとって一刻の猶予も許されない状況にあると捉えているところでございます。

このような理由から、規模縮小の抜本的な見直しにつきましては考えておりませんので、現行計画のもと最良の市庁舎ができていくよう邁進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁の中で、現行計画のもと最良の市庁舎ができるように邁進していくと、見直しは考えていないということのようです。

ただ、非常に危機的財政状況にあることから、一部市民の中には、そんなに厳しい状況だったら現行のままでもいいのではないかという声もあっております。このことに対しては、どのような説明を行っていかれるのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

平成29年3月に人吉市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。公共施設については、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来に係る更新費用を削減することといたしております。

この公共施設等総合管理計画に沿って現在の新市庁舎建設事業を進めており、少子高齢化社会、人口減少が進む本市におきまして、将来行政施設の縮小を図る際には環境への負荷が少なく維持管理に配慮され、高性能で修繕工事や長寿命化工事の費用が少ない新市庁舎に集約・集積を図りながら、用途がなくなった既存の建物は解体撤去し、施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は売却、貸し出し、除却等を検討していくことといたしております。

現在、行政機能が分散しておりますが、このままの状況では、多くの施設が近い将来老朽化に伴う使用可否の検討時期を迎えることから、それぞれの建物の長寿命化に係る費用が膨れ、公共施設等総合管理計画との整合性がとれません。また何よりも災害から市民の生命財産を守るため、低廉で防災機能を強化した新市庁舎を確実に実現することが市民の多くの人たちの思いではないかと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市民の中には、こういった、そんなに財政が厳しいのだったら、今のままでもそう不便は感じないし、いいのではないかという声も実際ありますので、今お聞きしたように、必要性ということをしっかり訴えていっていただきたいと。丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、市民の皆様が最も気にとめておられる維持管理費についてお尋ねします。

市庁舎建設については、一般単独災害復旧事業債が充てられること。市庁舎積立基金活用などから、資金繰りに気をつけていくなら、建設には問題ないかと思えます。しかし、完成後の維持管理費については、将来において毎年必要となる経費です。そこで、現在の西間別館を含めたところの年間の維持管理費、旧庁舎の年間の維持管理についてお尋ねします。

また、今回の新市庁舎に関する維持管理費についてはどのように試算されているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在の庁舎は平成28年に発災をいたしました熊本地震後に、庁舎機能を仮本庁舎カルチャーパレスコミュニティ棟、第1別館西間別館、第2別館スポーツパレスに分散している状況でございます。そのうち、第2別館スポーツパレスにつきましては、指定管理者において、維持管理費用を負担されておりますので、仮本庁舎カルチャーパレスと第1別館西間別館の平成30年度の年間維持管理費、光熱水費、清掃業務委託料、施設保守点検料についてお答えいたします。

仮本庁舎カルチャーパレスと西間別館第1別館でございますが、これを合わせましての年間維持管理費でございますが、光熱水費が、カルチャーパレスのホール棟も含まれますが2,289万4,802円、清掃委託料、これもカルチャーパレスのホール棟を含まれますが1,697万7,600円、施設保守点検料が93万4,200円でございます。なお、施設保守点検料につきましては、設備等の保守料は含んでおりません。

次に、熊本地震前の麓町の旧本庁舎と第1別館西間別館を合わせましての、平成27年度の年間維持管理費、光熱水費、清掃業務委託料、施設保守点検料でございますが、光熱水費が1,335万8,666円、清掃業務委託料は1,036万8,000円で、施設保守点検料が30万3,480円でございます。

続きまして、新市庁舎における年間維持管理費ですが、清掃業務や施設保守点検などの委託料につきましては、現段階におきましては、業務委託範囲や契約方式、いわゆる個別契約であるのか総合契約であるのか、それがまだ方針が未確定でございますので、お示しすることができない状況でございます。

それで、電気料金、上下水道料金、ガス料金のそれぞれの基本料金と年間使用料金を合算しました光熱水費でお答えさせていただきますが、現時点での大まかな試算による数値であ

ることをあらかじめ御了承いただきたいと存じます。

まず、電気料金につきましては通常の契約並びに冬場、夏場の空調機器等も含め一般的な使用をした場合の金額でございまして、年に約2,850万円と試算をいたしております。上下水道料金につきましては約250万円、またガス料金につきましては10万円となっております。ただしこの概算額は新市庁舎におきましては新電力による光熱水費削減の検討、節電計画に基づく電力使用など、できる限り維持管理費の削減に努めながら運用を図ることといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、現在の役所また旧役所それから新市庁舎ということで説明をいただきましたが、もちろん金額は上がるのは当然上がると思うんですね。あらかじめ概算と私は受けとめますが、3,110万円、これには清掃委託料などいろいろ入っておりませんので、もっと上積みになるかと思えます。

何で私がこれをお尋ねしたかといいますと、非常に厳しい財政状況下、2040年問題、人口減少、高齢化が進む中、市民の皆さんの負担にどう対応していくのかということが心配だったからお尋ねしたわけなんです。そこで、市民に対する対応策はどのように考えておられるかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

人口減少、少子高齢化の波は人吉市のみならず、日本全体を覆い、社会保障の抜本的な制度改正が喫緊の課題として、国や地方に重くのしかかっているところでございまして、市庁舎建設事業のみならず、本市のあらゆる施策の永続性という観点から検討すべき課題であると認識をいたしております。

市庁舎建設事業におきましては、防災拠点としての整備と並行して、将来にわたり持続可能な社会を構築するための拠点整備という観点にも焦点を当て事業を進めているところでございます。人吉市公共施設等総合管理計画では少子高齢化、人口減少に伴う課題を指摘し、公共施設が置かれている課題への対処方法を示しております。それは、公共施設の複合化や集約化により総量の縮減を図り、施設の維持管理、運営コストの削減を図り、結果として市民の皆様の負担軽減を図っていくこととしております。

また、さらに厳しくなる社会情勢を見据え、長期的・広域的な観点から近隣自治体との公共施設の共同使用や施設の集約化も検討していくこととしておりますが、その際も、新市庁舎の本地域における拠点としての役割はより重要なものになると存じております。

したがって、市庁舎建設事業は全ての公共施設に係る維持管理費を効率化、削減していくための重要施策であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁の中で、さまざまなコスト削減を図り、市民の皆様の負担軽減を図っていくということで、これは非常にありがたい。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、新市庁舎ができたことによって近隣自治体との公共施設の共同使用とか、新市庁舎を本拠地としての役割ということをお述べられますが、やはりそれは、将来的には、私個人で考えるには、人吉球磨は1つということに受けとめますが、そうなるためには人吉自身が財力をつけておかないとですね。やはりお金のないところに嫁さんも来ないんです。借金だけがあったら嫁さんも来ませんので、借金はあっても、それだけ貯金があると、そういった体力をつけていただきたいと私は思いますので、よろしく願いいたします。

次ですが、新市庁舎建設に当たって、業者に支払う、例えば着手金ですね、あるいは中間払い、完成後支払いについて、一借は行わずにできるのか——一時借入れですね——一借を行った場合の借入利息についての対策はどのように考えているのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

地方公共団体が会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる金銭が一時借入金でございます。この一時借入金の利子につきましては、地方自治体の個別の事情となりますので、一般単独災害復旧事業債の対象とはならないところでございます。

新市庁舎建設に関する工事代金の支払いについては、通常支出する金銭の範囲を超え、歳計現金では不足することが予想されますことから、予算執行過程での確実な資金繰りの計画を立てた上での慎重な執行が求められます。起債申請後、歳計現金として受け入れられる時期にあわせ、前金払い、中間前払い金等の工事代金の支払いができるようにして、できる限り一時借入れをしないように努めてまいります。仮に借りの必要が生じたとしても、最少の利子で一時借入れができますよう、資金繰り計画をしっかりと立てていくことが肝要であると認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） もう1点お尋ねしますが、これはもっと期間的には後になると思うんですけど、現在使用しているカルチャーパレス、スポーツパレスの仮庁舎です。これを移転する場合、原形復旧、転居の費用等、その財源についてはどのように考えておられるか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現在仮庁舎として使用しておりますカルチャーパレス、スポーツパレスの施設原形復旧及び転居、引っ越し費用につきましては、新市庁舎建設に伴う什器整備とあわせ、課題の1つと捉えております。

カルチャーパレス、スポーツパレスの施設原形復旧に関しましては、今後どのような使用をするのか、という課題もございますが、有利な起債が使えるよう熊本県のほうとも相談を行っているところでございます。なお、施設の原形復旧にかかわる費用につきましては、今後どのような使用を行うかにより変わってまいりますので、現時点では未確定の状況でございます。

また、転居、引っ越しに関する経費につきましては、引っ越しの時期やどの範囲まで委託を行うのかにより経費が変わってまいりますので、現時点では未確定の状況でございます。なお、この転居、引っ越しに関する経費につきましては、一般財源での対応となるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 答弁いただきましたように、あと二、三年ぐらい後なるんですか、引っ越しがですね。そのときになるんですけど、しかし、ここに述べてありますように、一般財源が必要になりますので、やはりこれも厳しい財源が必要になるかなと思っています。ぜひこれも早目に検討していただくようお願いしておきます。

それでは、最後になりますが、市長にお伺いしますが、非常に厳しい財政状況であり、今回行財政健全化計画を示されたわけですが、本日質問させていただいたとおり、計画の実現についてはハードルが高く容易ではないことがわかりました。さらに、財政計画を立てても基金は目減りしていく状態は続いています。

また、市庁舎建設は別財源と考えても、完成後の維持管理費については一般財源からの歳出になります。極力市民の皆様の負担を抑えるとのことではありますが、税収の減、交付税の減、基金も枯渇する状態にある中、今後どのような市政運営を行っていくのか、最後にお尋ねさせていただきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

我が国が世界に類を見ない人口減少社会に突入していく中、国はもちろんのこと、地方自治体においても将来にわたって公的な住民サービスを展開するために、どのように財政運営を行っていくのかという、大変厳しく、かつ困難な課題に直面しており、このことは行政に突きつけられた課題であると同時に、私たち国民一人一人も自分たちのこととして考える大きなテーマではないかと思っています。

また、社会全体が時間やさまざまな要因により常に変貌を遂げていく中で、行政がその時代のニーズに的確に対応していくことは、いわば宿命であり、そのためこれまでも国やどの自治体でも、その時々さまざまな改革が推進されるわけでありまして、本市にとって、今必要な改革が今回お示した行財政健全化計画であります。この計画を進める背景や取組内容ばかりを注視しますと、削減や負担増といったマイナス面が議論の中心になりがちであり

ますが、私はこの行財政健全化の取り組みは将来にわたって継続して安定した市民生活に寄与する事業を展開し、時代に合ったこれからのまちづくりを推進するための改革でなければならないと思っております。

現在、この行財政健全化計画に示している事業につきましては、関係者の方々に御説明を始めており、厳しい御意見があることは私も十分承知をしておりますが、この計画の必要性を一つ一つ丁寧に説明し御理解をいただけるよう努めなければならないと思っております。

行財政健全化を進めるに当たっては、さまざまな取り組みや方法があり、その内容の是非、何が正解かということより、目指す方向性が重要であると思っております。各種サービスや費用負担の見直しなど、市民生活にも影響を及ぼす改革であります。今何もしなければ、さらに財政状況が悪化し、その先にはもっと厳しい改革を行うことになるのは明らかであり、そのためには、この行財政健全化計画のもと、実直に改革の必要性を市民の皆様へ御理解をいただく努力を行い、計画を進める。そのこと以外に方法はないものと思っております。

そのためにも、市議会におかれましては御理解をいただき、御支援をいただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長にしっかりと述べていただきました。私ども議会も一生懸命取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、市民の皆様から喜んでいただける、そして安心して暮らせるまちづくりに向けて、市長を初め、職員の皆様一緒になって頑張っていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日2番手の10番議員、平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの1項目です。

皆さんは最近新聞紙上で非正規公務員にボーナス支給とか、地方公務員の働き方改革とか、公務員の会計年度任用職員制度とかというような記事を目にされたことがあるかと思います。政府は社会の働き方改革の一環として、企業等の非正規労働者への待遇改善を求め、正規及び非正規労働者間の賃金等の雇用格差を埋めるべく働き方改革を進めております。この働き

方改革を企業だけでなく公務員の世界にも進めるべく、政府は地方自治における地方自治法と地方公務員法を改正し、一般職の非常勤職員の方にもボーナスに相当する期末手当を支給することができるようにしました。

この改正法の施行は来年、令和2年4月1日から施行されます。そのため、各都道府県及び各市区町村では、これまで一部職員の名称として使ってきました一般職の非常勤職員や臨時補助員の名称を会計年度任用職員との名称に変えることとなります。

そこで、市民の方々から、「この会計年度任用職員とはどういう人のこと」また「職員への人件費、市税の負担がふえるんじゃないか」との質疑の声がありましたので、これから、この地方公務員の会計年度任用職員制度について質問していきます。

まず第1回目、本市の第3次定員適正化計画の後期、平成28年度から平成31年度ですが、本年度は最終年度になっております。この最終目標値についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

第3次定員適正化計画につきましては、平成24年度から平成27年度までを前期計画、平成28年度から今年度までを後期計画と位置づけ実施しております。議員お尋ねの、最終目標人数につきましては、令和2年4月の目標人数を316人と設定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、本年11月1日現在の普通会計職員数、公営企業等会計職員数、任期付職員数及び育児代替任期付職員数、常勤の再任用職員数及び再任用短時間勤務職員数、臨時的任用職員数、非常勤職員数、臨時補助員数についてお尋ねします。

また、これらの職員のうち、本市職員定数条例に掲げる職員とはどの職員を指すのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

令和元年11月1日現在の普通会計職員数は304人、公営企業等会計職員数は53人、任期付職員12人、育休代替任期付職員5人、常勤の再任用職員2人、再任用短時間勤務職員14人、臨時的任用職員3人、非常勤職員163人、臨時補助員19人となっております。

次に、職員定数として掲げる職員につきましては、常勤勤務する職員と規定されておりますので、常勤職員と任期付職員、育休代替任期付職員、常勤の再任用職員となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、現行の人吉市職員定数条例における職員数と、人吉市第3次定員適正化計画後期最終目標の人数とに大きな開きが見られます。職員定数条例と定員適正化計画とに整合性がとれていないのはなぜか。また、本市の職員定数条例は平成19年4月1日から施行され、その後現在に至るまで改正されておりましたが、条例制定の意義の面

から改正の必要性はないのか、また改正の予定はないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

人吉市職員定数条例における現在の職員定数は381人となっております。また、先ほどお答えいたしました定員適正化計画の最終目標人数316人とは65人の差が出ている状況にあります。なお、11月1日現在の定員管理上の職員数につきましては339人となっております、定数条例との差は42人となっております。

また、本市の職員定数条例につきましては、平成16年改正以降今日まで改正を行っておりません。したがって、定数と実数には大きな開きがあります。このことは、ある意味では組織改編や職員異動を柔軟に行うことができることにより、政策課題に柔軟に対応しようとする意図であるということもできますが、大きな開きのままであれば、条例を制定している意義そのものが薄れてしまうことにもなりかねません。

そこで少なくとも、定員適正化計画の策定時には条例を見直すなどの対応について今後検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 定員適正化計画の策定の折には、職員定数条例を見直すことを今後検討してまいりますというのは、もう既に10年以上も見直されていない条例となっております。早急に改正すべきではないかと思えます。

続きまして、平成30年度の本市職員の人件費の決算額、また、歳出に対する人件費の割合について、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

平成30年度の職員の人件費につきましては、市長以下特別職を除き、共済組合負担金を除いたところでお答えさせていただきます。

まず、普通会計につきましては16億5,536万5,589円となっております。次に、特別会計につきましては2億9,093万6,427円となっております。

次に、歳出に対する人件費の割合についてでございますが、こちらにつきましては、普通会計の歳出に対する割合についてのみお答えさせていただきます。普通会計の歳出に対する人件費の割合につきましては、約9.8%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 普通会計の歳出に対する人件費ですので、全部を総合すれば大体15%から20%を占めるんじゃないかなと思っております。

続きまして、地方公務員法における非常勤職員の定義、一般職と特別職の違いについて、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

地方公務員法第3条第1項におきまして、地方公務員の職は一般職と特別職とに分けると規定されております。

次に、同法第3条第2項におきまして、一般職は特別職に属する職以外の一切の職とすると規定されております。

次に、同法第3条第3項におきまして、特別職は次に掲げる職と規定されております。第1号には、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職。第2号には、法令または条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会、審議会その他これに準ずるものを含みます。これの構成員の職で臨時または非常勤のもの。第3号には、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職と規定をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、本市水道局上水道課におきましては、令和2年度から上下水道料金の徴収事務等業務を民間委託されますが、これまでの業務及び非常勤職員等の勤務は今後どのようなようになるのか。また、今年度までの水道局上水道課の非常勤職員等の報酬はどのようなようになるのか、お尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

上下水道料金徴収事務等の業務につきましては、令和2年度、来年の4月1日からでございますが、徴収事務などの業務を民間会社に委託する予定といたしております。委託する業務内容といたしましては、受付窓口対応、上下水道料金の調定、収納、滞納整理、そして水道メーターの検針、開閉栓管理でございます。

これに伴いまして、現在水道局上水道課において雇用しております非常勤職員5名、臨時補助員1名、経理を担当している任期付職員1名、そして水道メーター検針に5名、合計しますと12名は業務委託会社との面接において業務内容、報酬などで合意し、本人が希望する場合は、業務委託会社で雇用されることとなります。このため、令和2年4月以降は水道局上水道課において、非常勤職員などを雇用する必要がなくなり、そのため報酬を含む人件費は不要となるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 現在、水道局上水道課に勤務の非常勤職員や臨時補助員等職員の方々が民間委託先に引き続き雇用されるといいですね。

また、確かに水道局上水道課の非常勤職員や臨時補助員等の人件費は不要になり、しかも水道局上水道課勤務の職員の方々の働き方も改善されると思いますが、不要となった人件費

額と業務委託会社との委託料との関係が増加するのか、減少するのか、正しく見つめていかなければならないと考えております。

続きまして、本市における、来年度からの会計年度任用職員制度に移行する職種とはどのような職か、また特別職の非常勤職員として残る職種とはどのような職か、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

地方公務員法が一部改正されまして、来年4月1日より施行されることとなります。この法律改正によりまして、同法第3条第3項第3号に基づく特別職として、専門的な知識経験または見識に基づき助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行う者に限定され、通常の事務職員等を特別職で採用することが不可となりました。この法改正によりまして、特別職の非常勤職員としてそのまま残る主なものといたしましては、教育委員会委員や議会選任監査委員、自治体の機関に対して助言をいただく各種委員会や審議会等の委員の皆様や学校医や学校歯科医など、診断をしていただく方などが引き続き特別職の非常勤職員となります。

よって、これら以外の職につきましては、町内嘱託員等の一部の職を除き、会計年度任用職員へ移行されます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、会計年度任用職員の採用、任用、勤務日数、勤務時間、勤務年数、勤務年齢、報酬について、また再任用短時間勤務職員の勤務日数、勤務時間、勤務年数、勤務年齢、給料等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、会計年度任用職員の採用方法でございますが、応募された全ての方に対し、面接試験による選考を実施いたします。次に、任用形態でございますが、常勤と同じ勤務時間でありますフルタイム会計年度任用職員と、常勤より短い勤務時間でありますパートタイム会計年度任用職員の2種類がございます。

次に、勤務日数についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様の日数、パートタイム会計年度任用職員につきましては、職種によって異なりますが、基本は1週間当たり4日となっております。

次に、勤務時間についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員につきましては、1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者、パートタイム会計年度任用職員につきましては、1週間当たりの勤務時間が38時間45分未満の者となっております。

次に、勤務年数と年齢についてでございますが、会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、これまでの非常勤職員の更新回数、年齢制限が全て撤廃されることとなります。

ので、勤務年数、年齢ともに制限がなくなることとなります。

次に、報酬についてでございますが、常勤職員と同様の給料表を適用することとなっており、学歴や職務経験などを考慮して、常勤職員と同様の初任給決定を行います。なお、具体的な額につきましては、職種ごとに異なってまいります。現在の報酬額の直近上位の号給を上限に設定しているところでございます。

続きまして、再任用短時間勤務職員の勤務日数についてでございますが、1週間当たり5日以内の範囲において、それぞれの部署での勤務条件に合わせて勤務をしております。

次に、勤務時間についてでございますが、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定められておりまして、現在は23時間15分の者と、29時間の者の2種類で勤務をいたしております。

次に、勤務年数・年齢についてでございますが、勤務年数につきましては、最長で5年、年齢につきましては65歳に達する日以降における、最初の3月31日までとなっております。

最後に給料についてでございますが、常勤職員と同様の給料表を適用いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、会計年度任用職員制度における地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職、人吉市特別職の職員のその他の特別職の職員、例えば町内嘱託員、衛生員、健康推進員、農家振興組合長、民生・児童委員の任用、報酬についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

来年4月からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、本市における特別職の非常勤職員のうち、議員お尋ねの職につきましては、全て会計年度任用職員制度への移行が難しい職でありまして、町内嘱託員、衛生員及び農家振興組合長につきましては、業務委託方式に切りかえられます。また、健康推進員につきましては、人吉市健康推進員会に対しまして、新たに交付金交付要項を新設しまして、これまでの交付金に報酬を上乗せする形で実施する予定といたしております。

なお、民生・児童委員につきましては、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱するものとなっており、本市の特別職ではございません。ただし、本市におきましては、民生委員児童委員を人吉市社会福祉委員として委嘱しておりましたが、今回の制度移行に伴いまして、特別職の非常勤職員及び会計年度任用職員のどちらにも任用できませんので、人吉市民生委員児童委員協議会に対しまして、補助金として支給をする予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、総務省は地方自治法及び地方公務員法の改正に伴う会計

年度任用職員制度における人件費の増加分は、地方交付税で手当とするとしていますが、政府内には自治体が行革を進めて、みずから財源を確保すべきだとの意見もあるようです。

そこで、会計年度任用職員の報酬の財源について、国からの財源措置はないのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の導入につきましては、制度移行に伴う費用負担の増大が見込まれることから、どの自治体も、その費用負担を危惧しているところがございます。現状といたしましては、一般財源での対応が考えられるところではありますが、これまでの県市長会、九州市長会を通じて、全国市長会へ財政措置を講じるよう要望が上げられているところでありまして、今後も機会を捉え、財源確保に向け、県選出国會議員等へも働きかけを行ってまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） これまで会計年度任用職員制度について尋ねてきましたが、会計年度任用職員とは、これまでの一般職の非常勤職員の名称の変名であり、正規職員同様に期末手当が支給されることになる反面、場合によっては災害時等の災害対策本部及び支部の支援員として、時間外勤務や休日出勤、宿日直勤務等の依頼が可能になる改正であること。また、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職の、その他の特別職の職員は、嘱託職員ではなく、契約による職員となり、期末手当の支給対象外の職員であることを知ることができました。

また、市長は本年の会計年度任用職員に6月と12月の期末手当の支給水準として、来年度から3年をかけて段階的に引き上げる。1年目は6月、12月とも0.5カ月分、2年目にも、ともに0.9カ月分、3年目に、ともに1.3カ月分として、報酬及び期末手当を含め、最終的に1億円に達すると見ておられます。これからの行財政健全化を踏まえ、また財政調整基金や減債基金及びその他特定目的基金の積み立てを画策し、新市庁舎建設における起債等々、今後の本市財政を逼迫させる要因も次々に出現しつつあります。

今後の人事院勧告による職員等の給与の改正や、来年4月1日からの会計年度任用職員等の人件費等の支給も考えていかなければなりません。これから、行財政健全化や行財政運営をどのように進めていかれるかということをお尋ねしたかったんですが、午前中の大塚議員の質問の回答にありましたので、議長の許可を受け、市長からの回答を割愛させていただきます。

これからも、市長は市民の皆様のさらなる幸福向上を目指されるとともに、将来の市民の方々に大きな負担を残さないように、行財政健全化を強く進められ、発展的な市政運営に邁進していただきたいと思います。また、願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の牛塚孝浩でございます。最初、初めて一般質問をしたときと同じ、きょうは11番目となりました。最終日でありますので、早速通告に従い、今回は3点質問をいたします。

まず1点目、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。2点目は、プレミアム付商品券について。3点目に、安全安心なまちづくりに向けてでございます。

まず、1点目であります。本市が進める地方創生事業について、第5次人吉市総合計画の中で、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の状況報告並びに地方創生推進交付金事業の検証につきましては、11月25日開会した本会議終了後に、全員協議会において御説明をいただきました。しかしながら、多くの市民の皆様には本市が何をもって戦略とし、いつまでに何のゴールを目指しているのか理解されていないと存じます。

よって、今回の質問に関連しておりますので、改めてお伺いするものです。

また、今回説明いただきました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、1つ目に「スマート林業展開事業～川上から川下を繋ぐIoTやG空間を活用した森林SCM（サプライチェーンマネジメント）が支える新たな林業～」、2つ目、「人吉賑わい創出事業～「訪れたいまち」から「住みたいまち」を目指して～」、そして3つ目に「人吉生産性向上協創拠点整備事業」の3つについて、説明いただいたと思います。

各課各担当の皆様については、それぞれの持ち場で日々大変御尽力いただいていることと存じ上げ、御礼を申し上げます。

そこでまず、それぞれについて市民の皆様にはわかりやすい言葉で具体的な事例を踏まえて、いま一度御説明をお願い申し上げます。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

急速に進む人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって地域の活力を維持していくため、平成27年度に人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に関するさまざまな取り組みを進めてまいりました。この総合戦略においては、今年度末までを第1次計画期間とし、「本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する」、「本市への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を掲げ、この基本目標を達成するため、12の施策項目と29の具体的な施策を設定し、これまでの5年間において全庁挙げて取り組んできたところでございます。

この基本目標、そしてこの具体的な施策における各事業を加速度的に推進していくため、本市におきましても、国の地方創生交付金などを活用し、さまざまな事業を実施してまいりました。

つきましては、少し答弁が長くなりますが、昨年度、地方創生推進交付金を活用し実施した3つの事業を御説明いたします。

まず初めに、スマート林業展開事業でございます。この事業は、本市の75%を占める森林資源を有用に活用するため、施業の効率化、もうかる林業に向けたビジネスモデルの構築、人材の育成と確保という大きく3つの視点から事業を進めていくものでございます。1つ目の施業の効率化につきましては、航空機によるレーザー計測等解析や、情報通信技術ICTを活用することで、山林のさまざまな状況について、森林組合を初めとする林業事業者間での共有化を図ってまいりました。

2つ目のもうかる林業に向けたビジネスモデルの構築につきましては、木材価格の低迷が続く中、川上、いわゆる山林事業者から川下、いわゆる卸売、小売事業者までの人件費を除くコストの削減を図るべく、さまざまな実証事業を行ってまいりました。このような施策を展開することで、川上と川下をつなぎ、製品がつくられてから消費者に届くまでの流れ、サプライチェーンマネジメントを構築することを目的に、現在も取り組みを進めているところでございます。

さらに3つ目の人材育成と確保の取り組みを通じ、幼児・児童向けの木育事業、小中高生向けの林業教室、市民向けの林業フェアといった普及啓発活動のほか、林業へ携わる人への人材育成プログラムを実施してきたところでございます。

次に、人吉賑わい創出事業でございますが、この事業は交流人口や関係人口の創出拡大を図り、本市への移住・定住の推進を図る事業でございます。具体的な取り組みとしましては、平成29年度に本市の移住・定住サイトである人よしライフを開設し、本市の魅力を全国に発信するとともに、本市への移住・定住に関する総合ポータルサイトとして一元的な情報発信を行っております。

また、本市を含む人吉球磨地域全体に人の流れ、特に20歳代以下の若年層の流出入の推移や地域の働く場などについての調査を実施しております。この調査において、Uターン者が再び地域外へ流出する、この地域特有の現象であるZターンという課題が浮かび上がったことを受け、市民の皆様が考える「住み続けたいまち」また、「他地域の人が移り住みたいと思うまち」について語り合うひとよし未来会議などを開催し、多様な御意見を頂戴したところでございます。

最後に、人吉生産性向上協創拠点整備事業でございますが、この事業は人吉市まち・ひと・しごと総合交流館、通称「くまりば」でございますが、これを交流館と地域との交流の場とすることで、交流人口の増加を図り、本地域における観光や商工業などの地域産業の底上げと魅力向上及び認知度の向上を図る事業でございます。

総合交流館としてのくまりばの機能を最大限に発揮するため、同館内に開設しました日本遺産人吉球磨エントランスセンターにおける交流、商品創出、情報発信事業や共同で仕事を

する場所であるコワーキングスペース等を活用してIT企業等の集積を促すことで、雇用の創出につなげる事業、また関係人口や定住人口の中から新たに仕事を始める方が抱える経営課題の解決やサポート等を行う、人吉しごとサポートセンターHit-Bizの取り組みを通じて売り上げアップや経営の安定化を図る事業などを展開してきたところでございます。

このような取り組みを通じ、ひと・もの・しごとの好循環を創出することで多様な働き方の推進や地域経済にイノベーションを起こす施設として整備してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） それでは、さまざまな実証事業を御回答いただきました。その事例とKPI（重要業績評価指標）の現状について、各事業の結果を最も成果があったもの、それから期待ほど成果が見込めなかったもの、この検証結果も併せてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び総合戦略に基づき実施しております施策につきましては、組織としての目標達成度を評価するため、その一つ一つに重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定しております。その内訳としましては、基本目標に掲げるKPIが6件、地方創生推進交付金等に掲げるKPIが35件、総合戦略の各施策に掲げるKPIが31件、合計で72件となっております。

この各施策の成果につきましては、計画期間が最終年度に入ったこともあり、目標数値に対する各KPIの進捗度合いがはっきり見えてきたところですが、中でも、スマート林業関係の林業従事者増加数や人材輩出数、人吉生産性向上協創拠点整備事業における創業支援件数などにつきましては、昨年度末時点で目標数値を上回っており、一定の成果が出ているものになります。

また、ハラル市場向け関連事業による市内新規雇用創出数やサテライトオフィスへの市外事業者の移転に伴う移住者数につきましては、昨年度末時点で具体的な成果が出ていないものになります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 合計で72件のKPIが設定されているということがわかりました。答弁では進捗度合いは見えてきたとお答えいただいておりますが、どう見えてきたのかというのがちょっとわかりにくいので、具体的にお答えはいただけないでしょうか。

また、ハラル関係について若干触れておられますが、これは過去に大塚議員からも何度か質問があっており、喫緊の課題だとは思いますが、通告しておりませんので、質問はいたしません。

具体的な回答をお願いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗度合いを具体的にという御質問でございますが、その進捗度合いについて成果が見えてきたもの、その具体例として、先ほど答弁をいたしましたスマート林業展開事業及び人吉生産性向上協創拠点整備事業について、平成30年度実施分のK P I（重要業績評価指標）の数値を用いて御説明いたします。

初めにスマート林業展開事業でございます。まず、林業従事者増加数ですが、目標の4人に対し実績が12人となっております。近年、木材の伐採・搬出などへの高性能機械の導入が進み、この高度な施業機械の導入により林業従事者の作業内容が変化してきたこと。また、そのことに伴い、仕事の効率化が図られてきたことなど、さまざまな要因が重なった結果、実績値の増加につながったのではないかと考えております。

次に、人材輩出数ですが、目標の8人に対し、実績が21人となっております。この数値は林業従事者への知識や技術習得などのために行った人材育成研修に参加した人数をK P Iとして設定しております。当初の目標数値を上回った理由としましては、スマート林業を実践するための拠点、いわゆる事務局として森林データの整備・活用や林業事業に関する普及啓発活動などを行うスマート林業ラボが設置されたことにより、人材育成に関する取り組みが推進されたことなどが挙げられます。

続いて、人吉生産性向上協創拠点整備事業でございます。この事業のK P Iである創業支援件数ですが、目標の10件に対し、実績が15件となっております。この数値は、昨年12月に開設しました人吉しごとサポートセンターH i t - B i zの創業支援相談件数でございます。実質3カ月半の期間で目標を上回る実績となりましたことは、創業意欲を持つ民間の方々に対し、H i t - B i zの取り組みが一定の効果をもたらした結果ではないかと存じます。

このようなことから、この2つの事業につきましては、一定の成果が出ているものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。その結果を受けて策定する第2次人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たって、行財政健全化計画の策定もございますので、どのような手段でパブリックコメントを実施されるのか。また、それによる市民の皆様からの声をどのように反映させていかれるのか、お伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほどの成果、具体的な回答ですけれども、その結果を受けて策定します第2次総合戦略につきまして、行財政健全化との関係、またパブリックコメントの実施方法等、さらにいただいた市民の声をどのように反映させていくのか、という御質問でございますが、まず初めに、次期総合戦略について、その策定方法から御説明させていただきます。

本市の次期総合戦略につきましては、現在改定が進められております国の第2期総合戦略の基本方針等に沿いまして、その進捗を確認しながら策定作業を進めております。今回は、総合戦略と総合計画を統合し、新たな市の総合計画として一本化し策定する方針としております。そのため、市の総合戦略の各分野、例えば産業経済や教育文化といった各分野の施策の中から、本市が重点的に取り組むべき課題を抽出、再構築し、総合戦略の部分として新たに位置づけを行います。その位置づけの施策として、地方創生のための施策、地方創生施策という名称で各施策を構築する予定でございます。

この地方創生施策につきましては、現在の総合戦略において、成果の要因をしっかりと分析・検証するとともに、行財政健全化の取り組みを踏まえながら構築してまいりたいと存じます。

次に、パブリックコメントの実施方法でございますが、まず募集方法としましては、市のホームページへ掲載するほか、市役所仮本庁舎や西間別館などの各庁舎、市内の各コミセンなどで計画書案を閲覧いただき、御意見を頂戴する予定でございます。実施期間は現時点で12月下旬から1月中・下旬までを予定しております。

また、パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、民間委員で構成する人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会並びに人吉市総合計画策定審議会にて御審議をいただいた上で、第2次総合戦略を含む第6次総合計画の最終案に反映してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） しっかりと市民の声が届きますようお願いをいたします。

続きまして、きのう徳川議員のほうからも質問でございましたが、人吉市環境基本計画、この中で年次報告を拝見させていただきました。本当にたくさんの取り組みを実施されており、頭が下がる思いであります。よって、この取り組みについてはもっと整理をして見える化し、これまで以上に多くの市民の皆様とともに、よりよい魅力あるまちづくりを推し進めていかなければならないと私も強く思ったところでございます。

そのために、国が2018年度から選定を開始しましたSDGs未来都市、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズと読む英文の頭文字を取っておるそうですが、持続可能な開発目標を意味するものだそうです。これを当市も採択する考えはございませんでしょうか。全国では31の都市が選ばれ、10都市には国からの予算も出ていると聞いています。県では、熊本市と小国町が既に取り組みをしており、熊本市においては予算も計上されていると聞いております。今後、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境にやさしい魅力的なまちづくりは地方創生の観点において、大変有意義な取り組みであると思っておりますが、SDGsとはどのようなもので、どのような効果が期待できるのか、採択の考えも併せて本市の見解を

伺います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

SDGs、持続可能な開発目標とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標、MDGsとありますが、その後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標でございます。

持続可能な世界を実現するための17のゴール、いわゆる目標と、169のターゲット（具体的な目標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもの、ユニバーサル的なものであり、現在、国においても積極的な取り組みが進められているところです。

このSDGsにつきましては、本市としても重要な取り組みであると認識しており、現在策定を進めております第6次人吉市総合計画の目指すべき方向性とも基本的に合致してまいりますので、このSDGsの考え方について、総合計画の各施策に関連づけて整理してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。SDGsはさまざまな目標にひもづいております。ほかの自治体におくれをとらないよう、本市におかれましてもよろしく願いをいたします。

次の質問ですが、昨年9月議会において宮原議員から地方創生について質問があり、アイデアソンや未来会議など、移住・定住への取り組みについても詳しく説明をいただきました。その中で、宮原議員のほうから提案が出ていたふるさと住民票について職員を派遣して研修し検討すると答弁がございました。宮原議員より承諾をいただいておりますので、その進捗状況についてお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

昨年の9月議会にて、宮原議員からふるさと住民票の御提案をいただいて以後、ふるさと住民票を提言している民間シンクタンクの「構想日本」に担当職員を派遣し、その理念や、既に本制度を導入している自治体での取組事例などについて、また県内でも天草市が独自の事業として昨年度からふるさと住民制度という関係人口増加に向けた施策を開始しており、そちらにも担当職員を派遣し、事業内容や取り組みの現状、課題などについての調査を行っております。

いずれの取り組みも、住民カードを発行するなど、地域外に住む出身者やさまざまな形でかかわりを持つ人々を関係人口とすることで、地域外の人々と地域が継続的に結ばれることにより、まちづくりへの参加や将来への移住へつながることが期待されています。

本市といたしましても、それら先進事例の取組状況を参考にしながら、移り住む定住人口

や観光などで訪れる交流人口に加え、関係人口の増加に向けた取り組みの実施を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） いまやどこの自治体も、この関係人口の取り合いになっているように感じます。ぜひ、この取り組みを本市でも実行していただきますよう、私からもお願いを申し上げます。

そこで、この各取り組みの中で、地方創生に関する検証が行われた平成29年に、シティプロモーション推進室により移住・定住促進のための「人よしライフ」というサイトが開設されたと、先ほど回答いただきました。本市におけるシティプロモーションという位置づけと、その具体的な業務内容についてお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

地域の魅力を内外に発信することで、地域に対する住民の愛着度を醸成し、地域以外の人に対しては移住や特産品などの売り込み、知名度の向上を目指すなど、シティプロモーションには幅広い概念が含まれております。こうしたシティプロモーションの考え方をもとに、市民の皆さんに行政情報などをお伝えし、また市民の皆さんの御意見を伺い、市政全般に反映させることにより、ふるさと人吉として地域への愛着を深めていただく広報・広聴、市外の人には本市の特産品を返礼品として用意することで、全国の人々から御寄附をいただくふるさと納税、そして市外からの移住と本市への定住を推進する移住・定住の、この3つを主な業務としたシティプロモーション推進室を平成28年4月に設置しております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） いろいろたくさんの業務があるということがわかりました。実は、今回シティプロモーションという名のもとに、検証もそこそこに大事な血税が使われている自治体があるという情報を聞いておりましたので、質問をさせていただいておりますが、本市の移住・定住を促進する目的のために制作された、この「人よしライフ」、このサイトです。これには幾らの制作費用がかかって、その財源はどうしたのか、お伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

移住・定住専用サイトに関する御質問でございますが、本市では移住を希望する人が欲しい情報をすぐ入手できるよう、平成28年度に移住・定住専用サイト「人よしライフ」を作成し、平成29年度から運用を開始しております。作成にかかる費用は約500万円で、財源は国の地方創生加速化交付金を活用いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。本市は無料で使える公式のインスタグラムやフェイスブックなどの活用もしていただいているということも存じております。経費抑制についても、さまざまに努力いただいているんだなと思っておるところであります。答弁いただいたサイトの作成費用、この500万円というのは、国の地方創生加速化交付金を活用したとのことですが、一般市民からすると非常に高くはないですかね。そのように感じるわけでありまして。これも幾つかのサイト作成会社の相見積もりから選定をされて作成されたんだとは思いますが、商売であれば、この投資で幾ら稼ぎ出すのかなと、先に考えるわけでありまして。

続きまして、年間のランニングコストについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほどの運用に係るランニングコストでございますが、サーバーの管理やデータのバックアップなどの保守費用が今年度は年間で約39万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 年間のランニングコストは39万円ということですが、これが高いか安いかという判断はつきかねますが、常に更新をしなければならぬので、これは仕方ない経費なのかなと思うところでありまして。

また、回答いただいたように、サイトだけでは成果に結びつかないということは御承知のとおりであり、大都市圏での移住相談会や面談会などの活動も実施されていると確認し、認識いたしました。移住相談につきましては、電話での問い合わせや来庁までいただいているということで、大変ありがたく思いますし、本市としても都度丁寧に対応いただいているということでありました。

しかしなぜ移住・定住につながらないのか。そこで、実際これまでに何人の方が電話や来庁をしていただき相談されたのでしょうか。結果につながらない主な原因は何なのか。また地方創生加速化交付金をもって活用しているということですが、一般財源からの持ち出しは全くなかったのか。厳しい財政状況の中で、しっかりと運営していただいているとは思いますが、お尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えします。

まず、一般財源の、今回このサイトに係る持ち出しの関係でございますが、先ほど申しました地方創生加速化交付金を活用しており、市からの一般財源の持ち出しはございません。

それから、来庁、電話など、これまでの相談件数はどれぐらいの数なのかとのことですが、シティプロモーション推進室が設置された平成28年度から現在までの合計で49件の相談を受けております。

こうした相談が結果につながらない理由についてどう考えるかとのことですが、

出身地に戻るUターン、出身地とは別の場所に移り込むIターンなど、移住のスタイルはさまざまでございますが、いずれのケースにおきましても、住む場所を変える決断は人生の一大事であり、若い夫婦であれば、仕事、子育て、教育のこと、定年後の移住を考えている人であれば、居住や福祉、公共交通など、置かれた立場や家族構成、さらに言えば人生観などによって移住先を決め、移住先に求めるものは人それぞれであると思います。

公金を使って事業を行う以上、費用対効果を求めるということは重要でありますし、移住者の数など結果を判断基準とする考え方は最もわかりやすいものだと考えております。

現状では、すぐに相談から移住という結果につながってはおりませんが、11月に東京で開催された相談会でお会いした方などが、来春には実際に本市を訪れて市内を見て回りたいというお話もいただいており、その際には市内各所を御案内する予定となっております。

このように、結果とつながっていませんが、お問い合わせいただいた方とは、継続して連絡をとり、今後も相談者に寄り添った対応をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。済みません、質問の中で1つ、まだお答えいただけていなかった件がございます。一般財源からの持ち出しがなかったかということです。答えられましたか、ああそうですか。失礼しました。ちょっとぼーっとしておりました。ありがとうございます。たくさん質問があつて、頭の中が整理できておりませんでした。

作成費用については一般財源からの持ち出しはなかったとのことでございます。しかし、回り回っての公金でありますので、しっかりと運用いただきますようお願いを申し上げます。

また、相談いただいた皆様には、これからもこれまで同様丁寧に接していただき、引き続き本市の魅力をお伝えいただきたいと思います。

また、成果について、移住・定住をすべるとなると、決断は人生の一大事ですね。確かにそうだと思います。だからこそ、関係人口をふやし、移住・定住につなげるために、まず本市を気に入っていただかなければなりません。その手立ての1つに観光人口をふやすことも重要な手段であると思います。これは皆さんも御承知のとおりでございますが、本市を含めた人吉球磨は日本で最も豊かな隠れ里であり、日本遺産です。そして温泉とおいしい食べ物もたくさんございます。

そんな温泉を旗頭にしたフットパスとはまた違ったONSEN・ガストロノミーツーリズムがございます。本市におきまして、この取り組みを支援する考えはないのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

また片仮名で恐れ入ります。社会の国際化、グローバル化の進展の中、私自身今さら聞けない専門的な用語も多々あるところがございます、アンテナを高くしまして情報の収集把

握に努め、行政戦略に生かしてまいりたいと思う次第でございます。

まず、ONSEN・ガストロノミーツーリズムの内容につきまして御説明させていただきます。この言葉の由来といたしまして、欧米にガストロノミーという学問的な分野がございまして、食事や料理と、それにまつわる歴史や自然、文化について考察するものでございます。私が40年前に購入いたしました英和辞典を久し振りに開きましたが、ガストロノミーは美食学、料理法と訳されておりました。ガストロノマーは美食家、食通、料理通とございました。この近くのファミリーレストランチェーンの3文字の店名はスペイン語のおいしいに由来するものとのことでございます。

そのガストロノミーツーリズムという、いわゆる旅行の要素を加え、旅先の土地ならではの食事を楽しみ、自然や歴史、文化を知るといった旅の形態で、欧米を中心に普及しているようでございます。

そこで近年、このガストロノミーツーリズムという旅の形態に加え、日本各地にございませぬ世界に誇る日本の温泉に特化しました、その要素を取り込んだ旅の形態としまして、一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構が商標登録し、温泉地を中心に全国展開されているものでございます。ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構の温泉のロゴは漢字ではなくローマ字表記の大文字で「ONSEN」で登録してありまして、「SUSHI」や「NINJA」と同様に、海外に温泉をアピールする国際語になるようお願いを込められ、ロゴ表示されているところでございます。

その推進機構は、ANA、全日空の子会社である株式会社ANA総合研究所を事務局といたしまして、飲食店の情報サイトぐるなび、温泉宿を中心とした宿泊予約サイトゆこゆこなど、14の正会員、13の一般会員、さらに45の自治体会員、熊本県では山鹿市、上天草市、阿蘇市、天草市で構成されており、会員自治体におきましては、本年度ONSEN・ガストロノミーウオーキングを全国各地で30回開催される予定でございます。取り組む考えはということでございますが、本市におきましては、既にひとよし温泉女将の会さくら会が窓口となっておりまして、ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構と開催につきまして協議を重ねられており、本年10月20日には上天草市で開催されましたイベントの視察も実施されたとお聞きしております。

本市といたしましても、関係人口、交流人口をふやすための絶好の機会であり、旅館やホテルを中心とした民間からの機運の盛り上がりでもございますので、今後、実行委員会が立ち上げられるものと存じますが、周知や募集も含め、開催準備に一定の期間を要するとお聞きしておりますし、規模も開催地によって大小さまざまなようでございます。

したがいまして、来年度以降の開催に向けまして、さくら会を初め、人吉温泉観光協会など、関係機関と適切な役割分担のもと、協議を重ね、行政といたしましても可能な限りの支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。しっかりと御支援をいただき、多くの人吉ファンが持続的に増加いたしますように、よろしく願いをいたします。

さて、過去の一般質問でも多くの質問が行われておりますように、地方自治体の存続、存在目的において重要なことは、地域にかかわる人々の持続的な幸福をつくり出すことだと考えます。今後も、他地域との差別化を図り、優位性のあるブランド化を進めていただき、SDGsの後押しも含めて、計画の策定をいただきたいと思います。

最後に1つ御提案を申し上げて、この項目についての質問は終わりにしたいと思います。

御存じの方もおられると思いますが、東京都にある大正大学には、「いま日本に必要なのは、地域の発展を担う行動力に富んだリーダー。」をコンセプトに、地域創生学部という学部がございます。東京で人材を育て、地元や地方へ回帰するという考えのもと、教育や研究に取り組んでおられます。1年生と3年生のときに、各学生が希望した受け入れ自治体、広域地域自治体連携コンソーシアムというそうですが、ここで40日間調査研究、研修活動をし、地方が抱える問題や課題を洗い出し、未来への可能性を見つけて、自分たちで検証する。そして、持ち帰ったさまざまな地域の魅力を東京で発信する。大学がある巣鴨では、そんな各地方のアンテナショップ「座・ガモール」というものを学生たちが運営しております。

この自治体連携コンソーシアムに熊本県も掲載されており、玉名市は入っていましたが、人吉市は残念ながら入っていませんでした。学生の皆さんは研修期間中に、その地域で生活をし、地域のいろんな人たちと触れ合い、地元には気づかないような魅力、歴史遺産や農作物、観光資源や人とのかかわりの中から、地元の人には見えなかった宝物を発見してくれています。そして、それらを生かし、新しく仕事もつくり出し、都会で発信してくれています。ひょっとしたら、研修でこの地を訪れた学生の皆さんが本市を気にいってくれ、定住してくれるかもしれません。移住・定住はしないまでも、何年かに一度訪れてくれる、そんな地に人吉市がなる可能性を持っております。まさにこれが関係人口増加へとつながる仕組みになるのではないかと強く思ったわけであります。

このような取り組みをぜひ本市でも実行していただきたいと思うわけでございますが、受入側としての経費など発生するかもしれませんので、そういう予算の確保が必要であるかもしれませんが、ぜひ本市でも実行していただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

私のほうからは、特に連携に係る経費、負担的なものとして御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、大学との連携につきましては、まちづくりとか地域社会の発展に関することなどを

目的に、連携協定を締結しております。連携協定に基づくさまざまな取り組みについては、本市の課題に対し、講義内容、大学の意向と合致した中で学生の受け入れ、また市が実施するさまざまな事業等において、大学教授の御協力をいただく場合などがございます。予算に関しては、本市にお越しいただく際の謝金、旅費、会場使用料等が発生する場合がございますが、連携協定そのものに対する予算計上は特に行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。私も青井神社のおくんち祭りには、もう20数年間参加しております。そこで、各大学のほうからも来て、参加していただいておりますけれども、そういう関係人口増加が非常に大事だなと思っております。今の私の提案と部長の回答をあわせるところで、松岡市長、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

本市の大学との連携といたしましては、平成20年に熊本県立大学と歴史や伝統文化を生かしたまちづくりなどについて、平成23年には熊本学園大学と地域社会の発展に係る調査及び研究に関することなどについて包括協定を締結し、球磨地域に学生を派遣してまちづくりを学ぶ県立大学のKUMAJECTなど、これまでも包括協定に基づいたさまざまな連携を行ってきております。学生ならではの意見や地域外からの視点など、大学と連携した取り組みは、まちづくりを進める上において参考になることも多く、また議員がおっしゃいますように、こうした取り組みを通じて、学生と本市が結びつくことが関係人口の増加にもつながり、さまざまな場面で地域づくりへの参加や将来の移住にも広がる可能性があることから、包括協定を結んでいる大学以外にも、多方面で大学等との連携を深めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ぜひ、我々もいろんな旅行に行って、その地元の人では気づかないことに気づくように、よそから来た人たちは、いろんなキラキラとしたものが見えると思うんですよね。ぜひ取り組みのほうは前向きに進めていただくようお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

先日、多良木町において、古民家再生の先駆者であるアレックス・カーさんの講演がございました。その講演では、何もないことの魅力を発信することの大切さ、それと歴史的遺産を生かしたブランディングの必要性、それらのPRの重要性を強く訴えておられました。また、11月29日には本市のコワーキングスペースにおいて山下保博さん、建築家の方が、伝泊——伝統・伝説に泊まるという意味だそうですが、その伝泊で、奄美大島の空き屋から伝統

のある建物を魅力的にリノベーションして、関係人口増につなげていらっしゃいます。その勢いがまさにまちづくりにまで及んでおり、この伝泊は日本中に飛び火をして、今度JALと提携して、「SAMURAI KYUSHU」、武家屋敷を宿泊施設にするんだそうですが、これを計画中だそうです。その中には人吉市もめでたく入っておりました。

前置きが長くなりましたが、山下さんいわく、これからは数字で物事を語る時代ではなく、質で語る時代だそうです。ほかの地域からこの人吉に来ていただいた方たちには、その質が見えるように思います。ぜひ大正大学の地域創生学部、またはそれに準じた学生さんや企業の皆さん、受け入れ先として登録いただきますようお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 45 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

4 番。牛塚孝浩議員。

○4 番（牛塚孝浩君） 続きまして、2 点目、プレミアム付商品券についてであります。本年 9 月の新聞報道では、本市は 5,000 円分の券を 4,000 円で販売している。対象者は約 7,500 人であるが、8 月時点での申し込みは 1,000 人程度（13%）しかないと掲載されておりました。また、取扱事業者も 200 店しか申し込みがないとのことでありましたが、あれから 2 カ月経過した現在、状況はどう変わったか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券の対象者は基準日の平成 31 年 1 月 1 日現在で、人吉市にお住まいの方、住民基本台帳に登録されている方のうち、平成 31 年度市民税が課税されていない方と、平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに生まれたお子様を持つ世帯の世帯主となっております。

市民税非課税の対象者につきましては申請が必要となるため、対象と見込まれる 5,137 世帯 7,696 名に対し、7 月 30 日に商品券購入引換券交付申請書を送付いたしました。市民税非課税対象者のうち、申請者数は 8 月末時点で 1,164 名、15.1%、10 月末時点では 3,025 名、39.3% となっております。県内 14 市の中では一番高い申請率でございます。

県内 45 市町村におきましても、嘉島町の 51.0%、五木村の 44.4% に続きまして、3 番目という申請率となっております。直近の数値では、11 月末時点で 3,082 名の 40.0% と増加しております。

なお、申請の必要がない 3 歳未満児の子育て世帯につきましては、9 月 27 日に 800 名、10 月 25 日に 40 名の世帯に対しまして、それぞれ商品券購入引換券を送付しております。

次に、商品券を利用できる取扱店の数でございますが、8月末時点では184店舗でしたが、11月末現在におきましては214店舗に増加しております。取扱店の募集につきましては、平成27年度に実施しましたプレミアム商品券発行事業と同様、今回も人吉商工会議所が申請窓口となっております、広く募集したところでございます。前回、商品券利用実績がなかった店舗におかれましては、今回の取扱店登録を見送られたという報告も受けておりますが、より多くの店舗に御協力いただけるよう、人吉商工会議所を通じて、今後も随時取扱店の募集を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 直近で3,080名、40%になったと回答いただきました。また、11月末のぎりぎりまで調べていただきましてありがとうございます。また、取扱店舗も214店舗にふえ、人吉商工会議所様にも御尽力をいただいているということでございます。この場をかりて感謝を申し上げたいと思います。そもそも今回の企画は消費税の増税による対策として実施されていると思うわけですが、新聞報道によれば、申請率が伸びない理由の1つ、手続が面倒であるが1番、購入資金がないが2番と掲載されておりました。また、庁舎へ行く交通手段がないという回答もあっているようでございます。御高齢者の年金生活者の方へ聞き取りをしたところ、中には、そんな通知は来ていないよという声も聞かれました。今後の対策について、どのようにされるのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおりに、新聞報道等でもございましたとおり、受付窓口や電話でのお問い合わせの中でも申請手続の煩雑さや自己負担が生じることへの不満のほか、商品券を利用する際、おつりが出ないため使いづらいなど、本事業に対するさまざまな御指摘をいただいております。交通手段がないというお声につきましては、本市の場合、申請者の利便性を考慮し、申請書を送付する際に返信用の封筒を同封いたしまして、郵送による申請受付を基本としたところでございます。

また、高齢の年金受給者の方に通知が届いていない場合があるとの御指摘でございますが、今回のプレミアム付商品券は御本人の市民税が非課税であっても、市民税課税者に扶養されている場合や同じ世帯内に市民税が課税されておられる方が含まれている場合は、申請の対象とはならないと定められておりますので、いずれかに該当する場合は、申請書が届いていない可能性はございます。

このように、制度自体がわかりにくい側面も申請率の低下を招いている要因かと存じますので、今後、対象者への申請勧奨を初め、受付窓口や電話でのお問い合わせの際には、わかりやすく丁寧な説明を心がけ、申請率の増加につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 既に12月であります。期間も短くなってきましたので、申請率の向上に向け引き続き丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

全国的に不調であるという今回のプレミアム付商品券ですが、自治体ごとに利用しやすいように工夫を凝らした実施ができなかったのかなと思っております。また、令和2年2月までの販売だとも聞いておりますが、買い物弱者、低所得者に対して一定の効果が今後望まれるのか、本市の見解を伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員御指摘のように、今回のプレミアム付商品券は、対象となる方からの申請率が全国的に見ても3割程度と低いことが課題となっております。商品券の購入金額単位、購入回数につきましては、対象者の要件と同様、国が実施要領で定めておりますが、これは購入する際の対象者の経済的負担を考慮したものとされております。商品券は対象者1人につき1冊5,000円分を5回まで、総額で2万5,000円分、販売金額といたしましては2万円となりますけれども、2万5,000円分までは御購入がいただけます。

議員お尋ねの各自治体の裁量で商品券を利用しやすいように工夫できなかったか、という御指摘に関しましては、本市の商品券は1冊当たり500円の10枚つづり、額面金額5,000円を4,000円で販売しておりまして、利用しやすいように1冊単位で購入できることとしております。

次に、申請率が低いことを受けまして、当初受付期間を令和元年10月31日までとしておりましたが、12月27日まで2カ月間延長をいたしました。また、申請がお済みでない対象者に対しましては、10月2日及び12月3日の2回にわたり申請勧奨通知を発送するなど、繰り返し個別通知を行っているところでございます。

なお、本市発行のプレミアム付商品券は購入の際の利便性を考慮し、市内6局の郵便局の窓口で、令和元年10月1日から令和2年2月28日まで販売いたしております。各郵便局での販売は、月曜日から金曜日までとなっておりますので、臨時的対応といたしまして、去る10月19日、20日の2日間、土曜日と日曜日ではございましたが、西間別館敷地内のプレミアム付商品券事業対策室内におきまして販売会を開催いたしました。

商品券の販売期限につきましては、令和2年2月28日までとなっておりますが、取扱店での商品券利用につきましては、一月長く、同年3月31日までとしております。

最後に、買い物弱者、所得の低い方々が利用しやすく、また一定の効果は望まれるのか、という御質問でございますが、本市の商品券取扱店におきましては、食料品、日用雑貨、燃料などの生活必需品はもちろん、タクシー代や調剤薬の自己負担分にも御利用いただけます。プレミアム付商品券が消費税の引き上げによる家計への影響を緩和するという本事業の趣旨を踏まえまして、一定の効果を生み出すためにも対象者にとって利用しやすくお得な、文字

どおりプレミアム付の商品であることを十分御理解いただくことが何より重要ではないかと存じます。

取扱店各位におかれましても、商品券の利用範囲まで含めた広報を行うなど、利用促進に向けた御協力をお願いし、プレミアム付商品券が日常的な消費の下支えとなるよう本事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） いろいろと努力いただいております。その結果が数字にあらわれているんだなと感じました。年末年始にかけては通常以上に出費が多くなりますので、対象となっておられる皆様にはぜひ利用をいただきますよう、いま一度周知いただきますようお願いを申し上げて、この質問を終わります。

3点目でございますが、安全・安心なまちづくりとは、実に多様な項目がございます。本市は平成16年5月に「人吉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（人吉都市計画区域マスタープラン）」を作成されております。その中で、「人にやさしい安全・安心な都市づくり」と題し、「まちづくりの基本は、誰もが生活し易く、安心して暮らせる住み良いまちをつくることである。それは人口減少、少子高齢化が進む状況ではますます重要な意味を持つため、今後のまちづくりでは、区域の人口規模や行動圏の狭い子供や高齢者に合わせたコンパクトな都市の形成、生活の質的向上に貢献するような基盤施設整備を行うことが重要であり、また、誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めることが求められる。」と記載されております。

また、その中の交通施設、a、基本方針というもののなか、「急速に高齢化が進む本区域において少子高齢化社会の到来を考慮すると、自動車交通だけでなく、交通弱者であるお年寄りや子供、身体障がい者まで何不自由なく自由に移動できる交通体系を確立することが必要である。よって、自動車を持たない、もしくは運転ができない人や、公共交通機関で訪れる遠方からの外来者等の利便性を確保するため、公共交通機関の充実、公共交通機関と自動車等の各種交通機関の連携強化、快適な歩行者空間の形成、交通施設におけるユニバーサルデザインの導入等を促進し、誰もが不自由なく使える快適で利便性の高い総合交通体系を確立する。」という文言が記載されております。

そこで、本年6月に初めて一般質問させていただいた交通弱者についての質問の中で、特に喫緊の課題であると思われまます運転免許証返納者への取り組みと予約型乗合タクシーやドア・ツー・ドア試験運行再開について、その後の対策と経過を伺います。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えします。

公共交通については、人口減少や高齢化による利用者の減少、運行経費の増加等による事業収支の悪化、また交通事業者のドライバー不足により地域公共交通サービスの維持や確保

が困難になっています。

一方で、高齢者の運転事故の多発といった社会問題により運転免許の自主返納の件数が増加しており、高齢者や障がい者といった交通弱者の方々の移動手段の確保について不安が高まっており、地域の公共交通をめぐる環境はますます厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、令和元年6月定例市議会において御質問いただきました交通弱者に関するその後の対応状況でございますが、運転免許返納の取り組みにつきましては、人吉警察署に御協力をいただきまして、警察署窓口には運転免許返納後の公共交通の料金割引制度についてのチラシを設置いただき、高齢者の方々にもより制度を利用していただきやすいよう、警察との連携を図っております。

高齢者を対象とした交通安全教室の出前講座につきましては、交通安全教室を所管する防災安全課におきましては、今年度は開催しておりませんが、企画課が9月に瓦屋町のデイサロンにお邪魔させていただき、参加された高齢者の皆様に予約型乗合タクシーの利用方法について御説明させていただいたところでございます。皆様乗合タクシーについて非常に関心が高く、たくさんの御質問や御意見をいただいたところでございます。

次に、予約型乗合タクシー及びドア・ツー・ドアの区域運行につきましては、既存の路線バスの運行体系、経費などを勘案しながら、交通事業者と協議を行っているところでございます。

また、先日今後の取り組みの参考とするべく荒尾市に職員を派遣し、A I等を活用したオンデマンド型相乗りタクシーの実証実験について説明を聞いてきたところでございます。

今後につきましては、厳しい財政状況の中ではございますが、他自治体の事例も参考にしながら、交通弱者の方々にもより利用しやすい交通体系づくりを検討してまいります。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 免許返納についての啓発活動につきましては、警察署のほうと連携を図ってやっただいていてということで、ありがとうございます。

それから、デイサロンでの説明、これはまだなかなか思うように開催できていないようでございますが、今後も引き続き努力いただきますようお願いをしたいと思います。

御回答いただいた荒尾市が取り組んだ、これは乗合タクシーではなくて、相乗りタクシー事業だそうですね。その実証実験については、私も調べさせていただきましたが、今後、本市においても大変魅力のある取り組みだと思いました。何でかという、ショッピングセンターの利用者の方に相乗りタクシーの割引券を発行するとか、コンビニでのサービスでジュースを付加するとか、地域の経済といいますか、民間の事業者の方も巻き込んで、利便性を図っているという点は、今後重要な要素となり得るのではないかなと感じております。職員研修も実施されているということでございますので、ぜひ前向きに検討いただいて、ドア・

ツー・ドアにかわる、一步先行く乗合タクシー事業として本市で実施までこぎ着けていただきたいと、強く要望をいたします。

そのほか、公共交通につきましてはさまざまな課題があつて、移動手段についての確保が難しい状況であるとのことをございますが、高齢化支援それから集落支援の観点からこれに対応できるような手立てはないのか、お伺いをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

高齢者の支援という観点から、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、介護サービスの確保、医療・健康づくりの取り組みとあわせまして、日常生活の支援を包括的に提供できる体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が必要でございます。

その中で、地域における住民同士の支え合い、いわゆる互助が高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支える一助となりますことから、本市におきましては高齢者福祉及び地域福祉の観点から、各校区社協活動を基盤とした支え合いの仕組みづくりを進めております。

具体的には、平成28年度から社会福祉協議会に委託して進めております生活支援体制整備事業でございますが、校区や町内会での話し合いにおきまして、高齢者の移動支援や買い物支援のニーズは把握されております。これらのニーズに対しまして、その地域の実情に合った持続可能な形で支え合う方法などについて、住民の皆様と一緒に話し合いや事例研究等を現在は行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 人吉市社会福祉協議会における取り組みを御説明いただきました。少人数の家庭や高齢化がますます進むこれからは、そんなまちとか校区単位での支え合いがさらに重要になると私も思います。私も実家の町内で除草作業とか溝さらえとか年に四、五回ほど出ておりますけれども、若い方はちらほらで、70歳以上が半数を占めて、最高齢者は90歳以上の方が出てこられています。どうぞ、調査研究に加速をつけていただいて、しっかりとした持続可能な仕組みづくりをよろしく願いを申し上げます。

最後に、高齢化が進む一方で、本市におきましても免許証返納については、どうしても不都合や不便が伴うことから、仕方なく運転を続けておられる方も非常に多いと思います。そんな中、新聞報道などでもありましたように、政府は2021年11月をめどに国産の乗用車へは自動ブレーキの搭載を義務づける方向で調整に入ったと記載されておりました。そういう御高齢者の方々に対し、踏み間違えによる交通事故を未然に防ぐため、県下では玉名市や五木村が高齢者を対象にブレーキサポート機器の購入に対する補助金を出しております。県も来年1月から補助金を出す方向で予定しているとのことでありますが、本市におきまして、ブレーキサポート機器の購入やあおり運転とか、交通事故の際にその記録にも役立つドライブ

レコーダーなどの購入に対して、補助金を出す方向で検討はされていないのか、伺います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

交通死亡事故の多発に伴う高齢運転者に対する交通事故防止対策は喫緊の課題となっております。この課題に対し、国や県を初め、県内の自治体ではさまざまな対策を打ち出し始めていることは、本市でも承知をしており、本来であれば本市でも速やかに有効な対策を講じるべきではございますが、現在、行財政健全化計画を推進している本市におきましては、安全運転支援のための補助制度を新たに実施することは大変困難である状況でございます。

したがって、まずは熊本県の取り組みの進みぐあいを見守り、有効な対策について今後も検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 本市ではちょっと難しいということですが、行財政健全化については、今会期の所信表明でもあり、ほかの議員さんの一般質問でもたくさん質問があって、認識をしております。国も県も同様に極めて厳しい財政状況の中で、さまざまな事業の遂行や社会活動、激甚災害の復旧・復興に取り組まなければなりません。理解もしております。

そういうことであれば、県が取り組む補助申請の窓口ですね、これを当市のどこかに設けていただいて、当面の対策としていただけないのか伺います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

ブレーキサポート機器の補助につきましては、熊本県交通安全推進連盟が事業主体となっております。補助事業の名称を高齢運転者安全運転装置設置支援事業補助金と申します。この補助事業の概要は、全国的に高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる深刻な事故が発生し社会問題となっていることから、熊本県と熊本県交通安全推進連盟は高齢運転者に対する後付けのペダル踏み間違い防止装置の設置に対し支援を行っております。

制度概要につきましては、熊本県在住の高齢運転者70歳以上の方が、県内の協力店舗で後付けのペダル踏み間違い防止装置を購入・設置される場合、熊本県交通安全推進連盟がその費用の一部を負担いたします。支援制度の利用の流れといたしましては、高齢運転者、いわゆる購入者が協力店舗へ装置の購入・設置を相談し、設置日の予約を行い、その後予約日に購入者が来店し、申込書等を提出した後、協力店舗が本人確認の上、装置を販売・設置し、使用方法等について説明を行います。購入者は協力店舗へ購入設置費から最大3万円を差し引いた額を支払うこととなります。設置しておりますと先ほど申しましたけれども、事業期間は令和2年1月8日から令和2年2月29日までとなっております。

このように、高齢運転者、いわゆる購入者は直接購入店舗での手続となりますので、市における補助申請等の窓口は必要ないものでございます。しかし、この補助制度に関し、お尋

ね等がございましたら、市防災安全課まで御相談いただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 防災安全課で相談窓口としていただけるという回答をいただきました。ありがとうございます。

事業期間についてもお答えをいただきましたが、結構短いんですね。2カ月弱ですか。しかし、市民の皆様の中には希望される方もいらっしゃると思いますし、補助申請につきましては、年齢の条件などもありますから、御高齢の方に限られると思います。手続や申請についてはプレミアム付商品券の申請同様、これ以上にもっと面倒に思われる作業だと思しますので、申請者の数は未知数であります。問い合わせがあった場合は、市民の皆様へは親切丁寧な対応で寄り添っていただき、利便性の向上を図っていただきますようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時27分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） 議員の皆さん、市民、職員の皆さん、こんにちは。1番議員の松村太です。令和元年最後の一般質問を務めさせていただきますので、今しばらくおつき合いますようお願いいたします。

本日の質問項目の1つ目は、人吉市の水害対策、2つ目は、人吉市の保険者機能、3つ目はこれからの教育環境整備、4つ目は市民からの御意見の4項目でございます。

思い起こせば、今年の今ごろは自分の決断に迷いに迷っていたころでございます。しかし、それからあっという間に1年が過ぎました。あのときの決断は間違いではなかったと感謝しながら、学びの日々を過ごしています。実際に市議会議員になりまして、その仕事の奥深さと責任に緊張の毎日ですが、いつも何か新しい体験をするたびに、新しい人との出会いがあり、何かしらかかわりを持つ方々がふえていっております。その点でいきますと、私の知り合いの人数は爆発的にふえています。たびたび人吉市の人口減少が話題になりますが、議員活動を通じまして知り合いがふえていくと、この人口に占める私の知り合いの人数の割合は逆にふえていっております。数字では人口は減少しているのですが、その中でも知り合いがふえていくと、自分の活動にも幅ができ、また生活にも多くのバリエーションがふえ、嬉しいことに人吉市の中で、私の交流人口は増加の一方です。

こうして考えますと、人口減少をすぐに解決することは難しいのですが、この人吉市のま

ちの中で、1人の人に新しいかかわりが1つでもふえることで、新たな人との交流が生まれ、生活に活動の選択肢が広がり、暮らしの中に活力を見出していくことができるのではないのでしょうか。これが人吉市のまちに住む私たちに今すぐできることではないのでしょうか。

この、市民一人一人の町なか交流人口増加、これがかなうなら、ことし全国各地で猛威を振るった災害にも向こう三軒両隣の精神で声をかけ合い、手を取り合い、老いも若きも一緒に命を守ることができるのではないのでしょうか。何も災害など、何十年に一度のことばかりではなく、毎日の生活の中にも、地域での交流人口がふえれば、多くの不安は取り除かれ、温かい見守りのある空間が生まれてくるのではないのでしょうか。

そういった地域で、そのまちで生まれ育った子供たちには必ずその温もりが伝わり、明るく元気なその笑顔で、このまちをさらに温かい雰囲気にしてくれるはずです。その実現にも、この人吉市のまちの皆さんのために、私が行政の皆さんと前のめりで進めていきたいことをお尋ねしてまいります。

行財政健全化の話が今回は特に多く、喫緊の課題として取り組む姿勢を議会も人吉市の行政としてもお示しできたと思います。だからといって、何かマイナスに動くことばかりを連想するのではなく、市民の皆さんにお節介と言われるぐらいのサービスを御提案できるように、議論を深めていきたいと思います。

では、前置きが長くなりましたが、1つ目の質問、人吉市の水害対策についてお尋ねします。今回は、多くの議員がお尋ねになっておりますので、人吉市マルチハザードタイムラインのことはお尋ねしません。その完成後に地域コミュニティタイムラインも作成されることでしたので、また完成時に詳細をお伺いしたいと思います。

ことしの災害については、被災地におかれましても、日ごろよりさまざまな災害対策、計画、訓練など実施され、有用な情報が地域の皆様へ適宜提供されていたものと思います。これは、今回の一般質問の中でも本市として数々の計画、対策を答弁されていることでも理解できます。しかしながら、実際はあのような未曾有の被害をこうむったことは、皆様も知るところであります。インタビューに答える方々が、「ここまでひどい被害になるとは思わなかった」「ここまで水が来るとは思っていなかった」など、過去に経験のない災害であったことに大変驚いておられました。タイムラインなどの災害対策、ハザードマップなどの備えはあったはずなのに、人命にかかわる被害も甚大でありました。

そこで、改めて考えてみました。前回も申し上げましたが、大雨をとめることはできませんが、備えることで命を守ることはできます。それは、本市にとりまして、防災・減災はハザードマップでありタイムラインなどに基づく情報提供、早期の避難所の開設などです。そしてもう1つ、最も有効で重要なことは、市民の皆様お一人お一人の避難行動です。万一大規模災害が発生した場合、人吉市全職員は途絶えることなく災害対策を実行いたします。どこの被災地でも自治体職員が我が身を振り返ることなく職務を全うしていることも、皆様は

御存じだと思います。これだけ備えているにもかかわらず救えなかった命が数多くあるのです。それでも災害で命をなくすことを防がなくてはなりません。

これまで市内の身近な河川の増水状況を主に注意して見てきましたが、ことしの水害のこれまでにない広域化に対して、球磨川水系全体の浸水予想やその予想最大値などを示す情報はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今般の災害は、地球温暖化の影響により局地的に激しい雨をもたらし、災害が激甚化の傾向にあります。幸い本市におきましては、ここ数十年大きな災害に見舞われていませんが、今日の状況を見ますと、どこで大規模な災害が発生してもおかしくない状況にあります。球磨川に係る浸水想定区域図は、水防法に基づき、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所が作成されておりまして、平成16年12月に公表されました浸水想定区域図は、想定降雨規模をおおむね80年に1回程度起こる規模の降水量として、人吉地点上流域において2日間の総雨量を440ミリと設定されておりまして、現在市内全世帯にお配りしている人吉市総合防災マップ、ハザードマップでございますけれども、これはこの浸水想定区域図を使用しているところでございます。

その後、平成27年5月に水防法の改正が行われ、想定を超える浸水被害が多発するため、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水区域に拡充することが定められまして、八代河川国道事務所は平成29年3月29日に想定最大規模の球磨川水系洪水浸水想定区域図を公表されたところでございます。この降雨想定は、人吉上流域の12時間総雨量を502ミリと設定されており、単純に12時間で割り戻しますと、時間雨量は約42ミリとなるところでございます。

平成16年公表の浸水想定区域図と比較しますと、やはり浸水区域が大きく広がる想定となっておりますので、市としましても、なるべく早くハザードマップを更新し、市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えているところでございますが、ハザードマップは浸水想定区域だけではなく、土砂災害危険箇所や避難所等など、さまざまな情報を掲載しなければなりませんので、情報がある程度固まり次第更新したいと存じます。

想定最大規模の浸水想定区域図は、八代河川国道事務所のホームページで閲覧することができますし、市ホームページ防災マップからもリンクをさせておりますので、閲覧ができるようになっているところでございます。ハザードマップの更新にはもうしばらく時間がかかりますので、その間は、八代河川国道事務所が公表しております浸水想定区域図で御確認いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 想定を超える浸水被害が多発するために作成された防災マップということで、今情報提供いただきました八代河川国道事務所のホームページの中に球磨川水系洪

水浸水想定区域図（想定最大規模）〈球磨川、前川、南川、川辺川〉上流部というリンクがあるということでございます。本日印刷したものを持ってきました。上球磨から球磨村まで最大浸水域をピンク色の濃淡で示してございます。答弁にもありましたように、現在全戸へ配布してありますハザードマップのデータの4倍の時間雨量、1時間当たり42ミリの雨が12時間降り続いた場合という想定の地図でございます。

早速自分で気象庁のホームページで調べてみました。42ミリの雨ということで、30ミリ以上50ミリ未満に当たり、激しい雨と天気予報で表現され、バケツをひっくり返したように降る雨がこれに該当するそうです。この雨量で道路が川のようになり、高速走行時には車輪と路面の間に水の膜ができるハイドロプレーニング現象が起き、ブレーキがききにくくなるそうです。こういった基準に適合する大雨、激しい雨ということでございます。

こういう状況が12時間続くわけですので、誰もがいつもと違う、そう感じられるはずの雨だと思います。万が一ですが、これだけの雨が降りますと、地図に示されたような浸水被害が発生すると予想されております。私の住む鶴田町、さらに拡大して我が家を確認しますと、この地図で浸水した場合の深さは何と5メートル、濃いピンク色のエリアとなっております。2階の床より高くなる可能性があるということです。それならば、歴史的大雨が降るとすれば、いつまでも自宅にとどまらず、安全な場所を決めておき、災害発生前に避難することを家族で話し合っておくことが必要となります。そして、家族のみならず、地域でこの情報を共有し、ともに対策を考えていくことが大切だと考えます。皆様もぜひこの後ホームページで御確認され、身近な方々みんなで確認されますようお願いしたいと思います。

これまで市民の皆様にお知らせしてきた警報は、川の水があとどれくらいで堤防を越えてしまうかというものでした。これまではきちんと災害の想定内で計画された堤防による防災対策で対処ができてきたのですが、今お話ししていることは、想定外の場合についてです。もし、堤防を越えるほどの雨量が予想されるとき、避難をなかなかされない市民にどういったら避難行動に移っていただけるのか。その判断する指標として、警報の基準または浸水レベルの予想を段階的に市民へ情報をできないでしょうか。お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

現在河川の水位予測または氾濫予測につきましては、河川管理者が行っており、球磨川であれば八代河川国道事務所、水位周知河川の胸川、万江川であれば球磨地域振興局から情報提供を受けて防災対応を行っているところでございます。球磨川においては、一定の水位に達しますと、3時間先までの水位予測の情報が提供されます。また、気象庁のホームページからは危険度分布図として、洪水、浸水、土砂災害の項目で1時間先の予測を見ることができます。そのほか、1時間ごとに河川水位及び降雨量を記録し、状況の変化を監視して防災対策を行っているところでございます。現時点では、氾濫の予測までは行われておりますが、リアルタイムでの浸水区域の予測はできないようでございます。しかし、浸水区域予測は防

災を預かる行政といたしましては、ぜひ開発していただきたい技術情報でございますので、早い開発を期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 残念ですが、刻々と変化する気象状況を正しく素早く判断するというのは現代の科学をもってしても難しいということでございます。

では、現段階で市民がみずから判断し避難するために、市はどのような情報を提供されるのでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

避難を判断していただく情報といたしましては、まずは河川の水位でございます。水位を御確認いただく方法としましては、国土交通省のホームページ、熊本県のホームページ、気象庁のホームページからごらんいただけます。また、国・県におかれましては、現在危機管理型水位計を設置整備されておりました、避難に役立つ目的となっており、洪水による水位が堤防高まであと何メートルとかいう情報を提供されるものでございまして、スマートフォンから見るができますので、ぜひアプリ登録をお願いしたいと存じております。

市が提供する情報といたしましては、避難情報になってまいります。予防的避難として、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始、災害の危険度が高まった場合に発令する警戒レベル4、避難勧告、避難指示（緊急）、大雨特別警報発表や氾濫発生情報に伴う、警戒レベル5、災害発生情報、これを防災行政無線、Lアラート、エリアメール、テレビの文字情報デタポン、市ホームページ、SNS、消防団による広報活動にて、情報発信をいたしております。

また、日ごろから気にとめていただきたいのが、ハザードマップの確認でございます。御自宅の周りにどのようなハザード、危険があるのか。浸水区域内にあるのかどうか。浸水深、この深さが何メートルになるのか。いざというとき垂直避難、自宅の2階や3階に避難することでございます。この垂直避難で助かるのかなど、事前の心構え、備えが大変重要になりますので、いま一度御確認をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 事前情報、予想をしっかりと受け取って、刻々変わる状況をしっかりと判断できる事前準備と、その後の行動が重要ということだったと思います。これからはしっかりと防災・減災の準備と啓発活動を続け、人吉から一人の犠牲も出さないよう目指してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、2つ目、人吉市の保険者機能について、質問してまいります。高齢化社会の医療・介護にかかわる非常に重要な保険者機能のうち、保険事業を通じた加入者の健康管理

や医療の質や効率性向上のための医療提供側への働きかけなど、その機能の発揮と向上を目指す取り組みが求められています。

これまでお尋ねしてきた他職種が連携参加する地域ケア会議、また効果的な介護予防の実施の実践により、要介護状態の維持・改善、必要に応じた地域ケア会議の開催を目標に、保険者機能強化推進交付金が厚生労働省より交付されていると思いますが、主に人吉市ではどのように活用されていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間の延長を行います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員お尋ねの保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、介護度重度化防止や介護予防等の取り組みを進めるため、市町村の保険者機能を強化していく趣旨で、平成30年度から市町村への交付金として制度化されたものでございます。高齢者の自立支援、介護度重度化防止に関するさまざまな取り組みについて、客観的な評価指標が設定され、その達成状況により点数化された評価結果により、市町村への交付金額が決定されます。平成30年度の本市への交付額は636万1,000円でございます。

また、交付金の趣旨から、デイサロン、ゆるりんサロンなどの運動や社会参加の場づくり、ころばん体操取組団体支援など、一般介護予防事業の財源の一部としております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） それでは、そういった取り組みの中で、保険者として、介護、国保、後期高齢の各保険運営にかかわる財政的な課題についてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。私から、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の各保険の状況及び課題について、お答えいたします。

まず、介護保険の状況です。平成28年度の費用額、これは利用者負担を含めた10割の額となりますが、約39億3,300万円、平成30年度が約38億4,900万円で、その差は8,400万円、2.1%の減となっています。

次に、国民健康保険と後期高齢者医療を合わせた医療費、こちらも10割の額ですけれども、平成28年度が約98億1,900万円、平成30年度が約96億1,900万円で、約2億円、2.0%の減となっています。

介護費用、医療費ともに総額は減少していますが、介護保険におきましては、在宅及び居住系サービスの1人当たり給付月額、平成28年度が約11万9,000円、平成30年度が約12万4,000円となっており、年々増加している状況です。

また、医療費につきましても、1人当たり費用額は、平成28年度が約65万7,000円、平成30年度が約67万5,000円となっており、介護保険と同様に年々増加している状況です。

課題といたしましては、御質問の2025年問題、団塊の世代が後期高齢者へ移行し、介護認

定者数及び被保険者数が増加することによって、介護費用及び医療費が増大していくことへの懸念がございます。

本市といたしましては、健康な状態と要介護の中間の状態、フレイルと申しますけれども、このような状態にある方に対する介護予防事業、特定健診、特定保健指導から始まる生活習慣病を中心とした疾病予防、重症化予防などがますます重要になっていくものと認識をしています。その中でも医療費の増大に対しましては、特定健診の受診率の目標が60%と設定されておりますけれども、平成30年度の実績で40%程度となっておりますので、40歳以上の皆様にはぜひ特定健診、特定保健指導を受けていただいて、将来の医療費の抑制につなげる行動を起こしていただきたいと考えております。

また、特定健診の受診率が向上しますと、国民健康保険の保険者努力支援制度により国からの財政支援が受けられることとなっております。市民の皆様の健康面と市の財政面の両方に大きなメリットがありますことから、本市といたしましても特定健診の受診率向上に向け、努力をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 最近あまり聞かなくなりましたが、メタボリックシンドロームにもまだまだ気をつけていかななくてはいけませんし、成人病の予防、早期治療など、あらゆる健康上の不安への備えのためにも健診が有効といいますか、正確に理解し、適正な治療へとつながる唯一の道筋でもあるということだと考えております。ぜひ、目標60%と言わず、さらに多くの市民の方が御自分の健康に関心を持ち、長く自分らしい暮らしを地元で楽しみながら過ごしていただけますように、市民健診を御利用いただければと思います。

また、市民健診以外に市の役割、市の動きはこれからどのようなことがあるのでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、介護保険につきまして、御答弁させていただきたいと思っております。

国は成長戦略フォローアップに人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進を、新たに講ずべき具体的施策として掲げ、それに関する取り組みを先ほど御説明いたしました保険者機能強化推進交付金の指標に盛り込むことにより、強力に推進しようとしております。

掲げられたテーマは、介護予防・健康づくりの推進——健康寿命の延伸も含みますけれども、介護予防・健康づくりの推進でございます。2つ目に、保険者機能の強化、地域保健としての地域のつながり機能、マネジメント機能の強化、3つ目といたしまして、地域包括ケアシステムの推進、多様なニーズに対応した介護の提供・整備、4つ目といたしまして、認

知症共生・予防の推進、5つ目といたしまして、持続可能な制度の再構築、介護現場の革新でございます。本市におきましても、これまでの取り組みを、この方向性に沿って拡充する予定としております。

さらに新たなものとしまして、介護予防、健康づくりの一体的な推進に当たり、フレイル状態——先ほど市民部長のほうから紹介にありましたフレイル状態でございますが、適切な介入支援によるフレイル予防、住民主体の通いの場の充実、通いの場の再構築、生きがいくりの再構築等の取り組みが必要ではないかと考えております。

国が進めている高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的な実施につきましては、高齢者支援課、保健センター、保険年金課が連携し、健康寿命の延伸の取り組みなどに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御紹介いただきましたような施策に沿って、市民の皆様の健康寿命が延びて、冒頭にお話ししたような町なか交流人口がふえ、地元で社会参加され、いつまでも地域にぬくもりをつくっていただけたらうれしい限りでございます。

では、さらに4回目になりますけれども、市民の皆様が地域で元気に交流人口をふやすためにはどうしたらいいでしょうか。市民お一人お一人や地域でやっていったらいいこととは何でしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域の交流人口の活性化という御質問でございましたけれども、これにつきましても、介護保険に絡めて御答弁させていただきたいと思っております。

先ほど、牛塚議員の御質問で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、地域包括システムの構築が必要で、その中でも地域における住民同士の支え合い・互助の仕組みとして、生活支援体制整備事業について御説明をいたしました。現在、生活支援体制整備事業の第2層組織の各校区ごとへの設置と取り組み事例の研究を行っているところでございまして、今後は、高齢者のニーズの高い移動支援、買い物支援など、地域の実情に合った持続可能な取り組みを検討していただければと思っております。

なお、議員御指摘のとおり、生活支援体制整備事業の趣旨、目的につきましては、なかなか地域の方々にまだ趣旨のほうが御理解がまだ十分でございませぬので、今後も交流も含めまして、説明、御理解、御協力いただけるように努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今お話しいただきましたように、地域での横のつながり、社会参加と

いけば大仰に聞こえますが、道端でお知り合いの方とお話することや、お知り合いのおうちまで行って、お茶でも一緒に飲みながらいろんなお話をするというだけでも1つの社会参加だと思っております。きょうはちょっとどんよりしておりますが、もし青空であるならば、皆様に外に出ていただいて、社会参加の1つ、そういった交流を深めていただければと思います。

それでは、続いて3つ目の質問項目、これからの教育環境整備、多様な学びへの支援についてお尋ねします。新聞でも毎日学校関連の記事が何かしら掲載されております。中でも学びの多様化については、市長の教育分野における重要なキーワードでもあると思います。小学校・中学校教育については、基礎的な学力の習得はもちろん、クラスや学校で友達と過ごすことで義務教育終了後の社会的自立を目指し、この両方を教職員の先生方が全ての児童・生徒に御指導いただいていることと思います。

そんな中、今回の文部科学省の方針について疑問を持たれる方もおられることとは思います。子供たちの成長の多様化、生活の中の社会的困難など、それに対応を図ることが今回の方針ならば、これも教育の多様性に沿った合理的配慮を目指す改善だとは考えられないでしょうか。

社会的自立を果たすために、全ての子供たちが自発的に積極的に考え、学び、行動する最適な道や方法をしっかり判断する必要があると思います。時間的な制約を取り払い、子供と保護者の両方に気持ちに余裕を持っていただき、必要な時間をかけ考察を重ねることも同時に必要なのではないのでしょうか。

そのためにも、文部科学省からの通知にもありますように、その1つの方法として、学習支援センターの機能強化・充実が必須だと考えます。人的拡充、他職種・専門職の連携をさらに進めることを、国または文部科学省が後押しするものだと考えます。多様な学びを必要とする児童・生徒の支援として、社会的自立を目指し、人吉市においては適応指導教室を小学校、中学校に次ぐ、第3の教育機関としての役割を持たせることはできないでしょうか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

議員からもるる御紹介がありましたように、令和元年10月25日付で文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知され、不登校児童・生徒への支援の視点として2点が示されております。

1点目が、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」。2点目が、「児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」でございます。

そのための学校教育の意義・役割の中に、次のような内容が示されております。

1つ目、「児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定すること。」。2つ目は、「社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。」。3つ目は、「それぞれの可能性を伸ばせるように、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。」等でございます。

本市教育委員会におきましては、平成22年に不登校の状態にある児童・生徒の学校復帰を支援することを目的として、人吉市適応指導教室を「かがやき教室」という名称で設置いたしました。人吉市適応指導教室は、当初中学生だけでございましたが、10年目を迎えた今では、小学生も中学生と一緒に個別学習や児童・生徒間の交流等を通して、学力、コミュニケーション能力等の向上を目指すとともに、登校へのステップという位置づけとして、その役割を担っております。

しかしながら、先ほどの文部科学省からの通知文にもありましたように、不登校児童・生徒への支援のあり方については、社会の変化やニーズ等に対応すべき時期に来ていることは承知しております。

議員御指摘のとおり、人吉市適応指導教室を第3の教育機関として役割を持たせることはできないかということでございますが、人吉市適応指導教室をさらにバージョンアップするきっかけとして見直しをしていく必要があると考えております。例えば、本市教育委員会が積極的に福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たしながら、各学校が関係機関と連携しやすい体制をさらに構築する必要があること。また、人吉市適応指導教室を核として、関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童・生徒や、その保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること、等でございます。

そのためにも、日ごろから積極的に関係機関や民間施設等との情報交換また情報共有、さらには連携に努めることが重要であると考えております。課題もまだまだございますが、不登校児童・生徒の支援のあり方や多様な学びへの支援を含め、今後も一步一步できることから、着実に見直していきたいと考えております。

今回の答弁におきましては、不登校に特化したところでお答えさせていただきましたが、子供たちの成長にはいろんな過程がございますので、今後も寄り添いながら頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今御答弁いただきました、各学校が関係機関と連携しやすい体制をさ

らに構築する。また生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること。新市庁舎建設や行財政健全化の中、課題は山積していると思いますが、一步一步できることから着実に見直していきます。これ以上ない力強い御答弁をいただき、大変ありがたく思っております。その確実な一歩ずつの前進がかないますように、切にお願いしまして、また、私も最大限の努力は、協力は惜しまないことをお約束して、この質問は終わりたいと思います。

いよいよ本年最後の質問をしまります。厚生労働省が2021年実施を目指し、自治体ごとに相談を断らずに柔軟に受けとめ、一括して対応する支援体制整備を目指す最終報告を示されました。こうした流れの中で、滋賀県野洲市の相談窓口対応を行政視察してきました。30を超す部署が横断的に相談者の困りごとを生活全般にわたり解決の支援をされていました。イメージなのですが、相談体制を対面式ではなく円卓式で行政が部署を超え、ことしのキーワードですが、ワンチームで話を聞く感じがいたしました。私が議員になり、いろんな質問を多くの窓口でしてきましたけれども、職員の皆さんが一つ一つ丁寧に御説明いただき、質問は全て解消してきました。

そんな中、一般質問でも多くの質問が出ておりますが、殊に石野公園や道の駅については、大変困りました。質問の1つごとに担当部署が違うのです。行政に携わる者なら知っている当然なのかもしれません。しかし、同じ場所についての複数の質問をそれぞれの部署に行かなければならないのは、市民の皆さんにとっては大変なことだと思います。せっかく来庁されたり、お電話を下さったりした御意見も、次々話す相手が変わってしまったのでは、本来のお話がお聞きできなくなるかもしれません。現在、窓口ではどのように対応されているのか、お尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

市役所に来庁された方から、お尋ねやお問い合わせなどがあつた場合の窓口での対応でございますが、市民課の分掌事務に庁舎案内業務も入っておりますことから、市民部からお答えさせていただきます。

来庁者の方から他の部署の業務についてお尋ね等があつた場合は、担当課を確認し、御案内しております。御自分で出向くことが困難な御高齢の方などにつきましては、担当課の職員が出向いてくる場合もございますが、通常は、来庁者の方に担当課の窓口に出向いていただいているところでございます。

また、他の各部の窓口におきましても、関係部署で対応できる部分は担当課で対応し、対応できない内容につきましては、通常関係部署を御案内しているというのが現状でございます。

なお、消費生活相談を初めとした相談業務につきましては、消費生活センターに御案内し、他の部署が関係する場合につきましては、原則、関係課の職員が消費生活センターに出向き、説明を行うようにいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 野洲市の総合支援窓口はワンストップとなっています。来庁された市民が動くのではなく、職員が出向いて1カ所で対応するワンストップ窓口を、せめて新市庁舎においては設置すべきではないでしょうか。「断らず」がキーワードだと思っております。市の業務ではないものでもある程度把握しておき、対応していく必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

先ほどから、議員からお話がありました野洲市の市民生活総合支援推進事業につきましては、私も厚生委員会の行政視察に同行させていただきましたけれども、消費生活上、特に配慮が必要であると考えられる市民等への支援を、総合的、積極的に行われており、私としても大変参考となったところでございます。

議員御指摘のとおり、市民の皆様が市役所の幾つもの窓口を移動して行っている手順を1つの窓口、ワンストップで終わらせることができることは、市民の皆様の利便性が増すものであると考えております。特に、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、ひきこもりや介護、貧困など、支援や配慮が必要であると考えられる福祉分野の相談窓口のワンストップ化につきましては、行政の縦割りをなくし、断らない相談支援の窓口の設置を、厚生労働省が進めておりますように、とても重要なことであると存じております。

ワンストップ窓口サービス関連の御要望につきましては、6月議会で徳川議員から、また9月議会でおくやみコーナーの設置及びおくやみハンドブックの作成について、豊永議員から御質問をいただいているところでございます。その際に、御答弁しましたように、現状での導入はスペース等の問題もあり困難でございますけれども、新市庁舎では1階部分に窓口部門の部署が集約できますことから、総合窓口化を含め、どのような手法が市民サービスの最大限の向上につながるのか、関係部署と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

なお、おくやみハンドブックにつきましては、現在作成を進めているところでございます。

また、市の業務以外についてもある程度把握しておき、対応していくべきではないかとの御質問につきましては、把握しておく業務内容が広範囲に及ぶことに加え、個人情報保護法や地方税法等により担当課以外がデータを見ることができない業務もございますことから、非常に難しいと存じます。

しかしながら、来庁者の方の利便性を第一に考え、可能な限り1カ所で管理をすることができるよう、職員一人一人が専門知識の習得と意識改革に努め、さらなる市民サービスの向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 先ほどの対応のイメージとしてお話ししました円卓会議のような、部署を超える横のつながりで困りごとを解決していく方策は、何かほかにございますでしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

横のつながり、円卓会議のイメージで、市民の困りごとを解決していく方策について、のお尋ねでございますけれども、本市では、総合相談窓口として、人吉市消費生活センターを設置いたしております。同センターでは、訪問販売や電話勧誘等の消費者トラブルだけでなく、他の窓口や電話交換室で担当課につなぐことができない困りごとや、心配ごとなどの相談を全て受け付け、問題の整理を行い、解決につなげていく総合相談窓口として対応しており、市役所内の福祉部門や徴収部門などの担当課との連携のほか、人吉球磨地域の社会福祉協議会担当者や消費者行政担当者で構成している人吉・球磨生活支援ネットワーク、弁護士、司法書士、臨床心理士等の専門家、ハローワークやジョブカフェ球磨ランチ等の関係機関とも横断的な連携を図りながら、広域的な相談業務を行っております。

また、地域において、実際に市民から相談を受けていただいております民生委員・児童委員やくらし見守り相談員等の方々を対象に、くらし安心ネットワーク推進員養成講座を開催しており、消費生活センターへ相談をつないでいただく体制を構築し、地域での見守り体制の強化を図っております。

さらに、各町内会長の皆様には、地域よろず相談窓口取次所として、町内の方からの相談を消費生活センターへつないでいただくよう御協力いただいているところでございます。

このように、市民の皆様がどんなことでも安心して相談することができ、安心・安全な生活を送ることができるように、平成21年4月からくらし安心相談係を、同年8月から人吉市消費生活センターを設置いたしておりますが、まだ同センターを御存じでないという方も少なくないようでございます。今後も、関係機関と連携を図りながら消費生活センターの取り組み等につきましてさらなる周知に努め、市民の皆様の問題解決につなげていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 人吉市には、野洲市に負けない消費生活センターがあるという御答弁でございました。消費生活という文言からイメージする内容とは違って、人吉市にお電話等があった場合、担当課がうまくつながらない場合、よろず相談所としてあらゆる相談ごとを消費生活センターで受け付けているということでございました。私もなかなかその点はピンとこない部分でございました。今御答弁を聞いて非常に多様な市民の皆様のお困りごとに対応できる部署が人吉市にもあるんだということで、非常に納得しているところでござい

す。広く周知いただきまして、市民の皆様のいろいろなお困りごととか御心配ごとの小さな端緒を見つけていただきまして、市のサービスにつなげていただきますようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、令和の時代がスタートしたことし、議員としてもスタートいたしました。そして、ことし新市庁舎も新たなスタートを切ることができ、私にとってあらゆることが人生の再スタートと重なる、記念となる、忘れることのない年となりました。サポートしてくれる妻を初め多くの方に感謝しております。

しかし、この議員という仕事の成果は、例えば新市庁舎が50年後の未来の方たちに、あの厳しい行財政健全化の中で、よくこんな立派な庁舎を建てて残してくれたんだと。未来の方たちに、50年後に感謝されるはずだと信じて、その声を直接私たちが聞くことはできませんが、自分の信じることを来年も是々非々で議論を尽くし、市民、職員の皆様とよりよい時間と年数を重ねていけますように祈念いたしまして、本年最後の質問を終わりたいと思います。

○議長（西 信八郎君） 以上で一般質問は全て終了いたしました。

日程第12 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第12、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第100号から請第1号までの10件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和元年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第100号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記]
議第101号	令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第102号	令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第103号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第104号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第105号	令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第106号	工事請負契約の締結について	総文
議第107号	損害の賠償について	総文
議第108号	損害の賠償について	総文
請第 1号	人吉准看護学院の市からの助成金減額に対する請願	厚生

[別記]

議第100号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費）、10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費）及び3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費） 第2条 繰越明許費（8款 土木費、11款 災害復旧費） 第3条 債務負担行為の補正（7款 商工費、8款 土木費）

[提出請願件名]

請第1号 人吉准看護学院の市からの助成金減額に対する請願

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第1号 大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書

○厚生委員会

陳第3号 熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時25分 散会

令和元年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月17日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和元年12月17日 午前10時 開議

日程第1	議第106号	工事請負契約の締結について	総文
日程第2	議第107号	損害の賠償について	
日程第3	議第108号	損害の賠償について	
日程第4	議第100号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委
日程第5	議第101号	令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第6	議第102号	令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第7	議第103号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第8	議第104号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第9	議第105号	令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第10	議第109号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
日程第11	請第1号	人吉准看護学院の市からの助成金減額に対する請願	厚生
日程第12		新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第13		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第14		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第15		議員派遣について	
日程第16		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程
人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- ・ 追加日程
発議第1号 人吉市長の専決処分事項の指定について

3. 出席議員（18名）

1番 松村 太君

2番	徳川	禎郁	君
3番	池田	芳隆	君
4番	牛塚	孝浩	君
5番	西	洋子	君
6番	宮原	将志	君
7番	塩見	寿子	君
8番	高瀬	堅一	君
9番	宮崎	保	君
10番	平田	清吉	君
11番	犬童	利夫	君
12番	井上	光浩	君
13番	豊永	貞夫	君
14番	福屋	法晴	君
15番	本村	令斗	君
16番	田中	哲	君
17番	大塚	則男	君
18番	西	信八郎	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
監査委員		井上	祐太	君
教育	長	末次	美代	君
総務部	長	迫田	浩二	君
企画政策部	長	早田	吉秀	君
市民部	長	丸本	縁	君
健康福祉部	長	告吉	眞二郎	君
経済部	長	廣田	五浩	君
建設部	長	山下	正純	君
総務部	次長	小澤	洋之	君
財政課	長	植木	安博	君
秘書課	長	永田	勝巳	君
水道局	長	水野	二郎	君
教育部	長	小林	敏郎	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山	本	繁	美	君
次	長	栞	原		亨	君
庶務係	長	井	上	京	子	君
書	記	青	木	康	徳	君

○議長（西 信八郎君） 出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第106号から日程第3 議第108号まで

○議長（西 信八郎君） まず、日程第1、議第106号から日程第3、議第108号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第106号から、日程第3、議第108号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第106号工事請負契約の締結については、人吉市庁舎建設工事について、条件付一般競争入札で、契約金額は40億6,890万円で、三井住友・丸昭特定建設工事共同企業体と契約するものです。

委員から、工事車両の進入路は、来庁者と別のところを計画しているのかとの質疑に対し、進入路については、青井西間線から進入路として計画しているとの答弁。また、工事車両の進入路として、裏側の出入り口を使う考えは、との質疑に対して、裏側の出入り口は副次的な進入路として考えているが、頻繁にダンプが通るとなると、側溝のところ下がっているところがあり、何らかの手だてが必要になるので、道路管理者と協議を進めてまいりたいとの答弁。また、来庁者への安全対策として、案内看板等の計画はないのかとの質疑に、サイン計画や、必要に応じて誘導員等の配置も検討したいとの答弁。落札率が88.36%で、残り約11%を使うことができるといった考えが執行部にあるのかとの質疑に対して、突発的な案件が出てこない限りは基本的にはむやみにこれを増額する考えはないとの答弁。追加工事の考えは、との質疑に、例えば、基礎部分にもう少しコンクリートの量をふやさなければならぬといった、適切に工事をする上でやむを得ない増というものは考えられるとの答弁。契約保証金は、との質疑に、契約金額の10分の1以上の契約保証でお願いしている。現金で納めることもできるが、契約保証金にかわる担保として、有価証券や前払金保証事業会社の保証等をもって契約保証金の納付にかえることができることになっているとの答弁。

工事が早く完了した場合は、開庁を前倒しする考えはあるのかとの質疑に、前倒しで開庁する分については、前向きに検討していきたいとの答弁がっております。

意見として、地元の業者を使う部分をしっかりしていただきたい。また、行財政健全化計

画を計画される中で、市庁舎建設に関しては、身の丈に合ったような規模に縮小すべきだという反対意見がありました。

慎重審査の結果、挙手採決により、賛成多数で認めることに決しました。

次に、日程第2、議第107号損害の賠償については、平成30年11月7日午後8時5分ごろ、人吉市総合福祉センターにおいて開催された研修会の参加者が、研修会終了後、駐車場に向かって市有地内の通路を歩行中、通路横の側溝に転落し負傷した事故に関し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。賠償額は、治療費50万8,083円、その他治療関係費1万8,983円、通院交通費2,595円、諸雑費4万4,000円、休業損害44万2,904円、入通院慰謝料82万4,500円、合計184万1,065円に対して、責任割合、人吉市90%、相手方10%で、過失相殺した165万6,958円です。

審査の過程で委員から、事故から和解までの間、相手方と連絡はとっていたのかとの質疑に対して、事故後、随時、電話連絡や訪問を行ってきたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第108号損害の賠償については、令和元年8月30日午前11時45分ごろ、大畑小学校内において、刈払機を使って花壇周辺の雑草を処理した際、来客用駐車場に駐車してあった乗用車のバックドアガラスに飛び石が当たり、ガラスが破損した事故に関し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

審査の過程で委員から、資料では、作業員から被害車までの距離が20メートルとなっているが、どれくらい石が飛ぶようなものなのか、また、検証はしたのかとの質疑があり、検証はしていないが、国民生活センターから発出されている刈払機の使い方に係る文書によると、20メートルから25メートルぐらい飛ぶ可能性があり、そういう危険性はあるとの指摘があるとの答弁がっております。

また、今回の事故を受け、学校での除草作業については、市内小学校・中学校に対して、教育委員会から改めて注意喚起の通知を出しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第106号につきましては討論の要求がっておりますので、討論を行います。

まず、15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第106号工事請負契約の締結に、反対の立場から討論を行います。

41億8,600万円の予定価格であった人吉市庁舎建設工事の入札を、三井住友・丸昭特定建設工事共同企業体が36億9,900万円で落札しました。落札率は約88%であり、落札率が低かったことはよいことだと思います。

しかしながら、庁舎の規模が、さらに小さいものであったなら、落札額はさらに低いものとなり、人吉市の実質負担額もさらに低いものになったであろうと考えられます。市長は、新市庁舎建設のコストダウンを訴えて、平成27年4月に、1期目の当選を果たされました。その後、平成28年4月に熊本地震が発生し、10月より、新市庁舎の基本計画策定が始まりました。このころの財政状況はどのようなものであったのでしょうか。その1月前の9月議会に、平成27年度歳入歳出決算が議会に提案されていますが、このときの人吉市監査委員が出した人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書の結びでは、歳入総額の減収が見込まれることや、歳出においては財政需要がますます増大すること、平成32年度には、減債基金、財政調整基金が枯渇する可能性が否定できない状況であることなどを指摘しております。基本計画策定が始まった直後の平成28年12月議会の会議録を見ますと、塩見議員が、「風呂がついていない市営住宅はいかなるもののでしょうか」と質問すると、市長は、「現在の厳しい財政状況におきましては、非常に厳しい。」と答弁しています。本年6月には、行財政健全化計画が出されました。

このように、財政状況が厳しいというのであれば、防災機能を持ちながらも、床面積を抑えたり、水俣市のように上部を軽い構造にするなどの工夫を行い、身の丈に合った新市庁舎を計画すべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 次に、16番、田中哲議員の発言を許可します。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議第106号工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論を行います。

この工事請負契約の締結は、これからの人吉市民の生活をしっかりと支えていく、市政の拠点となる新市庁舎建設にかかわるものでございます。国の史跡に指定されました人吉城跡内にあり、老朽化した麓町市庁舎の移転建設問題は、建設資金問題、移転先の場所選定問題などの課題を、長年抱えてまいりました。

私が議員になりました平成15年当時、建設資金問題は、当時、協議されていた市町村合併のための合併特例債を充てることとし、場所選定問題は、私も属していました議会の市庁舎建設に関する特別委員会で、コンサルタント等の調査を踏まえ、西間別館隣接地等の3カ所に絞り込んでいました。しかしながら、市町村合併がかなわず、建設資金のめどが立たなかったという経緯がございます。

次に、この課題が動き始めた契機が、平成23年3月の東日本大震災でございました。この未曾有の大震災、日本中の地方自治体、あるいは地方議会で、他人事と捉えたところは1つもなかったことであります。本市議会におきましても、老朽化した麓町市庁舎にかわる市庁舎建設について、平成24年9月に市庁舎建設に関する特別委員会を設置し、改選後も継続して同委員会を設置し、その中で、この重要な課題を議論してきたことは、議員各位も御承知のとおりでございます。

しかしながら、その恐れていた地震、平成28年4月、熊本県におきましても震度7の地震が発生し、麓町市庁舎が被災をいたしました。私は当時、議長を仰せつかっておりましたので、市議会も、この窮地に行動しなければならないとの強い思いから、間をおくことなく、松岡市長とともに、熊本県知事並びに県議会議長に対し、熊本地震によって被災した市庁舎建てかえに伴う国の財政支援等を求めた要望を行いました。熊本地震からの復旧・復興につきましては、私たちだけではなく、多くの自治体や団体から、国・県に対して多くの声が寄せられたことと思いますが、国は、熊本地震における特例として、公共施設等総合管理計画の策定を前提として、原形復旧に加えて、行政機能強化のため増床する部分までを再建庁舎とし、その再建事業に一般単独災害復旧事業債を100%充当、最大で85.5%の地方交付税措置を行うことを決定し、本市の新市庁舎建設も、この対象としてお認めいただきました。その後、私たち市議会は、特別委員会や一般質問において、この特例措置の中で、災害に強い、今後50年、いや100年の市庁舎のありようを議論してきたことは、皆様も御承知のとおりでございます。

もし、この契約締結の議案が、本市の財政状況を問題とし反対されるとしたら、私は申し上げたいと思います。私たち議員は、これまで、市の財政状況を知らずに市庁舎建設を議論してきたのかと。ここで、市庁舎建設に関する特別委員会での細かい議論は申し上げませんが、一般単独災害復旧事業債の適用と、最大で85.5%の地方交付税措置が受けられる中で、どこまで市庁舎機能や規模が対象になるか、必要な機能が満たされているか、無駄な設備は含まれていないか、将来にわたって必要な市庁舎機能は何か、などについて、例えて申すならば針に糸を通すように、細かく一つ一つの課題について、ときには厳しい言葉で執行部と議論を重ねてきたではありませんか。なぜ、そのような議論を尽くしてきたのか。それは、議員各位が、将来に負担を残さず、今後、市政の中心となり、防災対策の拠点ともなる堅牢な市庁舎を建設するという、それぞれの市民の代表としての強い使命感があったからではないでしょうか。

今回の入札の結果を見ると、応札された特定建設工事企業体の企業努力によりまして、熊本地震で被災をされ、庁舎建設の入札を終えたほかの自治体と比較しましても、1平米当たりの建設費は低廉となっております。経済性が担保された契約内容となっております。このことは、多くの市民の皆さんにとっても喜ばしいことであると思っております。

ます。

私は、新市庁舎建設事業は、これからが第2幕であると思っております。私たちが議論してきたことが、しっかりと担保されて市庁舎が建設されていくのか、市政の拠点となる災害に強い堅牢な庁舎を次世代につないでいけるのか、このことが、次に市議会に与えられた責務であるのではないのでしょうか。そのためにも、この工事請負契約締結の議案は、これまでの市議会での議論をもとに策定された人吉市新市庁舎建設実施設計と予算に基づき、公正な入札手続等を経て提出されたものであり、私たち市議会が、引き続き、新市庁舎建設事業について責任を果たしていくためにも、速やかに工事に着手できる環境を構築するために判断を行うべきものであると考えます。

以上のような観点から、私はこの議案に賛成するものであります。以上でございます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

議第106号につきましては、起立採決といたします。

まず、議第106号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第106号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第107号から議第108号の2件について、総務文教委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第107号、議第108号は、原案可決確定いたしました。

日程第4 議第100号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第4、議第100号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 日程第4、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第4条地方債の補正につきまして、審査の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に2億8,412万1,000円を追加し、歳入予算の総額を165億4,244万9,000円とするものです。主なものとして、国庫支出金5,013万4,000円、県支出金4,301万2,000円の増額補正は、国・県の補助事業に対する負担金や補助金の交付決

定によるものなどであります。

委員からは、消防団設備整備補助金、自立支援給付費負担金、延長保育についての監査、農地中間管理機構集積協力金、社会資本整備総合交付金等について質疑がっております。

市税につきましては、令和元年度現年課税分の決算見込みによる市民税（個人所得割）1,924万3,000円の増額補正。財産収入としては、株式会社人吉球磨林業機械センター完全民営化のための行政保有株式の買い取りに伴い、有価証券売却収入として645万円が増額補正されております。なお、有価証券売却収入については、執行部より参考資料が提出されております。

諸収入として、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の平成30年度精査に伴う返還金2,649万5,000円や、宝くじ売り上げの令和元年度分配見込みである熊本県市町村振興協会交付金600万円など、合計3,249万5,000円が増額補正されております。

繰入金200万円の増額補正は、将来の地域を担う子供たちを応援する事業として、来年度からの小学校におけるプログラミング教育完全実施に向けた、タブレット端末リース等の経費に対して、人吉応援団基金から繰り入れるものです。また、繰越金につきましては、1億円増額補正されております。

次に、市債3,070万円の増額補正の主なものとして、地方道路等整備事業債の増額補正は、新市庁舎建設事業における環境整備として取り組む市道青井西間線の用地補償費に対するもののほか、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業に係る自然災害防止事業債の起債等が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 日程第4、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

債務負担行為補正の11件の追加は、令和2年度の業務委託などについて、年度内に、準備行為・入札等を行う必要があることから設定するものです。その中の広報配布等行政事務委託料2,914万7,000円の追加については、会計年度任用職員制度に伴い、町内嘱託員が廃止されるため、広報配布等の行政事務について委託するための債務負担行為を設定するものです。

審査の過程で委員から、支払う費用の計算に変更はあるのか、また、町内会長へ説明はしているのかとの質疑に対して、今までの報酬として、月額均等割で1人9,400円、それと戸別割として、広報配布戸数に103円をかけたものが町内会長の報酬という形になっており、

そのまま委託料ということで積算している。また、町内会には、役員会、理事会での説明、全町内会の6校区支部に、ことしの9月に説明をしている。今月、役員会のほうで最終の報告をすることになっており、町内会長の方には全て説明のほうは終わっているとの説明がっております。

次に、歳出予算の補正について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、人件費に係る補正のほか、人吉市予約型乗合タクシー運行補助金の最終見込みによるものです。9目情報管理費の553万円の増額補正は、プリンターインク購入など、決算見込みによるもののほか、基幹系パソコン用情報セキュリティー対策として、USBメモリ管理用ソフト等を購入するものです。委員から、補正金額の内容は、との質疑に対して、消耗品として、インクジェットプリンターインク代が220万円、基幹系のドラムカートリッジ、トナー等が14万円、備品として、USBメモリ管理用ソフトが253万円、サーバー室のスイッチ用のUPS購入費が66万円であるとの答弁がっております。

次に、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の増額補正は、消防団設備整備費補助金を活用して取り組むチェーンソー14台の購入費です。委員から、チェーンソーの講習会の開催計画はないのかとの質疑に、総合防災訓練でも丸太を切る訓練を行った。月1回の例会時にも、チェーンソーのエンジン点検を行っている状況であるとの答弁がっております。3目消防施設費の増額補正は、平成25年度に導入した、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリーの交換に要する経費で、全91局について、平成30年度から令和2年度の3カ年をかけて全て交換するものです。委員からの、バッテリー交換は定期的に発生するのかとの質疑に、大体5年で耐用期間が来るとの答弁。また、停電時にどのくらいもつのかとの質疑に、もつ時間は、大体、放送で5分、待ち受け時間55分で考えた場合、24時間以上もつことになっているとの答弁がっております。

次に、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、14節使用料及び賃借料の増額補正は、プログラミング教育に使用するタブレット端末のリース料で、大畑小学校に15台、その他の小学校に40台ずつ、計215台配備するもので、本事業は、ふるさと納税基金を活用して実施するものです。委員から、配備基準の質疑に対して、大畑小学校以外の5つの小学校では、1クラス40人を想定している。大畑小学校は、1クラス15人未満であるため15台で設定しているとの答弁がっております。5目保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、来年開催の、東京オリンピックの聖火リレー実施に伴う熊本県実行委員会への負担金で、熊本県と人吉市との負担割合は、それぞれ2分の1との説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あ

り)

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。日程第4、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の減額は、共済組合負担金の減額のほか、土地情報データ修正業務委託料の増額などに伴うものです。委員から、土地情報データ修正委託料のデータ修正の基礎は、との質疑に対し、執行部から、法務局に登録されたデータが基礎となるという答弁がありました。2目賦課徴収費の増額は、市・県民税給与支払報告書データ入力委託料の増額に伴うものです。また、債務負担行為の補正では、市・県民税特別徴収に関する綴印刷製本費は、5月1日付で発送する、当初市・県民税特別徴収税額通知書に同封するもので、税制改正に伴う校正及び契約業務に日数を要するために、準備作業を含め、債務負担行為を設定するものです。3項、1目戸籍住民基本台帳費の増額は、共済組合負担金の増額のほか、個人番号カード交付事務に使用する備品購入の増額に伴うものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の増額は、民生委員推薦会開催回数の増に伴う報酬、費用弁償、2つの特別会計への繰出金の増額などに伴うものです。また、債務負担行為の補正では、福祉総合システムリース料が、契約の締結により金額が確定されたことに伴い、限度額が変更されています。2目心身障害者福祉費の増額は、日中一時支援事業の利用件数の増加に伴う委託料の増額や、障害者医療費、障害児福祉手当、障害児通所支援事業給付費、自立支援給付費等、事業量の増加に伴う扶助費の増額などに伴うものです。

5目国民年金費の増額は、免除様式の変更に係るシステム改修委託料の増額などに伴うものです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の増額は、国・県支出金の精算金のほか、地域活動事業、延長保育促進事業、障害児保育事業、軽度障害児保育事業、放課後児童健全育成事業に係る補助金の最終見込みの増額などに伴うものです。委員から、各種補助金の補助率や補助金支出に至る一連の流れ、実績の確認方法等について質疑がありました。2目児童措置費の増額は、児童扶養手当受給者の増により事業量が増加したことによる扶助費の増額に伴うものです。3目母子福祉費の増額は、母子生活支援施設に、現在入所している世帯の入所継続等に係る扶助費の増額に伴うものです。3項生活保護費、1目生活保護総務費の増額は、共済組合負担金の増額のほか、平成30年度の生活保護に係る扶助費等国庫負担金や補助金等の精算に伴うものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の増額は、環境審議会開催回数の増に伴う報酬、費用弁償、健康管理システムのシステム改修委託料の増額などに伴うものです。

3目保健センター費の増額は、発達相談に係る心理士の確保に伴う負担金の増額に伴うものです。委員からは、心理士の人材確保に対する質疑が出され、執行部から、資格保有者自体

が少ない上に、乳幼児の発達等を診ることができる心理士の数も少ないため、人材の確保に至っていないとの答弁がありました。あわせて、委員から、圏域だけではなく、県外等にも目を向けたらどうか、などの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。日程第4、議第100号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費の増額補正の主なものは、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の、農業から退かれる場合や、経営の柱としていた作物を一部やめられる場合に、農地中間管理機構を経由して、所有農地を10年間、担い手に貸された所有者2件へ、10アール当たり1万5,000円を交付する経営転換協力金。4目畜産業費、19節負担金、補助及び交付金の、平成30年8月以降、アジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラ及び豚コレラ対策として、市内養豚農家へ、野生動物侵入防止柵の整備費の一部を助成する補助金。5目農地費、15節工事請負費の、浪床地区の水路改修及び古仏頂地区の用悪水路護岸の仮復旧に係る工事費です。審査の過程において委員から、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業の具体的な内容は、との質疑に、野生のイノシシが入らないようにするための防護策、豚舎のゲート部分の材料代、ゲートの基礎の部分に対する補助金である。補助割合は、国が2分の1、県が3分の1で、国と県をあわせて6分の5で、残りの農家負担となる補助対象部分の3分の1を市が補助し、1戸当たり上限は70万円。また、市内の対象となる養豚者数は、7農家であるとの答弁がっております。2項林業費、2目林業振興費の減額補正は、教育部所管の草木山川学校事業に係る事業費の財源として、森林環境譲与税を充てることに伴い、森林環境譲与税を財源としている消耗品費の一部から当該事業費に組み替えるためのものです。

次に、7款商工費の補正の主なものは、1項商工費、2目商工業振興業費の13節委託料を減額し、8節報償費を同額増額するものであり、（仮称）産業政策アドバイザーに係るもので、アドバイザー1名の活動に対する謝金及び旅費相当分に係る報償費です。審査の過程において委員から、（仮称）産業政策アドバイザーの役割はどのようなものかとの質疑に、市の産業政策、特にIT企業等への企業誘致や起業創業支援を推進していく際に、専門的な立場から、市長、職員及び関係する民間事業者等に対し、助言指導を行う人材であるとの答弁。

H i t - B i z の松山氏との業務の違いは、との質疑に、行政側のアドバイザーという位置

づけで、市が持たない知見を教えていただく方であり、Hit-Bizのように、中小企業に対して直接指導されるわけではないとの答弁がっております。また、委員から、アドバイスが、どう行政に反映されたのかという結果報告を議会にしてほしい。IT企業の企業誘致につながるように、しっかりと取り組んでいただきたいという意見がっております。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費の補正の主なものは、1目道路橋梁総務費、13節委託料の増額で、道路台帳更新委託料。3目道路新設改良費、15節工事請負費の増額は、中林二中線外3件の改築工事及び、のり面対策工事に要するもので、社会資本整備総合交付金事業の13節委託料、また、17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金から、それぞれ組み替えるものです。17節公有財産購入費の減額は、単独事業で行う市道青井西間線における用地購入費232万3,000円を増額するとともに、社会資本整備総合交付金事業の17節公有財産購入費から268万8,000円を、15節工事請負費へ組み替えるものです。19節負担金、補助及び交付金の増額は、国道445号における側溝整備事業、及び井ノ口町における急傾斜地崩壊対策事業に対する県営事業負担金。22節補償、補填及び賠償金の増額は、公有財産購入費と同じく、市道青井西間線における補償費2,567万7,000円を増額するとともに、社会資本整備総合交付金事業の22節補償、補填及び賠償金から798万2,000円を、15節工事請負費へ組み替えるものです。審査の過程において委員から、県営事業負担金の割合は、との質疑に、単県の側溝の新設事業は15%、急傾斜地崩壊対策事業は3分の1の負担であるとの答弁がっております。4項都市計画費の補正の主なものは、2目公園管理費、13節委託料の増額で、人吉城跡公園の樹木のうち、歩行者に危険を及ぼす支障木、及び人吉城歴史館横の倒木のおそれがある樹木の、樹木伐採等委託料。3目公園整備費の減額は、13節委託料で、石野公園舞台袖目隠し撤去委託料20万6,000円を増額するとともに、社会資本整備総合交付金の公園施設改築等設計業務委託料に係る国の内示に伴う減額、15節工事請負費1,437万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の公園施設改築等工事に係る国の内示に伴う減額です。なお、人吉城跡公園の樹木につきましては、現地視察を行っております。審査の過程において委員から、樹木伐採委託料について、金額が大きいが、どのようにしたらこのような金額になるのかとの質疑に、伐採が9本で、巨木であるため、大型クレーンで吊りながら、細かく玉切りで切っていく。また、大きいので、運搬費も、処分費もかなりかかるため、その分、費用が大きくなっているとの答弁。また、公園整備費の工事請負費の減額が大きいが、市が希望する工事がかなりできなくなるのではないのかとの質疑に、減額はある程度予想して、計画は立てている。優先順位はつけているので、優先的なものを、予算がついた額の中でやっている。できるだけ効率的にやっていきたいとの答弁がっております。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費の増額補正は、15節工事請負費で、7月13日の豪雨により被災した矢黒地区農道及び大野地区農道の災害復旧に伴う工事費です。なお、矢黒地区農道については、現地視察を行っております。3項公

共土木施設災害復旧費、3日公園施設災害復旧費、15節工事請負費の増額は、現年災公共土木施設災害復旧工事として、本年7月の梅雨前線豪雨に伴う、村山公園及び石野公園における災害復旧工事費の増額です。なお、石野公園については、現地視察を行っております。

次に、繰越明許費につきましては、8款土木費、2項道路橋梁費、地方道路等整備事業、青井西間線用地取得費1,113万2,000円は、新市庁舎建設事業の環境整備として取り組む道路改良における用地購入費及び用地補償費ですが、土地価格及び工作物等の補償費に関する交渉に不測の日数を要し、年度内での業務完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものです。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農業用施設災害復旧事業1,700万円は、農道等の災害復旧工事について、所定の工期を要し、年度内に竣工する見込みがないことから、事業費の一部を繰り越すものです。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助、公園施設災害復旧事業1,002万5,000円は、本年7月の梅雨前線豪雨に伴う、村山公園及び石野公園における災害復旧工事ですが、災害査定後の工事施工となることから、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものです。

次に、債務負担行為補正についてですが、IT企業等協創促進業務委託料、及び、公園・街路樹維持管理委託料は、いずれも、来年4月から業務委託をする必要があることから、準備行為等を年度内に行うため、設定をするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第100号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第100号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第101号から日程第9 議第105号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第5、議第101号から日程第9、議第105号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第5、議第101号から、日程第9、議第105号の5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第5、議第101号令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、システム改修経費及び保険給付費などに係る補正です。

審査の過程で委員から、歳出の1款、1項、1目一般管理費のオンライン資格確認に伴うシステム改修委託料の補助率について質疑が出され、執行部からは、基本10分の10という位置づけであるが、一部、地方交付税の措置があり、一般会計からの繰り入れの中に一部含まれているとの答弁がありました。重ねて、交付税の対象となるのはどのような事業かとの質疑もあり、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の中で、データ標準レイアウト改版ということで、マイナンバーのシステムに関するものについて、3分の2が国庫補助、3分の1が地方交付税措置の対象となるとの答弁がありました。

同じく、歳出の8款、1項、3目償還金について、委員から、県支出精算金計上の理由について質疑が出され、執行部から、特定健康診査と特定保健指導は、県負担金で実施しているが、特定健診に係る非常勤職員1名を雇用できず、予定よりも少ない月数で雇用しているため、その分の精算が発生した。受診率は上がってきており、件数が減ってきたということが理由ではないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第6、議第102号令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、平成30年度の後期高齢者の健康診査経費の精算に係る補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第7、議第103号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、人件費に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第8、議第104号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、上下水道料金徴収業務事務室改築事業業務委託料に伴う補正です。本件は、浄水苑1階に、料金徴収業務の事務室を新たに設置する、事務室改築工事業務委託料の予算を計上するもので、浄水苑は下水道施設となるため、下水道事業への委託料の支払い等があり、事務室改築工事を行う予定であるとの説明があり、このことで、現地視察も行いました。

現地視察において委員からは、引き分け窓部分をシャッターで開閉するようだが、ブラインドではないのかとの質疑が出され、執行部からは、個人情報や、釣り銭などの現金を取り扱うため、セキュリティー対策としてシャッターを使用する予定であるとの答弁がありました。来庁者は、土足で立ち入りはできないかとの質疑に対しては、2階事務所への訪問者との区別がつかないので、靴を脱いでいただき、スリッパ対応を検討。なお、スロープも設置予定であるとの答弁があり、重ねて委員から、セキュリティー関係は、詳細にわたって熟慮していただき、今後の対応をしていただきたいとの要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第9、議第105号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、人吉浄水苑等運転管理業務委託について、令和2年3月31日で契約期間が終了する

ため、新たに、令和2年度から3年間の複数年契約を行うための債務負担行為を設定するほか、上下水道料金徴収業務事務室改築工事などに伴う補正です。

審査において委員から、発生物件売却益とは、どういったものを売却したのかとの質疑に対し、執行部からは、矢黒町汚水中継ポンプ場改築工事等に伴うもので、それまで使用していた機械類・電線類など、鉄・ステンレス・銅線などの金属類の売却益であるとの答弁がありました。また、人吉浄水苑等運転管理業務委託に係る債務負担行為の補正について、委員から、委託料増額の理由の1つに、遠方監視装置更新費用の計上が上げられているが、更新費用は、毎年計上されるのかとの質疑に対し、執行部からは、ISDN回線切りかえに伴うものなので、今回限り計上となるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第101号から議第105号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第101号、議第102号、議第103号、議第104号、議第105号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第109号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第10、議第109号を議題とします。

[丸本 縁市民部長 退席]

○議長（西 信八郎君） 採決いたします。

議第109号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第109号は、選任同意することに決しました。

[丸本 縁市民部長 入場]

日程第11 請第1号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第11、請第1号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第11、請第1号人吉准看護学院の市からの助成金減額に対する請願につきまして、審査の結果を報告いたします。

本件は、令和元年10月29日に、人吉准看護学院学院長である友永和宏氏から提出されたものです。

本請願の趣旨は、人吉市行財政健全化計画に掲げられた任意団体への補助金10%削減に伴い、医療レベルの維持には多くの看護師が必要不可欠であること、人吉市医師会からの助成金が急増していること、人口流出の防止となり得ること、地域における雇用の確保が見込めること、医療経済は地方経済を支えていることの5つを理由として、人吉市医師会附属人吉准看護学院に対する補助金に関し、補助金減額の中止を求められるものです。

本委員会の審査におきましては、まず、執行部から、当該補助金支出の経緯について説明がありました。経過として、執行部で確認できる範囲ということで、昭和62年度から平成4年度までは50万円、平成5年度から平成24年度までは80万円を支出。平成25年度から平成26年度は、一律5%削減し、76万円を支出。平成27年度から本年度までは、150万円を支出しているとのことでした。

請願書の提出に至った経緯は、本年10月3日に、執行部から友永学院長に対し、人吉市行財政健全化計画について、資料に基づき説明を行い、同年10月8日に、友永学院長から医師会の理事に対し、説明をされております。その後の、同年10月29日に、医師会の岐部会長とともに、議会に対して請願書の提出がなされているものです。

次に、執行部から、平成28年度補助金審査委員会の意見の説明と、人吉准看護学院の概要説明がありました。その他、審査の添付書類として、平成30年度補助金の決算書の写しと、平成26年度から平成30年度までに一般会計から支出した補助金一覧の提出がっております。

なお、補助金審査委員会の評価は、おおむね適正でありました。また、補助金審査委員会の意見として、看護職の不足の現状、また、地元での雇用確保の点から、公金で支援する必要性は十分にあると思われる。補助金は、生徒の負担軽減を目的とした事業費として使うべきである。多くの卒業生が、地域の医療活動に貢献している。看護師が不足している現状を考えると、補助金の継続を強く感じる。教師数が定員充足の中、生徒数が約半数であることを早期に改善すべく、各中・高校等への積極的な働きかけにも補助金を支出してもよいのではないかと。少子高齢化を迎えたこの地域に、医療従事者の安定的な確保は必要不可欠であるので、補助金は必要に思う。しかしながら、定員割れは、少子化の状況でわかるものの、中途退学者を極力出さない学校としての運営努力をしていただきたいなどの説明がありました。

審査の過程で委員から、当地区は、看護師等になられる方が年々減っているが、実社会に出られた後に、他の業種から、改めて志を持って准看護学校に入学され、病院等に勤める方もおられる。そういった中で、医療レベルの維持という点では、非常に苦しい状況ではない

かと思った。今回の請願では、補助金を上げてほしいということではなく、今の補助金を守ってほしいということであった。上げてほしいということであれば、今の人吉市の財政状況では厳しいと思うが、減額という説明をされた際に、何としても減額は避けたいということだったのだろうと思う。紹介議員の説明も聞いてみたいとの意見が出され、委員会で、紹介議員の出席を諮り、田中議員と宮原議員の出席を決定いたしました。

同日、田中議員と宮原議員に、厚生委員会に出席依頼し、趣旨説明を求めました。本請願の趣旨として、人口減少、地方創生といわれているが、やはり、安全・安心に暮らすことができる地域が必要であり、そこには、地域医療がしっかりとしていることが大事だということ。また、そういった状況で、准看護学校を卒業された方が、かなりの確率で地元の医療機関等で働いておられること。一度市外に出られ、帰ってこられて、こちらで就職する際に、手に職をつけたいということで准看護学校に行かれる方も多くおられるし、ひとり親家庭等に対する高等職業訓練促進給付金を活用している方もおられる。入学者数が減っているということだが、減れば減るだけ運営費がかかるということで、今回、私たちも賛同して、当該請願に署名をしたところであるとの説明を受けました。

審査の過程で委員から、補助金審査委員会の、中途退学者を極力出さない学校としての運営努力をしていただきたい、という意見があるが、毎年、入学者に対してそれ相応の退学者がいるというデータがあった上での意見なのかという質疑があり、平成30年度は、退学者は1年生が5名、2年生が3名、休学が1年生5名、2年生が4名、復学が2年生に2名いるとの答弁。補助金審査委員会の意見にもあるように、就学を継続していく上で、負担が大きいため継続できないということにこの助成金が使われているかどうかを明確にすべきという意見があるようなので、その辺の様子やチェックはされているのかとの質疑に対し、事業費補助でお願いしたいということは、この審査会の後にお話させていただき、引き続き運営費補助となっているとの答弁。また、1年間に8人の退学の理由はいろいろあると思うが、学費負担の理由で、退学もしくは休学されているという情報は持っているのかとの質疑に対しては、退学者の何人が学費の面でという理由かどうか詳細はわかっていないとの答弁がありました。

その後、委員からは、本市は、看護科を持っている高校はない。近隣市の看護科のある学校へ流出されているという現状もある。しかし、そこに通うことができなかつた方や、社会人になられて、今一度、准看護学校に行かれて医療関係に勤務されている方も多数おられる。過去に、補助金が上がったときも、学院の経営が苦しくなってきた、生徒数の減少もあったという説明を記憶している。そのようなことを踏まえて、補助金を上げた経緯がある。今回、行財政健全化計画の説明をされた後に、このような行動をとられたということは、やはり、10%、15万円かもしれないが、されど15万円という考えがおありなのでは、と思う。10%上げてくれということなら躊躇するが、現状維持にさせていただきたいという願意であるので、

現状にてやってみて、それで、どうしても行財政健全化計画の中で難しいということであればいたし方ないと思う点もあるが、請願に賛成の立場である。また、これだけ生徒数も少なく、運営も、今後さらに大変になっていくのではないか。行財政健全化計画を示して、医師会がそれを受けて、議会に対して何とか理解してほしいというのが、この請願の趣旨であるとの意見が出され、委員会の総意として、人吉市行財政健全化計画も出されている状況ではあるが、現状を踏まえたとき、採択すべきものではないかとの意見の一致をみたところである。

ただし、その後、趣旨採択を求める意見が出されましたので、趣旨採択に対する挙手採決の結果、賛成少数でありました。その後、本請願の採択を、挙手採決により行った結果、賛成多数で採択することに決しました。

なお、本件については、人吉市議会会議規則第88条第2項の規定により執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することについて、全会一致で可決し、議長に報告しましたことを申し添えます。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

採決は、起立採決といたします。

請第1号について、委員長報告は採択であります。委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西 信八郎君） 起立全員。

よって、請第1号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第12、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。日程第12、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告を行います。

第7回新市庁舎建設に関する特別委員会を、令和元年11月26日火曜日午前10時から開催いたしました。協議事項は、人吉市庁舎建設工事に関する契約締結議案について、新市庁舎等什器整備実施計画案について、市道青井西間線改修事業に係る用地取得費等の12月補正予算案の計上についての3点について、協議をいたしました。

まず、初めに、人吉市庁舎建設工事に関する契約締結議案についてでは、1、仮契約の締結について、2、新市庁舎建設工事のスケジュールについて、3、入札後における起債償還シミュレーションについて、4、監理業務委託の新積算基準適用による予算額の増額について説明がありました。

次に、新市庁舎等什器整備実施計画案についてでは、1、什器整備実施計画策定の途中経過報告について、2、議会関連の什器整備案への意見聴取について説明がありました。

次に、市道青井西間線改修事業に係る用地取得費等の12月補正予算案の計上についてを、執行部から説明をいただきました。

委員から、工事監理業務委託料における業者選定の方法と、増額の理由について、落札業者、三井住友・丸昭特定建設工事共同企業体の実績についての質疑があり、執行部から、業者選定の方法は、高度な技術工法が用いられている工事に関しては、知識、ノウハウが必要なことが当然であるが、設計内容に精通していること、設計の意図を十分に現場に反映することができるかが業務の重要な目的となることから、随意契約も選択肢として、契約方式を決定していきたい。増額の理由については、業務報酬基準が、平成31年1月に、10年ぶりに改正され、業務委託料の算定が変更になったことが大きな要因であるとのことでした。

什器等備品整備については、見積りの根拠について質問があり、執行部から、今回の内訳は、業務委託している定価ベースの数値であるが、今回の計画策定の中で、什器リストを作成し、それに基づき、複数社から見積もりをとり、実施設計を作成していきたいとのことでした。

最後に、市道青井西間線改修工事に係る用地取得費等の12月補正予算案の計上については、安全面、騒音、電波障害について質疑があり、執行部から、5階建てということで電波障害が発生するおそれもあるが、設計時に、ある程度調査を行い、今のところ大丈夫だと思うが、今後、問題が発生したときは真摯に対応していきたいとのことでした。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第13 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第13、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。日程第13、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和元年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月29日午前10時から、人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、9番、右田宣之議員（錦町）、10番、岡田武志議員（錦町）が指名されました。日程第2、会期の決定については、11月29日開会、11月30日から12月19日までを休会とし、12月20日までとすることに決定しました。日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から、8月の令和元年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について、報告がありました。日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成30年度歳入歳出決算認定については、平成30年度決算特別委員会委員長、9番、右田宣之議員（錦町）から、審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。日程第7、議案第21号令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第22号令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第23号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第24号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第25号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第26号熊本県市町村総合事務組合の共同する事務の変更及び規約の一部変更についての6議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第11、議案第25号及び日程第12、議案第26号を除く4議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第7、議案第21号から日程第10、議案第24号の4議案について、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、令和元年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の報告を終わります。

日程第14 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第14、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第14、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和元年11月第3回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和元年11月26日火曜日午後2時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場で開催されました。

日程第1、会期の決定について、11月26日の1日間と決定し、日程第2、会議録署名議員の指名において、3番、山江村選出の立道議員、4番、錦町選出の竹田議員が指名されました。

日程第3、議案第1号平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の主なものとして、分担金及び負担金。歳出の主なものとして、消防費及び、業務用IP無線システムや本部庁舎屋上防水改修工事、消防用地購入、災害対応特殊はしご付消防自動車及び資機材一式、西分署高規格救急自動車など消防施設費、また、公債費です。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について審議、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について審議、日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について審議、日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部改正については、人吉市選出の本村議員から反対討論があり、起立採決による賛成多数で原案可決いたしました。

日程第8、議案第6号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部改正について審議、日程第9、議案第7号令和元年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）についてですが、歳入歳出予算の総額それぞれに74万1,000円を追加するものです。

日程第10、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、令和2年4月1日から、熊本県後期高齢者医療広域連合が加入することによるものです。

議案第5号を除く議案第1号から議案第8号までの議案は、全て、全会一致により原案可決いたしました。

日程第11、一般質問に、人吉市選出の本村議員が、頻発する激甚災害に備えた体制について質問が行われ、深江消防長及び内山管理者から答弁があり、終了いたしました。

以上、報告を終わります。

日程第15 議員派遣について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように、松村太議員ほか16名を派

遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（西 信八郎君） それでは、人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長より指名いたします。

選挙管理委員会委員に、堀田英雄さん、宮本昭博さん、笹本澄子さん、蔵座貴子さん、補

充員に、1番、井上亮二さん、2番、武井京子さん、3番、大瀬彦一さん、4番、松川豊さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方々を、当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました委員4名、補充員4名の方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号人吉市長の専決処分事項の指定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第1号

○議長（西 信八郎君） 発議第1号の提出者の説明を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。発議第1号人吉市長の専決処分事項の指定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号人吉市長の専決処分事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月17日

人吉市議会議長 西 信 八 郎 様

提出者 人吉市議会議員

牛 塚 孝 浩 西 洋 子

宮 原 将 志 平 田 清 吉

犬 童 利 夫 本 村 令 斗

井 上 光 浩 池 田 芳 隆

発議第1号人吉市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180条第1項の規定

により、市長において専決処分することができる事項を、1件200万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償に係る額の決定並びにこれに伴う和解及び調停に関することと定めるものであります。

以上で、人吉市長の専決処分事項の指定についての提案理由の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案可決確定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(令和元年12月第6回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年12月第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 宮 崎 保

人吉市議会議員 平 田 清 吉

人吉市議会議員 犬 童 利 夫